

資料編

資料編目次

1. 各国の警備業法	1
1.1 イギリス	2
(1) 2001年民間警備業法	2
1.2 ドイツ	54
(1) 警備業法（営業法第34条a）	54
(2) 2016年11月4日の警備業法を改正する法律	58
1.3 フランス	68
(1) 国内安全保障法第6編 民間警備活動	68
1.4 アメリカ	114
(1) 2002年民間警備雇用基準法	114
(2) ニューヨーク州1992年警備業法	120
(3) カリフォルニア州営業及び職業法3編11.5章 民間警備業法	142
(4) ワシントンD.C特別区規則17～21章 警備員及び警備業	174
2. イギリス・ドイツ現地調査記録	207
2.1 現地調査について	207
(1) 調査日程及び訪問先	207
(2) 調査記録について	207
2.2 イギリス	208
(1) イギリス警備業協会（BSIA）	208
(2) G4S	215
(3) 警備業委員会	220
(4) ロンドン警視庁（MPS）	228
(5) SECOMPLC	233
(6) Canary Wharf Private Security	238
2.3 ドイツ	240
(1) フランクフルト市警察	240
(2) 連邦警備業協会	245
(3) WISAG	252
(4) ヘッセン州経済省	255
3. 現地調査時受領資料	261
3.1 イギリス警備業委員会	261
(1) 事前質問に対する回答	261
3.2 ドイツ — フランクフルト市警察本部	266
(1) ドイツ連邦共和国内における警備業者の利用	266
3.3 ドイツ — WISAG社	273
(1) 2006年FIFAワールドカップ概略警備計画書	273
4. イギリス下院 オリンピック警備に係る報告書	283

1. 各国の警備業法

本調査研究において調査対象とした各国の警備業法を以下に示す。

翻訳対象とした各国法の原題及び邦訳は以下のとおりである。

表1-1 翻訳対象とした各国警備業法の原題と邦訳

国・州	原題	邦訳
イギリス	Private Security Industry Act 2001	2001年民間警備業法
ドイツ	・ Bewachungsgewerbe Gewerbeordnung (GewO) ・ Gesetz zur Änderungbewachungsrechtlicher Vorschriften Vom 4. November 2016	①警備業法 (営業法第34条a) ②2016年11月4日の警備業法を改正 する法律 ¹
フランス	Livre 6 du Code de la sécurité intérieure Activités Privées de Sécurité	国内安全保障法第6編 民間警備活動
アメリカ	The Private Security Officer Standards Act of 2002	2002年民間警備員雇用基準法
ニューヨーク州	Security Guard Act of 1992	1992年警備業法
カリフォルニア州	Business and Professions Code Division 3 Chapter 11.5 The Private Security Service Act	営業及び職業法3編11.5章 民間警備業法
ワシントンDC	Municipal Regulations Chapter 17-21 Security Officers and Security Agencies	特別区規則第17～21章 警備員及び警備業者

各国法の整理に際し、以下、偶数頁（左側頁）に原文を掲載し、奇数頁（右側頁）に、本調査研究における試訳を掲載した。

¹ ①に対する改正法

1.1 イギリス

(1) 2001 年民間警備業法

An Act to make provision for the regulation of the private security industry.

11th May 2001

Be it enacted by the Queen's most Excellent Majesty, by and with the advice and consent of the Lords Spiritual and Temporal, and Commons, in this present Parliament assembled, and by the authority of the same, as follows:—

The Security Industry Authority

1 The Security Industry Authority

- (1) There shall be a body corporate to be known as the Security Industry Authority (in this Act referred to as “the Authority”).
- (2) The functions of the Authority shall be—
 - (a) to carry out the functions relating to licensing and approvals that are conferred on it by this Act;
 - (b) to keep under review generally the provision of security industry services and other services involving the activities of security operatives;
 - (c) for the purpose of protecting the public, to monitor the activities and effectiveness of persons carrying on businesses providing any such services as are mentioned in paragraph (b);
 - (d) to ensure the carrying out of such inspections as it considers necessary of the activities and businesses of—
 - (i) persons engaged in licensable conduct; and
 - (ii) persons registered under section 14 as approved providers of security industry services;
 - (e) to set or approve standards of conduct, training and levels of supervision for adoption by—
 - (i) those who carry on businesses providing security industry services or other services involving the activities of security operatives; and
 - (ii) those who are employed for the purposes of such businesses;
 - (f) to make recommendations and proposals for the maintenance and improvement of standards in the provision of security industry services and other services involving the activities of security operatives;
 - (g) to keep under review the operation of this Act.
- (3) The Authority may do anything that it considers is calculated to facilitate, or is incidental or conducive to, the carrying out of any of its functions.
- (4) Without prejudice to subsection (3), the Authority may, for any purpose connected with the carrying out of its functions—
 - (a) make proposals to the Secretary of State for the modification of any provision contained in or made under this Act; and
 - (b) undertake, or arrange for or support (whether financially or otherwise), the carrying out of research relating to the provision of security industry services and of other services involving the activities of security operatives.
- (5) The Authority shall not be regarded—
 - (a) as the servant or agent of the Crown; or
 - (b) as enjoying any status, immunity or privilege of the Crown;and the property of the Authority shall not be regarded as property of, or property held on behalf of, the Crown.
- (6) Schedule 1 (which makes provision about the Authority) shall have effect.

召集された今議会における聖職上院議員と聖職以外の上院議員及び下院議員の助言と承認により、この上なく優れた女王陛下により、また、その権限によって、以下のとおり制定される。

警備業委員会

第 1 条 警備業委員会

- (1) 警備業委員会とする法人を設置する（この法律では以下、「委員会」と称する）。
- (2) 警備業委員会の機能を、下記に定める。
 - (a) 本法に基づき、許可の付与と承認に係る機能を実施すること。
 - (b) 警備業サービス及び警備員の活動に関わるその他のサービスに関する規定を概して審査下におくこと。
 - (c) 一般市民の保護を目的として、本条第(2)項(b)に掲げるあらゆるサービスを提供する事業を実施する人の活動並びに効果を監視すること。
 - (d) 必要とされる、以下に掲げる人の警備活動及び事業の調査実施を保証すること。
 - (i) 許可された行為に従事する人。
 - (ii) 第 14 条において承認を受けた警備業サービスの提供者として登録されている人。
 - (e) 以下に掲げる人による採決のため、行為、訓練及び監督水準の基準を設定又は承認する。
 - (i) 警備業サービスを提供する事業又は警備活動に関する他のサービスを実施している人。
 - (ii) 上記事業の目的のために雇用された人。
 - (f) 警備業サービス及び警備活動に関わる他のサービス提供における、基準管理及び向上のため勧告及び提案すること。
 - (g) 本法の運営を審査下におくこと。
- (3) 委員会は、そのいかなる職務の実施をも容易化する、若しくは付随的又は助長すると判断されるあらゆることを行うことができる。
- (4) 本条第(3)項の侵害が無ければ、委員会は、その職務の実施に関連するあらゆる目的のために、以下に掲げることを行うことができる。
 - (a) 本法が含む、又は本法が規定する条項の修正に係る国務大臣への提案。
 - (b) 警備業サービス及び警備活動に関与する他のサービスの条項に関する調査の実施受託、若しくはそのための準備又は（金銭的又は他の方法での）支援。
- (5) 委員会は以下に掲げるものとしては見なされない。
 - (a) 女王の召使又は代理人、又は
 - (b) 女王からいかなる地位、免責又は特権を享受するもの。委員会の財産は、女王の財産又は女王の代理として所有される財産として見なされてはならないものとする。
- (6) 附則 1（委員会についての条項）は効力を有するものとする。

2 Directions etc. by the Secretary of State

- (1) In carrying out its functions the Authority shall comply with any general or specific directions given to it in writing by the Secretary of State.
- (2) Before giving directions under subsection (1), the Secretary of State shall consult the Authority.
- (3) The Authority shall provide the Secretary of State with such information about its activities as he may request.

Licence requirement

3 Conduct prohibited without a licence

- (1) Subject to the following provisions of this Act, it shall be an offence for a person to engage in any licensable conduct except under and in accordance with a licence.
- (2) For the purposes of this Act a person engages in licensable conduct if—
 - (a) he carries out any designated activities for the purposes of, or in connection with, any contract for the supply of services under which—
 - (i) he,
 - (ii) a body corporate of which he is a director, or
 - (iii) a firm of which he is a partner,is or may be required to secure that any such activities are carried out;
 - (b) in the course of any employment of his by any person he carries out any designated activities for the purposes of, or in connection with, any contract for the supply of services under which his employer is or may be so required;
 - (c) he carries out any designated activities in accordance with directions given to him by or on behalf of a person to whom his services are supplied (whether or not for the carrying out of any such activities) by—
 - (i) a body corporate of which he is a director,
 - (ii) a firm of which he is a partner,
 - (iii) a person by whom he is employed, or
 - (iv) a person to whom he supplies his services under a contract for the purposes of which, or in connection with which, he is or may be required to work in accordance with the directions of another;
 - (d) he acts—
 - (i) in the course of any employment of his by any person, or
 - (ii) in accordance with any directions given as mentioned in paragraph (c), as the manager or supervisor of one or more individuals required in the course of their employment to engage in licensable conduct falling within paragraph (b);
 - (e) he acts—
 - (i) in the course of any employment of his by any person, or
 - (ii) in accordance with any directions given as mentioned in paragraph (c), as the manager or supervisor of individuals who are required in accordance with any such directions to engage in conduct which would be licensable conduct falling within paragraph (b) if they were required to engage in that conduct as the employees of the person to whom their services are supplied;
 - (f) he is the director of any body corporate or the partner of any firm at a time when another of the directors or partners of the body or firm, or any employee of the body or firm, engages in licensable conduct falling within any of paragraphs (a) to (e);

第2条 国務大臣による指示等

- (1)その職務の遂行に際し、委員会は、国務大臣により書面を介して与えられた一般又は特別な指示に従う。
- (2)本条第(1)項における指示を与える前に、国務大臣は委員会に協議する。
- (3)委員会は、国務大臣が求める、委員会の活動に関する情報を国務大臣に提供する。

許可要件

第3条 許可なしでは禁止される行為

- (1)本法の以下の規定を条件として、許可の下及び許可に従っている場合を除いて、いかなる許可を要する行為に従事することは違反行為とする。
- (2)本法において、以下に掲げる者は許可を要する行為に従事する。
 - (a)以下に掲げる者の下で、サービスの提供のためのいかなる契約又は契約に関連する目的のために指定されたいかなる活動を実施する者は、当該活動を実施されることを保証する又は保証を必要とされる。
 - (i)自身
 - (ii)自身が監督者の法人
 - (iii)自身が共同経営者である会社
 - (b)いかなる人による自身の雇用期間中に、自身の雇用者が必要とするサービス提供のためのいかなる契約を目的とする又はそれと関連する契約の下、指定されたいかなる活動を実施する者。
 - (c)以下の者の指示により、又はそのサービスが提供される以下の者のために、(そのような活動の実施の有無にかかわらず)指定されたいかなる活動を実施する者。
 - (i)自身が監督者の法人
 - (ii)自身が共同経営者である会社
 - (iii)自身が雇われている人
 - (iv)自身が、他者の指示に従い働くことを要求された目的又は関連する契約の下で、自身がサービスを提供する人
 - (d)以下に掲げる状況で、雇用期間中に本条第(2)項(b)に規定される許可を要する行為に従事することを要求された一人又は複数の個人の管理者又は監督者として役割を果たす者。
 - (i)いずれかの者による自身の雇用期間中、又は
 - (ii)本条第(2)項(c)で言及された指示に従う
 - (e)以下に掲げる状況で、許可を要する行為に従事する個人が、第三者にサービスを提供する被雇用者として本条第(2)項(b)に規定される許可を要する行為に従事することを要求された場合に、指示に従ってその行為に従事することを要求された個人の管理者又は監督者として役割を果たす者。
 - (i)いずれかの者による自身の雇用期間中、又は
 - (ii)本条第(2)項(c)で言及された指示に従う
 - (f)法人や会社の取締役又は共同経営者以外の者が、若しくは法人又は会社の被雇用者が本条第(2)項(a)から(e)に規定される許可を要する行為に従事する際の、法人の監督者又は会社の組合員。

- (g) he is the employer of an individual who in the course of any employment of his with that employer carries out any designated activities subject to additional controls;
 - (h) in the course of any employment of his, or for purposes connected with his being a director or partner of a body corporate or firm, he carries out designated activities subject to additional controls;
 - (i) in the course of any employment of his by any person he acts as the manager or supervisor of one or more individuals the duties of whose employment involve the carrying out of any designated activities subject to additional controls; or
 - (j) in circumstances in which it is proposed to impose a charge for the release of immobilised vehicles, he carries out on his own behalf or on behalf of another person any designated activities consisting in activities to which paragraph 3 of Schedule 2 (immobilisation of vehicles) applies.
- (3) In this Act “designated activities” means such of the activities of a security operative as are for the time being designated for the purposes of this section by an order made by the Secretary of State; and an order under this subsection may designate different activities for the purposes of different paragraphs of subsection (2).
- (4) For the purposes of this section a person shall not be treated as acting as the manager or supervisor of an individual by reason only of his giving directions to that individual in a case in which—
- (a) the directions are given on behalf of a person to whom the individual’s services are provided under a contract for services, and
 - (b) the person who under the contract provides the individual’s services or another person acting on his behalf, acts as the manager or supervisor of that individual in relation to the activities carried out by him in accordance with those directions.
- (5) Schedule 2 (which defines the activities that are to be treated as the activities of a security operative for the purposes of this Act and those which, so far as they are designated, are subject to additional controls) shall have effect.
- (6) A person guilty of an offence under this section shall be liable, on summary conviction, to imprisonment for a term not exceeding six months or to a fine not exceeding level 5 on the standard scale, or to both.

4 Exemptions from licensing requirement

- (1) If—
- (a) it appears to the Secretary of State that there are circumstances in which licensable conduct is engaged in only by persons to whom suitable alternative arrangements will apply, and
 - (b) the Secretary of State is satisfied that, as a consequence, it is unnecessary for persons engaging in any such conduct in those circumstances to be required to be licensed under this Act,
- then he may by regulations prescribing those circumstances provide that a person shall not be guilty of an offence under section 3 in respect of any conduct engaged in by him in those circumstances.
- (2) The provision that may be made by regulations under subsection (1) includes provision that a person is not to be guilty of an offence in respect of any conduct which is engaged in by him in the course of his employment by, or otherwise under the direction of, a person who is certified by the Authority in accordance with the regulations to be a person who the Authority is satisfied will secure that suitable alternative arrangements apply.
- (3) In subsections (1) and (2) references to suitable alternative arrangements are references to arrangements that the Secretary of State or, as the case may be, the Authority is satisfied are equivalent, for all practical purposes so far as the protection of the public is concerned, to those applying to persons applying for and granted licences.

- (g) 追加規制を前提として、自身の雇用期間中、雇用者と共に指定された活動を実施する個人の雇用者。
 - (h) 自身の雇用期間中に、自身が法人又は会社の監督者又は共同経営者であることに関連する目的として、追加規制に従って指定された活動を行う者。
 - (i) いずれかの者による自身の雇用期間中に、その雇用の職務に追加規制を条件として指定された活動の実施を含む一人又は複数の個人の管理者又は監督者として役割を果たす者。
 - (j) 固定された車両（不法駐車の手輪留め）の解除の責任を課することが想定される状況において、附則2の3が適用される活動からなる指定された活動を自己の裁量又は他人の代理として実施する者。
- (3) この法における「指定された活動」とは、当面の間、国務大臣の発令による本条のために指定された警備活動を意味する。そして、本項の発令は第(2)項の異なる段落における異なる活動を指すことがある。
- (4) 本条において、以下に掲げる場合には、ある個人に指示をしたという理由のみで個人の管理者又は監督者としてみなされない。
- (a) その指示が、サービス契約に基づき、ある個人のサービスが提供された人のために与えられた場合、又は
 - (b) 契約に基づいて、個人のサービス又は自身の代理として行動する第三者を提供する者が、これらの指示に従い自身により遂行された活動に関する上記個人の管理者又は監督者として役割を果たす場合。
- (5) 附則2（本法の目的で、警備活動とみなされる活動及び、その活動が指定されている限り、追加規制の対象となる活動について定義するもの）は効力を有する。
- (6) 本条において違反行為の有罪を受けた者は、略式有罪判決により6ヵ月未満の拘禁刑又は罰金標準尺度のレベル5未満の罰金又は両方に処する。

第4条 許可要件の免除

- (1) 以下に掲げる場合には、国務大臣は以下の状況を規定する規則によって、以下の状況で当該人が行ったあらゆる行為について、第3条違反の有罪にはならないことを規定することができる。
- (a) 適切な代替協定が適用される人のみにより許可を要する行為が従事される状況が国務大臣に認められた場合、及び
 - (b) 結果として、上述の状況下で許可を要する行為に従事する人が、本法において許可される必要がないと国務大臣が認めた場合。
- (2) 本条第(1)項の規則により設定された規定は、委員会が認証する者たる規定に合致していると委員会が認定した者に雇用されている、若しくはその者の指示の下にある人が、雇用期間中におけるいかなる行為に関しても違反による有罪とはならない規定を含むことができ、適切な代替協定が適用されることを保証する。
- (3) 本条第(1)項及び第(2)項における適切な代替協定への言及は、国務大臣又は事情に応じて委員会が納得するような協定への言及で、一般人の保護が関係する限り、全ての実務目的のためであり、許可を申請する及び許可が承諾された人に適用されるものと同等である。

- (4) A person shall not be guilty of an offence under section 3 in respect of any activities of his as a security operative if—
- (a) he carries out those activities in his capacity as the director of a body corporate, the partner of any firm or the employee of any person;
 - (b) he has applied to the Authority for the grant of a licence and that application is pending;
 - (c) the licence applied for would authorise him to carry out those activities and is not one he has previously been refused;
 - (d) the body, firm or, as the case may be, the employer is a person who is for the time being registered under section 14 as an approved provider of security industry services; and
 - (e) the Authority has given notice to the body, firm or employer that it has authorised that body, firm or employer to use directors, partners or employees whose applications are pending to carry out activities that consist in or include those activities.
- (5) Subsection (4) shall apply in the case of a person who carries out activities under directions given by or on behalf of another person in pursuance of a contract for the supply of the services of the first person as if the first person were an employee of the other one.

5 Offence of using unlicensed security operative

- (1) A person is guilty of an offence if—
- (a) he provides any security industry services to another;
 - (b) those services are provided wholly or partly by means of the activities of an individual as a security operative; and
 - (c) that individual's activities in connection with the provision of those services involve his engaging in licensable conduct in respect of which he is not the holder of a licence.
- (2) In proceedings against any person for an offence under this section it shall be a defence for that person to show either—
- (a) that he did not know, and had no reasonable grounds for suspecting, at the time when the activities were carried out, that the individual in question was not the holder of a licence in respect of those activities; or
 - (b) that he took all reasonable steps, in relation to the services in question, for securing that that individual would not engage in any licensable conduct in respect of which he was not the holder of a licence.
- (3) A person shall not be guilty of an offence under this section in respect of any services in so far as those services are provided by means of conduct in which a person who is not the holder of a licence is entitled to engage by virtue of section 4.
- (4) A person guilty of an offence under this section shall be liable—
- (a) on summary conviction, to imprisonment for a term not exceeding six months or to a fine not exceeding the statutory maximum, or to both;
 - (b) on conviction on indictment, to imprisonment for a term not exceeding five years or to a fine, or to both.

- (4)以下に掲げる場合、警備員としての活動に関しては、第3条違反とはならない。
- (a)組織の監督者、会社の共同経営者又は被雇用者としての能力で活動を実施した場合。
 - (b)許可承諾のために委員会に申請し、その申請を待っている場合。
 - (c)申請された許可が活動の実施に権限を与え、その許可が以前に拒否されたものでない場合。
 - (d)組織、会社又は、場合によっては雇用者が、当面の間、第14条に従い警備業サービスの認定提供者として登録されている場合、及び
 - (e)委員会が、組織、会社、雇用者に対して警備活動に監督者、共同経営者又は被雇用者を使用することができる権限を与え、それを含む又はそれからなる警備活動の実施の申請が保留中であるが、委員会が組織、会社又は雇用者に通知をした場合。
- (5)本条第(4)項は、ある者が別のある人の被雇用者であるかのように、そのある者のサービスの提供のための契約に従い、ある人による又はその人の代理による指示の下で活動を実施する者の場合に適用されるものとする。

第5条 許可なしによる警備業営業違反

- (1)以下に該当する場合は、違反かつ有罪とする。
- (a)他人にあらゆる警備業サービスを提供する場合。
 - (b)警備員として個人の活動によって警備業サービスが全体又は部分的に提供された場合。
 - (c)上記サービスの提供に関して、個人の活動において、自身が許可証を保有しておらず、許可を要する行為に従事していることを含む場合。
- (2)本条において違反のいかなる人に対する訴訟に際し、その者が以下に掲げる事項を示すのは抗弁によらなければならない。
- (a)活動を実施した時に、問題の個人が当該活動についての許可証を保有していなかったことを知らなかった、及び疑うことにつき正当な理由がなかったこと。
 - (b)当該サービスに関して、当該個人が、許可証を保有しておらず、許可を要する行為に従事していなかったことを保証する全ての適正措置を取ったこと。
- (3)第4条により、許可証を保有しない人が従事する権利を与えられた行為により提供されたサービスである限りは、そのサービスについての本条の違反は有罪とはならない。
- (4)本条において違反で有罪となった者は、以下に掲げる処罰を受ける。
- (a)略式有罪判決(summary conviction)により、6ヵ月未満の拘禁刑又は法定の上限を超えない罰金、又はその両方。
 - (b)起訴判決(conviction on indictment)により、5年未満の拘禁刑又は罰金、又はその両方。

6 Offence of using unlicensed wheel-clampers

- (1) A person who is an occupier of any premises is guilty of an offence if—
 - (a) any individual carries out, in relation to vehicles on those premises, any designated activities consisting in activities to which paragraph 3 of Schedule 2 (immobilisation of vehicles) applies;
 - (b) the carrying out of those activities involves that individual's engaging in licensable conduct in respect of which he is not the holder of a licence; and
 - (c) those activities are carried out with the permission of that occupier or for the purposes of, or in connection with, any contract for the supply of services to him.
- (2) In proceedings against any person for an offence under this section it shall be a defence for that person to show either—
 - (a) that he did not know, and had no reasonable grounds for suspecting, at the time when the activities were carried out, that the individual in question was not the holder of a licence in respect of those activities; or
 - (b) that he took all reasonable steps, in relation to the carrying out of those activities, for securing that that individual would not engage in any licensable conduct in respect of which he was not the holder of a licence.
- (3) A person shall not be guilty of an offence under this section in respect of the carrying out of activities which are comprised in any conduct of an individual in which he is entitled to engage by virtue of section 4.
- (4) A person guilty of an offence under this section shall be liable—
 - (a) on summary conviction, to imprisonment for a term not exceeding six months or to a fine not exceeding the statutory maximum, or to both;
 - (b) on conviction on indictment, to imprisonment for a term not exceeding five years or to a fine, or to both.

Licensing functions of the Authority

7 Licensing criteria

- (1) It shall be the duty of the Authority, before granting any licences, to prepare and publish a document setting out—
 - (a) the criteria which it proposes to apply in determining whether or not to grant a licence; and
 - (b) the criteria which it proposes to apply in exercising its powers under this Act to revoke or modify a licence.
- (2) The Authority may from time to time revise the document for the time being setting out the criteria mentioned in subsection (1)(a) and (b); and, if it does so, it shall publish the revised document.
- (3) The criteria set out by the Authority under this section—
 - (a) shall include such criteria as the Authority considers appropriate for securing that the persons who engage in licensable conduct are fit and proper persons to engage in such conduct;
 - (b) may include such criteria as the Authority considers appropriate for securing that those persons have the training and skills necessary to engage in the conduct for which they are licensed; and
 - (c) may also include criteria relating to such other matters as the Authority thinks fit.
- (4) In setting out any criteria or revised criteria under this section the Authority may provide for different criteria to apply—
 - (a) in relation to licences for different descriptions of licensable conduct; and
 - (b) in relation to the initial grant of a licence and in relation to a further grant to the same licensee for the purpose of renewing an earlier licence.
- (5) Criteria or revised criteria set out under this section shall not have effect for the purposes of this Act unless the Secretary of State has approved them.

第6条 許可なしによる車両の固定違反

- (1) 以下に掲げる場合、該当家屋敷の占有者は違反かつ有罪とする。
 - (a) 家屋敷にある車両に関して、附則2の3が適用される活動（車両の固定）からなる指定された活動を実施する個人。
 - (b) 許可証を保有しない者が、許可を要する個人の行為に従事することが含まれる上記活動を実施した場合。
 - (c) 上記活動が占有者の許可を得て実施された、又は占有者へのサービス提供のための契約又はそれに関する目的により実施された場合。
- (2) 本条に基づく違反のいかなる人に対する訴訟に際し、その者が以下に掲げる事項を示すのは抗弁によらなければならない。
 - (a) 活動を実施した時に、問題の個人が当該活動についての許可証を保有していなかったことを知らなかった、及び疑うことにつき正当な理由がなかったこと。
 - (b) 当該サービスに関して、当該個人が、許可証を保有していなく、許可を要する行為に従事していなかったことを保証する全ての適正措置を取ったこと。
- (3) 第4条により、従事する権利を与えられた個人の行為を含む活動の実施についての本条違反は有罪とはならない。
- (4) 本条に基づく違反で有罪となった者は、以下に掲げる処罰を受ける。
 - (a) 略式有罪判決により、6ヵ月未満の拘禁刑又は法定の上限を超えない罰金、又はその両方。
 - (b) 起訴判決により、5年未満の拘禁刑又は罰金、又はその両方。

委員会の許可付与職務

第7条 許可付与の基準

- (1) 許可の承諾前に、以下に掲げる事項に関する書類を準備し交付することは、委員会の任務とする。
 - (a) 許可承諾の是非決定に際し適用することを提案する基準、及び
 - (b) 本法において、許可を取消し又は変更する権力行使に際し適用することを提案する基準。
- (2) 委員会は時折、当面の間、本条第(1)項(a)及び(b)で言及される基準を設定する書類を改正することができる。その際、委員会は改訂版の書類を公表しなければならない。
- (3) 本条に基づいて、委員会が設定する基準は、
 - (a) 許可を要する行為に従事する人が、その行為の実行に適正な人物であることを保証するため、委員会が適切と判断する基準を含む。
 - (b) 上記人々が、許可を受けた行為の従事に必要な訓練及び技能を有していることを保証するため、委員会が適切と判断する基準を含む。
 - (c) 委員会が適切と判断するその他の事項に関する基準についても同様に含む。
- (4) 本条に従って、基準の設定又は基準の改正に際し、委員会は以下に掲げる事項の適用について、異なる基準を提供することができる。
 - (a) 許可を要する行為の異なる記述の許可。
 - (b) 以前の許可証を更新する目的で、同じ許可証保有者への許可の初期承諾及び先行許可。
- (5) 本条に従い設定された基準又は改正基準は、国務大臣の承認がなければ、本法のために効力を持たない。

- (6) The publication in accordance with this section of any document setting out any criteria or revised criteria must be in such manner as the Authority considers appropriate for bringing it to the attention of the persons likely to be affected by it.

8 Licences to engage in licensable conduct

- (1) The Authority may, on an application made to it, grant to the applicant a licence to engage in any such licensable conduct as may be described in the licence.
- (2) An application to the Authority for the grant of a licence—
- (a) must be in such form, and
 - (b) must be accompanied by such information, as may be prescribed.
- (3) In determining whether or not to grant a licence the Authority shall apply the criteria for the time being applicable under section 7.
- (4) The Authority may refuse to grant a licence until—
- (a) it has been satisfied as to the identity of the applicant in such manner as may be prescribed;
 - (b) the applicant has supplemented his application with such further information (if any) as the Authority may request after receiving the application; and
 - (c) the Authority has been able to carry out such further inquiries (if any) in relation to the applicant as it considers appropriate.
- (5) A licence granted by the Authority to engage in any description of licensable conduct—
- (a) must be in such form,
 - (b) must contain such information, and
 - (c) must be granted on such conditions, as may be prescribed in relation to licences to engage in that description of licensable conduct.
- (6) Such a licence may be granted subject to such conditions, in addition to the prescribed conditions, as the Authority considers appropriate in relation to the licence in question.
- (7) On the making of an application for the grant of a licence, the applicant shall pay to the Authority such fee as may be prescribed.
- (8) Subject to section 10, a licence shall remain in force—
- (a) except in a case to which paragraph (b) applies, for a period of three years beginning with the day on which it is granted; and
 - (b) in any case for which provision as to the duration of the licence is made by the Secretary of State by order, for such other period beginning with that day as may be specified in the order.

9 Licence conditions

- (1) The power of the Secretary of State to prescribe the conditions on which a licence must be granted and the power of the Authority to impose additional conditions for such a licence shall include power to prescribe or impose—
- (a) conditions containing requirements as to the training, registration and insurances which the licensee is to undergo, or to maintain, while the licence remains in force;
 - (b) conditions as to the manner in which the licensee is to carry out specified activities of a security operative that he is licensed to carry out;
 - (c) conditions imposing obligations as to the production and display of the licence;
 - (d) conditions imposing obligations as to the information to be provided from time to time by the licensee to the Authority; and

- (6)本条に従い、基準又は改正基準を設定するあらゆる書類の公表は、その基準の影響が及ぶであろうと思料される人の注意を喚起するために適切であると委員会が判断した方法によらなければならない。

第8条 許可を要する行為に従事するための許可

- (1)委員会は申請者に対し、提出された申請について、許可証に記載されている行為に従事するための許可を承諾することができる。
- (2)許可承諾のための委員会への申請は、
- (a)規定された様式により、
 - (b)規定された情報を具備しなければならない。
- (3)許可承諾の是非決定に際し、委員会は当面の間、第7条における適用可能な基準を適用する。
- (4)委員会は、以下に掲げる状況の間は許可の承諾を拒否することができる。
- (a)規定されている方法で申請者の身元が確認されるまで。
 - (b)委員会が申請受領後に要求する追加情報を申請者が補足するまで。
 - (c)申請者について、委員会が適切とみなす追加調査を実施するまで。
- (5)許可を要する行為の記述内容に従事するために、委員会が承諾した許可は、
- (a)規定された様式により、
 - (b)規定された情報を具備し、
 - (c)規定された条件で承諾されたものでなければならない。
- (6)上記許可は、規定される条件に加えて、委員会が問題となっている許可について適切とみなす条件を前提として承諾されることがある。
- (7)許可承諾のための申請において、申請者は規定される金額を支払う。
- (8)第10条を前提として、以下に掲げる場合、許可は有効とする。
- (a)本条(8)項(b)が適用される場合を除いて、承諾された日からの3年間、及び
 - (b)許可期間についての条項が命令により国務大臣によって制定された場合、期間は命令に明記される日から起算される。

第9条 許可要件

- (1)許可が承諾される要件を規定する国務大臣の権力及びその許可に追加要件を課す委員会の権力は、以下に掲げる事項を規定又は課す権力を含む。
- (a)許可が有効な間に、許可証保有者が受け、又は継続する訓練、登録及び保険についての要求を含む要件。
 - (b)許可証保有者が、実施を許可された警備の特定の活動を実施する様態についての要件。
 - (c)許可証の提示と表示についての義務を課す要件。
 - (d)時あるごとに、許可証保有者が委員会に提供すべき情報についての義務を課す要件。

- (e) such other conditions (whether or not relating to the criteria that would be applied by the Authority in determining whether to grant the licence) as the Secretary of State or the Authority thinks fit.
- (2) The conditions that may be prescribed or imposed in relation to any description of licence may include conditions imposing obligations on a licensee by reference to requirements made or directions given by the Authority.
- (3) In relation to a licence authorising licensable conduct falling within subsection (2) (g) of section 3, the references in subsection (1) of this section to the licensee include references to any of his employees who carry out any designated activities subject to additional controls.
- (4) Any person who contravenes the conditions of any licence granted to him shall be guilty of an offence and liable, on summary conviction, to a term of imprisonment not exceeding six months or to a fine not exceeding level 5 on the standard scale, or to both.
- (5) In proceedings against any person for an offence under subsection (4) it shall be a defence for that person to show that he exercised all due diligence to avoid a contravention of the conditions of the licence.

10 Revocation and modification of licences

- (1) The Authority may by notice in writing to the licensee modify or revoke any licence granted to him (including any of the conditions of that licence).
- (2) In determining whether or not to modify or revoke a licence, the Authority shall apply the criteria for the time being applicable under section 7.
- (3) The modifications that may be made under this section include one suspending the effect of the licence for such period as the Authority may determine.

11 Appeals in licensing matters

- (1) Where—
 - (a) an application for a licence is refused,
 - (b) a licence is granted subject to conditions imposed under section 8(6), or
 - (c) a licence is modified or revoked,the applicant or, as the case may be, the holder of the licence may appeal to the appropriate magistrates' court against the Authority's decision to refuse to grant the licence, to impose those conditions or, as the case may be, to modify or to revoke the licence.
- (2) An appeal under subsection (1) must be brought before the end of the period of twenty-one days beginning with the day on which the decision appealed against was first notified to the appellant by the Authority.
- (3) For the purposes of subsection (1) the appropriate magistrates' court is the magistrates' court for the petty sessions area in which is situated, as the case may be—
 - (a) the address for the appellant that has been supplied for the purpose of being recorded (if a licence is granted) in the register maintained under section 12; or
 - (b) the address for the appellant that is for the time being recorded in that register.
- (4) Where a magistrates' court makes a decision on an appeal under subsection (1), an appeal to the Crown Court may be brought against that decision either by the Authority or by the person on whose appeal that decision was made.
- (5) A court to which an appeal is brought under this section shall determine the appeal in accordance with the criteria for the time being applicable under section 7.

- (e) 国務大臣又は委員会が適切であると考慮する他の要件（許可の申請承諾の是非決定に際し、委員会が適用する基準に関するもの）。
- (2) 許可証の記載内容に関して規定又は課される要件は、委員会による要求又は指示を参照することにより、許可証保有者に課される義務要件を含むことができる。
- (3) 第3条第(2)項(g)に該当する許可を要する行為を承認する許可に関して、本条第(1)項の許可証保有者とは、追加規制を前提として指定された活動を実施する被雇用者を含む。
- (4) 承諾された許可の要件を違反するいかなる者は、違反かつ有罪となり（法的責任があり）、略式有罪判決により、6ヵ月未満の拘禁刑又は罰金標準尺度におけるレベル5未満の罰金、又はその両方に処される。
- (5) 本条第(4)項に基づく違法行為者に対する手続きにおいて、その人が許可要件の違反を避けるために相当な注意を払ったことを証明するのは、抗弁によらなければならない。

第10条 許可の取消並びに変更

- (1) 委員会は、許可証保有者に書面通知により、承諾されたいかなる許可の変更又は取消をすることができる（許可の要件も含む）。
- (2) 許可の変更又は取消の決定に際し、委員会は当面の間、第7条において適用可能な基準を適用する。
- (3) 本条において行われる変更は、委員会が決定することができる期間の許可証の発効の停止を含む。

第11条 許可申請に関する訴願

- (1) 以下に掲げる状況において、申請者又は、場合によっては、許可証保有者は、委員会による許可承諾拒否、条件強要又は、場合によっては、許可の変更又は取消の決定に対して適切な治安判事裁判所（magistrate's court）へ訴願することができる。
 - (a) 許可の申請が拒否された場合
 - (b) 第8条(6)において課された要件を前提とし、許可が承諾された場合、又は
 - (c) 許可が変更又は取消された場合
- (2) 本条第(1)項に基づく訴願は、委員会により反対決定が最初に申立人に通知された日から起算して21日以内に提起されなければならない。
- (3) 本条第(1)項における適切な治安判事裁判所（magistrate's court）とは、以下に掲げる場所の、小治安裁判所が設置されている治安判事裁判所とする。
 - (a) （許可が承諾されていた場合は、）第12条において管理された登録簿への記録のため提供された申立人の住所、又は
 - (b) 当面の間、上記登録簿に記録されている申立人の住所。
- (4) 本条第(1)項において、治安判事裁判所が判決を下す場合、委員会又は判決が下された申立人により、裁判所の判決に対して刑事法院への上訴が起こることがある。
- (5) 本条に基づき訴訟が提起された裁判所は、当面の間、第7条において適用可能な基準に従い、訴訟を決定する。

- (6) Where an application for the grant of a licence by way of a renewal is refused or a licence is revoked, the licence to which the application or revocation relates shall be deemed to remain in force—
- (a) for the period during which an appeal may be brought under subsection (1);
 - (b) for the period from the bringing of any such appeal until it is determined or abandoned;
 - (c) for the period from any determination on appeal that a licence should be granted until effect is given to that determination, or it is overturned on a further appeal;
 - (d) during any such period as the appropriate magistrates' court or the Crown Court may direct, pending an appeal from a determination made on an appeal to that magistrates' court.

12 Register of licences

- (1) It shall be the duty of the Authority to establish and maintain a register of persons licensed under this Act.
- (2) The Authority shall secure that the register contains particulars of every person who for the time being holds a licence.
- (3) The particulars that must be recorded in every entry in the register relating to the holder of a licence are—
 - (a) the name of the holder of the licence;
 - (b) an address for the holder of the licence which satisfies the prescribed requirements;
 - (c) the time when the licence will cease to have effect unless renewed; and
 - (d) the terms and other conditions of his licence.
- (4) It shall be the duty of the Authority to ensure that such arrangements are in force as it considers appropriate for—
 - (a) allowing members of the public and such other persons as it thinks fit to inspect the contents of the register; and
 - (b) securing that such publicity is given to any modification or revocation of a licence as will bring it to the attention of persons likely to be interested in it.
- (5) The Authority may impose such fee as it considers reasonable for allowing a person to inspect the register or to take a copy of any part of it.

13 Licensing at local authority level

- (1) The Secretary of State may by order make provision for local authorities to carry out some or all of the Authority's relevant licensing functions in relation to such cases and such areas, and for such purposes, as may be specified or described in the order.
- (2) References in this section to the Authority's relevant licensing functions are references to such of its functions under this Act (other than section 7) as relate to the grant, revocation or modification of licences to engage in any such licensable conduct as will or may involve, or relate to, the carrying out of activities to which paragraph 8 of Schedule 2 (door supervisors etc. for public houses and clubs and comparable venues) applies.

- (6)更新を目的として、許可承諾申請が拒否又は許可が取消された場合、申請又は取消が関与する許可は以下に掲げる期間は引き続き有効とみなされる。
- (a)本条第(1)項に基づき訴訟が持ち込まれている期間
 - (b)訴訟の持込みから、それが決定又は破棄されるまでの期間
 - (c)許可が承諾されるべき旨の決定から、その決定の効力が発生するまで、又はさらなる訴訟により決定が覆るまでの期間
 - (d)適切な治安判事裁判所又は刑事法院が治安判事裁判所での決定を待つよう指示した期間。

第12条 許可証の登録

- (1)本法に基づき、許可を受けた人々の登録簿を作成し管理することは、委員会の任務とする。
- (2)委員会は、当面の間許可証を保有する全ての人の詳細情報を登録簿に含むことを保証する。
- (3)登録簿に記載される許可証保有者に関する各々の詳細情報は以下のとおりとする。
 - (a)許可証保有者の氏名
 - (b)規定要件を満たす許可証保有者の住所
 - (c)更新されなければその許可証の効力を失う日付（失効日）
 - (d)許可証の諸条件
- (4)以下に掲げる事項のために、委員会が適切と判断する協定が有効であることを保証するのは、委員会の任務とする。
 - (a)一般人及び委員会が適切と考える他の人々が登録簿の内容を調査することを許可すること、及び
 - (b)許可証の変更又は取消に関心を持つ可能性のある人々の注意を引くような公表をすることを保証すること。
- (5)委員会は、登録簿の調査又はその一部の写しを取ることを許可するために、委員会が相当と判断する手数料を課することができる。

第13条 地方自治体における許可の付与

- (1)国務大臣は、命令により、その命令に規定又は記載される事例及び場所、そしてその目的に関する委員会の許可発行業務に関連する一部、若しくは全ての職務の遂行を地方自治体が行える条項の作成をすることができる。
- (2)本条が言及する委員会の許可発行業務とは、本法（第7条を除く）に基づき、附則2の8が適用する活動の実施に関する又は関連するであろう許可を要する行為（公的家屋、クラブ及びその他類似する現場のドア・スーパーバイザー（入口の監視）等）に従事するための許可の承諾、取消、又は変更についての委員会の任務とする。

- (3) An order under this section may—
 - (a) impose such conditions and requirements in respect of the carrying out of any of the Authority’s relevant licensing functions by a local authority as the Secretary of State thinks fit;
 - (b) provide for any of those conditions or requirements to be framed by reference to directions given by the Secretary of State in accordance with the order;
 - (c) provide for any of the powers exercisable by a local authority by virtue of such an order to be exercisable concurrently in relation to the same case by the Authority and that local authority; and
 - (d) authorise a local authority to retain any fee paid to them by virtue of section 8(7).
- (4) Section 11 shall apply in relation to a decision made by a local authority in accordance with an order under subsection (1) as it applies in relation to a decision of the Authority; and where it so applies it shall have effect as if the references in subsections (2) and (4) of that section to the Authority were a reference to the local authority that made the decision in question.
- (5) The Secretary of State may by order make such provision repealing or modifying the provisions of any local enactment as he considers appropriate in consequence of the coming into force of any of the provisions of this Act or of an order under subsection (1).
- (6) The Secretary of State shall consult the Authority before making an order under this section.
- (7) In this section “local authority” means—
 - (a) the council for any county or district in England other than a metropolitan county the districts comprised in which are districts for which there are councils;
 - (b) the council for any London borough;
 - (c) the Common Council of the City of London;
 - (d) the Council of the Isles of Scilly;
 - (e) the council for any county or county borough in Wales.

Approved contractors

14 Register of approved contractors

- (1) It shall be the duty of the Authority to establish and maintain a register of approved providers of security industry services.
- (2) The Authority shall secure that the register contains particulars of every person who is for the time being approved under any arrangements in force under section 15.
- (3) The particulars that must be recorded in every entry in the register relating to an approved person are—
 - (a) the name of that person;
 - (b) an address for that person which satisfies the prescribed requirements;
 - (c) the services in respect of which that person is approved;
 - (d) the time when the approval will cease to have effect unless renewed; and
 - (e) the conditions of the approval.
- (4) It shall be the duty of the Authority to ensure that such arrangements are in force as it considers appropriate for—
 - (a) allowing members of the public to inspect the contents of the register; and
 - (b) securing that such publicity is given to any modification or withdrawal of an approval as will bring it to the attention of persons likely to be interested in it.
- (5) The Authority may impose such fee as it considers reasonable for allowing a person to inspect the register or to take a copy of any part of it.

- (3)本条における命令は以下に掲げるものとする。
- (a)地方自治体による委員会の許可発行業務に関する実施について、国務大臣が適切と判断する条件や要求を課すこと。
 - (b)命令に基づき国務大臣が与える指示により構成される上記条件や要求を規定すること。
 - (c)委員会と地方自治体が同一事例に関して、同時に行使できる命令により、地方自治体が行使できるあらゆる権限を規定すること。
 - (d)第8条(7)により地方自治体あらゆる支払済手数料を保持することに権限を与えること。
- (4)第11条の規定は、委員会の決定に関連して適用される本条第(1)項に基づく命令に従って地方自治体下した判断に関連して適用される。そのように適用される場合は、同条の第(2)項及び第(4)項の委員会への言及は、問題となっている決定を下した地方自治体への言及であるかのような効力を発するものとする。
- (5)国務大臣は、命令により、本法の規定又は本条第(1)項に基づく命令のいずれかが効力を生じた結果として適切とみなされる自治立法の規定を廃止又は変更することができる。
- (6)国務大臣は本条における命令の前に委員会に相談するものとする。
- (7)本条における「地方自治体」とは、以下のものをいう。
- (a)地方議会がある区を含む都市州を除く、イングランド内の全ての郡又は地区の地方議会
 - (b)ロンドン特別区の全ての地方議会
 - (c)ロンドン市の市議会
 - (d)シリー諸島の地方議会
 - (e)ウェールズの全ての郡又は市の地方議会

認定請負企業

第14条 認定請負企業の登録簿

- (1)警備業サービスの認定提供者の登録簿を作成し、管理することは委員会の任務とする。
- (2)委員会は、第15条において有効ないかなる協定に基づいて当面の間、認定された全ての人の詳細情報を登録簿に含むことを保証する。
- (3)登録簿に記載される認定者に関する各々の詳細情報は以下のとおりとする。
 - (a)認定者の氏名
 - (b)規定要件を満たす認定者の住所
 - (c)その人物が認定されたサービス
 - (d)更新されなければその認定の効力を失う日付（失効日）、及び
 - (e)認定条件。
- (4)以下に掲げる事項のために、委員会が適切と判断する協定が有効であることを保証するのは委員会の任務とする。
 - (a)一般人が登録簿の内容を調査することを許すこと、及び
 - (b)認定の変更又は取消に関心を持つ可能性のある人々の注意を引くような公表をすることを保証すること。
- (5)委員会は、登録簿の調査又はその一部の写しを取ることを許可するために、委員会が相当と判断する手数料を課すことができる。

15 Arrangements for the grant of approvals

- (1) It shall be the duty of the Authority to secure that there are arrangements in force for granting approvals to persons who—
 - (a) are providing security industry services in England and Wales; and
 - (b) seek approval in respect of any such services that they are providing, or are proposing to provide.
- (2) The arrangements must—
 - (a) allow for an approval to be granted either in respect of all the services in respect of which it is sought or in respect of only some of them;
 - (b) ensure that an approval is granted to a person in respect of any services only if the condition for the grant of an approval is satisfied in accordance with subsection (3);
 - (c) provide for an approval granted to any person to have effect subject to such conditions (whether or not connected with the provision of the services in respect of which the approval is granted) as may be contained in the approval;
 - (d) enable a person to whom the Authority is proposing to grant an approval to refuse it if the proposal is in different terms from the approval which was sought;
 - (e) make provision for the handling of complaints and disputes which—
 - (i) are required by the conditions of an approved person's approval to be dealt with in accordance with a procedure maintained by him in pursuance of those conditions; but
 - (ii) are not disposed of by the application of that procedure;
 - (f) provide for an approval to cease to have effect (unless renewed)—
 - (i) except in a case to which sub-paragraph (ii) applies, at the end of the period of three years beginning with the day on which it is granted; and
 - (ii) in a case for which provision as to the duration of the approval is made by the Secretary of State by order, for such other period beginning with that day as may be specified in the order;
 - (g) provide for the modification and withdrawal of approvals.
- (3) The condition that must be fulfilled before an approval is granted to any person is that the Authority is satisfied that he—
 - (a) will comply, in providing the services in respect of which he is approved, with such technical and other requirements as may be prescribed;
 - (b) is a person in relation to whom such other requirements as may be prescribed are, and will continue to be, satisfied;
 - (c) is, and will continue to be, able and willing to comply with any requirements that the Authority is proposing to impose by means of conditions of the approval; and
 - (d) is otherwise a fit and proper person to be approved in respect of those services.
- (4) Regulations made by virtue of paragraph (a) or (b) of subsection (3) may frame a requirement for the purposes of that subsection by reference to the opinion of a person specified in the regulations, or of a person chosen in a manner determined in accordance with the regulations.
- (5) The requirements which (subject to subsection (6)) may be imposed by conditions contained in an approval in accordance with the arrangements include—
 - (a) requirements to provide information to such persons, in such form, at such times and in response to such requests as may be specified in or determined under the terms of the condition;
 - (b) requirements framed by reference to the opinion or directions of a person specified in or chosen in accordance with provision contained in the conditions.

第15条 認定の承諾協定

- (1) 以下に掲げる人の認定を承諾するための有効な協定を保証することは委員会の任務とする。
 - (a) イングランド及びウェールズで警備業サービスを提供している者。
 - (b) 実際に提供している又は提供しようとしている上記サービスについて認定を求める者。
- (2) 協定は、以下のとおりとする。
 - (a) 認定が、要求された全てのサービス又はその一部について承諾されるようにしなければならない。
 - (b) 本条第(3)項に従い、認定の承諾条件を満たした場合のみ、あらゆるサービスについて該当人の認定が承諾されることを保証しなければならない。
 - (c) 認定に含まれる可能性のある効力を有する条件（認定が承諾されたサービスの規定に関連しているか否かに係わらず）を前提として、あらゆる人に承諾された認定を規定しなければならない。
 - (d) 委員会が認定を承諾しようとしている人が、その提案が求めている認定と異なる条件である場合、それを拒否することを可能にしなければならない。
 - (e) 以下に掲げる申立て及び論争処理の規定を作らなければならない。
 - (i) 認定人の承諾の条件は、その人により維持された手続きに従い、上記条件によって処理されることが要求されるが、
 - (ii) 上記手続きの適用によっては処理されないこと。
 - (f) 認定が効力を失うことを規定しなければならない（更新されない限り）。
 - (i) (ii)が適用される場合を除いて、認定が承諾された日を起算日として3年間、及び
 - (ii) 承認の期間が国务大臣の命令によって設定された規定の場合については、その日を起算日として命令が明記する期間。
 - (g) 認定の改正及び撤回を規定しなければならない。
- (3) 認定が承諾される前に満たされなくてはならない条件は、委員会が以下に掲げる事項を認めることである。
 - (a) 認定が承諾される人がサービスを提供する際に、規定された専門的又は他の要件に従っていること。
 - (b) その人物が、規定された他の要件を満たす、及び満たし続けること。
 - (c) その人物が、委員会が認定条件によって課すあらゆる要件に従うことができる、及び従う意思があること、及び
 - (d) その人物が、その他の部分で、警備業サービスについて認定されることが適切であること。
- (4) 本条第(3)項の(a)又は(b)によって制定された規則は、規則に規定された人、又は規則に従い決定した方法で選ばれた人の意見を参考とする上記規則の要件を構成することができる。
- (5) (第(6)項を前提とする) 協定に従い、認定に含まれた条件により課される要件は、以下に掲げる項目を含む。
 - (a) 係る条件下において、指示又は決定された要求事項につき、該当者に対して所定の様式で、所定の時間に情報を提供するための要件。
 - (b) 条件に含まれる条項に従い、明記又は選ばれた人の意見又は指示を参考にして構成された要件。

- (6) Nothing in the arrangements shall authorise the imposition, by conditions contained in an approval, of any requirements for—
- (a) the provision of information, or
 - (b) the maintenance of a procedure for handling complaints or disputes,
- in relation to any matter other than one appearing to the Authority to be relevant to the matters mentioned in subsection (3)(a) to (d).
- (7) Any requirement to provide information that is imposed in accordance with the arrangements on any person by the conditions of his approval shall be enforceable at the suit or instance of the Authority.
- (8) Where any arrangements under this section so provide, a person who—
- (a) seeks an approval under the arrangements,
 - (b) applies for a modification of such an approval,
 - (c) is for the time being approved under the arrangements, or
 - (d) has his approval under the arrangements modified wholly or partly in consequence of an application made by him,
- shall pay to the Authority, at such time or times as may be prescribed, such fee or fees as may be prescribed in relation to that time or those times.

16 Right to use approved status

- (1) The Authority may approve the terms in which a person who is for the time being registered under section 14 as an approved provider of security industry services may hold himself out as so registered.
- (2) A person is guilty of an offence if—
- (a) he holds himself out as registered under section 14 as an approved provider of any security industry services when he is not so registered; or
 - (b) he is so registered but holds himself out as so registered in terms that have not been approved by the Authority in relation to his case.
- (3) A person guilty of an offence under this section shall be liable—
- (a) on summary conviction, to a fine not exceeding the statutory maximum;
 - (b) on conviction on indictment, to a fine.
- (4) For the purposes of this section references in this section to a person's holding himself out as registered as an approved provider of any services include references to his holding himself out to be a person who is for the time being approved in respect of those services in accordance with arrangements under section 15.

17 Imposition of requirements for approval

- (1) The Secretary of State may by regulations provide that persons of prescribed descriptions are to be prohibited from providing prescribed security industry services unless they are for the time being approved in respect of those services in accordance with arrangements under section 15.
- (2) A person is guilty of an offence if he contravenes any prohibition imposed on him by regulations under subsection (1).
- (3) A person who—
- (a) is approved in respect of any security industry services in accordance with arrangements under section 15, and
 - (b) would be prohibited by regulations under subsection (1) from providing those services except while for the time being so approved,
- is guilty of an offence if he contravenes any of the conditions of his approval in respect of those services.

- (6)協定において、認定に含まれる条件により、委員会が本条第(3)項(a)から(d)で規定されているものに関連すると判断したもの以外について、以下に掲げる事項のための強制を許可することは一切認められない。
- (a)情報の提供、又は
 - (b)申立て又は論争処理の手続きの維持管理。
- (7)認定条件により、協定に従って課されたあらゆる人の情報を提供する要件は、委員会の控訴又は訴訟に対して法的強制力を持つものとする。
- (8)本条において、協定がそのように規定した場合、以下に掲げる人は委員会に対し、規定された時間に、その時間に関連して規定された手数料を支払う。
- (a)協定に基づいて認定を得ようとする人。
 - (b)認定の変更を申請する人。
 - (c)差し当たり協定において認定されている人。
 - (d)その人物の申請の結果として、全部又は一部が変更された協定において認定を有する人。

第 16 条 認定を使用する権利

- (1)委員会は、第 14 条に基づき認定警備業サービスの提供者として当面の間、登録されている者が、その登録をされたとしてサービスを提供することができる条件を承認することができる。
- (2)以下に掲げることを行った者は有罪とする。
- (a)登録されていないが、第 14 条に基づき認定警備業サービスの提供者として、その登録をされたとしてサービスを提供した者。
 - (b)登録はされているが、その者の状況との関連で委員会による承認を受けていない条件において、登録されたとしてサービスを提供した者。
- (3)本条で有罪とされた者は以下に掲げる処罰を受ける。
- (a)略式有罪判決により、法定の上限を超えない罰金。
 - (b)起訴、有罪判決による罰金。
- (4)本条の目的のため、本条においてあらゆるサービスに対する登録提供者を認定提供者道義なものとしてサービスを行う者への委託は、当面の間、第 15 条の下にそのサービスに関する認定を受けた者としてサービスを提供する者への委託を含む。

第 17 条 認定要件の詐称

- (1)国務大臣は規則により、規定の記載人物が、第 15 条の協定に基づき警備業サービスに関して当面の間認定されていない限り、規定される警備業サービスを提供することを禁止する旨を規定することができる。
- (2)本条第(1)項の規則により課された禁止に違反した者は有罪とする。
- (3)以下に掲げる者が警備業サービスについての認定条件に反した場合、有罪とする。
- (a)第 15 条の協定に基づき警備業サービスについて認定を受け、
 - (b)当面の間承認されている場合を除き、本条第(1)項の規則により、警備業サービスを提供することを禁止されている者。

- (4) A person guilty of an offence under this section is liable—
- (a) on summary conviction, to a fine not exceeding the statutory maximum;
 - (b) on conviction on indictment, to a fine.
- (5) The Secretary of State may by regulations make provision in relation to cases in which a person is required by regulations under subsection (1) to be approved in respect of any services in accordance with arrangements under section 15—
- (a) for the conditions that are to be contained in his approval in relation to the handling of complaints made about the provision of those services; and
 - (b) generally in relation to the arrangements under that section that are to be made for such cases.

18 Appeals relating to approvals

- (1) Where—
- (a) an application for an approval for the purposes of section 15 is refused,
 - (b) conditions are included as conditions of such an approval, or
 - (c) such an approval is modified or withdrawn,
- the applicant or, as the case may be, the approved person may appeal to the appropriate magistrates' court against the Authority's decision to refuse to grant the approval, to include those conditions or, as the case may be, to modify or to withdraw the approval.
- (2) An appeal under subsection (1) must be brought before the end of the period of twenty-one days beginning with the day on which the decision appealed against was first notified to the appellant by the Authority.
- (3) For the purposes of subsection (1) the appropriate magistrates' court is the magistrates' court for the petty sessions area in which is situated, as the case may be—
- (a) the address for the appellant that has been supplied for the purpose of being recorded (if an approval is granted) in the register maintained under section 14; or
 - (b) the address for the appellant that is for the time being recorded in that register.
- (4) Where a magistrates' court makes a decision on an appeal under subsection (1), an appeal to the Crown Court may be brought against that decision either by the Authority or by the person on whose appeal that decision was made.
- (5) Where an application for the grant of an approval by way of a renewal is refused or an approval is withdrawn, the approval to which the application or withdrawal relates shall be deemed to remain in force—
- (a) for the period during which an appeal may be brought under subsection (1);
 - (b) for the period from the bringing of any such appeal until it is determined or abandoned;
 - (c) for the period from any determination on appeal that an approval should be granted until effect is given to that determination, or it is overturned on a further appeal;
 - (d) during any such period as the appropriate magistrates' court or the Crown Court may direct, pending an appeal from a determination made on an appeal to that magistrates' court.

Entry, inspection and information

19 Powers of entry and inspection

- (1) Subject to subsections (3) and (4), a person authorised in writing for the purpose by the Authority may enter any premises owned or occupied by any person appearing to him to be a regulated person other than premises occupied exclusively for residential purposes as a private dwelling.

- (4) 本条で有罪とされた者は以下に掲げる処罰を受ける。
 - (a) 略式有罪判決により、法定の上限を超えない罰金。
 - (b) 起訴、有罪判決による罰金。
- (5) 以下に掲げる事項のため、国務大臣は規則により、第 15 条の協定に従ったあらゆるサービスに関して認定を受けることをある者が本条第(1)項の規則により要求された場合に関する条項を規定することができる。
 - (a) 上記サービスの提供についての申立て処理に関するその者の認定に含まれるべき条件で、
 - (b) 一般的に、そのような状況のために策定された第 15 条に基づく協定に関するもの。

第 18 条 認定に関する訴願

- (1) 以下に掲げる状況では、申請者又は、場合によっては、承認取得者は委員会の承認承諾拒否決定、それらの要件を含む決定又は、場合によっては、承認の変更又は撤回の決定に対して適切な治安判事裁判所に訴願することができる。
 - (a) 第 15 条の承認のための申請が拒否された場合
 - (b) 条件が、その承認の要件として含まれた場合、又は
 - (c) 承認が変更又は撤回された場合。
- (2) 本条第(1)項における訴訟は、委員会により反対決定が最初に申立人に通知された日から起算して 21 日以内にされなければならない。
- (3) 本条第(1)項における適切な治安判事裁判所とは、小治安裁判所が設置されている治安判事裁判所であるが、それは以下に掲げる場所による。
 - (a) (承認が承諾されていた場合は、) 第 14 条において管理された登録簿への記録のため提供された申立人の住所、又は
 - (b) 当面の間、上記登録簿に記録されている申立人の住所。
- (4) 本条第(1)項に基づく訴訟について、治安判事裁判所が申立人に判決を下した際は、委員会又は判決が下された申立人により、裁判所の判決に対して刑事法院への上訴が起こることがある。
- (5) 更新する目的で、承認の承諾申請が拒否された際、又は承認が撤回された際は、申請又は撤回が関与する承認は以下に掲げる期間は引き続き有効とみなされる。
 - (a) 本条第(1)項に基づき訴訟が持ち込まれている期間
 - (b) 訴訟の持込みから、それが決定又は破棄されるまでの期間
 - (c) 承認が承諾されるべき旨の決定から、その決定の効力が発生するまで、又はさらなる訴訟により決定が覆るまでの期間
 - (d) 適切な治安判事裁判所又は刑事法院が治安判事裁判所での決定を待つよう指示した期間。

立入り、調査及び情報

第 19 条 立入り及び調査の権限

- (1) 本条第(3)項及び第(4)項を前提として、委員会の目的のために書面により委員会が権限を与えた者は、規制されるべきと判断された者が所有又は占有する家屋敷に立入ることができる。但し、個人住居として専ら住居目的に占有されている家屋敷はこの限りではない。

- (2) A person authorised in writing for the purpose by the Authority may require any person appearing to him to be a regulated person to produce to him any documents or other information relating to any matter connected with—
- (a) any licensable conduct which has been or may be engaged in by the person so appearing;
 - (b) the provision by the person so appearing of any security industry services;
 - (c) any matters in respect of which conditions are imposed on the person so appearing by virtue of a licence or of an approval granted in accordance with arrangements under section 15.
- (3) A person exercising the power conferred by subsection (1) shall do so only at a reasonable hour.
- (4) A person exercising such a power shall—
- (a) comply with any reasonable request made (whether before or after entry is gained to the premises) by any person present on the premises to do any one or more of the following—
 - (i) state the purpose for which the power is being exercised;
 - (ii) show the authorisation by the Authority for his exercise of the power;
 - (iii) produce evidence of his identity;
 - (b) make a record of the date and time of his entry, the period for which he remained there and his conduct while there; and
 - (c) if requested to do so by any person present on the premises at the time of the entry, provide that person with a copy of that record.
- (5) A person is guilty of an offence if—
- (a) he intentionally obstructs any person in the exercise of any power conferred by subsection (1);
 - (b) he fails, without reasonable excuse, to comply with any requirement imposed by subsection (2); or
 - (c) he makes an unauthorised disclosure of any information obtained by him in the exercise of any power conferred by this section, or as a consequence of the exercise of any such power by another.
- (6) For the purposes of this section a disclosure of information obtained by any person as mentioned in subsection (5)(c) is authorised if, and only if, it is made—
- (a) for the purposes of the carrying out by the Authority of any of its functions under this Act; or
 - (b) for the purposes of any criminal proceedings.
- (7) A person guilty of an offence under this section shall be liable, on summary conviction, to a term of imprisonment not exceeding six months or to a fine not exceeding level 5 on the standard scale, or to both.
- (8) In this section “regulated person” means—
- (a) the holder of any licence granted under this Act;
 - (b) any person who engages in licensable conduct without being the holder of a licence under this Act;
 - (c) any person who is for the time being approved in accordance with arrangements under section 15 in respect of any services which regulations under section 17 prohibit him from providing unless so approved; or
 - (d) any person who is not so approved but provides security industry services which he is prohibited by any such regulations from providing.

20 Guidance as to exercise of power of entry

- (1) It shall be the duty of the Authority to prepare and publish a document containing its guidance as to the manner in which persons authorised to enter premises under subsection (1) of section 19 should—
- (a) exercise the power conferred by that subsection; and
 - (b) conduct themselves after entering premises in exercise of that power.

- (2) 委員会の目的のために書面により委員会が権限を与えた者は、規制されるべきと判断された者に対し、以下に掲げる事項に関するあらゆる書類又は情報を提出するように要求することができる。
- (a) 当該人によって従事されている又は従事される可能性のある許可を要する行為
 - (b) 当該人による警備業サービスの提供
 - (c) 第 15 条の協定に従い承諾された許可証又は承認により、当該人に課せられた条件についての事項。
- (3) 本条第(1)項によって与えられた権力を行使する者は、該当行為を妥当な時間帯のみに行う。
- (4) 権力を行使する者は以下に掲げる事項を行う。
- (a) 以下に掲げる事項を一つ又は複数行うために、(土地の立入りの前後を問わず) 該当する家屋敷上に存在する人による妥当な要求に従う。
 - (i) 権力が行使される目的を述べる
 - (ii) 権力行使のために、委員会による認可を見せる
 - (iii) 自己の身分証明を提供する
 - (b) 立入りや家屋敷内に留まった期間、そしてその行為の日付及び時間を記録する。
 - (c) 立入りの際に、該当する家屋敷に存在する人により要求された場合は、(b)の記録の写しをその者に提供する。
- (5) 以下に掲げる者は有罪とする。
- (a) 本条第(1)項により与えられた権力を行使する者を故意に妨害する者
 - (b) 正当な理由なしに、第(2)項が課す要求に従わない者、又は
 - (c) 本条により与えられた権力の行使、又は他者によるその権力の行使の結果として得た情報を不正開示した者。
- (6) 本条第(5)項(c)で述べたように、本条のために取得した情報の公開は、以下に掲げる場合に、又は場合のみに認められる。
- (a) 本法に基づき、委員会の任務遂行のためである場合、又は
 - (b) あらゆる刑事訴訟手続のためである場合。
- (7) 本条において有罪とされた者は、略式有罪判決において、6 ヶ月未満の拘禁刑又は罰金標準尺度におけるレベル 5 を超えない罰金、又はその両方に処される。
- (8) 本条で「規制されるべき者」とは、
- (a) 本法において承諾され、許可証を保有する者
 - (b) 本法において許可証保有者ではなく、許可を要する行為に従事している者
 - (c) 第 17 条に基づく規則により、承認されない限り提供することを禁止するサービスに関して、第 15 条に基づく協定に従い当面の間、承認されている人、又は
 - (d) 承認を受けていないが、上記規則によりその提供が禁止されている警備業サービスを提供する者。

第 20 条 立入り権限行使のための手引き

- (1) 第 19 条の第(1)項に基づき、家屋敷への立入りの権限のある者が、以下に掲げる行為をする際の様式についての手引きを含む書類を準備及び公表することは委員会の任務とする。
- (a) 第 19 条の第(1)項に規定される与えられた権力を行使すること、及び
 - (b) 権力行使に際し、家屋敷立入り後に自身の権力を行使すること。

- (2) The Authority may from time to time revise the guidance published under this section; and, if it does so, it shall publish the revised guidance.
- (3) A requirement under this section for the Authority to publish guidance or revised guidance shall be a requirement to publish it in such manner as appears to the Authority appropriate for bringing it to the attention of persons likely to be affected by it.

21 Access to enhanced criminal records certificates

In section 115(5) of the Police Act 1997 (c. 50) (matters in respect of which an enhanced criminal record certificate may be required), after paragraph (g) there shall be inserted—

“(ga) a licence under the Private Security Industry Act 2001 to engage in any such licensable conduct (within the meaning of that Act) as will or may involve, or relate to, activities to which paragraph 8 of Schedule 2 to that Act applies (door supervisors etc. for public houses and clubs and comparable venues).”

22 False information

- (1) A person is guilty of an offence if for any purposes connected with the carrying out by the Authority of any of its functions under this Act—
 - (a) he makes any statement to the Authority which he knows to be false in a material particular; or
 - (b) he recklessly makes any statement to the Authority which is false in a material particular.
- (2) A person guilty of an offence under this section shall be liable, on summary conviction, to imprisonment for a term not exceeding six months or to a fine not exceeding level 5 on the standard scale, or to both.

Supplemental

23 Criminal liability of directors etc

Where an offence under any provision of this Act is committed by a body corporate and is proved to have been committed with the consent or connivance of, or to be attributable to any neglect on the part of—

- (a) a director, manager, secretary or other similar officer of the body corporate, or
 - (b) any person who was purporting to act in any such capacity,
- he (as well as the body corporate) shall be guilty of that offence and liable to be proceeded against and punished accordingly.

24 Orders and regulations

- (1) In this Act “prescribed” means prescribed by regulations made by the Secretary of State, or determined in any such manner and by such person as may be provided for in any such regulations; and “prescribe” shall be construed accordingly.
- (2) Every power of the Secretary of State under this Act to make an order or regulations shall be exercisable by statutory instrument.
- (3) A statutory instrument containing any order or regulations made under any provision of this Act, other than one containing either—
 - (a) an order under section 26(2); or
 - (b) an order a draft of which has been approved for the purposes of paragraph 1(3) or 7(3) of Schedule 2,shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of either House of Parliament.

- (2) 委員会は、本条に基づいて公表された手引きを時々改正することができる。その場合、委員会は改正された手引きを公表する。
- (3) 委員会に手引き又は改訂版の手引きを公表させる本条の要件は、手引きにより影響が及ぶであろう利害関係人の注意を引くために委員会が適切と判断した方法により公表する要件とする。

第 21 条 犯罪記録の照会

警察法 (Police Act 1997) 第 115 条(5) (強化された刑事記録証明書が要求されることについての事項) において、(g) の後に以下の事項が挿入される。

- (ga) 2001 年民間警備業法において、同法附則 2 の 8 が適用される活動についての、又は関連する許可を要する行為 (同法の意味での) に従事するための許可 (公的家屋、クラブ及び類似する現場のドア・スーパーバイザー (ドアの監視人) 等)。

第 22 条 不正な情報

- (1) 本法で委員会の任務の実施に関連するいかなる目的のために、以下に掲げる行為をする者は有罪とする。
- (a) 委員会に対し、重要事項に間違いがあるのを知ったうえで証言をする行為、又は
- (b) 委員会に対し、重要事項が間違いである証言を大胆にする行為。
- (2) 本条で有罪とされた者は、略式有罪判決により、6 ヶ月未満の拘禁刑又は罰金標準尺度におけるレベル 5 を超えない罰金、又はその両方に処される。

補足

第 23 条 監督者等の刑事責任

本法におけるあらゆる規定の違反が法人により行われ、その違反が、以下に掲げる者の同意又は黙認により行われたことが立証される場合、またその者の過失に帰することが立証される場合は、その者 (並びに法人) は有罪となり、起訴され相応の処罰が下される。

- (a) 指揮者、管理者、秘書又はそれに類似する法人の役員、又は
- (b) その能力で違反行為をしたであろうと思われる者。

第 24 条 命令及び規則

- (1) 本法において、「規定された」とは、国務大臣によって制定された規則によって規定されたもの、又はその規則で認められた方法、並びに人によって規定されたものを意味する。そして「規定された」は状況に応じて解釈されるものとする。
- (2) 本法において、命令を発する又は規則を制定するための国務大臣の全ての権力は、規則集 (statutory instrument) により行使可能となるものとする。
- (3) 以下に掲げる事項のいずれかを含むもの以外で、本法のあらゆる条項で規定された命令及び規則を含む規則集 (statutory instrument) は、英国両院の決議に従い無効の対象となるものとする。
- (a) 第 26 条(2) の命令、又は
- (b) 附則 2 の 1 (3) 又は 7 (3) のために草案が承認された命令。

- (4) Before—
- (a) making any regulations under any provision of this Act,
 - (b) making any order under any provision of this Act other than paragraph 1(2) or 7(2) of Schedule 2, or
 - (c) laying any draft order under paragraph 1(2) or 7(2) of Schedule 2 before Parliament,
- the Secretary of State shall consult the Authority.
- (5) Any order or regulations made under any of the preceding provisions of this Act or any provision contained in a Schedule to this Act may—
- (a) make different provisions for different cases;
 - (b) contain such incidental, supplemental, consequential and transitional provision as the Secretary of State thinks fit.

25 Interpretation

- (1) In this Act—

“activities of a security operative” shall be construed in accordance with Part 1 of Schedule 2;

“activities subject to additional controls” shall be construed in accordance with Part 2 of that Schedule;

“the Authority” means the Security Industry Authority;

“contravention” includes a failure to comply, and cognate expressions shall be construed accordingly;

“designated activities” has the meaning given by section 3(3);

“director”

(a) in relation to a company (within the meaning of the Companies Act 1985 (c. 6)), includes a shadow director;

(b) in relation to any such company that is a subsidiary of another, includes any director or shadow director of the other company; and

(c) in relation to a body corporate whose affairs are managed by its members, means a member of that body corporate;

“information” includes reports, references and other documents, photographs and data of any description;

“licence” means a licence from the Authority under this Act;

“licensable conduct” shall be construed in accordance with section 3(2);

“local statutory provision” means—

(a) a provision of any local Act;

(b) a provision of any instrument in the nature of a local enactment;

(c) a provision of any instrument made under a local statutory provision;

“modification” includes amendments, additions and omissions, and cognate expressions shall be construed accordingly;

“motor vehicle” means a mechanically propelled vehicle or a vehicle designed or adapted for towing by a mechanically propelled vehicle;

“premises” includes any vehicle or moveable structure and any other place whatever, whether or not occupied as land;

- (4)以下に掲げる状況より前に、国務大臣は委員会と協議する。
- (a)本法における条項の規則の制定
 - (b)附則2の1(2)又は7(2)以外の、本法の規定における発令、又は
 - (c)附則2の1(2)又は7(2)の命令案の議会提出。
- (5)本法の前記条項で規定された命令又は規則、若しくは本法の附則に含まれる条項には、
- (a)異なる場合のための異なる条項を作り、
 - (b)国務大臣が適切だと判断する付随的、補足的、間接的、そして代替可能な条項を含むことができる。

第25条 解釈

(1)本法における

「警備活動」は、附則2の第1編に従って解釈されるものとする。

「追加規制を前提とした活動」は、附則2の第2編に従って解釈されるものとする。

「委員会」とは警備業委員会を意味する。

「違反」は、不履行を含み、同種の表現は場合に応じて解釈されるものとする。

「指定された活動」は、第3条(3)で定められた意味を持つ。

「監督者」は、

(a)会社(1985年会社法の意味での)に関しては、事実上の監督者を含む。

(b)他の会社の子会社に関しては他の会社の全ての監督者及び事実上の監督者を含む。

(c)その業務が社員によって行われている法人に関しては、「監督者」は法人の一員を指す。

「情報」は、報告書、参考及び他の書類、写真及びあらゆる記載のデータを含む。

「許可(証)」は、本法に基づく委員会による許可(証)を意味する。

「許可を要する行為」とは、第3条(2)に従って解釈されるものとする。

「地方法規条項」とは、

(a)地方法の条項

(b)自治立法の部類に入る法律文書の条項

(c)地方法規条項で定められた法律文書の条項。

「変更」は、修正、追加及び省略(削除)を含み、同種の表現は場合に応じて解釈されるものとする。

「自動車」は、機械的に推進する車両、若しくは、その車両により牽引するために計画された又は適合された車両を意味する。

「家屋敷」は、車両又は可動構造物を含み、土地として占有されているか否かを問わずいかなる場所も含む。

“relevant accountancy body” means any of the following—

- (a) the Institute of Chartered Accountants in England and Wales;
- (b) the Institute of Chartered Accountants of Scotland;
- (c) the Institute of Chartered Accountants in Ireland;
- (d) the Association of Chartered Certified Accountants;
- (e) the Chartered Institute of Management Accountants;
- (f) the Chartered Institute of Public Finance and Accountancy;

“security industry services” means services which are provided under a contract for services and in the course of which the person providing the services secures—

- (a) that the activities of a security operative are carried out; or
- (b) that a person is made available to carry out, under directions given by or on behalf of another person, any activities which will or are likely to consist of or include the activities of a security operative;

“surveillance” includes covertly listening to or recording conversations or other sounds and any method of covertly obtaining information;

“shadow director” means a shadow director as defined in section 741(2) of the Companies Act 1985;

“subsidiary” means a subsidiary as defined in section 736 of the Companies Act 1985 (c. 6);

“vehicle” includes any vessel, aircraft or hovercraft.

- (2) In this Act references, in relation to a firm, to a member of the firm include references to any person who, in relation to that firm, is liable as a partner under section 14 of the Partnership Act 1890 (c. 39) (persons liable by “holding out”).

26 Short title, commencement and extent

- (1) This Act may be cited as the Private Security Industry Act 2001.
- (2) The provisions of this Act, other than this section, shall come into force on such day as the Secretary of State may by order made by statutory instrument appoint; and different days may be appointed under this subsection for different purposes.
- (3) This Act extends to the United Kingdom for the purposes only of—
- (a) the amendment of the Police Act 1997 (c. 50) by section 21; and
 - (b) the amendments by Schedule 1 of the following enactments—
 - (i) the Public Records Act 1958 (c. 51);
 - (ii) the Parliamentary Commissioner Act 1967 (c. 13);
 - (iii) the Superannuation Act 1972 (c. 11);
 - (iv) the House of Commons Disqualification Act 1975 (c. 24);
 - (v) the Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975 (c. 25); and
 - (vi) the Freedom of Information Act 2000 (c. 36).
- (4) Subject to subsection (3), this Act extends to England and Wales only.

「関連会計会社」とは以下に掲げる全ての意味を持つ。

- (a) イングランド及びウェールズ勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
- (b) スコットランド勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants of Scotland)
- (c) アイルランド勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants in Ireland)
- (d) 勅許公認会計士協会 (the Association of Chartered Certified Accountants)
- (e) 勅許管理会計士協会 (the Chartered Institute of Management Accountants)
- (f) 勅許公共財政会計士協会 (the Chartered Institute of Public Finance and Accountants)

「警備業サービス」は、サービス契約の下で提供されたサービスを意味し、又その期間にサービスを提供する人が以下に掲げる事項を保証する。

- (a) 警備活動が実施されること、又は
- (b) 他の人により、又は他の人に代わって与えられた指示の下、警備を構成する又は警備を含む可能性のあるあらゆる活動の実施を可能にさせること。

「監視」は、極秘に会話又は他の音を聴取し、又は録音することを含み、また、極秘に情報を得るあらゆる方法をも含む。

「事実上の監督者」とは、1985年会社法第741条(2)が定義する、事実上の監督者を意味する。

「子会社(系列会社)」は、1985年会社法第736条が定義する、子会社(系列会社)を意味する。

「車両」は、大型船、航空機又はホバークラフトを含む。

(2) 本法において、会社の一員とは、会社との関係において、1890年パートナーシップ法第14条に基づいて、共同経営者としてここで言及している法的責任を有するあらゆる人を含む(「提供」により法的責任を有する者)。

第26条 法の略称、施行期日及び法の適用範囲

- (1) 本法は2001年民間警備業法と称す。
- (2) 本条を除く本法の条項は、規則集による命令により国務大臣が指定する日付にその効力を発する。そして異なる目的のため、本項で異なる日付が指定される場合がある。
- (3) 本法は、以下に掲げる事項のみの目的で、イギリス連合国に及ぶ。
 - (a) 第21条による1997年警察法の改正
 - (b) 附則1による以下に掲げる法令の改正
 - (i) 1958年公記録法 (the Public Records Act 1958)
 - (ii) 1967年議会コミッショナー法 (the Parliamentary Commissioner Act 1967)
 - (iii) 1972年公務員等退職年金法 (the Superannuation Act 1972)
 - (iv) 1975年下院欠格法 (the House of Commons Disqualification Act 1975)
 - (v) 2000年情報自由法 (the Freedom of Information Act 2000)
- (4) 第(3)項を前提として、本法はイングランド及びウェールズのみ及び及ぶ。

SCHEDULE 1

The Security Industry Authority

Membership and chairman

1

- (1) The Authority shall consist of such number of members as the Secretary of State may determine.
- (2) The appointment of a person to be a member shall be made by the Secretary of State.
- (3) The Secretary of State shall appoint one of the members of the Authority to be its chairman.

Tenure of office

2

- (1) Subject to the provisions of this Schedule, a member shall hold and vacate office in accordance with the terms of his appointment.
- (2) A person shall not be appointed as a member for more than five years.
- (3) A person may at any time resign his office as a member by notice in writing to the Secretary of State.
- (4) A person appointed as chairman of the Authority—
 - (a) shall hold and vacate that office in accordance with the terms of his appointment;
 - (b) may resign that office by notice in writing to the Secretary of State; and
 - (c) shall cease to hold that office if he ceases to be a member.

3

The Secretary of State may remove a person from office as a member or as chairman of the Authority if satisfied that—

- (a) he has without reasonable excuse failed, for a continuous period of three months, to carry out his functions as a member or (as the case may be) as chairman;
- (b) he has without reasonable excuse been absent from three consecutive meetings of the Authority;
- (c) he has been convicted (whether before or after his appointment) of a criminal offence;
- (d) he is an undischarged bankrupt or his estate has been sequestrated and he has not been discharged, or he has made an arrangement with, or granted a trust deed for, his creditors;
- (e) he has failed to comply with the terms of his appointment; or
- (f) he is otherwise unable or unfit to carry out his functions as a member or (as the case may be) as chairman.

4

A person who ceases (otherwise than by virtue of paragraph 3) to be a member or to be the chairman of the Authority shall be eligible for re-appointment.

Remuneration, pensions etc. of members

5

- (1) The Authority shall pay to its members such remuneration and allowances as the Secretary of State may determine.
- (2) The Authority shall, as regards any of its members or former members in whose case the Secretary of State may so determine, pay or make payments in respect of such pension or gratuity as the Secretary of State may determine.

附則 1 警備業委員会

会員と議長

1

- (1) 委員会は、国務大臣が決定することができる人数の会員で構成される。
- (2) 会員になる者の選任は国務大臣によって決定される。
- (3) 国務大臣は、委員会の会員の一人を議長に指名する。

在職期間

2

- (1) 附則の条項を前提として、会員は、任期期間に従い、職を保持し、及び退く。
- (2) 5年を超える任期は会員として指名されない。
- (3) 国務大臣への書面通知により、会員は何時もその職を辞任することができる。
- (4) 委員会の議長として指名された者は、
 - (a) 任期期間に従い、その職を保持し、及び退く。
 - (b) 国務大臣への書面通知により、その職を辞任することができる。
 - (c) 会員を辞めた場合、議長としての職も辞す。

3

国務大臣は、以下に掲げる要件を満たせば、委員会の会員として又は議長としての職を剥奪することができる。

- (a) その者が、正当な理由なく、連続する3ヵ月の期間、会員又は（場合によっては）議長としての職務の遂行を怠った場合
- (b) その者が、正当な理由なく、3回連続で委員会の会議に欠席をした場合
- (c) その者が、刑事罰の有罪判決を受けた（指名の前後を問わず）場合
- (d) その者が、自己破産者又はその者の土地・財産が仮差押えられている、及びその者が免責されていない、又はその者が債権者と取り決めをしたり、信託証書を交付したりしている場合
- (e) その者が任期期間に従うことを怠った場合、又は
- (f) その者が、会員として又は（場合によっては）議長としての職務を遂行することが他の意味で不可能又は不適合となった場合。

4

（附則1の3の理由以外で）委員会の会員又は議長であることを辞めた者は、再指名の資格を有する。

会員の報酬、補助金など

5

- (1) 委員会はその会員に、国務大臣が決定する報酬及び手当を払う。
- (2) 委員会は、その会員又は国務大臣が判断する以前の会員について、国務大臣が決定する年金又は退職金についての支払いをする。

- (3) If—
- (a) a person ceases to be a member or ceases to be the chairman of the Authority, and
 - (b) it appears to the Secretary of State that there are special circumstances which make it right that he should receive compensation,
- the Secretary of State may direct the Authority to make a payment of such amount as he may determine.

Staff etc.

6

- (1) The Authority shall have—
- (a) a chief executive, with responsibility to the Authority for the carrying out of its functions and the management of its employees; and
 - (b) subject to the approval of the Secretary of State as to numbers and terms and conditions of service, such other employees as the Authority may appoint.
- (2) The first appointment of a chief executive shall be made by the Secretary of State; but, subject to obtaining the Secretary of State's consent to the appointment, every subsequent appointment of a chief executive shall be made by the Authority itself.
- (3) References in this Schedule to the employees of the Authority include references to its chief executive (whether appointed by the Secretary of State or by the Authority).

7

- (1) The Authority shall pay to its employees such remuneration and allowances as it may, with the consent of the Secretary of State, determine.
- (2) The Authority shall—
- (a) pay, or make payments in respect of, such pensions or gratuities to or in respect of its employees or former employees as it may, with the consent of the Secretary of State, determine; and
 - (b) provide and maintain such schemes (whether contributory or not) as it may determine, with the consent of the Secretary of State, for the payment of pensions or gratuities in respect of its employees or former employees.
- (3) References in this paragraph to pensions and gratuities include references to pensions or gratuities by way of compensation to or in respect of employees who suffer loss of employment or loss or diminution of emoluments.
- (4) If any person—
- (a) on ceasing to be employed by the Authority becomes or continues to be one of its members, and
 - (b) was, by reference to his employment, a participant in a pension scheme maintained by the Authority,
- the Authority may, with the consent of the Secretary of State, make provision for that person to continue to participate in that scheme, on such terms and conditions as it may with the consent of the Secretary of State determine, as if his service as a member were service as an employee.
- (5) Any provision made by virtue of sub-paragraph (4) is without prejudice to paragraph 5.

Committees

8

- (1) The Authority may establish committees.
- (2) Any committee established under sub-paragraph (1) may establish one or more sub-committees.

(3)以下に掲げる場合は、国務大臣は自身が決定する額の支払いのために委員会を指揮することができる。

(a)ある者が委員会の会員又は議長であることを辞めた場合、及び

(b)国務大臣が、補償金を受け取ることが正当化される特別な事情があると判断した場合。

職員など

6

(1)委員会は以下に掲げる職員を要す。

(a)委員会の職務の遂行及び被雇用者の管理の責任を委員会に負う最高責任者、及び

(b)業務の条件、期間、人数についての国務大臣の承認を前提として、委員会が指名することができる被雇用者。

(2)最高責任者の初指名は国務大臣によって行われる。但し、指名についての国務大臣の承認を得ることを条件として、その後の最高責任者の全ての指名は委員会自身によって行われる。

(3)本附則における委員会の被雇用者とは、委員会の最高責任者を含む（国務大臣による指名か委員会による指名かは問わない）。

7

(1)委員会は、国務大臣の承認と共に決められた報酬及び手当を、その被雇用者に払う。

(2)委員会は以下に掲げる事項を行う。

(a)国務大臣の承認と共に決められた年金又は退職金をその被雇用者又は前被雇用者に支払う。

(b)国務大臣の承認と共に決められた、被雇用者又は前被雇用者についての年金又は退職金のための計画（分担制か否かを問わず）を提供し、管理する。

(3)ここで言及する年金及び退職金とは、雇用喪失、若しくは給与喪失又は減少を被った被雇用者についての代償による年金又は退職金を含む。

(4)以下に掲げる者について、委員会は、国務大臣の承認と共に、会員としての職務が委員会の被雇用者としての職務と同等のものとみなし、国務大臣の承認及びその決定による期間並びに条件により、その者の会員としての職務を以て下記計画に参画し続ける上での条項を制定することができる。

(a)委員会による雇用を終え、(引き続き)その会員となる者、及び

(b)その雇用を参照し、委員会が管理する年金計画に参画した者。

(5)附則1の7(4)の(a)、(b)に基づいて策定された条項は、附則1の5（会員の報酬、補助金など）の権利を侵害しない。

専門委員会

8

(1)委員会に専門委員会を設置することができる。

(2)附則1の8(1)により設立された専門委員会に、一つ又は複数の文科委員会を設置することができる。

- (3) A person who is not a member of the Authority may be appointed to a committee or sub-committee of the Authority.
- (4) The Authority may pay to members of its committees or sub-committees who are neither members nor employees of the Authority such remuneration and allowances as the Secretary of State may determine.

Delegation to committees and staff

9

- (1) The Authority may, to such extent as it may determine, delegate any of its functions to any committee of the Authority or to any employee of the Authority.
- (2) Any such committee may, to such extent as it may determine, delegate any function conferred on it to any of its sub-committees or to any employee of the Authority.
- (3) Any sub-committee of the Authority may, to such extent as the sub-committee may determine, delegate any functions conferred on the sub-committee to any employee of the Authority.

Proceedings

10

- (1) Subject to the following provisions of this paragraph, the Authority may regulate—
 - (a) its own procedure (including quorum); and
 - (b) the procedure (including quorum) of its committees and sub-committees.
- (2) The quorum for meetings of the Authority shall in the first instance be determined by a meeting of the Authority that is attended by at least five of its members.
- (3) The Authority shall make provision for a quorum for meetings of its committees or sub-committees to include at least one member or employee of the Authority.

11

The validity of any proceedings of the Authority, or of any of its committees or sub-committees, shall not be affected by—

- (a) any vacancy among the members of the Authority or of members of the committee or sub-committee;
- (b) any vacancy in the office of the chairman of the Authority; or
- (c) any defect in the appointment of any one or more members or of the chairman of the Authority.

Application of seal and evidence

12

The application of the seal of the Authority shall be authenticated by the signature—

- (a) of any member; or
- (b) of any other person who has been authorised by the Authority (whether generally or specially) for that purpose.

13

A document purporting to be—

- (a) duly executed by the Authority under its seal, or
- (b) signed on its behalf,

shall be received in evidence and shall, unless the contrary is proved, be taken to be so executed or signed.

- (3) 委員会の会員でない者は委員会の専門委員会又は分科委員会に指名されることができる。
- (4) 委員会は、国務大臣が決定する報酬及び手当を、委員会の会員でも被雇用者でもない専門委員会又は分科委員会の会員に支払うことができる。

専門委員会及び職員への委任

9

- (1) 委員会は、自身の判断次第で、その職務を委員会の専門委員会又は委員会の被雇用者に委任することができる。
- (2) 上記の専門委員会は、自身の判断次第で、与えられた職務を分科委員会又は委員会の被雇用者に委任することができる
- (3) 分科委員会は、自身の判断次第で、与えられた職務を委員会の被雇用者に委任することができる。

手続

10

- (1) 附則 1 の 10 (手続) の条項を前提として、委員会は以下に掲げる事項を規制することができる。
 - (a) 自身の法的手続 (定足数を含む)、及び
 - (b) 専門委員会及び分科委員会の法的手続 (定足数を含む)。
- (2) 委員会の会議の定足数は、第一に、委員会の会員の最低 5 人が参加する委員会の会議によって決定する。
- (3) 委員会は、専門委員会又は分科委員会の会議の定足数について、少なくとも委員会の会員又は被雇用者 1 人を含む旨の条項を策定する。

11

委員会、専門委員会又は分科委員会の手続きの有効性は、以下に掲げる要素によって影響されない。

- (a) 委員会の会員、若しくは専門委員会又は分科委員会の会員の欠員
- (b) 委員会の会長職の空位、又は
- (c) 委員会の一人又は複数の会員又は委員会の会長の指名の欠落。

捺印及び証拠の申請

12

委員会の捺印の申請は以下に掲げる署名により有効となる。

- (a) 会員の署名、又は
- (b) その目的のため委員会に(一般的又は特別に)権限を与えられた他の人の署名。

13

以下に掲げる事項を示す書類は、証拠として受理され、反対が証明されない限り、書面記載のとおり履行され、又は署名されたものとして取り扱われる。

- (a) その捺印により、委員会によって正式に執行されたこと、又は
- (b) 委員会に代わって署名されたこと。

Money

14

- (1) The Secretary of State may make payments to the Authority out of money provided by Parliament.
- (2) The Authority shall not borrow money except with the consent of the Secretary of State.

15

- (1) The Authority may impose such charges as it considers appropriate in connection with the carrying out of any of its functions.
- (2) The Authority shall pay to the Secretary of State all sums received by it (otherwise than under paragraph 14) in the course of, or in connection with, the carrying out of its functions.
- (3) Sub-paragraph (2) shall not apply where the Secretary of State so directs.
- (4) Any sums received by the Secretary of State under sub-paragraph (2) shall be paid into the Consolidated Fund.

16

- (1) The Authority shall—
 - (a) keep proper accounts and proper records in relation to the accounts; and
 - (b) prepare a statement of accounts in respect of each financial year.
- (2) The statement of accounts shall be in such form, and shall contain such information, as the Secretary of State may direct.
- (3) The Authority shall, within such period after the end of each financial year as the Secretary of State may direct, send copies of the statement of accounts relating to that year to the Secretary of State and to the Comptroller and Auditor General.
- (4) The Comptroller and Auditor General shall—
 - (a) examine, certify and report on every statement of accounts sent to him by the Authority under this paragraph; and
 - (b) lay copies of each such statement and of his report on it before each House of Parliament.

Annual report

17

- (1) As soon as practicable after the end of each financial year, the Authority shall send to the Secretary of State a report on the carrying out of its functions during that year.
- (2) The Secretary of State shall lay a copy of each such report before each House of Parliament.

The Public Records Act 1958 (c. 51)

18

In Schedule 1 to the Public Records Act 1958 (definition of public records), in Part 2 of the Table at the end of paragraph 3 there shall be inserted, at the appropriate place—

“Security Industry Authority”.

The Parliamentary Commissioner Act 1967 (c. 13)

19

In Schedule 2 to the Parliamentary Commissioner Act 1967 (departments etc. subject to investigation), there shall be inserted, at the appropriate place—

“Security Industry Authority”.

金銭

14

- (1) 国務大臣は委員会に対し、議会から提供された費用から支払うことができる。
- (2) 委員会は、国務大臣の承認がある場合を除いて、金銭を借りてはならない。

15

- (1) 委員会は、その職務の遂行に関して適切と判断すれば料金を課すことができる。
- (2) 委員会は、その職務の遂行中又は職務の遂行に関して委員会が受領した全金額を国務大臣に払う（附則 1 の 14 の場合を除いて）。
- (3) 附則 1 の 15(2)は、国務大臣が附則 1 の 15(2)を適用しない旨を指示した場合は適用されない。
- (4) 附則 1 の 15(2)において、国務大臣が受領した金額は、整理公債基金に払われる。

16

- (1) 委員会は、
 - (a) 会計につき、正式の口座及び正式な記録を保有すること、及び
 - (b) 各会計年度の決算報告書の準備をすること。
- (2) 決算報告書は、国務大臣が指示する様式で、同大臣が指示する情報を含む。
- (3) 委員会は、毎会計年度後、国務大臣が指示する期間中に、その年の決算報告書のコピーを国務大臣及び会計検査院長官に送付する。
- (4) 会計検査院長官は、
 - (a) 附則 1 の 16 に基づき、委員会から送られてきた全ての決算報告書の検証、証明及び報告をする。
 - (b) 上記決算報告書とその報告書のコピーを先に両議会に提出する。

年次報告書

17

- (1) 毎会計年度後にできる限り速やかに、委員会はその年の自身の職務の遂行についての報告書を、国務大臣に送付する。
- (2) 国務大臣は、各々の報告書のコピーを先に両議会に提出する。

1958 年公記録法 (The Public Records Act 1958)

18

1958 年公記録法 (the Public Records Act 1958) (公記録の定義) の附則 1 について、第 3 項の末尾の表の第 2 編の、適切な場所に以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

1967 年議会コミッショナー法 (The Parliamentary Commissioner Act 1967)

19

1967 年議会コミッショナー法 (the Parliamentary Commissioner Act 1967) (調査を前提とした部署等) の附則 2 について、適切な場所に以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

The Superannuation Act 1972 (c. 11)

20

In Schedule 1 to the Superannuation Act 1972 (kinds of employment to which that Act applies), in the entries under the heading “Other bodies”, there shall be inserted, at the appropriate place—

“The Security Industry Authority”.

The House of Commons Disqualification Act 1975 (c. 24)

21

In Part 2 of Schedule 1 to the House of Commons Disqualification Act 1975 (bodies whose members are disqualified) there shall be inserted, at the appropriate place—

“The Security Industry Authority”.

The Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975 (c. 25)

22

In Part 2 of Schedule 1 to the Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975 (bodies whose members are disqualified) there shall be inserted (at the appropriate place)—

“The Security Industry Authority”.

The Freedom of Information Act 2000 (c. 36)

23

In Part 6 of Schedule 1 to the Freedom of Information Act 2000 (bodies etc. which are public authorities for the purposes of the Act) there shall be inserted (at the appropriate place)—

“The Security Industry Authority”.

Interpretation

24

In this Schedule—

“delegate” includes further delegate;

“financial year” means—

- (a) the period beginning with the day appointed for the coming into force of section 1 and ending with the next 31st March; and
- (b) any subsequent period of twelve months ending with 31st March; and

“member”, except in so far as the context otherwise requires, means a member of the Authority.

1972年公務員等退職年金法 (The Superannuation Act 1972)

20

1972年公務員等退職年金法 (the Superannuation Act 1972) (本法が適用する雇用の種類) の附則1について、見出し「他の組織」(“Other bodies”) の下の項目の適切な場所に以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

1975年庶民院欠格法 (The House of Commons Disqualification Act 1975)

21

1975年庶民院欠格法 (the House of Commons Disqualification Act 1975) (資格を有さない会員を持つ組織) の附則1の第2編について、適切な場所に以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

1975年北アイルランド議会欠格法 (The Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975)

22

1975年北アイルランド議会欠格法 (the Northern Ireland Assembly Disqualification Act 1975) (資格を有さない会員を持つ組織) の附則1の第2編について、(適切な場所に) 以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

2000年情報自由法 (The Freedom of Information Act 2000)

23

2000年情報自由法 (the Freedom of Information Act 2000) (本法を目的とした公共諸機関の法人) の附則1の第6編について、(適切な場所に) 以下の文言が挿入されるものとする。

「警備業委員会」

解釈

24

本附則において、

「委任 (delegate)」は、再委任を含む。

「会計年度」は次のいずれかをいう。

(a) 法第1条の効力が発せられる指定日から、次の3月31日を終わりとする期間。

(b) 3月31日を終わりとする12ヵ月以降の期間。

「会員」は、文脈が他の意味を要する場合を除いて、委員会の会員を意味する。

SCHEDULE 2

Activities liable to control under the Act

Part 1

Activities of security operatives

General

1

- (1) Subject to sub-paragraph (2), the activities which are referred to in this Act as the activities of a security operative are those to which any one or more of the following paragraphs of this Part of this Schedule applies.
- (2) The Secretary of State may by order amend this Part of this Schedule for the purpose of adding or excluding any such activities as he thinks fit to or from those that fall to be regarded for the purposes of this Act as the activities of a security operative.
- (3) The Secretary of State shall not make an order containing (with or without any other provision) any provision authorised by sub-paragraph (2) unless a draft of the order has been laid before Parliament and approved by a resolution of each House.

Manned guarding

2

- (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to any of the following activities—
 - (a) guarding premises against unauthorised access or occupation, against outbreaks of disorder or against damage;
 - (b) guarding property against destruction or damage, against being stolen or against being otherwise dishonestly taken or obtained;
 - (c) guarding one or more individuals against assault or against injuries that might be suffered in consequence of the unlawful conduct of others.
- (2) In this paragraph references to guarding premises against unauthorised access include references to being wholly or partly responsible for determining the suitability for admission to the premises of persons applying for admission.
- (3) In this paragraph references to guarding against something happening include references to so providing a physical presence, or carrying out any form of patrol or surveillance, as—
 - (a) to deter or otherwise discourage it from happening; or
 - (b) to provide information, if it happens, about what has happened.
- (4) This paragraph does not apply to the activities of an individual who exercises control over the persons allowed access to any premises to the extent only of securing, or checking, that persons allowed access—
 - (a) have paid for admission; or
 - (b) have invitations or passes allowing admission.
- (5) This paragraph does not apply to the activities of a person who, incidentally to the carrying out of any activities in relation to a group of individuals which (disregarding this sub-paragraph) are neither—
 - (a) the activities of a security operative, nor
 - (b) activities comprising the exercise of any such control as is mentioned in sub-paragraph (4), maintains order or discipline amongst those individuals.
- (6) This paragraph does not apply to the activities of a person who, incidentally to the carrying out of activities which (disregarding this sub-paragraph) are not wholly or mainly the activities of a security operative, responds to a sudden or unexpected occurrence.

附則 2 本法が法的責任を負う活動

第1編 警備活動

一般事項

1

- (1) 附則 2 の 1 (2) を前提として、本法が警備活動と言及する活動は、本編の以下の一つ又は複数の条項が適用される活動である。
- (2) 国務大臣は、命令により、大臣が適切だと判断する活動又は本法の目的のため警備活動としてみなされた活動を追加又は排除する目的で、本編を修正することができる。
- (3) 国務大臣は、命令の草案が予め議会に提出され、両議会の決議により承認されない限り、附則 2 の 1 (2) が権限を与える規定を含む命令を発することはできない（他の条項を伴うか否かを問わず）。

有人警備

2

- (1) (本項の以下の規定を前提として) 本項は以下に掲げる活動に適用する。
 - (a) 不正侵入又は占有、暴動の突発、損害から家屋敷を守ること
 - (b) 破壊又は損害、盗難、若しくはその他不誠実な奪取又は獲得から財産を守ること
 - (c) 暴行又は、他人の不法行為により被る傷害から一人又は複数の個人を守ること
- (2) 本項において、不正侵入から家屋敷を守るとは、入場の承認を申請する人の家屋敷への入場の承認の適合性の決定の責任の全部又は一部を負うことをも含む。
- (3) 本項において、何らかの発生から守るとは、物理的存在の提供、若しくは以下に掲げるようなあらゆる巡回又は監視の実施をも含む。
 - (a) その発生を防ぐ、若しくは阻止すること、又は
 - (b) 何かが発生した場合に、何が起こったのかについての情報を提供すること。
- (4) 本項は、安全確保又は点検のため家屋敷への入場（接近）を許可された者への抑制を行う個人の活動には適用されない。入場（接近）を許可されたその者は、
 - (a) 入場のため金銭を支払った、又は
 - (b) 招待状又は入場許可証を有している。
- (5) 本項は、個人の集団について、(本項の (a) (b) を無視して) 活動の実施に付随し、下記個人間の命令や規律を管理する者の活動には適用されない。
 - (a) 警備活動でも、
 - (b) 第(4)項 (a) (b) に言及されている抑制を行うことを含む活動。
- (6) 本項は、(本号を無視して) 全体として又は主として警備活動でない活動の実施に付随し、突然の又は不測の事態に備える人の活動には適用されない。

Immobilisation of vehicles

3

- (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to the immobilisation of a motor vehicle by the attachment to the vehicle, or to a part of it, of an immobilising device.
- (2) This paragraph applies only to activities carried out for the purpose of preventing or inhibiting the removal of a vehicle by a person otherwise entitled to remove it.
- (3) This paragraph does not apply to any activities carried out in relation to a vehicle while it is on a road within the meaning of the Road Traffic Act 1988 (c. 52).

Private investigations

4

- (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to any surveillance, inquiries or investigations that are carried out for the purpose of—
 - (a) obtaining information about a particular person or about the activities or whereabouts of a particular person; or
 - (b) obtaining information about the circumstances in which or means by which property has been lost or damaged.
- (2) This paragraph does not apply to activities carried out exclusively for the purposes of market research.
- (3) This paragraph does not apply to activities carried out exclusively for the purpose of determining whether a particular person is credit-worthy.
- (4) This paragraph does not apply to any activities of a person with a general qualification within the meaning of section 71 of the Courts and Legal Services Act 1990 (c. 41) which are carried out by him for the purposes of any legal practice carried on—
 - (a) by him;
 - (b) by any firm of which he is a partner or by which he is employed;
 - (c) by any body corporate of which he is a director or member or by which he is employed.
- (5) This paragraph does not apply to any activities of a member of a relevant accountancy body which are carried out by him as such and for the purposes of any accountancy practice carried on—
 - (a) by him;
 - (b) by any firm of which he is a partner or by which he is employed;
 - (c) by any body corporate of which he is a director or member or by which he is employed.
- (6) This paragraph does not apply to activities carried out for the purpose of obtaining information exclusively with a view to its use, or the use of information to which it relates, for the purposes of or in connection with the publication to the public or to a section of the public of any journalistic, literary or artistic material or of any work of reference.
- (7) This paragraph does not apply to activities carried out exclusively by means of references to one or more of the following—
 - (a) registers or other records that are open (whether or not on the payment of a fee) to public inspection;
 - (b) registers or other records which are kept by the person by whom or on whose behalf the activities are carried out or to which that person has a right of access;
 - (c) published works.

車両の固定

3

- (1)本項は車両又はその一部に取り付ける固定装置による自動車の車輪固定に適用される(本項の以下の規定を前提として)。
- (2)本項は、それを撤去する権利を有する人による車両の撤去を防ぎ、又は阻止するために実施された活動のみに適用される。
- (3)本項は、1988 年道路交通法の意義の範囲内で道路上に車が存在している間の車両について実施された活動には適用されない。

民間調査

4

- (1)本項は、(本項の以下の規定を条件として) 以下に掲げる事項を目的として実施されるあらゆる監視、取り調べ及び調査に適用される。
 - (a)特定の人、若しくは特定の人々の活動又は特定の人々の所在についての情報を収集すること、又は
 - (b)財産が消失又は損害した状況又は方法についての情報を収集すること。
- (2)本項は、市場調査のためのみに実施された活動には適用されない。
- (3)本項は、ある特定の人に金銭的信用力があるか否かを決定するためのみに実施された活動には適用されない。
- (4)本項は 1990 年裁判所及び法務実務法の第 71 条の意義の範囲内で、一般資格を持つ人の、以下に掲げる人によるいかなる法務のために実施された活動には適用されない。
 - (a)上記の一般資格を持つ人
 - (b)その人が共同経営者である又は雇用されている会社
 - (c)その人が管理者又は会員である法人、若しくはその人が雇用されている法人
- (5)本項は、関連会計組織の会員の、以下に掲げる人によるいかなる会計業務のために実施された活動には適用されない。
 - (a)上記の会員
 - (b)その人が共同経営者である又は雇用されている会社
 - (c)その人が管理者又は会員である法人、若しくはその人が雇用されている法人
- (6)本項は、公衆向けの出版、若しくは一部の公衆に向けた報道、文学又は芸術の題材として、若しくはこれらの関連作品と関連した目的で、専らその使用を目的として、又はそれらに関連する情報を使用する目的で情報を収集することを目的として実施される活動には適用されない。
- (7)本項は以下に掲げる一つ又は複数の事項によってのみ実施された活動には適用されない。
 - (a)登録簿又は一般閲覧が可能な他の記録(閲覧料の有無に係わらず)
 - (b)登録簿又は活動を行った、又はその代理人、若しくは、閲覧権を持つ人によって保存されている他の記録
 - (c)公表された仕事

- (8) This paragraph does not apply to activities carried out with the knowledge or consent of—
- (a) the person about whom, or about whose activities or whereabouts, information is sought; or
 - (b) every person whose interest in any property has been affected by the loss or damage about which information is sought.
- (9) This paragraph does not apply to the activities of any person who carries out any inquiries or investigation merely incidentally to the carrying out of any activities which (disregarding this sub-paragraph) are not the activities of a security operative.
- (10) In this paragraph “market research” includes—
- (a) discovering whether a person is a potential customer for any goods or services or the extent of his satisfaction with goods or services supplied to him; and
 - (b) obtaining information from any person for the purpose of analysing public opinion on any matter (whether or not relating to the market for any goods or services).

Security consultants

5

- (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to the giving of advice about—
- (a) the taking of security precautions in relation to any risk to property or to the person; or
 - (b) the acquisition of any services involving the activities of a security operative.
- (2) This paragraph does not apply to the giving of legal or financial advice or to the giving of any advice about the conduct of any business involving the provision of any such services as are mentioned in sub-paragraph (1) (b).
- (3) This paragraph does not apply to any activities of a member of a relevant accountancy body which are carried out by him as such and for the purposes of any accountancy practice carried on—
- (a) by him;
 - (b) by any firm of which he is a partner or by which he is employed;
 - (c) by any body corporate of which he is a director or member or by which he is employed.
- (4) This paragraph does not apply to the provision of training to persons for the purpose of giving them qualifications, knowledge or skill for use in the carrying out of the activities of a security operative for others.

Keyholders

6

- (1) This paragraph applies (subject to the following provisions of this paragraph) to keeping custody of, or controlling access to, any key or similar device for operating (whether mechanically, electronically or otherwise) any lock.
- (2) This paragraph does not apply to activities carried out merely incidentally to the provision of any services in connection with a proposal for the sale of any premises or other property to which the key or similar device gives access.
- (3) This paragraph does not apply to the activities of a person who holds a key or other device for obtaining access to any premises for purposes incidental to the provision in relation to those premises, or in relation to an individual present on those premises, of any services that do not consist in or include the carrying out of any of the activities of a security operative.

- (8)本項は以下に掲げる人の知識又は承認と共に実施された活動には適用されない。
- (a)活動又は所在情報が求められている人、又は
 - (b)情報の探求によって損失又は損害を受けるいかなる財産に関心を持つ全ての人。
- (9)本項は、(本号を無視して)警備活動ではない活動の実施のみに付随する取り調べ又は調査を実施する人の活動には適用されない。
- (10)本項における「市場調査」は以下の意味を含む。
- (a)ある者が商品やサービスの潜在顧客になるかを発見すること、若しくはその者に供給された商品やサービスへの満足度を発見すること、及び
 - (b)あらゆる分野についての世論調査の目的で人から情報を収集すること（商品やサービスの市場に関連するか否かを問わず）。

警備コンサルタント

5

- (1)本項は、(本項の以下の規定を前提として)以下に掲げる事項についての助言提供について適用する。
- (a)財産又は人へのあらゆる危険性に関連した安全対策を行うこと、又は
 - (b)警備活動を伴うあらゆるサービスの取得。
- (2)本項は法的又は金融面での助言の提供、若しくは第(1)項(b)で言及されたサービスの提供を伴うあらゆる事業の遂行についての助言の提供には適用されない。
- (3)本項は、関連会計組織の会員の、以下に掲げる人によるいかなる会計業務のために実施された活動には適用されない。
- (a)上記会員
 - (b)その人が共同経営者である又は雇用されている会社
 - (c)その人が管理者又は会員である法人、若しくはその人が雇用されている法人
- (4)本項は、他人に警備活動を実施するための資格、知識又は技能を与える目的で人に訓練を提供する行為については適用されない。

鍵の管理者

6

- (1)本項は、(本項の以下の規定を前提として)(機械的、電子的又は他の方法により)錠を操作するための鍵又は類似する装置の保管又は入手を制限する行為に適用される。
- (2)本項は、鍵や類似する装置が立入りを許可する家屋敷や他の財産の売却のための提案に関連するサービスの提供のみに付随して実施された活動には適用されない。
- (3)本項は、警備活動の実施に基づかない又は含まないサービス、若しくは家屋敷に関連しての又は家屋敷内に存在する個人に関連しての提供に付随する目的のために、家屋敷へ立ち入るための鍵又は他の道具を持つ者の活動には適用されない。

- (4) In this paragraph “lock” means a lock or similar device (whether operated mechanically, electronically or otherwise) that is designed or adapted—
- (a) for protecting any premises against unauthorised entry; or
 - (b) for securing any safe or other container specifically designed or adapted to hold valuables.

Part 2

Activities subject to additional controls

General

7

- (1) Subject to sub-paragraph (2), the activities which are referred to in this Act as activities subject to additional controls are any activities which, so far as they are designated activities, are activities to which any one or more of the following paragraphs of this Part of this Schedule applies.
- (2) The Secretary of State may by order amend this Part of this Schedule for the purpose of adding or excluding any such activities as he thinks fit to or from those that fall to be regarded for the purposes of this Act as activities subject to additional controls.
- (3) The Secretary of State shall not make an order containing (with or without any other provision) any provision authorised by sub-paragraph (2) unless a draft of the order has been laid before Parliament and approved by a resolution of each House.

Door supervisors etc for public houses, clubs and comparable venues

8

- (1) This paragraph applies to any activities which are activities of a security operative by virtue of paragraph 2 of this Schedule and are carried out—
 - (a) in relation to licensed premises; and
 - (b) at or in relation to times when those premises are open to the public.
- (2) In this paragraph “licensed premises” means (subject to sub-paragraph (3))—
 - (a) any premises in respect of which a justices’ on-licence (within the meaning of the Licensing Act 1964 (c. 26)) is for the time being in force;
 - (b) any premises comprised in a place to which an occasional licence (within the meaning of that Act) extends;
 - (c) any premises in respect of which a licence under the Private Places of Entertainment (Licensing) Act 1967 (c. 19) is for the time being in force;
 - (d) any premises in respect of which a licence under paragraph 1 or 4 of Schedule 1 to the Local Government (Miscellaneous Provisions) Act 1982 (c. 30) or under Schedule 12 to the London Government Act 1963 (c. 33) (licensing of public entertainments) is for the time being in force;
 - (e) any premises in respect of which a licence of a prescribed description under any prescribed local statutory provision is for the time being in force.

(4)本項における「錠」は、錠又は以下に掲げる目的のために（機械的、電子的又は他の方法により）設計された又は適合した類似する装置を意味する。

(a)権限が与えられていない侵入から家屋敷を保護する目的、又は

(b)金庫の保護又は貴重品維持のために特別に設計された又は適合した他の入れ物を保護すること。

第2編 追加規制を条件とした活動

一般事項

7

(1)附則2の7(2)を前提として、追加規制を前提とした本法における活動と言及される活動は、その活動が活動として指定される限り、本編の以下の条項が適用される活動である。

(2)国務大臣は命令により、大臣が適切だと判断する活動又は本法のために警備活動としてみなされた活動を追加又は排除する目的で、本編を修正することができる。

(3)国務大臣は、命令の草案が予め議会に提出され、両議会の決議により承認されない限り、附則2の7(2)が権限を与える規定を含む命令を発しない（他の条項を伴うか否かを問わず）。

公営住宅、クラブ及び類似する現場のドア・スーパーバイザー等

8

(1)本項は、本附則の2（有人警備）に基づく警備活動及び以下に掲げる事項について実施された活動について適用される。

(a)許可された家屋敷、及び

(b)上記家屋敷が一般公開されている時間。

(2)本項の「許可された家屋敷」とは、以下に掲げる意味とする(第(3)項(a)～(g)を前提として)。

(a)（1964年許可法の意義の範囲内で）司法の許可がその時点で有効である家屋敷

(b)（上記法の意義の範囲内で）臨時の許可が及ぶ範囲(場所)を含む家屋敷

(c)1967年私有地における娯楽（許可）法（the Private Places of Entertainment (Licensing) Act 1967）に基づいて、許可がその時点で有効である家屋敷

(d)1982年地方自治（雑則規定）法（the Local Government (Miscellaneous Provisions) Act 1982）の附則1の1又は4に基づいて、若しくは1963年地方自治法（the London Government Act 1963）の附則12に基づいて許可が有効である家屋敷

(e)規定の地方法令の条項に基づき、規定された記述の許可証が有効である家屋敷。

- (3) For the purposes of this paragraph premises are not licensed premises in relation to any of the following occasions—
- (a) any occasion on which the premises are being used exclusively for the purposes of a club which is registered in respect of those premises under Part 2 of the Licensing Act 1964, other than an occasion on which a certificate under section 79 of that Act (music and dancing) is for the time being in force in respect of those premises;
 - (b) any occasion on which a Part 4 licence (within the meaning of that Act of 1964) is in force in respect of the premises (restaurants and guest houses) and they are being used wholly or mainly for the purposes by reference to which they are premises for which such a licence may be granted;
 - (c) any occasion on which a licence is in force in respect of the premises under the Theatres Act 1968 (c. 54);
 - (d) any occasion on which letters patent of the Crown make it lawful for those premises to be used for the public performance of plays without a licence under that Act of 1968;
 - (e) any occasion on which a licence is in force in respect of the premises under the Gaming Act 1968 (c. 65) and the premises are being used wholly or mainly for the purposes of gaming to which Part 2 of that Act applies;
 - (f) any occasion on which a licence is in force in respect of the premises under the Cinemas Act 1985 (c. 13) and they are being used wholly or mainly for the purposes for which such a licence is required; or
 - (g) any such other occasion as may be prescribed for the purposes of this sub-paragraph.
- (4) For the purposes of this paragraph the times when premises are open to the public shall be taken to include any time when they are open to a section of the public comprising the individuals who qualify for admission to the premises as the members of a particular club, association or group or otherwise as being persons to whom a particular description applies or in relation to whom particular conditions are satisfied.
- (5) References in this paragraph to the occasion on which any premises are being used for a particular purpose include references to any time on that occasion when the premises are about to be used for that purpose, or have just been used for that purpose.

Immobilisation of vehicles

9

This paragraph applies to any activities which are activities of a security operative by virtue of paragraph 3 of this Schedule.

- (3)本項において、以下に掲げる場合は、家屋敷は許可なき家屋敷となる。
- (a)1964年許可法の第79条（音楽及びダンス）に基づき、証明書がその時点で当該家屋敷について有効である場合を除いて、1964年許可法の第2編に基づき、家屋敷について登録されたクラブの目的のみに家屋敷が使用される場合
 - (b)その家屋敷（レストラン及びゲストハウス）についての（1964年の上記法の意義の範囲内で）第4編許可（証）が有効であり、その家屋敷が、全体として又は主として、許可が承諾された土地についての目的のために使用されている場合
 - (c)1968年劇場法（the Theatres Act 1968）に基づき、その家屋敷につき許可証が有効である場合；
 - (d)1968年の上記法の許可なしに、当該家屋敷を演劇の公共パフォーマンスのために使用することが女王の特許状により合法とされた場合
 - (e)1968年狩猟法（the Gaming Act 1968）に基づき、その家屋敷についての許可が有効であり、全体として又は主として同法の第2編が適用される狩猟のためにその家屋敷が使用されている場合
 - (f)1985年映画館法（the Cinemas Act 1985）に基づき、その家屋敷についての許可が有効であり、全体として又は主としてその許可が要求される目的でその家屋敷が使用されている場合、又は
 - (g)本項の(a)から(f)の目的のために規定された他の場合。
- (4)本項において、家屋敷が一般公開されている時間は、特別のクラブ、協会又は集団の会員として、若しくは特別の規定が適用される人又は特別の要件を満たす人として家屋敷への入場の承認を受けた個人を含む公衆の一部について、家屋敷が公開される時間を含むと解される。
- (5)本項の、特別な目的のために家屋敷が使用されている場合は、その家屋敷がその目的のために使用されようとしている時、又はまさに使用された時も含む。

車両の固定

9

本項は本附則の3（車両の固定）に基づく警備活動のあらゆる活動に適用される。

1.2 ドイツ

(1) 警備業法（営業法第 34 条 a）

§ 34a Bewachungsgewerbe

(1) Wer gewerbsmäßig Leben oder Eigentum fremder Personen bewachen will (Bewachungsgewerbe), bedarf der Erlaubnis der zuständigen Behörde. Die Erlaubnis kann mit Auflagen verbunden werden, soweit dies zum Schutze der Allgemeinheit oder der Auftraggeber erforderlich ist; unter denselben Voraussetzungen ist auch die nachträgliche Aufnahme, Änderung und Ergänzung von Auflagen zulässig. Die Erlaubnis ist zu versagen, wenn

1. Tatsachen die Annahme rechtfertigen, daß der Antragsteller die für den Gewerbebetrieb erforderliche Zuverlässigkeit nicht besitzt,
2. er die für den Gewerbebetrieb erforderlichen Mittel oder entsprechende Sicherheiten nicht nachweist oder
3. der Antragsteller nicht durch eine Bescheinigung einer Industrie- und Handelskammer nachweist, daß er über die für die Ausübung des Gewerbes notwendigen rechtlichen Vorschriften unterrichtet worden ist und mit ihnen vertraut ist.

Die erforderliche Zuverlässigkeit liegt in der Regel nicht vor, wenn der Antragsteller

1. Mitglied in einem Verein, der nach dem Vereinsgesetz als Organisation unanfechtbar verboten wurde oder der einem unanfechtbaren Betätigungsverbot nach dem Vereinsgesetz unterliegt, war und seit der Beendigung der Mitgliedschaft zehn Jahre noch nicht verstrichen sind, oder
2. Mitglied in einer Partei, deren Verfassungswidrigkeit das Bundesverfassungsgericht nach § 46 des Bundesverfassungsgerichtsgesetzes in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. August 1993 (BGBl. I S. 1473), das zuletzt durch Artikel 3 des Gesetzes vom 12. Juli 2012 (BGBl. I S. 1501) geändert worden ist, festgestellt hat, war und seit der Beendigung der Mitgliedschaft zehn Jahre noch nicht verstrichen sind, oder
3. einzeln oder als Mitglied einer Vereinigung Bestrebungen im Sinne des § 3 Absatz 1 des Bundesverfassungsschutzgesetzes vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2970), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 20. August 2012 (BGBl. I S. 1798) geändert worden ist, verfolgt oder in den letzten fünf Jahren verfolgt hat.

Der Gewerbetreibende darf mit der Durchführung von Bewachungsaufgaben nur Personen beschäftigen, die die Voraussetzungen nach Satz 3 Nr. 1 und 3 erfüllen. Für die Durchführung folgender Tätigkeiten ist der Nachweis einer vor der Industrie- und Handelskammer erfolgreich abgelegten Sachkundeprüfung erforderlich:

1. Kontrollgänge im öffentlichen Verkehrsraum oder in Hausrechtsbereichen mit tatsächlich öffentlichem Verkehr,
2. Schutz vor Ladendieben,
3. Bewachungen im Einlassbereich von gastgewerblichen Diskotheken.

(2) Das Bundesministerium für Wirtschaft und Energie kann mit Zustimmung des Bundesrates durch Rechtsverordnung

1. die Anforderungen und das Verfahren für den Unterrichtsnachweis nach Absatz 1 Satz 3 Nr. 3 sowie Ausnahmen von der Erforderlichkeit des Unterrichtsnachweises festlegen,
2. die Anforderungen und das Verfahren für eine Sachkundeprüfung nach Absatz 1 Satz 6 sowie Ausnahmen von der Erforderlichkeit der Sachkundeprüfung festlegen und

第34条a 警備業

(1) 業務として他者の生命ないし財産を警備しようとする者(警備業)は、担当機関の許可を必要とする。公衆ないし業務委託者の保護に必要な場合は、この許可に条件を付することができる。同様の前提の下においては、許可後における条件の修正や補充を行うことができる。次の場合、許可は拒絶される。

1. 申請者が、事業に必要な信頼性を有していないことが、事実により明らかになった場合、
2. 申請者が、事業に必要な資本、若しくはこれに相当する担保を証明しない場合、若しくは、
3. 申請者が、事業の実施に欠くことのできない法令に関する講座を受講し、かつそれに習熟していることに関する商工会議所の証明書を提示しない場合。

申請者が次の各号に該当する場合は、本法において必要とする信頼性は、上記によらない。

1. 結社法による禁止が取消しできない組織となっている、若しくは、結社法により活動が取消不可の禁止となっている団体の会員であったもので、会員資格を喪失してから10年を経過していない、若しくは
2. 連邦憲法裁判所法(2012年7月12日の法律第3条による最近改正(連邦法令官報第1部1501頁)を経た1993年8月11日公布の正文(連邦法令官報第1部1473頁))第46条に基づき連邦憲法裁判所から違憲と認定された政党の党員であった者で、党籍の喪失から10年を経過していない、若しくは
3. 連邦憲法擁護法(2012年8月20日の法律第2条による最近改正(連邦法令官報第1部2954頁、2970頁)を経た1990年12月20日公布の正文(連邦法令官報第1部1798頁))第3条第1項という行為により訴追された、若しくは訴追されてから5年を経過していない個人又は結社の構成員。

警備業者は、第3段の第1号及び第3号を満たすものに限り、これを警備業務に就かせることができる。次の業務の履行には、商工会議所が実施する専門知識試験に合格していることの証明が必須である。

1. 公衆が往来する空間、若しくは事実上公衆が往来可能な私的空間における巡視。
2. 万引き防止
3. 商業用ディスコ入口区域における警備

(2) 連邦経済技術省は、連邦参議院の同意を得て、政令により以下の事項を定めることができる。

1. 第1項第3段第3号に基づく証明通知に関する必要事項並びに手続き、及び証明通知を必要とすることに関する例外。
2. 第1項第6段に基づく専門知識試験に関する必要事項並びに手続き、及び専門知識試験を必要とすることに関する例外。

3. zum Schutze der Allgemeinheit und der Auftraggeber Vorschriften erlassen über den Umfang der Befugnisse und Verpflichtungen bei der Ausübung des Bewachungsgewerbes, insbesondere über
- a) den Geltungsbereich der Erlaubnis,
 - b) die Pflichten des Gewerbetreibenden bei der Einstellung und Entlassung der im Bewachungsgewerbe beschäftigten Personen, über die Aufzeichnung von Daten dieser Personen durch den Gewerbetreibenden und ihre Übermittlung an die Gewerbebehörden, über die Anforderungen, denen diese Personen genügen müssen, sowie über die Durchführung des Wachdienstes,
 - c) die Verpflichtung zum Abschluß einer Haftpflichtversicherung, zur Buchführung einschließlich der Aufzeichnung von Daten über einzelne Geschäftsvorgänge sowie über die Auftraggeber,
 - d) die Unterrichtung der zuständigen Behörde durch Gerichte und Staatsanwaltschaften über rechtliche Maßnahmen gegen Gewerbetreibende und ihr Personal, das mit Bewachungsaufgaben betraut ist,
4. die Anforderungen und Verfahren festlegen, die zur Durchführung der Richtlinie 2005/36/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 7. September 2005 über die Anerkennung von Berufsqualifikationen (ABl. EU Nr. L 255 S. 22, 2007 Nr. L 271 S. 18) Anwendung finden sollen auf Inhaber von in einem Mitgliedstaat der Europäischen Union oder eines Vertragsstaates des Abkommens über den Europäischen Wirtschaftsraum erworbenen Berufsqualifikationen, die im Inland das Bewachungsgewerbe vorübergehend oder dauerhaft ausüben möchten.

- (3) Sofern zur Überprüfung der Zuverlässigkeit des Bewachungspersonals nach Absatz 1 Satz 4 von der zuständigen Behörde Auskünfte aus dem Bundeszentralregister nach § 30 Abs. 5, § 31 oder unbeschränkte Auskünfte nach § 41 Abs. 1 Nr. 9 Bundeszentralregistergesetz eingeholt werden, kann das Ergebnis der Überprüfung einschließlich der für die Beurteilung der Zuverlässigkeit erforderlichen Daten an den Gewerbetreibenden übermittelt werden.
- (4) Die Beschäftigung einer Person, die in einem Bewachungsunternehmen mit Bewachungsaufgaben beschäftigt ist, kann dem Gewerbetreibenden untersagt werden, wenn Tatsachen die Annahme rechtfertigen, dass die Person die für ihre Tätigkeit erforderliche Zuverlässigkeit nicht besitzt.
- (5) Der Gewerbetreibende und seine Beschäftigten dürfen bei der Durchführung von Bewachungsaufgaben gegenüber Dritten nur die Rechte, die Jedermann im Falle einer Notwehr, eines Notstandes oder einer Selbsthilfe zustehen, die ihnen vom jeweiligen Auftraggeber vertraglich übertragenen Selbsthilferechte sowie die ihnen gegebenenfalls in Fällen gesetzlicher Übertragung zustehenden Befugnisse eigenverantwortlich ausüben. In den Fällen der Inanspruchnahme dieser Rechte und Befugnisse ist der Grundsatz der Erforderlichkeit zu beachten.
- (6) (weggefallen)

3. とくに以下に示すものを含め、公衆及び業務委託者の保護のため、警備業を営む際の権限及び義務の範囲に関する規定を交付すること。
 - a) 許可の適用範囲
 - b) 警備業務に従事する者の雇用及び解雇に係る警備業者の義務、警備業務に従事する間におけるこれらの者に関する情報の記録並びに関係当局への送達、これらの者が満たすべき要件、及び警備業務の遂行
 - c) 対人賠償責任保険契約、並びに個々の業務経過及び業務委託者に関する情報の記録を含む書類作成の義務
 - d) 警備業務を委託されている警備業者及びその従業員に対する裁判所及び検察による法的措置についての関係当局への通知
4. 「専門資格の認定に関する 2005 年 9 月 7 日の欧州議会及び理事会による 2005 年第 36 号 EU 指令」(EU 官報第 L255 号 22 頁、同 2007 年第 L271 号 18 頁) の執行に基づき、欧州連合加盟国、若しくは欧州経済領域における協定締結国における職業資格認定取得者がドイツ国内において一時的、若しくは継続的に警備業を履行しようとすることを認めなければならないことにより、これに関する申請及び手続を規定する。

- (3) 第 1 項第 4 段に基づき警備員の信頼性を調査するために関係当局が連邦中央登録局から情報を入手した場合、若しくは連邦中央登録局法第 41 条第 1 項第 9 号の規定に基づき無制限の情報を入手した場合は、信頼性の評価に必要な情報を含む調査結果をその事業主に伝達することができる。
- (4) 警備業に従事する者が、その業に必要な信頼性を具備していないことが事実を以て証明された場合は、事業主に対してその就労禁止を命じることができる。
- (5) 警備業者及びその従業員は、警備業務の履行に際し、第三者に対し、何人も正当防衛、緊急事態、若しくは自救行為を行う場合、その都度の契約上委託者から付託される自救権、及び法律に基づく委託の場合に付与される権限を、自己の責任においてのみ行使できる。これらの権利並びに権限を行使する場合は、必要性の原則を遵守しなければならない。

- (6) (削除)

(2) 2016年11月4日の警備業法を改正する法律

Der Bundestag hat das folgende Gesetz beschlossen:

Artikel 1 Änderung der Gewerbeordnung

Die Gewerbeordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Februar 1999 (BGBl. I S. 202), die zuletzt durch Artikel 5 des Gesetzes vom 21. Oktober 2016 (BGBl. I S. 2372) geändert worden ist, wird wie folgt geändert:

1. In der Inhaltsübersicht wird die Angabe zu § 34a wie folgt gefasst:

„§ 34a Bewachungsgewerbe; Verordnungsermächtigung“.

2. § 34a wird wie folgt geändert:

a) In der Überschrift wird dem Wort „Bewachungsgewerbe“ das Wort „;Verordnungsermächtigung“ angefügt.

b) Absatz 1 wird durch die folgenden Absätze 1 und 1a ersetzt:

„(1) Wer gewerbsmäßig Leben oder Eigentum fremder Personen bewachen will (Bewachungsgewerbe), bedarf der Erlaubnis der zuständigen Behörde. Die Erlaubnis kann mit Auflagen verbunden werden, soweit dies zum Schutz der Allgemeinheit oder der Auftraggeber erforderlich ist; unter denselben Voraussetzungen sind auch die nachträgliche Aufnahme, Änderung und Ergänzung von Auflagen zulässig. Die Erlaubnis ist zu versagen, wenn

1. Tatsachen die Annahme rechtfertigen, dass der Antragsteller die für den Gewerbebetrieb erforderliche Zuverlässigkeit nicht besitzt,
2. der Antragsteller in ungeordneten Vermögensverhältnissen lebt,
3. der Antragsteller nicht durch eine vor der Industrie- und Handelskammer erfolgreich abgelegte Prüfung nachweist, dass er die für die Ausübung des Bewachungsgewerbes notwendige Sachkunde über die rechtlichen und fachlichen Grundlagen besitzt, oder
4. der Antragsteller den Nachweis einer Haftpflichtversicherung nicht erbringt.

Die erforderliche Zuverlässigkeit liegt in der Regel nicht vor, wenn der Antragsteller

1. Mitglied in einem Verein, der nach dem Vereinsgesetz als Organisation unanfechtbar verboten wurde oder der einem unanfechtbaren Betätigungsverbot nach dem Vereinsgesetz unterliegt, war und seit der Beendigung der Mitgliedschaft zehn Jahre noch nicht verstrichen sind,
2. Mitglied in einer Partei, deren Verfassungswidrigkeit das Bundesverfassungsgericht nach § 46 des Bundesverfassungsgerichtsgesetzes in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. August 1993 (BGBl. I S. 1473), das zuletzt durch Artikel 8 der Verordnung vom 31. August 2015 (BGBl. I S. 1474) geändert worden ist, festgestellt hat, war und seit der Beendigung der Mitgliedschaft zehn Jahre noch nicht verstrichen sind,
3. einzeln oder als Mitglied einer Vereinigung Bestrebungen und Tätigkeiten im Sinne des § 3 Absatz 1 des Bundesverfassungsschutzgesetzes vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2970), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 26. Juli 2016 (BGBl. I S. 1818) geändert worden ist, verfolgt oder unterstützt oder in den letzten fünf Jahren verfolgt oder unterstützt hat,
4. in den letzten fünf Jahren vor Stellung des Antrags wegen Versuchs oder Vollendung einer der nachstehend aufgeführten Straftaten zu einer Freiheitsstrafe, Jugendstrafe, Geldstrafe von mindestens 90 Tagessätzen oder mindestens zweimal zu einer geringeren Geldstrafe rechtskräftig verurteilt worden ist oder bei dem die Verhängung von Jugendstrafe ausgesetzt worden ist, wenn seit dem Eintritt der Rechtskraft der letzten Verurteilung fünf Jahre noch nicht verstrichen sind:

連邦議会は以下の法律を議決した：

第 1 条 [営業法の変更]

2016 年 10 月 21 日、法律第 5 条による最新の変更（連邦法令官報第 1 部 2372 頁）がなされた 1999 年 2 月 22 日公布の営業法（連邦法令官報第 1 部 202 頁）は以下のように変更される：

1. 第 34a 条の内容見出しは以下のようにされる。

「第 34a 条警備業；法規命令制定権」

2. 第 34a 条は以下のように変更される。

a) 見出しに、「警備業」に「法規命令制定権」が追加される。

b) 第 1 項は以下の第 1 項及び第 1a 項に変更される。

「(1) 業務として他者の生命ないし財産を警備しようとする者（警備業）は、担当機関の許可を必要とする。公衆ないし業務委託者の保護に必要な場合は、この許可に条件を付することができる。同様の前提の下においては、許可後における条件の受諾、変更及び補充を行うことができる。次の場合、許可は取り消される。

1. 申請者が、事業に必要な信頼性を有していないとの想定が、事実により明らかになった場合、
2. 申請者の資産状況が悪い場合、
3. 申請者が、警備業事業の実施に欠くことのできない法的及び専門的基礎を有していることに関する商工会議所の証明書を提示しない場合、若しくは、
4. 申請者が、賠償責任保険を証明しない場合。

申請者が次の各号に該当する場合は、本法において必要とする信頼性はない。

1. 結社法による禁止が取消しできない組織となっている、若しくは、結社法により活動が取消不可の禁止となっている団体の会員であった者で、会員資格を喪失してから 10 年を経過していない、
2. 連邦憲法裁判所法（2015 年 8 月 31 日の法律第 8 条による最近改正（連邦法令官報第 1 部 1474 頁）を経た 1993 年 8 月 11 日公布の正文（連邦法令官報第 1 部 1473 頁））第 46 条に基づき連邦憲法裁判所から違憲と認定された政党の党員であった者で、党籍の喪失から 10 年を経過していない、
3. 連邦憲法擁護法（2016 年 7 月 26 日の法律第 1 条による最近改正（連邦法令官報第 1 部 1818 頁）を経た 1990 年 12 月 20 日公布の正文（連邦法令官報第 1 部 2954、2970 頁））第 3 条第 1 項にいう行為により訴追された、若しくは訴追されてから 5 年を経過していない個人又は結社の構成員。
4. 申請までの直近 5 年間に於いて、以下に挙げる罪の未遂又は既遂により、90 日以上の自由刑、少年刑、罰金刑又は 2 回を超える少額罰金刑の法的効力をもった判決がなされた、若しくは、少年刑が適用され、最近の判決の法的効力の発効から 5 年を経過していない。

- a) Verbrechen im Sinne von § 12 Absatz 1 des Strafgesetzbuches,
- b) Straftat gegen die sexuelle Selbstbestimmung, des Menschenhandels oder der Förderung des Menschenhandels, der vorsätzlichen Körperverletzung, Freiheitsberaubung, des Diebstahls, der Unterschlagung, Erpressung, des Betrugs, der Untreue, Hehlerei, Urkundenfälschung, des Landfriedensbruchs oder Hausfriedensbruchs oder des Widerstands gegen Vollstreckungsbeamte,
- c) Vergehen gegen das Betäubungsmittelgesetz, Arzneimittelgesetz, Waffengesetz, Sprengstoffgesetz, Aufenthaltsgesetz, Arbeitnehmerüberlassungsgesetz oder das Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz oder
- d) staatschutzgefährdende oder gemeingefährliche Straftat.

Zur Überprüfung der Zuverlässigkeit holt die zuständige Behörde mindestens ein:

1. eine Auskunft aus dem Gewerbezentralregister nach § 150 Absatz 1,
2. eine unbeschränkte Auskunft nach § 41 Absatz 1 Nummer 9 des Bundeszentralregistergesetzes sowie
3. eine Stellungnahme der für den Wohnort zuständigen Behörde der Landespolizei, einer zentralen Polizeidienststelle oder des jeweils zuständigen Landeskriminalamts, ob und welche tatsächlichen Anhaltspunkte bekannt sind, die Bedenken gegen die Zuverlässigkeit begründen können, soweit Zwecke der Strafverfolgung oder Gefahrenabwehr einer Übermittlung der tatsächlichen Anhaltspunkte nicht entgegenstehen.

Darüber hinaus kann die zuständige Behörde zusätzlich zum Zweck der Überprüfung der Zuverlässigkeit bei der für den Sitz der Behörde zuständigen Landesbehörde für Verfassungsschutz die Abfrage des nachrichtendienstlichen Informationssystems veranlassen. § 1 des Sicherheitsüberprüfungsgesetzes vom 20. April 1994 (BGBl. I S. 867), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 3. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2161) geändert worden ist, bleibt unberührt. Hat sich der Gewerbetreibende während der letzten drei Jahre vor der Zuverlässigkeitsprüfung nicht im Inland oder einem anderen EU-/EWR-Staat aufgehalten und kann dessen erforderliche Zuverlässigkeit deshalb nicht oder nicht ausreichend nach Satz 5 festgestellt werden, so ist die Erlaubnis nach Satz 1 zu versagen. Die zuständige Behörde hat den Gewerbetreibenden in regelmäßigen Abständen, spätestens jedoch nach Ablauf von fünf Jahren auf seine Zuverlässigkeit zu prüfen.

(1a) Der Gewerbetreibende darf mit der Durchführung von Bewachungsaufgaben nur Personen beschäftigen, die

1. die erforderliche Zuverlässigkeit besitzen und
2. durch eine Bescheinigung der Industrie- und Handelskammer nachweisen, dass sie über die für die Ausübung des Gewerbes notwendigen rechtlichen und fachlichen Grundlagen unterrichtet worden sind und mit ihnen vertraut sind.

Für die Durchführung folgender Tätigkeiten ist der Nachweis einer vor der Industrie- und Handelskammer erfolgreich abgelegten Sachkundeprüfung erforderlich:

1. Kontrollgänge im öffentlichen Verkehrsraum oder in Hausrechtsbereichen mit tatsächlich öffentlichem Verkehr,
2. Schutz vor Ladendieben,
3. Bewachungen im Einlassbereich von gastgewerblichen Diskotheken,

- a) 刑法典第 12 条第 1 項の意味における罪、
- b) 性的自己決定権に対する犯罪行為、人身売買又は人身売買ほう助、暴行、自由剥奪、窃盗、横領、脅迫、詐欺、背任、贓物、公文書偽装、騷擾、住居侵入、又は公務執行妨害の犯罪行為、
- c) 麻薬法、薬事法、武器法、爆発物法、居留法、労働者派遣法、又は不法就労防止法の違反、若しくは、
- d) 国家保安を危険にする、又は公共の危険をもたらす犯行。

信頼性の調査のために、担当機関は少なくとも次のものを入手する。

1. 第 150 条第 1 項の規定による営業中央登録からの情報、
2. 連邦中央登録局法第 41 条第 1 項第 9 号の規定による無制限の情報ならびに
3. 刑事訴追又は危険防衛の目的が実際の留意点の伝達に反目しない限り、信頼性がないとの判断を根拠づける点があるか、又はそれがどのようなものかについての、居住地を管轄する州警察機関、中央警察署、又は各担当州刑事局の見解。

さらに、信頼性調査の目的で、担当機関の拠点を管轄する州憲法保護機関に対し、諜報上の情報システムを用いることを要請することができる。保安審査法（2015 年 12 月 3 日の法律第 8 条による最近改正（連邦法令官報第 1 部 2161 頁）を経た 1994 年 4 月 20 日公布の正文（連邦法令官報第 1 部 867 頁））第 1 条の規定は、影響を受けない。事業主が信頼性調査までの最近 3 年間の間に国内又は欧州連合／欧州経済領域加盟国に滞在しておらず、それゆえ第 5 文の規定による確認ができない又は十分にできない場合、第 1 文の規定により、許可は取り消される。担当機関は、定期的に、遅くとも 5 年後に、事業主の信頼性を調査する。

(1a) 事業主は以下の者のみを警備業務に就かせることができる、

1. 必要な信頼性を有する、
2. 警備業事業の実施に欠くことのできない法的及び専門的基礎に関する講座を受講し、かつそれに習熟していることに関して商工会議所の証明書を提示することにより証明できる。

次の業務の履行には、商工会議所が実施する専門知識試験に合格していることの証明が必須である。

1. 公衆が往来する空間、若しくは事実上公衆が往来可能な私的空間における巡視、
2. 万引き防止
3. 商業用ディスコ入口区域における警備

4. Bewachungen von Aufnahmeeinrichtungen nach § 44 des Asylgesetzes in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. September 2008 (BGBl. I S. 1798), das zuletzt durch Artikel 6 des Gesetzes vom 31. Juli 2016 (BGBl. I S. 1939) geändert worden ist, von Gemeinschaftsunterkünften nach § 53 des Asylgesetzes oder anderen Immobilien und Einrichtungen, die der auch vorübergehenden amtlichen Unterbringung von Asylsuchenden oder Flüchtlingen dienen, in leitender Funktion,

5. Bewachungen von zugangsgeschützten Großveranstaltungen in leitender Funktion.

Zur Überprüfung der Zuverlässigkeit holt die zuständige Behörde mindestens eine unbeschränkte Auskunft nach § 41 Absatz 1 Nummer 9 des Bundeszentralregistergesetzes sowie eine Stellungnahme der für den Wohnort zuständigen Behörde der Landespolizei, einer zentralen Polizeidienststelle oder des jeweils zuständigen Landeskriminalamts ein, ob und welche tatsächlichen Anhaltspunkte bekannt sind, die Bedenken gegen die Zuverlässigkeit begründen können, soweit Zwecke der Strafverfolgung oder Gefahrenabwehr einer Übermittlung der tatsächlichen Anhaltspunkte nicht entgegenstehen. Darüber hinaus kann die zuständige Behörde zusätzlich bei der für den Sitz der Behörde zuständigen Landesbehörde für Verfassungsschutz die Abfrage des nachrichtendienstlichen Informationssystems veranlassen bei

1. Wachpersonen, die mit Bewachungen nach Satz 2 Nummer 4 und 5, auch in nicht leitender Funktion, beauftragt werden sollen,
2. Wachpersonen, die mit Schutzaufgaben im befriedeten Besitztum bei Objekten, von denen im Fall eines kriminellen Eingriffs eine besondere Gefahr für die Allgemeinheit ausgehen kann, beauftragt werden sollen. Dies gilt auch nach Aufnahme der Tätigkeit einer Wachperson. Absatz 1 Satz 4, 7 bis 9 ist entsprechend anzuwenden.“

c) Absatz 2 wird wie folgt geändert:

- aa) In Nummer 1 werden die Wörter „Absatz 1 Satz 3 Nr. 3“ durch die Wörter „Absatz 1a Satz 1“ ersetzt.
- bb) In Nummer 2 werden die Wörter „Absatz 1 Satz 6“ durch die Wörter „Absatz 1 Satz 3 Nummer 3 und Absatz 1a Satz 2“ ersetzt.
- cc) In Nummer 4 wird die Angabe „(ABl. EU Nr. L 255 S. 22, 2007 Nr. L 271 S. 18)“ durch die Wörter „(ABl. L 255 vom 30.9.2005, S. 22), die zuletzt durch die Richtlinie 2013/55/EU (ABl. L 354 vom 28.12.2013, S. 132) geändert worden ist,“ ersetzt.

d) Folgender Absatz 6 wird angefügt:

„(6) Bis zum 31. Dezember 2018 ist ein Bewacherregister zu errichten, in dem bundesweit Daten zu Bewachungsgewerbetreibenden nach Absatz 1 Satz 1 und Bewachungspersonal nach Absatz 1a Satz 1 elektronisch auswertbar zu erfassen und auf dem aktuellen Stand zu halten sind. In dem Bewacherregister dürfen nur folgende personenbezogene Daten gespeichert werden:

1. erforderliche Daten zur Identifizierung und Erreichbarkeit des Gewerbetreibenden nach Absatz 1 Satz 1,
2. erforderliche Daten zur Identifizierung und Erreichbarkeit der mit der Leitung des Gewerbebetriebs betrauten Personen,
3. erforderliche Daten zur Identifizierung und Erreichbarkeit der Wachpersonen nach Absatz 1a Satz 1,
4. der Inhalt der Erlaubnis nach Absatz 1 Satz 1 einschließlich des Datums der Erlaubniserteilung und der Angabe der Kontaktdaten der zuständigen Erlaubnisbehörde,
5. die Sachkunde- und Unterrichtsnachweise einschließlich des Ausstellungsdatums und der Angabe der Kontaktdaten der ausstellenden Industrie- und Handelskammer,
6. sonstige dem Sachkunde- oder Unterrichtsnachweis gleichgestellte Qualifikationsnachweise,
7. das Datum und das Ergebnis der Zuverlässigkeitsüberprüfung nach Absatz 1 Satz 3 Nummer 1, auch in Verbindung mit Absatz 1a Satz 1 Nummer 1,
8. den Gewerbetreibenden, der eine Wachperson zur Überprüfung der Zuverlässigkeit anmeldet,

4. 難民法（2016年7月31日の法律第6条による最近改正（連邦法令官報第1部1939頁）を経た2008年9月2日公布の正文（連邦法令官報第1部1798頁））第44条における受入施設、難民法第53条における共同宿泊施設、又はその他庇護申請者及び難民の公的一時宿泊用の不動産及び施設の管理職としての警備、

5. アクセス保護のある大規模催事における管理職としての警備。

信頼性の調査のために、担当機関は少なくとも、連邦中央登録局法第41条第1項第9号の規定による無制限の情報、及び、刑事訴追又は危険防衛の目的が実際の留意点の伝達に反目しない限り、信頼性がないとの判断を根拠づける点があるか、又はそれがどのようなものかについての、居住地を管轄する州警察機関、中央警察署、又は各担当州刑事局の見解を入手する。さらに、以下の者に関し、担当機関の拠点を管轄する州憲法保護機関に対し、諜報上の情報システムを用いることを要請することができる。

1. 本条第2文第4号及び第5号における警備を委託された、管理職以外も含む警備員、
2. 犯罪が行われた場合に特段の公衆の危険が起こりうる、建築物において警備が配備された所有地（im befriedeten Besitztum bei Objekten）における保護の任務を委託された警備員。
このことは、警備員の就労受入後にも適用される。第1項第4文、第7文及び第9文が適用される。」

c) 第2項は次のように変更される。

aa) 第1号における「第1項第3文第3号」は「第1a項第1文」に変更される。

bb) 第2号における「第1項第6文」は「第1項第3文第3号及び第1a項第2文」に変更される。

cc) 第4号における記述「（労働法令第1部EU官報第L255号22頁、同2007年第L271号18頁）」が「指針2013/55/EU（2013年12月28日の労働法令第1部第L354号132頁）による最新の改正を経た（2005年9月30日の労働法令第1部第L255号22頁）」に追加される。

d) 以下の第6項が追加される。

「(6) 2018年12月31日までに、第1項第1文における警備業の事業主及び第1a項第1文における警備員に関して、連邦全域のデータを電子的に評価可能な状態で把握し、最新の状況を維持する警備者登録を策定する。警備者登録には以下の個人関連情報の保存のみの保存が認められる。

1. 第1項第1文による事業主の特定及びアクセスに必要な情報、
2. 事業主の管理職に就く者の特定及びアクセスに必要な情報、
3. 第1a項第1文による警備員の特定及びアクセスに必要な情報、
4. 第1項第1文における許可の内容、許可発行の日付及び許可担当機関のコンタクト情報を含む、
5. 知識及び講座受講の証明書、発行日及び発行商工会議所のコンタクト情報を含む、
6. 知識及び講座受講の証明書と同等のその他の認定証明書、
7. 第1項第3文第1号ならびに第1a項第1文第1号による信頼性調査の日付及び結果、
8. 警備員の信頼性調査を申請した事業主、

9. Angabe des Einsatzbereiches der Wachperson nach Absatz 1a Satz 2 und 4 und

10. Beschäftigungsverbote nach Absatz 4.

Die Bundesregierung wird ermächtigt, durch Rechtsverordnung mit Zustimmung des Bundesrates die Einzelheiten der Datenerhebung und -verwendung sowie der Einrichtung und Führung des Bewacherregisters einschließlich der Bestimmung der Registerbehörde zu regeln, aus dem die für die Erlaubniserteilung und für die Überwachung von Gewerbetreibenden nach Absatz 1 Satz 1 und deren Bewachungspersonal zuständigen Behörden die erforderlichen personenbezogenen Daten automatisiert abrufen können. Die Industrie- und Handelskammern stellen die Daten nach Satz 2 Nummer 5 zum Abruf über die in § 32 Absatz 2 des Umweltauditgesetzes bezeichnete gemeinsame Stelle (gemeinsame Stelle) elektronisch zum Abruf bereit. Dabei unterliegen sie der Aufsicht der obersten Landesbehörde.“

3. In § 61a Absatz 2 Satz 1 werden die Wörter „§ 34a Absatz 1 Satz 5 und Absatz 2 bis 5“ durch die Wörter „34a Absatz 1a Satz 1 und Absatz 2 bis 5“ ersetzt.

4. In § 71b Absatz 2 Satz 1 werden die Wörter „§ 34a Absatz 1 Satz 5 und Absatz 2 bis 5“ durch die Wörter „§ 34a Absatz 1a Satz 1 und Absatz 2 bis 5“ ersetzt.

Artikel 2 Weitere Änderung der Gewerbeordnung zum 1. Januar 2019

§ 34a der Gewerbeordnung, die zuletzt durch Artikel 1 dieses Gesetzes geändert worden ist, wird wie folgt geändert:

1. Absatz 1 wird wie folgt geändert:

a) Satz 5 wird wie folgt geändert:

aa) In Nummer 2 wird das Wort „sowie“ durch ein Komma ersetzt.

bb) In Nummer 3 wird der Punkt am Ende durch das Wort „und“ ersetzt.

cc) Folgende Nummer 4 wird angefügt:

„4. über das Bewacherregister nach Absatz 6 eine Stellungnahme der für den Sitz der zuständigen Behörde zuständigen Landesbehörde für Verfassungsschutz zu Erkenntnissen, die für die Beurteilung der Zuverlässigkeit von Bedeutung sein können. Die zuständige Behörde darf die übermittelten Daten speichern und nutzen, soweit dies zur Erfüllung ihrer gesetzlichen Aufgaben erforderlich ist. Übermittlungsregelungen nach anderen Gesetzen bleiben unberührt.“

b) Satz 6 wird aufgehoben.

2. Absatz 1a wird wie folgt geändert:

a) Satz 4 wird wie folgt gefasst:

„Darüber hinaus ist Absatz 1 Satz 5 Nummer 4 entsprechend anzuwenden bei Wachpersonen, die mit einer der folgenden Aufgaben beauftragt werden sollen:

1. Bewachungen nach Satz 2 Nummer 4 und 5, auch in nicht leitender Funktion, oder

2. Schutzaufgaben im befriedeten Besitztum bei Objekten, von denen im Fall eines kriminellen Eingriffs eine besondere Gefahr für die Allgemeinheit ausgehen kann.“

b) In Satz 6 werden die Wörter „Satz 4, 7 bis 9“ durch die Wörter „Satz 4, 6 bis 8“ ersetzt.

9. 第 1a 項第 2 文及び第 4 文による警備員の就労領域、

10. 第 4 項による就労禁止。

連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、法律により、情報収集の詳細及び情報利用ならびに登録官庁の決定を含む、第 1 項第 1 文による事業者及びその警備員の許可・監視を担当する機関が必要な個人情報自動的に呼び出すことができる警備者登録の施設及び管理について規定する権利を有する。商工会議所は、第 2 文第 5 号による情報において、法第 32 条第 2 項に述べられた共通位置(共通位置)を通して電子的に呼び出せるよう準備する。その際、州上級官庁の監視下に置かれる。」

3. 第 61a 条第 2 項第 1 文における「第 34a 条第 1 項第 5 文及び第 2 項から第 5 項」は「第 34a 条第 1a 項第 1 文及び第 2 項から第 5 項」に変更される。

4. 第 71b 条第 2 項第 1 文における「第 34a 条第 1 項第 5 文及び第 2 項から第 5 項」は「第 34a 条第 1a 項第 1 文及び第 2 項から第 5 項」に変更される。

第 2 条 [2019 年 1 月 1 日における営業法のさらなる変更]

第 1 項により最近変更された第 34a 条は、以下のように変更される。

1. 第 1 項は以下のように変更される。

a) 第 5 文は以下のように変更される。

aa) 第 2 号における「ならびに」はコンマに変更される。

bb) 第 3 号における文末のピリオドは「そして」に変更される。

cc) 以下の第 4 号が追加される。

「4. 第 6 項における警備者登録に関する、担当機関の拠点を管轄する州憲法保護機関による、信頼性の判断にとって重要でありえる認識に関する見解。担当機関は、法律上の任務を満たすために必要である限り、伝達された情報を保存・利用してもよい。他の法律による伝達に関する規定は影響を受けない。」

b) 第 6 文は削除される。

2. 第 1a 項は以下のように変更される。

a) 第 4 文は以下のようにされる。

「さらに、第 1 項第 5 文第 4 号を、以下の任務を委託される警備員にも適用する：

以下の者に関し、担当機関の拠点を管轄する州憲法保護機関に対し、諜報上の情報システムを用いることを要請することができる。

1. 本条第 2 文第 4 号及び第 5 号における警備を委託された警備で、管理職以外も含む、又は

2. 犯罪が行われた場合に特段の公衆の危険が起こりうる、建築物において警備が配備された所有地 (im befriedeten Besitztum bei Objekten) における保護の任務。」

b) 第 6 文における「第 4 文、第 7 文から第 9 文」が「第 4 文、第 6 文から第 8 文」に変更される。

3. Nach Absatz 1a wird folgender Absatz 1b eingefügt:

„(1b) Werden der zuständigen Landesbehörde für Verfassungsschutz im Nachhinein Informationen bekannt, die für die Beurteilung der Zuverlässigkeit einer der in den Absätzen 1 und 1a Satz 4 Nummer 1 und 2 genannten Personen von Bedeutung sind, übermittelt sie diese der zuständigen Behörde nach den für die Informationsübermittlung geltenden Regelungen der Verfassungsschutzgesetze (Nachbericht). Zu diesem Zweck darf die Verfassungsschutzbehörde Name, Vornamen, Geburtsname, Geburtsdatum, Wohnort und Staatsangehörigkeit (aktuelle, Doppel- und frühere Staatsangehörigkeiten) der betroffenen Person sowie die Aktenfundstelle speichern, einschließlich einer Speicherung mit ihrer Aktenfundstelle in den gemeinsamen Dateien nach § 6 Absatz 2 des Bundesverfassungsschutzgesetzes. Die im Rahmen der Zuverlässigkeitsüberprüfung gespeicherten personenbezogenen Daten der in den Absätzen 1 und 1a Satz 4 Nummer 1 und 2 genannten Personen sind spätestens nach fünf Jahren von der Verfassungsschutzbehörde zu löschen. Sollte die Verfassungsschutzbehörde vorher von einer Versagung, Rücknahme, einem Erlöschen oder Widerruf der Erlaubnis durch die zuständige Behörde Kenntnis erlangen, hat sie die im Rahmen der Zuverlässigkeitsüberprüfung gespeicherten personenbezogenen Daten der in Absatz 1 genannten Personen spätestens sechs Monate nach Kenntniserlangung zu löschen. Die Sätze 1 bis 4 sind entsprechend anzuwenden für die nach Absatz 1 Satz 5 Nummer 3 und Absatz 1a Satz 3 beteiligten Polizeibehörden.“

Artikel 3 Inkrafttreten

- (1) In Artikel 1 Nummer 2 Buchstabe b tritt § 34a Absatz 1 Satz 9 am 1. Januar 2019 in Kraft.
- (2) Artikel 2 tritt am 1. Januar 2019 in Kraft.
- (3) Im Übrigen tritt dieses Gesetz am 1. Dezember 2016 in Kraft.

3. 第 1a 項の後に、以下の第 1b 項が追加される：

「(1b) 担当機関の拠点を管轄する州憲法保護機関が、第 1 項及び第 1a 項第 4 文第 1 号から第 2 号に挙げられた者の一人の信頼性の判断に重要である情報を後になってから知った場合、同憲法保護機関は担当機関に対し、憲法保護諸法における情報伝達に適用される規定に従い、このことを伝達する（事後報告）。この目的のために、憲法保護機関は、当該人物の姓、名、出生姓、誕生日、居住地及び国籍（現在の国籍、二重国籍及びかつての国籍）ならびに記録場所（Aktenfundstelle）を保存することができ、連邦憲法保護法第 6 条第 2 項による共通データにおける記録場所の保存を含む。第 1 項及び第 1a 項第 4 文第 1 号から第 2 号に挙げられた者に関する、信頼性調査の枠組みにおいて保存された個人情報は、遅くとも 5 年後には憲法保護機関から消去される。憲法保護機関がそれ以前に担当機関から許可の拒絶、取消、失効、撤回に関して担当機関から通知される場合、憲法保護機関は、第 1 項に挙げられた者に関する信頼性調査の枠組みにおいて保存された個人情報を、遅くとも知りえた 6 か月後には消去しなければならない。第 1 文から第 4 文は、第 1 項第 5 文第 3 号及び第 1a 条第 3 文に關与する警察機関にも適用する。」

第 3 条 [発効]

- (1) 第 1 条第 2 号符号 b において、第 34a 条第 1 号第 9 文は 2019 年 1 月 1 日に発効する。
- (2) 第 2 条は 2019 年 1 月 1 日に発効する。
- (3) その他に関しては、この法律は 2016 年 12 月 1 日に発行する。

1.3 フランス

(1) 国内安全保障法第6編 民間警備活動

TITRE Ier : ACTIVITÉS PRIVÉES DE SURVEILLANCE ET DE GARDIENNAGE, DE TRANSPORT DE FONDS, DE PROTECTION PHYSIQUE DES PERSONNES ET DE PROTECTION DES NAVIRES

Chapitre Ier : Dispositions générales

Article L. 611-1

Sont soumises aux dispositions du présent titre, dès lors qu'elles ne sont pas exercées par un service public administratif, les activités qui consistent :

- 1° A fournir des services ayant pour objet la surveillance humaine ou la surveillance par des systèmes électroniques de sécurité ou le gardiennage de biens meubles ou immeubles ainsi que la sécurité des personnes se trouvant dans ces immeubles ou dans les véhicules de transport public de personnes ;
- 2° A transporter et à surveiller, jusqu'à leur livraison effective, des bijoux représentant une valeur d'au moins 100 000 euros, des fonds, sauf, pour les employés de La Poste ou des établissements de crédit habilités par leur employeur, lorsque leur montant est inférieur à 5 335 euros, ou des métaux précieux ainsi qu'à assurer le traitement des fonds transportés ;
- 3° A protéger l'intégrité physique des personnes.
- 4° A la demande et pour le compte d'un armateur, à protéger, contre les menaces extérieures, des navires battant pavillon français, en application de l'article L. 5441-1 du code des transports.

Article L. 611-2

Sans préjudice des dispositions de l'article L. 634-1, les commissaires de police, les officiers de police et les officiers et sous-officiers de la gendarmerie nationale assurent, pour le compte du Conseil national des activités privées de sécurité ainsi que du représentant de l'Etat dans le département ou, à Paris, du préfet de police, le contrôle des personnes exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1.

Sans préjudice des compétences des inspecteurs et contrôleurs du travail, ils peuvent demander la communication du registre unique du personnel prévu aux articles L. 1221-13 et L. 1221-15 du code du travail et de tous autres registres, livres et documents mentionnés aux articles L. 3171-3, L. 8113-4 et L. 8113-5 du même code ainsi que recueillir, sur convocation ou sur place, les renseignements et justifications nécessaires.

Dans l'exercice du contrôle des sociétés exerçant l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 du présent code, ils peuvent également obtenir communication des registres prévus à l'article L. 5442-10 du code des transports.

En présence de l'occupant des lieux ou de son représentant, ils peuvent, entre 8 heures et 20 heures, accéder aux locaux dans lesquels est habituellement exercée une activité mentionnée à l'article L. 611-1 ; ils peuvent également y accéder à tout moment lorsque l'exercice de cette activité est en cours. Ils ne peuvent accéder à ceux de ces locaux qui servent de domicile.

Un compte rendu de visite est établi, dont copie est remise immédiatement au responsable de l'entreprise et est adressé aux autorités mentionnées au premier alinéa.

第1章 監視及び警護、現金輸送、身辺保護及び船舶保護の民間警備活動

第1節 総則

L611-1条

以下に掲げる活動が行政公共業務によって行使されない限りにおいて、当該活動は本章の条項に従う。

- 第1号：人若しくは電子システムによる監視又は動産・不動産の警備並びに対象となる不動産内、若しくは公共の車両内にいる人々の安全を目的とした業務の提供。
- 第2号：10万€（約1,235万円）以上の宝石、総額5,335€（約65.9万円）未満の現金（leur montant est inférieur à 5,335 euros）、又は貴金属を運搬及び監視し、同時に引渡物の取扱いを保障する行為（現金取り扱いについては郵便局、金融機関で雇用されるものを除く。）。
- 第3号：人々の身体の保護。
- 第4号：船主の要求に基づき、フランス国旗を掲げる船舶を刑事法224-6条から224-8条に定義される行為又は同法4編の2章に定義されるテロ行為の脅威から保護する行為。

L611-2条

L634-1条の規定を損なうことなく、警視、警部及び国家憲兵隊の将校及び下士官は、民間警備業活動全国協議会又は所管当局、若しくはパリ警視庁の代理として、L611-1条に規定された行為を行う人の審査を実施する。

捜査官や労働監督官の管轄を損なうことなく、警視、警部及び国家憲兵隊の将校及び下士官は、労働法L1221-13条及びL1221-15条に規定される個人登録簿及び労働法L3171-3条、L8113-4条、及びL8113-5条に規定される他の全ての登録簿、台帳並びに資料の取得を要求することができ、並びに、事前宣告をした上で、若しくはその場において必要な情報及び証拠書類を収集することができる。

本法L611-1条4号に規定する活動を行う会社の審査を行う場合において、警視、警部及び国家憲兵隊の将校及び下士官は、輸送法L5442-10条に定める登録簿についてもこれを取得することができる。

L611-1条が規定する活動を通常実施している場所への立入りは、その占有者若しくはその代理人の立ち合いのもとに、8時から20時の間に限ってこれを行うことができる。ただし、当該活動が実施されている間は、何時においても立ち入ることができる。当該場所が住居として使用されている場合は、これに立ち入ることができない。

立入りを行った際はその報告書を作成し、遅滞なくその写しを立入り責任者に送付するとともに、第1段落目に示す関係当局に提出しなければならない。

Chapitre II : Conditions d'exercice

Section 1 : Dispositions générales

Article L612-1

Seules peuvent être autorisées à exercer à titre professionnel, pour elles-mêmes ou pour autrui, les activités énumérées aux 1° à 3° de l'article L. 611-1, et à titre professionnel, pour autrui exclusivement, l'activité mentionnée au 4° du même article L. 611-1 :

- 1° Les personnes physiques ou morales immatriculées au registre du commerce et des sociétés ;
- 2° Les personnes physiques ou morales non immatriculées au registre du commerce et des sociétés, qui sont établies dans un autre Etat membre de l'Union européenne ou un autre Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen et qui exercent une ou plusieurs de ces activités.

Article L612-2

L'exercice d'une activité mentionnée aux 1° et 2° de l'article L. 611-1 est exclusif de toute autre prestation de services non liée à la surveillance, au gardiennage ou au transport de fonds, de bijoux ou de métaux précieux, à l'exception du transport, par les personnes exerçant l'activité mentionnée au 2° de l'article L. 611-1, dans les conditions prévues aux articles L. 613-8 à L. 613-11, de tout bien, objet ou valeur.

L'exercice de l'activité mentionnée au 3° de l'article L. 611-1 est exclusif de toute autre activité.

L'exercice de l'activité mentionnée au 4° du même article L. 611-1 est exclusif de toute autre activité, à l'exception du conseil et de la formation en matière de sûreté maritime.

Article L612-3

La dénomination d'une personne morale exerçant pour autrui une activité mentionnée à l'article L. 611-1 doit faire ressortir qu'il s'agit d'une personne de droit privé et éviter toute confusion avec un service public, notamment un service de police.

Article L612-4

Il est interdit aux personnes exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1 ainsi qu'à leurs agents de s'immiscer, à quelque moment et sous quelque forme que ce soit, dans le déroulement d'un conflit du travail ou d'événements s'y rapportant. Il leur est également interdit de se livrer à une surveillance relative aux opinions politiques, philosophiques ou religieuses ou aux appartenances syndicales des personnes.

Article L612-5

Les entreprises individuelles ou les personnes morales exerçant les activités mentionnées au présent titre justifient d'une assurance couvrant leur responsabilité professionnelle, préalablement à leur entrée.

Section 2 : Agrément des exploitants individuels et des dirigeants et gérants de personnes morales

Article L612-6

Nul ne peut exercer à titre individuel une activité mentionnée à l'article L. 611-1, ni diriger, gérer ou être l'associé d'une personne morale exerçant cette activité, s'il n'est titulaire d'un agrément délivré selon des modalités définies par décret en Conseil d'Etat.

第2節 実施要件

第1款 総則

L612-1条

以下に掲げる者のみが、L611-1条第1号から第3号に規定された活動を、職業として自己又は他者のために行うことが許可され、同第4号については専ら他者のために行うことが許可される。

第1号 商業・会社登記簿に登録されている自然人又は法人。

第2号 他の欧州連合加盟国又は欧州経済領域参加国で設立された商業・会社登記簿に登録されていない自然人又は法人で、かつ一度又は複数回に渡って当該活動を行う者。

L612-2条

L611-1条第1号及び第2号に規定される活動の実施は、L613-8条からL613-11条に規定する条件の下でL611-1条第2号に規定される活動を行う者が、動産、物品又は有価証券を輸送する場合を除いて、監視、警備又は現金、宝石若しくは貴金属の輸送に関連しない他の全ての業務の提供を除外する。

L611-1条第3号に規定される活動の実施は、他の全ての業務の提供を除外する。

L611-1条第4号に規定される活動の実施は、海上保安分野に係る助言や研修を除き、他の全ての業務の提供を除外する。

L612-3条

他者に対してL611-1条が規定する活動を実施する法人の名称は、それが私法に基づく法人であることを明示しなくてはならず、また、公共の業務、とくに警察による業務との混同を避けるようにしなければならない。

L612-4条

L611-1条が規定する活動を実施する者及びその職員は、何時又いかなる形態であれ、労働紛争やそれに関連した事案に対し、不当に介入してはならない。また、政治的、哲学的若しくは宗教的な見解、若しくは労働組合に所属する個人に対する監視に従事してはならない。

L612-5条

本章に規定する活動を行う個人又は法人は、その設立(leur entrée)に先立ち、職務上の責任を補償する保険に加入しなくてはならない。

第2款 個人事業者、経営者、法人代表者の承認

L612-6条

何人も、コンセイユ・デタのデクレ²に定める方法による許可を受けない限りは、L611-1条に規定する活動を個人として行ってはならず、また、当該活動に従事する法人の指揮、管理を行うこと若しくは当該法人の協力者となってはならない。

² コンセイユ・デタ（国務院）が発する政令（デクレ）で、法律（Loi）よりは下位に位置する。

Article L612-7

L'agrément prévu à l'article L. 612-6 est délivré aux personnes qui satisfont aux conditions suivantes

- 1° Etre de nationalité française ou ressortissant d'un Etat membre de l'Union européenne ou d'un Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen ;
- 2° Ne pas avoir fait l'objet d'une condamnation à une peine correctionnelle ou à une peine criminelle inscrite au bulletin n° 2 du casier judiciaire ou, pour les ressortissants étrangers, dans un document équivalent, pour des motifs incompatibles avec l'exercice des fonctions ;
- 3° Ne pas avoir fait l'objet d'un arrêté d'expulsion non abrogé ou d'une interdiction du territoire français non entièrement exécutée ;
- 4° Ne pas avoir fait l'objet d'une décision, prononcée sur le fondement des dispositions du chapitre III du titre V du livre VI du code de commerce ou prise en application des textes antérieurs à ce code et ne pas avoir fait l'objet d'une décision de nature équivalente dans un autre Etat membre de l'Union européenne ou un autre Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen ;
- 5° Ne pas exercer l'une des activités, énumérées par décret en Conseil d'Etat, incompatibles par leur nature avec celles qui sont mentionnées à l'article L. 611-1 ;
- 6° Ne pas exercer l'activité d'agent de recherches privées ;
- 7° Justifier d'une aptitude professionnelle dans des conditions définies par décret en Conseil d'Etat lorsque ces personnes exercent effectivement les activités mentionnées à l'article L. 611-1 et, lorsqu'elles utilisent un chien dans le cadre de ces activités, de l'obtention d'une qualification professionnelle définie en application de l'article L. 613-7.

L'agrément ne peut être délivré s'il résulte de l'enquête administrative, ayant le cas échéant donné lieu à consultation, par des agents du Conseil national des activités privées de sécurité spécialement habilités par le représentant de l'Etat territorialement compétent et individuellement désignés, des traitements de données à caractère personnel gérés par les services de police et de gendarmerie nationales relevant des dispositions de l'article 26 de la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, à l'exception des fichiers d'identification, que son comportement ou ses agissements sont contraires à l'honneur, à la probité, aux bonnes moeurs ou sont de nature à porter atteinte à la sécurité des personnes ou des biens, à la sécurité publique ou à la sûreté de l'Etat et sont incompatibles avec l'exercice des fonctions susmentionnées.

Article L612-8

L'agrément peut être retiré lorsque son titulaire cesse de remplir l'une des conditions prévues à l'article L. 612-7.

En cas d'urgence, le président de la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente peut suspendre l'agrément. En outre, le représentant de l'Etat dans le département, ou, à Paris, le préfet de police, peut suspendre l'agrément en cas de nécessité tenant à l'ordre public.

Section 3 : Autorisation d'exercice délivrée aux exploitants individuels et aux personnes morales

Article L612-9

L'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 est subordonné à une autorisation distincte pour l'établissement principal et pour chaque établissement secondaire.

Pour l'exercice de l'activité mentionnée au 4° du même article L. 611-1, cette autorisation est, en outre, soumise à une certification, selon les modalités définies à l'article L. 616-1.

L612-7 条

L612-6 条に規定する許可は、以下の条件を満たす者に対して付与される。

- 第1号 フランス国民であること、若しくは欧州連合加盟国又は欧州経済領域参加国の所属民であること。
- 第2号 職務の遂行と両立しないという理由により、犯罪記録第2号票 (bulletin n° 2 du casier judiciaire) に、又は、外国の所属民の場合は同等の文書により、軽罪の刑罰又は重罪の刑罰による有罪判決が記録されていないこと。
- 第3号 廃止されていない国外追放命令、又はフランス領土内における完全施行されていない禁止事項の対象となっていないこと。
- 第4号 商業法第6編第5章第3節の規定、又は同法に先行して施行された規定の対象となっていないこと、及び、他の欧州連合加盟国又は欧州経済領域参加国における前述の規定と同等の規定の対象となっていないこと。
- 第5号 コンセイユ・デタのデクレにより列挙されている活動で、L611-1 条に規定する活動と両立し得ない事項を実施していないこと。
- 第6号 民間探偵業を行っていないこと。
- 第7号 L611-1 条に規定される活動を実施する者は、コンセイユ・デタのデクレに定められた要件に基づく職能を証明していること、加えて、その活動において犬を使用する際には、L613-7 条に定められた職能についても証明していること。

「情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律」第 26 条に基づき国家警察及び国家憲兵隊が管理する個人識別文書を除き、国家の代表者により個別に選任された民間警備業活動全国協議会の代理人の助言に基づく行政調査の結果、その行為や行動が名誉、善行、道徳性に反する、或いは他者の生命や財産、公衆の安全、国の安全保障に害を及ぼす可能性があり、上記の機能を行使する上で両立し得ないと判断された場合は、承認されないことがある。

L612-8 条

許可を受けた者が L612-7 条に規定する条件の一つを満たさなくなった場合、許可は剥奪される。

緊急の際は、管轄権を有する認定・審査委員会の委員長が許可を停止することができる。さらに、国家警察又はパリ警視庁の長が公序良俗に反すると判断した場合は、許可を停止することができる。

第3款 個人事業者及び法人に対する許可

L612-9 条

L611-1 条に規定する活動の実施にあたっては、主たる事業所と、各々の二次的事业所毎に、別個の許可を得なければならない。

加えて、同 L611-1 条第4号に規定する活動の実施に際し、この許可は L616-1 条の規定に基づく認証を受けなければならない。

Article L612-10 (Abrogé)

Article L612-11 (Abrogé)

Article L612-12

L'autorisation prévue à l'article L. 612-9 est refusée si l'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 par la personne intéressée est de nature à causer un trouble à l'ordre public.

Article L612-13 (Abrogé)

Article L612-14

L'autorisation d'exercice ne confère aucune prérogative de puissance publique à l'entreprise ou aux personnes qui en bénéficient.

Article L612-15

Tout document qu'il soit de nature informative, contractuelle ou publicitaire, y compris toute annonce ou correspondance, émanant d'une entreprise visée à l'article L. 612-1, doit reproduire l'identification de l'autorisation administrative prévue à l'article L. 612-9 ainsi que les dispositions de l'article L. 612-14.

En aucun cas il ne pourra être fait état de la qualité d'ancien fonctionnaire de police ou d'ancien militaire que pourrait avoir l'un des dirigeants ou employés de l'entreprise.

Toute personne physique ou morale ayant recours aux services d'une entreprise exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1 peut demander communication des références de la carte professionnelle de chacun des employés participant à l'exécution de la prestation.

Le prestataire lui communique ces informations sans délai.

Article L612-16

L'autorisation prévue à l'article L. 612-9 peut être retirée :

- 1° A la personne physique qui, titulaire de l'agrément prévu à l'article L. 612-6, ne remplit plus les conditions exigées à l'article L. 612-7 ou dont l'agrément a été retiré ;
- 2° A la personne morale qui conserve comme dirigeant ou gérant une personne titulaire de l'agrément mais ne remplissant plus les conditions exigées à l'article L. 612-7, ou une personne dont l'agrément a été retiré ;
- 3° A la personne morale dont la direction ou la gestion est exercée en fait par une personne agissant directement ou par personne interposée en lieu et place des représentants légaux ;
- 4° A la personne morale dont tout ou partie du capital social est constitué par des fonds apportés directement ou indirectement par l'auteur d'un crime ou d'un délit dans les conditions prévues à l'article 324-1 du code pénal ;
- 5° A la personne physique ou morale qui ne se conforme pas aux dispositions du présent titre, à celles du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile ou à celles du code du travail.

Sauf dans le cas prévu au 4°, le retrait ne peut être prononcé qu'après une mise en demeure restée sans effet.

L612-10 条 (削除)

L612-11 条 (削除)

L612-12 条

L611-1 条に規定された活動の実施が公序良俗に反すると思料されるときは、L612-9 条に規定する許可は拒否される。

L612-13 条 (削除)

L612-14 条

実施の許可は、それを利用する会社又は人にいかなる公権力の特権も与えない。

L612-15 条

全ての通知又は通信を含む L612-1 条に掲げる企業が発出するいかなる広報、契約又は宣伝に関する文書も、L612-9 条並びに L612-14 条に規定する行政機関による認証を記載しなければならない。

いかなる場合においても、これらの書類には、その企業の代表者又は被雇用者が有する元公務員、警察官、又は元軍人としての経歴を記載してはならない。

L611-1 条に規定する活動を行う企業に業務を依頼する全ての自然人又は法人は、その業務に従事する者を含めた全ての被雇用者に関する資格証の提示を求めることができる。

業務を提供する者は、これらの情報を遅滞なく提示しなければならない。

L612-16 条

以下の各号に該当するものは、L612-9 条に規定する許可を取り消す。

第 1 号 L612-6 条に規定する許可を受けた自然人で、L612-7 条に規定する条件を満たさなくなった、又は許可が剥奪された者。

第 2 号 許可を受けた者を監督者又は管理者として置いているが、L612-7 条に規定する条件を満たさなくなった、又は許可が剥奪された法人。

第 3 号 登記上の代表者に代わる別のものが、直接的又は間接的に実質の監督及び経営をする法人。

第 4 号 企業資本の全部又は一部が、刑法典第 324-1 条に規定する条件の下に、軽犯罪又は重犯罪の行為者によって直接的又は間接的に抛出された資金によって構成されている法人。

第 5 号 本章に規定する外、入国・海外滞在・庇護に関する法律又は労働法の規定に合致しない自然人又は法人。

第 4 号に該当する場合を除き、剥奪は、催告後に改善効果がみられない場合にのみ発せられる。

Article L612-17

Dans les cas prévus aux 1° à 4° de l'article L. 612-16, l'autorisation peut être suspendue pour six mois au plus.

L'autorisation peut être également suspendue lorsque la personne physique ou l'un des dirigeants ou gérants de la personne morale titulaire de l'autorisation prévue à l'article L. 612-9 fait l'objet de poursuites pénales. Il est mis fin à la suspension dès que l'autorité administrative ou la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente a connaissance d'une décision de l'autorité judiciaire intervenue sur le fond.

Article L612-18

Sauf urgence ou nécessité tenant à l'ordre public, la suspension ou le retrait mentionnés aux articles L. 612-16 et L. 612-17 intervient au terme d'une procédure contradictoire.

Article L612-19

L'autorisation mentionnée à l'article L. 612-9 devient caduque en cas de cessation définitive d'activité de son titulaire.

4 : Autorisation d'exercice des employés

Sous-section 1 : Délivrance de la carte professionnelle

Article L612-20

Nul ne peut être employé ou affecté pour participer à une activité mentionnée à l'article L. 611-1 :

- 1° S'il a fait l'objet d'une condamnation à une peine correctionnelle ou à une peine criminelle inscrite au bulletin n° 2 du casier judiciaire ou, pour les ressortissants étrangers, dans un document équivalent, pour des motifs incompatibles avec l'exercice des fonctions ;
- 2° S'il résulte de l'enquête administrative, ayant le cas échéant donné lieu à consultation, par des agents du Conseil national des activités privées de sécurité spécialement habilités par le représentant de l'Etat territorialement compétent et individuellement désignés, des traitements de données à caractère personnel gérés par les services de police et de gendarmerie nationales relevant des dispositions de l'article 26 de la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, à l'exception des fichiers d'identification, que son comportement ou ses agissements sont contraires à l'honneur, à la probité, aux bonnes moeurs ou sont de nature à porter atteinte à la sécurité des personnes ou des biens, à la sécurité publique ou à la sûreté de l'Etat et sont incompatibles avec l'exercice des fonctions susmentionnées ;
- 3° S'il a fait l'objet d'un arrêté d'expulsion non abrogé ou d'une interdiction du territoire français non entièrement exécutée ;
- 4° Pour un ressortissant étranger, s'il ne dispose pas d'un titre de séjour lui permettant d'exercer une activité sur le territoire national après consultation des traitements de données à caractère personnel relevant des dispositions de l'article R. 611-1 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile par des agents du Conseil national des activités privées de sécurité spécialement habilités par le représentant de l'Etat territorialement compétent et individuellement désignés ;

L612-17 条

L612-16 条第 1 号から第 4 号の規定に該当する場合において、許可は最大で 6 か月間停止される。

自然人若しくは L612-9 条に規定する許可を有する法人の監督者又は管理者のいずれかが刑事訴訟の対象となった場合においても、許可は停止されることがある。許可の停止は、行政当局又は管轄権を有する認定・審査委員会が、司法当局による訴訟本案の判決内容を審理した上で解除される。

L612-18 条

公共の秩序に対する緊急性又は必要性がある場合を除き、L612-16 条及び L612-17 条に規定する停止又は剥奪は、対審手続き期間中に発出される。

L612-19 条

L612-9 条に規定する許可は、許可を受けた者の活動が完全に停止した場合に失効する。

第 4 款 被雇用者の活動許可

第 1 項 資格証の交付

L612-20 条

以下の各号に該当する場合は、何人も L611-1 条に規定される活動に従事するために雇用され、又は配属されてはならない。

第 1 号 職務の遂行と両立しないという理由により、犯罪記録第 2 号票 (bulletin n° 2 du casier judiciaire) に、又は、外国の所属民の場合は同等の文書により、軽罪の刑罰又は重罪の刑罰による有罪判決が記録されていないこと。

第 2 号 国家警察及び国家憲兵隊が「情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律」第 26 条に基づき管理する個人識別文書を除く、国家の代表者により個別に選任された民間警備業活動全国協議会の代理人の助言に基づく行政調査の結果、その行為や行動が名誉、善行、道徳性に反する、或いは他者の生命や財産、公衆の安全、国の安全保障に害を及ぼす可能性があり、所定の機能を行行使する上で両立し得ないと判断された場合。

第 3 号 廃止されていない国外追放命令、又はフランス領土内における完全施行されていない禁止事項の対象となっていないこと。

第 4 号 外国人については、国家の代表者により個別に選任された民間警備業活動全国協議会の代理人による、入国・海外滞在・庇護に関する法律 R611-1 条の規定に基づく個人記録照会の結果、フランス国内での活動を認める滞在証を所持していない場合。

5° S'il ne justifie pas de son aptitude professionnelle selon des modalités définies par décret en Conseil d'Etat et, s'il utilise un chien dans le cadre de son emploi ou de son affectation, de l'obtention d'une qualification définie en application de l'article L. 613-7.

Le respect de ces conditions est attesté par la détention d'une carte professionnelle délivrée selon des modalités définies par décret en Conseil d'Etat.

La carte professionnelle peut être retirée lorsque son titulaire cesse de remplir l'une des conditions prévues aux 1°, 2° et 3°. Elle peut également être retirée en cas de méconnaissance des dispositions prévues à l'article L. 214-1 du code rural et de la pêche maritime.

Pour l'exercice de l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 du présent code, la condition prévue au 4° du présent article n'est pas applicable. La délivrance de la carte professionnelle répond en outre aux conditions exigées à l'article L. 616-2.

En cas d'urgence, le président de la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente peut retirer la carte professionnelle. En outre, le représentant de l'Etat peut retirer la carte professionnelle en cas de nécessité tenant à l'ordre public.

Article L612-20-1

Le renouvellement de la carte professionnelle est subordonné au suivi d'une formation continue, dans des conditions prévues par décret en Conseil d'Etat.

Article L612-21

Sous réserve des dispositions transitoires fixées par le décret en Conseil d'Etat prévu au 5° de l'article L. 612-20, le contrat de travail du salarié qui cesse de remplir les conditions posées aux 1° à 3° de cet article est rompu de plein droit.

Cette rupture ouvre droit au versement, par l'employeur, de l'indemnité légale de licenciement dans les conditions prévues à l'article L. 1234-9 du code du travail, sauf dispositions conventionnelles plus favorables.

Le salarié a également droit au revenu de remplacement dans les conditions prévues à l'article L. 5421-1 de ce code.

Sous-section 2 : Autorisation d'accès à la formation professionnelle

Article L612-22

L'accès à une formation en vue d'acquérir l'aptitude professionnelle est soumis à la délivrance d'une autorisation préalable, fondée sur le respect des conditions fixées aux 1°, 2° et 3° de l'article L. 612-20.

第5号 コンセイユ・デタのデクレに定められた要件に基づく職能を証明できない場合。また、雇用中若しくは特定の活動において犬を使用する際に、L613-7条に定められた職能を証明できない場合。

これらの条件の遵守は、コンセイユ・デタのデクレに定められた方法により付与された資格証を保持することにより証明される。

許可を受けた者が、上記第1号、第2号及び第3号に規定される条件を満たさなくなった場合、資格証は剥奪される。農村・漁村法(code rural et de la pêche maritime)L214-1条に規定される条項の不遵守においても、同様に、資格証は剥奪される。

本法 L611-1 条第4号が規定する活動の実施に際し、本条第4号に規定する条件は適用されない。資格証の発行要件は本法 L616-2 条に規定する条件に基づく。

緊急の際は、管轄権を有する認定・審査委員会の委員長が資格証を剥奪することができる。さらに、国家の長が公序良俗に反すると判断した場合は、資格証を剥奪することができる。

L612-20-1 条

資格証の更新は、コンセイユ・デタのデクレに定める条件の下に実施する継続教育により行う。

L612-21 条

L612-20 条第5号に規定される、コンセイユ・デタのデクレに定められた一時的な措置という条件の下に、同条第1号から第3号の規定を満たさない賃金労働契約は、当然に破棄される。

かかる契約破棄により、より有利な労働協約が適用されない限りにおいては、労働法 L1234-9 条に規定する条件の下に、雇用者に対する法的解雇補償の支払い請求権が発生する。

賃金労働者は労働法 L5421-1 条が規定する条件の下で、代理所得を得る権利(droit au revenu de remplacement)をも有する。

第2項 職業教育への参加認可

L612-22 条

職能資格取得に係る研修への参加は、L612-20 条第1号、第2号及び第3号に定める条件の遵守に基づき、事前許可の付与を前提とする。

Sous-section 3 : Autorisation provisoire d'exercice

Article L612-23

Par dérogation à l'article L. 612-20, une autorisation provisoire d'être employé pour participer à une activité mentionnée aux 1° à 3° de l'article L. 611-1 est délivrée à la personne non titulaire de la carte professionnelle, sur sa demande, au vu des conditions fixées aux 1°, 2° et 3° de l'article L. 612-20.

Toute personne physique ou morale exerçant une activité mentionnée à l'article LV611-1 concluant un contrat de travail avec une personne titulaire de cette autorisation lui assure la délivrance sans délai d'une formation en vue de justifier de l'aptitude professionnelle. La personne titulaire de l'autorisation provisoire susvisée ne peut pas être affectée à un poste correspondant à une activité mentionnée à l'article L. 611-1.

La période d'essai du salarié est prolongée d'une durée égale à celle de la période de formation visée à l'alinéa précédent, dans la limite maximale d'un mois, à défaut de stipulation particulière d'une convention ou d'un accord collectifs étendus.

Section 5 : Dispositions communes

Article L612-24

Pour l'application des dispositions des articles L. 612-6 à L. 612-8 et L. 612-9 à L. 612-13 à l'une des personnes mentionnées au 2° de l'article L. 612-1 ou des dispositions de l'article L. 612-20 à l'un de leurs agents, la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente délivre l'autorisation, l'agrément ou la carte professionnelle au vu des conditions et garanties exigées, pour l'exercice des mêmes activités, par la législation et la réglementation de l'Etat membre de l'Union européenne ou de l'Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen dans lequel cette personne est établie, dès lors que les justifications produites en vertu de cette législation et de cette réglementation sont regardées comme équivalentes à celles qui sont exigées en vertu du présent titre.

Lorsqu'il est fondé sur la méconnaissance des conditions et garanties visées à l'alinéa précédent, le retrait de l'autorisation ou de l'agrément prononcé par les autorités de l'Etat membre de l'Union européenne ou de l'Etat partie à l'accord sur l'Espace économique européen dans lequel la personne est établie entraîne le retrait de l'autorisation ou de l'agrément accordé sur le fondement du présent titre.

Article L612-25

Sans préjudice des dispositions prévues par des lois spéciales, l'entreprise dont certains salariés sont chargés, pour son propre compte, d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 n'est pas soumise aux dispositions des articles L. 612-2, L. 612-3, L. 612-6 à L. 612-8 et L. 612-15.

第3項 活動の暫定認可

L612-23 条

L612-20 条の規定の例外として、L611-1 条第1号から第3号に規定する活動に従事することを目的として雇用されるための暫定的な認可は、その申請に基づき、L612-20 条第1号、第2号及び第3号に定める条件を斟酌の上、資格証を保持しない者に対して付与する。

L611-1 条が規定する活動を行う全ての自然人及び法人は、この許可を受けた者との雇用契約締結に際し、職能を証明するため、その者を遅滞なく研修に参加させなければならない。暫定許可を保持する者は、L611-1 条に規定する活動に対応する職務に就くことはできない。

従業員の試用期間は、労働協約又は集団協定において延長に係る特別条項が規定されていない限り、前段落における研修の期間と同等の、最大1か月を上限とする。

第5款 共通条項

L612-24 条

L612-1 条第2号に定める者に対して L612-6 条から L612-8 条及び L612-9 条から L612-13 条の条項を適用する、若しくはその従業員に対して L612-20 条の条項を適用するに際し、管轄権を有する認定・審査委員会は、欧州連合加盟国及び欧州経済領域参加国内の法令に基づき発行された許可証、若しくは資格証を、その者が居住する国の法令により求められる条件及び保証と照らして、本章における要求事項と同等と見なす。

その者が居住する欧州連合加盟国又は欧州経済領域参加国の当局によって発出された認可、若しくは認可の剥奪が、前段落に定めた条件や保証に準拠しない場合は、本章に基づく認可若しくは認可の剥奪を要する。

L612-25 条

特別法の規定する条項を妨げない限りにおいて、専ら自社の利益のために L611-1 条に規定する活動を行う従業員を有する企業は、L612-2 条、L612-3 条、L612-6 条から L612-8 条及び L612-15 条の規定の対象とならない。

Chapitre III : Modalités d'exercice

Section 1 : Activités de surveillance et de gardiennage

Sous-section 1 : Missions

Article L613-1

Les agents exerçant une activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1 ne peuvent exercer leurs fonctions qu'à l'intérieur des bâtiments ou dans la limite des lieux dont ils ont la garde.

A titre exceptionnel, ils peuvent être autorisés, par le représentant de l'Etat dans le département ou, à Paris, par le préfet de police, à exercer sur la voie publique des missions, même itinérantes, de surveillance contre les vols, dégradations et effractions visant les biens dont ils ont la garde.

Article L613-2

Les personnes physiques exerçant l'activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1 peuvent procéder à l'inspection visuelle des bagages et, avec le consentement de leur propriétaire, à leur fouille.

Les personnes physiques exerçant l'activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1, spécialement habilitées à cet effet et agréées par le représentant de l'Etat dans le département ou, à Paris, par le préfet de police dans les conditions prévues par décret en Conseil d'Etat, peuvent, en cas de circonstances particulières liées à l'existence de menaces graves pour la sécurité publique, procéder, avec le consentement exprès des personnes, à des palpations de sécurité. Dans ce cas, la palpation de sécurité doit être faite par une personne de même sexe que la personne qui en fait l'objet. Ces circonstances particulières sont constatées par un arrêté du représentant de l'Etat dans le département ou, à Paris, du préfet de police, qui en fixe la durée et détermine les lieux ou catégories de lieux dans lesquels les contrôles peuvent être effectués. Cet arrêté est communiqué au procureur de la République.

Article L613-3

Pour l'accès aux enceintes dans lesquelles est organisée une manifestation sportive, récréative ou culturelle rassemblant plus de 300 spectateurs, les personnes physiques exerçant l'activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1, agréées par la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente dans les conditions prévues par décret en Conseil d'Etat, ainsi que celles, membres du service d'ordre affecté par l'organisateur à la sécurité de la manifestation sportive, récréative ou culturelle en application des dispositions de l'article L. 211-11, titulaires d'une qualification reconnue par l'Etat et agréées par la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente, peuvent procéder, sous le contrôle d'un officier de police judiciaire et avec le consentement exprès des personnes, à des palpations de sécurité. Dans ce cas, la palpation doit être effectuée par une personne de même sexe que la personne qui en fait l'objet.

Elles peuvent procéder à l'inspection visuelle des bagages et, avec le consentement de leur propriétaire, à leur fouille.

第3節 活動形態

第1款 監視及び警護業務

第1項 任務

L613-1条

L611-1条1号に規定する活動に従事する者は、建物の内部又はその者が警備する場所内に限ってのみ、その業務を行うことができる。

例外的に、その者は、県又はパリにおける国家の代表者、若しくはパリ警視総監の許可に基づき、公道上若しくはその者の巡回経路上における、その監視対象に対する盗難、損害及び不法侵入に対する監視業務を行うことができる。

L613-2条

L611-1条1号に規定する活動を行う自然人は、荷物の目視検査、及び所有者の同意を得た上で所持品の検査を行うことができる。

L611-1条1号に規定する活動を行う自然人で、コンセイユ・デタのデクレに規定される条件の下で県又はパリにおける国家の代表者、若しくはパリ警視総監により特別な権限と承認を受けた者は、公共の安全の重大な脅威に繋がる特別な状況においては、対象とする人の明示的な同意を得た上で、身体検査を行うことができる。このとき、身体検査は対象人と同じ性別の者により行われなければならない。これらの特別な状況は、県又はパリにおける国家の代表者、若しくはパリ警視総監のアレテにより、その実施期間、実施場所及び定める。このアレテは共和国検事に伝達する。

L613-3条

300人以上の観衆が集まるスポーツ、レクリエーション、文化イベントが開催される敷地内への入口においては、コンセイユ・デタのデクレが規定する条件の下で管轄権を有する認定・審査委員会による承認を受け、L611-1条1号に規定する活動を行う自然人で、かつL211-11条の規定に基づきスポーツ、レクリエーション、文化イベントの安全担当者並びに国家及び管轄権を有する認定・審査委員会による認可を受けた者は、司法警察員の管理の下に、対象とする人の明示的な同意を得た上で、身体検査を行うことができる。このとき、身体検査は対象人と同じ性別の者により行われなければならない。

これらの者は、荷物の目視検査、及び所有者の同意を得た上で所持品の検査を行うことができる。

Sous-section 2 : Tenue

Article L613-4

Les agents exerçant une activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1 doivent porter, dans l'exercice de leurs fonctions, une tenue particulière. Celle-ci ne doit entraîner aucune confusion avec les tenues des agents des services publics, notamment de la police nationale, de la gendarmerie nationale, des douanes et des polices municipales.

Sous-section 3 : Port d'arme

Article L613-5

Les agents exerçant les activités mentionnées au 1° de l'article L. 611-1 peuvent être armés dans des conditions fixées par décret en Conseil d'Etat.

Ce décret précise les catégories et types d'armes susceptibles d'être autorisés, les conditions de leur acquisition et de leur conservation par la personne titulaire de l'autorisation, les modalités selon lesquelles cette personne les remet à ses agents, la formation que reçoivent ces derniers et les conditions dans lesquelles les armes sont portées pendant le service et remises en dehors du service.

Sous-section 4 : Activités de surveillance à distance des biens meubles ou immeubles

Article L613-6

Est injustifié tout appel des services de la police nationale ou de la gendarmerie nationale par les personnes physiques ou morales exerçant des activités de surveillance à distance des biens meubles ou immeubles qui entraîne l'intervention indue de ces services, faute d'avoir été précédé d'une levée de doute consistant en un ensemble de vérifications, par ces personnes physiques ou morales, de la matérialité et de la concordance des indices laissant présumer la commission d'un crime ou délit flagrant concernant les biens meubles ou immeubles.

L'autorité administrative peut prononcer à l'encontre des personnes physiques ou morales mentionnées à l'alinéa précédent qui appellent sans justification les services de la police nationale ou de la gendarmerie nationale une sanction pécuniaire d'un montant qui ne peut excéder 450 euros par appel injustifié.

La personne physique ou morale à l'encontre de laquelle est envisagée la sanction pécuniaire prévue au précédent alinéa est mise en mesure de présenter ses observations avant le prononcé de la sanction et d'établir la réalité des vérifications qu'elle a effectuées, mentionnées au premier alinéa.

Cette sanction pécuniaire est recouvrée comme les créances de l'Etat étrangères à l'impôt et au domaine. Elle est susceptible d'un recours de pleine juridiction.

Sous-section 5 : Activité d'agent cynophile

Article L613-7

Sans préjudice des dispositions de l'article L. 211-17 du code rural et de la pêche maritime, les agents exerçant les activités mentionnées à l'article L. 611-1 peuvent utiliser des chiens dans des conditions déterminées par décret en Conseil d'Etat.

Ce décret fixe les conditions de l'utilisation de chiens dans le cadre de ces activités et définit les conditions de formation et de qualification professionnelle exigées des agents qui les utilisent. Il prévoit également les règles propres à garantir la conformité des conditions de détention et d'utilisation des chiens aux exigences des articles L. 214-2 et L. 214-3 du code rural et de la pêche maritime.

第2項 服装

L613-4条

L611-1条第1号に規定された活動に従事する者は、その業務の履行に際し、特別の服装をしなければならない。この服装は、公共サービスに従事する者の服装、特に国家警察、国家憲兵隊、税関及び市町村警察の服装と混同されるものであってはならない。

第3項 武器の保持

L613-5条

L611-1条第1号に規定された活動に従事する者は、コンセイユ・デタのデクレが定める条件の下で武装することができる。

このデクレは、認可され得る武器の種類や型式、認可を受けた者による武器の取得及び保持、その者が従業員に武器を渡す方法、従業員が受ける研修、及び業務中における武器の携帯と業務外における武器の保管に係る条件を明示する。

第4項 動産又は不動産に対する遠隔監視業務

L613-6条

動産又は不動産の遠隔監視活動を行う自然人又は法人により、動産又は不動産に関する明らかな重罪又は軽罪の遂行を推定させる証拠の具体性や整合性に関し、その自然人又は法人による一連の調査によって疑念を除去しないままに、国家警察又は国家憲兵隊の不当な介入を惹起する、自然人又は法人による上記機関への通報は、これを認めない。

行政当局は、前段落で述べた、証拠なく国家警察又は憲兵隊への通報を行った自然人又は法人を、不当な通報毎に450€を超えない過料に処することができる。

前段落による過料処分の対象となった自然人又は法人に対しては、過料を課す前に、第1段落に規定する一連の調査結果を提示し、自身の監視に関する検証の機会を与えなければならない。

この過料処分は、税及び公共財産の外国債権(les créances de l'État étrangères à l'impôt et au domaine)として徴収される。この処分に対し、全面審判訴訟を起こすことができる。

第5項 警備犬業務

L613-7条

農村・漁村法L211-17条の規定を妨げない限りにおいて、L611-1条第1号に規定された活動に従事する者は、コンセイユ・デタのデクレが定める条件の下で犬を用いることができる。

このデクレは、これらの活動の範囲内における犬の使用条件を定め、また犬を使用する者に要求される研修や職能資格の条件を規定する。また、犬の所有及び使用の条件が農村・漁村法L211-2条及びL211-3条に規定する要求事項と整合していることを保証するための規則を規定する。

Section 2 : Activités de transport de fonds

Sous-section 1 : Tenue et port d'arme

Article L613-8

Sauf dérogations pour certaines modalités de transport de fonds, de bijoux ou de métaux précieux définies par décret en Conseil d'Etat, les agents exerçant une activité mentionnée au 2° de l'article L. 611-1 doivent porter, dans l'exercice de leurs fonctions, une tenue particulière. Celle-ci ne doit entraîner aucune confusion avec les tenues des agents des services publics, notamment de la police nationale, de la gendarmerie nationale, des douanes et des polices municipales.

Article L613-9

Les agents exerçant les activités mentionnées au 2° de l'article L. 611-1 sont armés, sauf lorsque les fonds sont placés dans des dispositifs garantissant qu'ils peuvent être détruits ou rendus impropres à leur destination et transportés dans des véhicules banalisés. Un décret en Conseil d'Etat fixe les conditions de ce transport.

Sous-section 2 : Sécurisation des locaux des personnes faisant appel aux entreprises de transport de fonds et de leurs accès

Article L613-10

Les personnes faisant appel, de façon habituelle, à des personnes physiques ou morales exerçant l'activité de transport de fonds, de bijoux ou de métaux précieux doivent aménager leurs locaux de façon à sécuriser l'accès des véhicules utilisés pour cette activité et limiter le transport à pied des valeurs qu'elles leur confient.

Un décret détermine les aménagements dont les locaux desservis doivent être dotés en fonction des caractéristiques des immeubles ainsi que de la nature des activités qui y sont exercées et des conditions de leur desserte.

Article L613-11

L'institution de stationnements réservés sur la voie publique ou la réservation d'emplacements sur ces mêmes voies pour les véhicules de transports de fonds, de bijoux ou de métaux précieux sont régies par l'article L. 2213-3 du code général des collectivités territoriales.

Section 3 : Activités de protection physique des personnes

Article L613-12

Les agents exerçant les activités mentionnées au 3° de l'article L. 611-1 ne sont pas armés.

Section 4 : Activités de vidéoprotection

Article L613-13

Les activités de vidéoprotection exercées en vertu du titre V du livre II par des opérateurs privés agissant pour le compte de l'autorité publique ou de la personne morale titulaire d'une autorisation sont soumises aux dispositions du présent titre Ier, à l'exception des articles L. 613-1 à L. 613-5, L. 613-7 à L. 613-9 et L. 613-12.

第2款 現金輸送業務

第1項 服装並びに武器の保持

L613-8条

コンセイユ・デタのデクレに定められた現金、宝石又は貴金属の輸送に係る特定の方法に関する特例を除き、L611-1条第2号に規定された活動に従事する者は、その業務の履行に際し、特別の服装をしなければならない。この服装は、公共サービスに従事する者の服装、特に国家警察、国家憲兵隊、税関及び市町村警察の服装と混同されるものであってはならない。

L613-9条

現金が、破壊されうる、若しくはその目的に対して適切ではない装置内に置かれ、かつ識別標を取り外した車両で輸送される場合を除き、L611-1条第2号に規定された活動に従事する者は武装しなければならない。この輸送に関する条件は、コンセイユ・デタのデクレに定める。

第2項 現金を輸送する企業の施設並びに輸送の警備

L613-10条

現金、宝石又は貴金属の輸送活動を行う自然人又は法人を日常的に利用する者は、この輸送に用いる車両の通路における安全を確保できるように当該施設を整備するとともに、徒歩による輸送を制限しなければならない。

デクレは、施設の特性、当該場所での活動内容及び活動の条件を勘案し、施設の整備要件を定める。

L613-11条

現金、宝石又は貴金属の輸送に用いる車両のための、公道上若しくは同一経路上における駐車区画の確保は、地方自治体総合法典 (code général des collectivités territoriales) L2213-3条に準拠する。

第3款 身辺警備業務

L613-12条

L611-1条第3号に規定する活動を行う者は、武装しない。

第4款 監視カメラ業務

L613-13条

公的機関又は許可を受けた法人の利益のため、第2編第5章に基づき民間の操作員が実施する監視カメラによる業務は、L613-1条からL613-5条、L613-7条からL613-9条及びL613-12条を除く本法第1章の規定に従う。

Chapitre IV : Services de sécurité des bailleurs d'immeuble

Section 1 : Missions

Article L614-1

Les propriétaires, exploitants ou affectataires d'immeubles ou groupes d'immeubles collectifs à usage d'habitation peuvent constituer une personne morale dont l'objet est l'exercice, pour le compte de ses membres, de l'activité mentionnée au 1° de l'article L. 611-1 dans les conditions prévues par l'article L. 271-1.

Section 2 : Recrutement

Article L614-2

Les personnes qui ont fait l'objet d'une condamnation à une peine correctionnelle ou à une peine criminelle inscrite au bulletin n° 2 du casier judiciaire ou, pour les ressortissants étrangers, dans un document équivalent, ne peuvent exercer les fonctions prévues à l'article L. 614-1. Il en va de même :

- 1° Si l'agent a fait l'objet d'un arrêté d'expulsion non abrogé ou d'une interdiction du territoire français non entièrement exécutée ;
- 2° S'il a commis des actes, éventuellement mentionnés dans les traitements automatisés et autorisés de données personnelles gérés par les autorités de police, contraires à l'honneur, à la probité ou aux bonnes moeurs ou de nature à porter atteinte à la sécurité des personnes ou des biens, à la sécurité publique ou à la sûreté de l'Etat.

L'embauche d'un agent par la personne morale prévue à l'article L. 614-1 est subordonnée à la transmission par le représentant de l'Etat dans le département de ses observations relatives aux obligations mentionnées aux trois premiers alinéas du présent article.

Section 3 : Tenue et carte professionnelle

Article L614-3

Les agents des personnes morales prévues à l'article L. 614-1 doivent être identifiables. La tenue et la carte professionnelle, dont ils sont obligatoirement porteurs dans l'exercice de leurs fonctions, ne doivent entraîner aucune confusion avec celles des autres agents des services publics, notamment des services de police.

Dans des cas exceptionnels définis par décret en Conseil d'Etat, ils peuvent être dispensés du port de la tenue.

Section 4 : Port d'armes

Article L614-4

Les agents de la personne morale mentionnée à l'article L. 614-1 peuvent être nominativement autorisés par le représentant de l'Etat dans le département, ou, à Paris, par le préfet de police, à porter une arme de la catégorie D figurant sur une liste fixée par décret en Conseil d'Etat dans l'exercice de leurs missions, lorsque les immeubles ou groupes d'immeubles collectifs à usage d'habitation dans lesquels ils assurent les fonctions de gardiennage ou de surveillance sont particulièrement exposés à des risques d'agression sur les personnes.

第4節 不動産賃貸人に対する警備業務

第1款 任務

L614-1 条

住宅若しくは集合住宅の所有者、使用者又は受益者は、L271-1 条に規定する条件の下で、L611-1 条第1号が規定する活動を、その構成員の利益のために行使することを目的とする法人を構成することができる。

第2款 採用

L614-2 条

犯罪記録第2号票 (bulletin n° 2 du casier judiciaire) に、又は、外国の所属民の場合は同等の文書により、軽罪の刑罰又は重罪の刑罰による有罪判決が記録されている者は、L614-1 条に規定する業務を行ってはならない。以下の各号についても同じとする。

第1号 従業員が、廃止されていない国外追放命令、又はフランス領土内における完全施行されていない禁止事項の対象となっている場合。

第2号 従業員が、警察当局の管理下にある個人データ自動許可処理 (traitement automatisé et autorisé) に最終的に記録される公序良俗に反する行為、若しくは人又は財産の安全、公共の安全又は国家の安全に害を及ぼす行為をした場合。

L614-1 条が規定する法人による従業員の雇用は、本条の冒頭3段落に規定された義務に関し、県における国家の代表者への伝達対象とする。

第3款 服装及び資格証

L614-3 条

L614-1 条に規定される法人の従業員は、認識可能でなければならない。従業員がその業務履行中において着用を義務付けられている服装及び資格証は、公共サービスに従事する者の服装、特に警察の服装と混同されるものであってはならない。

コンセイユ・デタのデクレが定める特別な場合においては、従業員の制服着用が免除される。

第4款 武器の保持

L614-4 条

L614-1 条に規定される法人の従業員は、その警護又は監視対象とする住宅若しくは集合住宅が、特に人的な損害を受ける危険性にさらされている場合には、その任務の実行に際し、県又はパリにおける国家の代表者、若しくはパリ警視総監により、コンセイユ・デタのデクレに定められた一覧表に掲載されるD分類の武器の携帯が認められる。

Article L614-5

Un décret en Conseil d'Etat précise les types d'armes de la catégorie D figurant sur une liste fixée par décret en Conseil d'Etat susceptibles d'être autorisés, leurs conditions d'acquisition et de conservation par la personne morale, les modalités selon lesquelles cette dernière les remet à ses agents, les conditions dans lesquelles ces armes sont portées pendant l'exercice des fonctions de gardiennage ou de surveillance et remises en dehors de l'exercice de ces fonctions, les modalités d'agrément des personnes dispensant la formation à ces agents ainsi que le contenu de cette formation.

Chapitre V : Services internes de sécurité des entreprises de transport

Article L615-1

Les dispositions applicables aux services internes de sécurité de la SNCF et de la Régie autonome des transports parisiens (RATP) sont définies au chapitre Ier du titre V du livre II de la deuxième partie du code des transports.

Chapitre VI : Activités de protection des navires

Section 1 : Certification

Article L616-1

En vue de l'obtention de l'autorisation d'exercice mentionnée à l'article L. 612-9, les entreprises privées de protection des navires justifient auprès du Conseil national des activités privées de sécurité de l'obtention d'une certification dont la liste des prescriptions est fixée par décret en Conseil d'Etat. Les normes et référentiels applicables ainsi que les modalités de désignation des organismes certificateurs sont précisés par décret.

Si l'entreprise n'a pas encore exercé l'activité définie au 4° de l'article L. 611-1, le Conseil national des activités privées de sécurité peut lui délivrer une autorisation d'exercice provisoire pour une durée maximale de douze mois, après avoir vérifié l'engagement par l'entreprise d'une démarche de certification. Les modalités de délivrance de l'autorisation d'exercice provisoire sont définies par décret en Conseil d'Etat.

Section 2 : Carte professionnelle

Article L616-2

Pour exercer l'activité d'agent de protection à bord des navires, la première demande de carte professionnelle donne lieu à la délivrance d'une carte provisoire, d'une durée de validité d'un an.

Après ce délai, en fonction du niveau d'activité démontré et du comportement professionnel de son détenteur, en tenant compte des informations apportées par les employeurs, la carte est soit délivrée de plein droit, pour le reste de la durée fixée par décret en Conseil d'Etat, soit refusée à l'agent.

A peine d'irrecevabilité, la première demande est accompagnée d'une lettre d'intention d'embauche rédigée par une entreprise titulaire de l'autorisation d'exercice mentionnée à l'article L. 612-9.

Section 3 : Modalités d'exercice spécifiques

Article L616-3

Les modalités d'exercice spécifiques aux activités de protection des navires sont définies au chapitre II du titre IV du livre IV de la cinquième partie du code des transports.

L614-5 条

コンセイユ・デタのデクレは、そのデクレに定められた一覧表に掲載されるD分類の武器について、その種類、法人によるその取得及び保持、その法人が従業員に武器を渡す方法、従業員が受ける研修、及び業務中における武器の携帯と業務外における武器の保管に係る条件を明示する。

第5節 輸送会社における社内安全業務

L615-1 条

SNCF（フランス国有鉄道：Société Nationale des Chemins de fer Français）及び RATP（パリ交通公団：Régie Autonome des Transports Parisiens）における内部安全業務に適用される規定は、輸送法第2部2編第5章第1節に定める。

第6節 船舶警備業務

第1款 証明書

L616-1 条

L612-9 条に規定する実施許可を受けるため、船舶警備業務を行う民間企業は、コンセイユ・デタのデクレに定める要件一覧表に基づく許可証の取得を、民間警備業活動全国協議会の下で証明しなければならない。適用される規範並びに基準は、証明機関の認定手続と並びデクレにより定める。

企業が、L611-1 条4号が規定する活動をまだ実施していない場合は、民間警備業活動全国協議会は、認証手続機関による事業内容の検証を経た後に、その会社に対して最大12か月間の暫定実施許可を与えることができる。暫定実施許可の交付方法は、コンセイユ・デタのデクレに定める。

第2款 資格証

L616-2 条

船舶警備業務に従事するための、初回の資格証申請時には、一年間を有効期限とする暫定資格証を交付しなければならない。

この期間の後、雇用主による情報を考慮の上、提示された活動水準及び所持者の専門的な行動に応じ、コンセイユ・デタのデクレに定める残存期間に対する資格証が当然に付与されるか、若しくは拒絶される。

不受理処分の場合、初回の申請には、L612-9 条に規定する業務実施の許可を受けた企業により作成された雇用意志書を添付しなければならない。

第3款 特別訓練方法

L616-3 条

船舶警備業務に係る特別訓練方法は、輸送法第5部第4編第4章第2節に定める。

Section 4 : Contrôle à bord des navires

Article L616-4

- I Outre les agents mentionnés à l'article L. 611-2, les administrateurs et officiers du corps technique et administratif des affaires maritimes, les commandants, commandants en second ou officiers de bâtiments de l'Etat et les commandants des aéronefs de l'Etat affectés à la surveillance maritime, les fonctionnaires affectés dans les services exerçant des missions de contrôle dans le domaine des affaires maritimes sous l'autorité ou à la disposition du ministre chargé de la mer et les agents des douanes assurent, à bord des navires battant pavillon français et pour le compte de l'autorité administrative, le contrôle des personnes exerçant l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1.
- II Lorsque l'accès à bord s'est trouvé matériellement impossible ou que des investigations approfondies qui ne peuvent être effectuées doivent être diligentées à bord, les commandants des bâtiments de l'Etat peuvent ordonner le déroutement du navire vers une position ou un port appropriés.
Les contrôles s'effectuent à toute heure.
- III Les agents mentionnés au I du présent article peuvent vérifier les cartes professionnelles des agents exerçant l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 présents à bord ainsi que les documents d'identité de toute autre personne. Ils peuvent obtenir communication de tous documents de bord, notamment ceux relatifs à l'activité mentionnée au même 4°.
- IV Ils peuvent procéder à la visite des ponts et locaux des différentes zones du navire, notamment des lieux de stockage des armes et munitions.
- V Lorsque les locaux sont affectés à un usage privé ou d'habitation et que le navire est en mer ou depuis moins de soixante-douze heures dans un port, dans une rade ou à quai, les visites sont effectuées en présence de l'occupant des lieux ou, à défaut, du capitaine ou de son représentant.
- VI Lorsque la visite des locaux mentionnés au V intervient alors que le navire est dans un port, dans une rade ou à quai depuis soixante-douze heures au moins, elle ne peut être effectuée, en cas de refus de l'occupant des lieux, qu'après autorisation du juge des libertés et de la détention du tribunal de grande instance dans le ressort duquel se trouve le navire.
L'ordonnance ayant autorisé la visite est exécutoire au seul vu de la minute. La procédure est sans représentation obligatoire. La visite s'effectue sous l'autorité et le contrôle du juge qui l'a autorisée. Celui-ci peut se rendre dans les locaux durant l'intervention. A tout moment, il peut décider de l'arrêt ou de la suspension de la visite.
L'ordonnance est notifiée verbalement et sur place au moment de la visite à l'occupant des lieux ou, en son absence, au capitaine ou à son représentant.
L'ordonnance peut faire l'objet d'un appel devant le premier président de la cour d'appel.
- VII Un procès-verbal de visite du navire est établi et contresigné par le capitaine ou son représentant, à qui une copie est immédiatement remise, ainsi que, le cas échéant, à l'occupant des locaux affectés à un usage privé ou d'habitation, avec mention des voies et délais de recours. Il est adressé au représentant de l'Etat en mer et au directeur du Conseil national des activités privées de sécurité.
- VIII L'occupant des locaux mentionnés aux V et VI peut contester la régularité de leur visite devant le premier président de la cour d'appel selon les règles de la procédure sans représentation.

第4款 船上検査

L616-4条

- I L611-2条に規定される代理人に加えて、海事技術・行政団に属する行政官及び将校、国の艦隊司令官、副司令官及び将校及び航空司令官は海上監視及び海事分野に関する監視任務に任ぜられ、海洋及び税関を担当する大臣の権限及び意思の下に、フランス国旗を掲揚する船舶上で、かつ行政当局に代わり、L611-1条第4号に規定する活動を行う者の検査を行うことができる。
- II 船舶への接近が実質的に不可能な時、又は船上で詳細な検査ができない時は、国の艦隊司令官は、船舶の目的地を適切な場所又は港へ変更することを命じることができる。
検査は何時でも行われる。
- III 本条のIに示す代理人は、L611-1条第4号に規定される活動を行う従業員の資格証並びに他の全てのの人に関する個人識別書類を、船上で確認することができる。代理人は、船舶内の全ての書類、とくに同条第4号に規定される活動に関する書類を入手することができる。
- IV 代理人は、甲板並びに武器及び弾薬庫を含む船内の様々な場所を検査することができる。
- V その場所が個人用若しくは居住用であって、船舶が海上にあるか、又は港、錨地又は埠頭に着いてから72時間以内の時は、検査は、その場所の占有者か、その者が不在の場合には、船長又はその代理人立会いの下に行わなければならない。
- VI 船舶が海上にあるか、又は港、錨地又は埠頭に着いてから72時間以内の時に、その場所の占有者が拒否した場合には、Vに示す検査は、当該船舶が位置する場所の管轄権を有する裁判所の、釈放権及び勾留権をもった裁判官(juge des libertés et de la détention)の許可を得た後にしか行ってはならない。
検査令状は、原本のみがその効力を有する。手続きは、義務的代理人(représentation obligatoire)を伴わない。検査は、これを裁判官の権限と監督の下に実施される。裁判官は、検査中に現場へ赴くことができる。何時も、裁判官は検査の終了又は停止を決定することができる。
その命令は、検査の際にその場で、その場所の占有者か、その者が不在の場合には、船長又はその代理人に対し、口頭で告知される。
この命令は、控訴院の院長に対する控訴対象となり得る。
- VII 船舶検査の調書は、不服申立ての方法及び期限を注記して作成し、船長又はその代理人の副署を得た上で、その写しを遅滞なく船長又はその代理人、及び必要に応じて個人用若しくは居住用の場所を占有する者に対し手渡さなければならない。調書は、国家の海事代表者及び民間警備業活動全国協議会の理事長に宛てなければならない。
- VIII V及びVIで述べられた場所の占有者は、検査の適法性に関して、代理人なしの手続規定に従い、控訴院の院長に対して不服申立てをすることができる。

IX Ce recours doit être formé par déclaration remise ou adressée, par pli recommandé, au greffe de la cour dans un délai de quinze jours. Ce délai court à compter de la remise ou de la réception du procès-verbal. Ce recours n'est pas suspensif.

L'ordonnance du premier président de la cour d'appel est susceptible d'un pourvoi en cassation selon les règles de la procédure sans représentation. Le délai du pourvoi en cassation est de quinze jours.

Le code de procédure civile s'applique sous réserve des dispositions prévues au présent article.

Article L616-5

Outre les officiers et agents de police judiciaire agissant conformément au code de procédure pénale, les agents des douanes, les commandants et commandants en second des navires de l'Etat, les commandants des aéronefs de l'Etat affectés à la surveillance maritime ainsi que, lorsqu'ils sont spécialement habilités dans des conditions fixées par décret en Conseil d'Etat, les administrateurs et officiers du corps technique et administratif des affaires maritimes, les officiers de la marine nationale, les commissaires des armées embarqués à bord des bâtiments de la marine nationale et les fonctionnaires affectés dans les services exerçant des missions de contrôle dans le domaine des affaires maritimes sous l'autorité ou à la disposition du ministre chargé de la mer peuvent constater, à bord des navires, les infractions au présent titre et aux dispositions réglementaires prises pour son application.

Le procureur de la République compétent est informé par tout moyen des infractions constatées. Les procès-verbaux de constatation, qui font foi jusqu'à preuve du contraire, lui sont transmis par tout moyen dans les plus brefs délais. Copie en est remise à la personne intéressée.

Sauf extrême urgence, il ne peut être procédé qu'avec l'autorisation du procureur de la République à des perquisitions et à la saisie des armes, munitions ainsi que des objets ou documents qui paraissent provenir de la commission d'une infraction au présent titre et aux dispositions réglementaires prises pour son application, ou qui paraissent destinés à la commettre. Cette autorisation est transmise par tout moyen.

Les armes, munitions, objets ou documents saisis sont placés immédiatement sous scellés.

Pour la poursuite, l'instruction et le jugement de ces infractions, sans préjudice des articles 43,52,382,706-42 et 706-75 du code de procédure pénale, sont compétents le procureur de la République, le juge d'instruction et la juridiction de jugement du lieu dans lequel le navire à bord duquel une infraction est constatée est immatriculé ou du lieu de résidence administrative de l'agent qui a constaté cette infraction.

Article L616-6

La demande d'autorisation, d'agrément ou de carte professionnelle est déposée dans des conditions et selon des modalités fixées par décret en Conseil d'Etat.

IX この不服申立ては、15日以内に、裁判所の書記課に宛てて、手交若しくは封書の書留郵便により届出なければならない。この期間は、調書の手交又は受理から起算する。この不服申立ては停止できない。

控訴院の院長の命令は、代理人なしの手続規定に従い、破毀申立てをすることができる。破毀申立ての期間は、15日間である。

民事訴訟法は、本条の規定に従って適用される

L616-5 条

刑事訴訟法に従って行動する司法警察職員 (officiers et agents de police judiciaire) に加えて、税関職員、国の船団司令官、副司令官、及び航空司令官は海上監視に任ぜられ、並びに、コンセイユ・デタのデクレにより定められた条件の下で、特別に権限を与えられたときは、海事技術・行政団に属する行政官及び将校、海軍士官、海軍艦載部隊の行政・司法官及び海事部門における監督業務を担当する公務員は、海洋担当大臣の権限及び意思の下に、船上で、本章及びその適用に係る規制措置に対する違反を確認することができる。

管轄権を有する共和国検事は、あらゆる手段により、確認された違反に関する報告を受ける。検査調書は、反証出現までの証拠となり、あらゆる手段により、遅滞なく共和国検事に送付される。調書の写しは利害関係人にも渡される。

喫緊の場合を除き、船内の搜索、及び武器、弾薬、並びに本条及びその適用に係る規制措置に対する違反の遂行によると思料される、又は違反を企図したものと思料されるその他の物品又は書類の差し押さえは、共和国検事の許可を得た場合にのみ実施することができる。この許可はあらゆる手段により伝達される。

差し押えられた武器、弾薬、物品又は書類は、直ちに封印される。

この違反に対する訴追、予審及び判決は、刑事訴訟法第 43 条、第 52 条、第 382 条、第 706-42 条、第 706-75 条を妨げない限りにおいて、違反が確認された船舶の登録地又は違反を確認した代理人の行政居住地における共和国検事、予審判事、判決裁判所が管轄権を有する。

L616-6 条

許可、承認又は資格証の申請は、コンセイユ・デタのデクレにより定められた方法及び条件の下で申し立てられる。

Chapitre VII : Dispositions pénales

Section 1 : Conditions d'exercice

Sous-section 1 : Dispositions générales

Article L617-1

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende :

- 1° Le fait, sauf pour les personnes mentionnées au 2° de l'article L. 612-1 et sous réserve des dispositions de l'article 29 du code de procédure pénale, d'exercer pour autrui, à titre professionnel, les activités mentionnées aux 1° à 4° de l'article L. 611-1 sans être immatriculé au registre du commerce et des sociétés ;
- 2° Le fait d'exercer l'une des activités mentionnées aux 1° et 2° de l'article L. 611-1 et d'avoir en outre soit une activité qui n'est pas liée à la sécurité ou au transport de fonds, de bijoux ou de métaux précieux, soit l'activité d'agent privé de recherches ;
- 3° Le fait d'exercer l'activité mentionnée au 3° de l'article L. 611-1 et d'avoir une autre activité ;
- 3° *bis* Le fait d'exercer l'activité mentionnée au 4° du même article L. 611-1 et d'avoir, en outre, une activité autre que le conseil et la formation en matière de sûreté maritime ;
- 4° Le fait de commettre l'un des agissements mentionnés à l'article L. 612-4.

Article L617-2

Est puni de 3 750 euros d'amende le fait de ne pas mentionner, comme l'exige l'article L. 612-3, dans la dénomination de la personne morale exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1, son caractère de personne de droit privé.

Sous-section 2 : Agrément des exploitants individuels et des dirigeants et gérants de personnes morales

Article L617-3

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende le fait d'exercer à titre individuel, en violation des dispositions des articles L. 612-6 à L. 612-8, une activité mentionnée à l'article L. 611-1, ou de diriger ou gérer, en violation de ces dispositions, une personne morale exerçant une telle activité, ou d'exercer en fait, directement ou par personne interposée, la direction ou la gestion d'une telle personne morale, en lieu et place de ses représentants légaux.

Sous-section 3 : Autorisation d'exercice délivrée aux exploitants et aux personnes morales

Article L617-4

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende :

- 1° Le fait d'exercer l'une des activités mentionnées à l'article L. 611-1 sans être titulaire de l'autorisation prévue à l'article L. 612-9 ou de continuer à exercer l'une de ces activités alors que l'autorisation est suspendue ou retirée ;
- 2° Le fait de sous-traiter l'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 à une entreprise dépourvue de l'autorisation prévue à l'article L. 612-9.

Article L617-5

Est puni d'un an d'emprisonnement et de 15 000 euros d'amende le fait de ne pas avoir souscrit l'une des déclarations prévues à l'article L. 612-13.

第7節 罰則

第1款 実施要件

第1項 総則

L617-1条

以下の各号に掲げる事実該当する者は、3年の拘禁刑及び45,000€の罰金に処する。

第1号 L612-1条第2号にいう者及び刑事訴訟法第29条にいう者を除き、商業・会社登記簿への登記を行わず、業としてL611-1条第1号から第4号に定める活動を、他者のために行った事実。

第2号 L611-1条第1号及び第2号に定める活動の少なくとも一つを行い、さらに警備若しくは現金、宝石又は貴金属の輸送に関係しない行為、ないしは民間探偵業を営む行為を行った事実

第3号 L611-1条第3号に定める活動と同時に、他の活動を行った事実。

第3-2号 L611-1条第4号に定める活動と同時に、海上保安分野に係る助言及び訓練以外の活動を行った事実。

第4号 L612-4条に定める行為を行った事実。

L617-2条

L611-1条に規定する活動を行う法人の命名に際し、L612-3条が要求するように、その私法に基づく法人であることを明示しない行為は、3,750€の罰金に処する。

第2項 個人事業者、経営者、法人代表者の承認

L617-3条

L612-6条からL612-8条の規定に違反し、L611-1条が規定する活動を実施し、若しくはこれらの規定に違反して、該当する活動を行う法人を直接的に監督又は管理をする、若しくは法的な代理人を介して監督又は管理をする行為は、3年の拘禁刑及び42,000€の罰金に処する。

第3項 個人事業者及び法人に付与される活動許可

L617-4条

以下の各号に掲げる事実該当する者は、3年の拘禁刑及び45,000€の罰金に処する。

第1号 L612-9条に規定する許可を受けずにL611-1条が規定する活動を行った、若しくは、許可が停止又は剥奪されているにも係わらず該当活動を実施し続けた事実。

第2号 L612-9条に規定する許可を受けていない企業に対し、L611-1条に規定する活動の実施を委託した事実。

L617-5条

L612-13条に規定する申請のいずれか一つを欠いた場合は、1年の拘禁刑及び15,000€の罰金に処する。

Article L617-6

Est puni de 3 750 euros d'amende le fait de ne pas reproduire les mentions exigées à l'article L. 612-15 dans tout document mentionné à cet article ou de faire état de la qualité d'ancien fonctionnaire ou d'ancien militaire éventuellement détenue par la personne titulaire de l'autorisation ou l'un de ses dirigeants ou employés.

Sous-section 4 : Carte professionnelle des employés**Article L617-7**

Est puni de deux ans d'emprisonnement et de 30 000 euros d'amende

- 1° Le fait d'employer une personne non titulaire de la carte professionnelle mentionnée à l'article L. 612-20, en vue de la faire participer à l'une des activités mentionnées à l'article L. 611-1 ;
- 2° Le fait de sous-traiter l'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 à une entreprise employant des personnes dépourvues de la carte professionnelle mentionnée à l'article L. 612-20.

Article L617-8

Est puni d'un an d'emprisonnement et de 15 000 euros d'amende le fait de conclure un contrat de travail en tant que salarié d'une entreprise exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1, en vue de participer à l'une des activités mentionnées à cet article sans être titulaire de la carte professionnelle visée à l'article L. 612-20.

Sous-section 5 : Services internes de sécurité**Article L617-9**

Est puni de deux ans d'emprisonnement et de 30 000 euros d'amende le fait, pour les personnes mentionnées à l'article L. 612-25 :

- 1° D'employer une personne non titulaire de la carte professionnelle mentionnée à l'article L. 612-20, en vue de la faire participer à l'une des activités mentionnées à l'article L. 611-1 ;
- 2° De sous-traiter l'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 à une entreprise employant des personnes dépourvues de la carte professionnelle mentionnée à l'article L. 612-20.

Article L617-10

Est puni d'un an d'emprisonnement et de 15 000 euros d'amende le fait de conclure un contrat de travail en tant que salarié d'une entreprise mentionnée à l'article L. 612-25, en vue de participer à l'une des activités mentionnées à l'article L. 611-1 sans être titulaire de la carte professionnelle mentionnée à l'article L. 612-20.

Section 2 : Modalités d'exercice**Sous-section 1 : Activités de surveillance et de gardiennage****Article L617-11**

Est puni de deux ans d'emprisonnement et de 30 000 euros d'amende le fait d'exercer ou de faire exercer des fonctions de surveillance sur la voie publique sans l'autorisation prévue au second alinéa de l'article L. 613-1.

L617-6 条

L612-15 条に規定する事項を、同条が定める文書に記載しなかった、若しくはその企業の代表者又は被雇用者が有する元公務員、又は元軍人としての経歴を記載した場合は 3,150€の罰金に処する。

第 4 項 被雇用者の資格証

L617-7 条

以下の各号に掲げる事実に該当する者は、2年の拘禁刑及び 30,000€の罰金に処する。

第 1 号 L611-1 条に規定する活動の一つに従事させるため、L612-20 条に規定する資格証を保有していない者を雇用した事実。

第 2 号 L611-1 条に規定する活動の実施を、L612-20 条に規定する資格証を保有しない者を雇用する企業に対して再委託した事実。

L617-8 条

L612-20 条に規定する資格証を保有していないにも係わらず、L611-1 条に規定する活動の一つに従事するため、L611-1 条に規定する活動を行う企業との間に従業員として雇用契約を締結する行為は、1年の拘禁刑及び 15,000€の罰金に処する。

第 5 項 内部保安業務

L617-9 条

L612-25 条に定める者に対し、以下の各号に掲げる行為を行わせた者は、2年の拘禁刑及び 30,000€の罰金に処する。

第 1 号 L611-1 条で規定される活動の一つに従事させるために、L612-20 条に規定する資格証を保有していない者を雇用した者。

第 2 号 L611-1 条に規定する活動の実施を、L612-20 条に規定する資格証を保有しない者を雇用する企業に対して再委託した者。

L617-10 条

L612-20 条に規定する資格証を保有していないにも係わらず、L611-1 条に規定する活動の一つに従事するために、L612-25 条に規定する活動を行う企業との間に従業員として雇用契約を締結する行為は、1年の拘禁刑及び 15,000€の罰金に処する。

第 2 款 訓練方法

第 1 項 監視及び警護任務

L617-11 条

L613-1 条第 2 段落に規定する許可なしに、公道上における監視業務を行った、又は行わせた者は、2年の拘禁刑及び 30,000€の罰金に処する。

Sous-section 2 : Activités de transport de fonds

Article L617-12

Est puni de 15 000 euros d'amende le fait de ne pas respecter les obligations prévues à l'article L. 613-10.

Sous-section 3 : Activités de protection des navires

Article L617-12-1

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 € d'amende :

- 1° Le fait, pour un armateur, d'avoir recours à une entreprise privée de protection des navires n'étant pas titulaire de l'autorisation d'exercice prévue à l'article L. 612-9 ;
- 2° Le fait d'exercer l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 en violation des obligations assignées à l'article L. 616-1 ;
- 3° Le fait, pour l'entreprise contractant avec l'armateur, de sous-traiter l'exercice de l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 ou, pour l'armateur, d'avoir recours à plusieurs entreprises pour une même prestation ;
- 4° Le fait de recourir à une entreprise privée de protection des navires sans respecter les zones où ce recours est autorisé ou le type de navire éligible, définis par les dispositions réglementaires prises en application de l'article L. 5442-1 du code des transports ;
- 5° Le fait d'acquérir, détenir, transporter et mettre à disposition des armes et munitions sans respecter les dispositions réglementaires prises en application du premier alinéa de l'article L. 5442-5 du même code ;
- 6° Le fait d'importer sur le territoire national des armes et des munitions acquises dans un Etat non membre de l'Union européenne en méconnaissance du second alinéa du même article L. 5442-5 ;
- 7° Le fait de revendre dans un Etat non membre de l'Union européenne des armes et des munitions acquises sur le territoire national en méconnaissance du même second alinéa ;
- 8° Le fait d'exercer l'activité définie au 4° de l'article L. 611-1 du présent code depuis tout autre navire que celui que cette activité a pour but de protéger ;
- 9° Le fait de mettre à disposition ou d'avoir recours à un nombre d'agents inférieur à celui prévu à l'article L. 5442-2 du code des transports.

Article L617-12-2

Est puni de 3 750 € d'amende :

- 1° Le fait d'exercer ou de faire exercer à bord du navire protégé l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1 dans une tenue entraînant la confusion avec les tenues des forces de police, des forces armées ou de la douane françaises ;
- 2° Le fait de ne pas tenir les registres prévus à l'article L. 5442-10 du code des transports ;
- 3° Le fait, pour un armateur de navire battant pavillon français ayant recours aux services d'une entreprise privée de protection des navires, de ne pas en informer les autorités de l'Etat compétentes, en méconnaissance du dernier alinéa de l'article L. 5442-7 du même code ;
- 4° Le fait, pour un capitaine de navire battant pavillon français embarquant ou débarquant des agents de protection, de ne pas en informer les autorités de l'Etat en violation de l'article L. 5442-8 dudit code.

第2項 現金輸送業務

L617-12 条

L613-10 条に規定する義務を遵守しない者は、15,000€の罰金に処する。

第3項 船舶警備業務

L617-12-1 条

以下の各号に掲げる事実に該当する者は、3年の拘禁刑及び45,000€の罰金に処する。

- 第1号 船主が、L612-9 条に規定する実施の許可を受けていない民間の船舶警備企業を使用した事実。
- 第2号 L616-1 条に規定する義務に違反した状態で、L611-1 条第4号に規定する活動を行った事実
- 第3号 船主と契約関係にある企業が、L611-1 条第4号に規定する活動の実施を再委託した、又は、船主が、同一の役務のために複数の企業を使用した事実。
- 第4号 その使用が許可されている範囲、又は輸送法 L5442-1 条に基づく規則によって定義された船舶の種類を遵守せずに、民間の船舶警備企業を使用した事実。
- 第5号 同法 L5442-5 条第1段落に基づく規則を遵守せずに、武器及び弾薬を取得、所持、輸送、装備した事実。
- 第6号 同法 L5442-5 条第2段落に違反し、欧州連合加盟国以外の国で取得した武器及び弾薬を国内領土へ輸入した事実。
- 第7号 同第2段落に違反し、欧州連合加盟国以外の国に対し、国内で取得した武器及び弾薬を転売 (revendre) した事実。
- 第8号 本法 L611-1 条第4号に規定する活動を、当該活動により警備対象とする船舶以外のいかなる船舶に対しても実施した事実。
- 第9号 輸送法 L5442-2 条に規定された員数未満の人員を編成又は使用した事実。

L617-12-2 条

以下の各号に掲げる事実に該当する者は、3,750€の罰金に処する。

- 第1号 警官隊、軍隊又はフランス税関職員の服装と混同する服装で、L611-1 条4号に規定する活動を、保護対象とする船舶上で行った又は行わせた事実。
- 第2号 輸送法 L5442-10 条に定める記録簿に記録していない事実。
- 第3号 民間の船舶警備企業を使用し、フランス国旗を掲揚する船舶の船主が、輸送法 L5442-7 条最終段落に違反し、管轄国の管轄当局にその旨を通知しなかった事実。
- 第4号 警備担当者が乗下船し、フランス国旗を掲揚する船舶の船長が、輸送法 L5442-8 条に違反して、その旨を国家当局に通知しなかった事実。

Section 3 : Services internes de sécurité

Article L617-13

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 euros d'amende le fait, pour les personnes mentionnées à l'article L. 612-25 :

- 1° De commettre l'un des agissements mentionnés à l'article L. 612-4 ;
- 2° De sous-traiter l'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 611-1 à une entreprise dépourvue de l'autorisation prévue à l'article L. 612-9.

Section 4 : Contrôle administratif

Article L617-14

Est puni d'un an d'emprisonnement et de 15 000 euros d'amende le fait de mettre obstacle à l'accomplissement des contrôles exercés, dans les conditions prévues à l'article L. 611-2, par les agents mentionnés au premier alinéa de cet article.

Est puni de la même peine le fait de mettre obstacle à l'accomplissement des contrôles prévus aux articles L. 611-2, L. 616-4 ou L. 634-1 à L. 634-3, lorsqu'ils sont relatifs à l'activité mentionnée au 4° de l'article L. 611-1.

Est puni de la même peine le fait de mettre obstacle à l'accomplissement des contrôles prévus aux articles L. 634-1 et L. 634-3, lorsqu'ils sont relatifs aux activités mentionnées aux 1o à 3o de l'article L. 611-1.

Section 5 : Dispositions communes

Article L617-15

Les personnes physiques déclarées coupables de l'une des infractions aux dispositions du présent titre, à l'exception de celle prévue à l'article L. 617-12, encourent les peines complémentaires suivantes :

- 1° La fermeture, à titre définitif ou pour une durée de cinq ans au plus, du ou des établissements exerçant une activité mentionnée à l'article L. 611-1 qu'elles dirigent ou qu'elles gèrent ;
- 2° L'interdiction, à titre définitif ou pour une durée de cinq ans au plus, d'exercer une activité mentionnée à l'article L. 611-1 ;
- 3° L'interdiction, pour une durée de cinq ans au plus, de détenir ou de porter une arme soumise à autorisation en vertu des dispositions réglementaires en vigueur.

Article L617-16

Les personnes morales déclarées responsables, dans les conditions prévues à l'article 121-2 du code pénal, des infractions prévues aux articles L. 617-1 à L. 617-14, encourent, outre l'amende, dans les conditions prévues par l'article 131-38 du code pénal, les peines mentionnées aux 1°, 2°, 4°, 7°, 8° et 9° de l'article 131-39 du même code.

Toutefois, pour l'infraction prévue à l'article L. 617-12, les personnes morales encourent les peines mentionnées aux 2°, 4°, 6°, 7° et 9° de l'article 131-39 du même code.

L'interdiction mentionnée au 2° de cet article porte sur les activités dans l'exercice ou à l'occasion de l'exercice desquelles l'infraction a été commise.

第3款 内部保安業務

L617-13 条

L612-25 条に規定する者が、以下の各号に該当する行為をした場合は、3年の拘禁刑及び45,000€の罰金に処する。

第1号 L612-4条で禁止される行為のいずれか一つの行為。

第2号 L611-1条に規定される活動の実施に際し、L612-9条に規定する許可を有さない企業に対して再委託する行為。

第4款 行政監査

L617-14 条

L611-2条の規定の下に、同条第1段落に定める代理人による審査の遂行を妨げる行為は、1年の拘禁刑及び15,000€の罰金に処する。

L611-1条第4号に規定される活動に関する審査に際し、L611-2条、L616-4条又はL634-1条からL634-3条に規定される審査の遂行を妨げる行為もまた同様に罰せられる。

L611-1条第1号から第3号に規定される活動に関する審査に際し、L634-1条及びL634-3条に規定する審査の遂行を妨げる行為もまた同様に罰せられる。

第5款 共通条項

L617-15 条

L617-12条に規定するものを除き、本章の規定に対する違反により有罪を宣告された自然人は、以下の各号に示す付加処分を科されなければならない。

第1号 その者が管理又は運営していた、L611-1条に規定する活動を実施する施設の、恒久的な又は5年を超えない期間中の閉鎖。

第2号 L611-1条に規定する活動の、恒久的な又は5年を超えない期間中の禁止。

第3号 有効な規則に基づく許可の対象となる武器の所持又は携帯の、最大5年間の禁止。

L617-16 条

刑法典第121-2条に規定する条件の下において、L617-1条からL617-14条に規定する違反に対する責任を負うと宣告された法人は、罰金に加え、刑法典第131-38条に規定する条件の下で、刑法典第131-39条第1号、第2号、第4号、第7号、第8号及び第9号に定める刑罰を受ける。

但し、L617-12条に規定する違反に対しては、法人は刑法典第131-39条第2号、第4号、第6号、第7号、及び第9号に定める刑罰を受ける。

本条第2文に規定する禁止事項は、営業中の活動若しくは違反となる営業が行われたときに適用する。

TITRE II : ACTIVITÉS DES AGENCES DE RECHERCHES PRIVÉES

TITRE II BIS : FORMATION AUX ACTIVITES PRIVEES DE SECURITE

Chapitre Ier : Dispositions générales

Article L625-1

Est soumise au présent titre, lorsqu'elle est délivrée par des exploitants individuels et des personnes morales de droit privé, établis sur le territoire français, et n'ayant pas conclu un contrat d'association avec l'Etat :

- 1 La formation permettant de justifier de l'aptitude professionnelle à exercer les activités mentionnées aux 1 à 3 de l'article L. 611-1 et à l'article L. 621-1 ;
- 2 La formation permettant le renouvellement des cartes professionnelles mentionnées aux articles L. 612-20-1 et L. 622-19-1.

Les personnes mentionnées au premier alinéa du présent article sont dénommées "prestataires de formation".

Chapitre II : Conditions d'exercice

Article L625-2

L'exercice d'une activité mentionnée à l'article L. 625-1 est subordonné à la délivrance d'une autorisation, dans des conditions fixées par décret en Conseil d'Etat, par la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente, aux prestataires de formation qui satisfont aux conditions suivantes :

- 1° Etre titulaire d'une déclaration d'activité enregistrée dans les conditions fixées aux articles L. 6351-1 à L. 6351-8 du code du travail ;
- 2° Etre dirigé par une personne physique répondant aux conditions prévues aux 1o à 4o de l'article L. 612-20 du présent code ;
- 3° Avoir fait l'objet d'une certification dans des conditions fixées par décret en Conseil d'Etat.

Article L625-3

Si le prestataire de formation n'a pas encore exercé l'activité mentionnée à l'article L. 625-1, la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente lui délivre une autorisation d'exercice provisoire dans des conditions définies par décret en Conseil d'Etat.

Article L625-4

L'autorisation peut être retirée :

- 1° A la personne physique ou morale qui ne remplit plus les conditions exigées à l'article L. 625-2 ;
 - 2° A la personne morale dont la direction ou la gestion est exercée en fait par une personne agissant, directement ou par personne interposée, en lieu et place des représentants légaux.
- Le retrait ne peut être prononcé qu'après une mise en demeure restée sans effet.

第2章 民間探偵業（略）

第2-2章 民間警備業の研修

1節 総則

L625-1条

個人事業者、又はフランス領土内で設立され、国家と共同契約(contrat d'association)を締結していない私法に基づく法人に対する研修は、本章に従う。

第1号 L611-1条第1号から第3号及びL621-1条に規定される活動を行う職能資格を証明するための研修。

第2号 L612-20条第1号及びL622-19条第1号に規定する資格証更新のための研修。

本条第1段落にいう者は、「研修提供者」という。

第2節 実施要件

L625-2条

L625-1条に規定する活動の実施は、コンセイユ・デタのデクレが規定する条件の下で、管轄権を有する認定・審査委員会により、以下の条件を満たす研修提供者に対して許可する。

第1号 労働法L6351-1条からL6351-8条の規定に基づく営業登記認定(déclaration d'activité enregistrée)の有資格者であること。

第2号 本法L612-20条第1号から第4号に規定された条件を満たす自然人が管理していること。

第3号 コンセイユ・デタのデクレが規定する条件の下で認定を受けていること。

L625-3条

研修提供者が、L625-1条に規定する活動をまだ実施していない場合は、管轄権を有する認定・審査委員会は、その者に対し、コンセイユ・デタのデクレが定める条件の下に暫定実施許可を与える。

L625-4条

以下の各号に掲げる者の許可証は、剥奪される。

第1号 L625-2条に規定する条件を満たさなくなった自然人又は法人。

第2号 法定代理人に代わる者が、直接又は仲介人を介して実質的な監督又は管理する法人。

剥奪は、催告後に改善効果がみられない場合にのみ発せられる。

Article L625-5

En cas d'urgence, le président de la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente peut suspendre l'autorisation pour six mois au plus.

L'autorisation peut être également suspendue lorsque la personne morale ou son dirigeant fait l'objet de poursuites pénales. L'autorité qui a procédé à la suspension peut y mettre fin dès lors qu'elle a connaissance d'une décision de l'autorité judiciaire intervenue sur le fond.

Chapitre III : Dispositions pénales

Article L625-6

Est puni de trois ans d'emprisonnement et de 45 000 € d'amende le fait de diriger, en violation de l'article L. 625-2, un organisme exerçant une activité mentionnée à l'article L. 625-1, ou d'exercer en fait, directement ou par personne interposée, la direction ou la gestion d'une telle personne morale, en lieu et place de ses représentants légaux.

Article L625-7

Est puni de six mois d'emprisonnement et de 7500 € d'amende le fait de mettre obstacle à l'accomplissement des contrôles prévus aux articles L. 634-1 et L. 634-3, lorsqu'ils sont relatifs à l'activité mentionnée à l'article L. 625-1.

TITRE III : CONSEIL NATIONAL DES ACTIVITÉS PRIVÉES DE SÉCURITÉ

Chapitre Ier : Dispositions générales

Article L631-1

Sont soumises aux dispositions du présent titre, dès lors qu'elles ne sont pas exercées par un service public administratif, les activités mentionnées aux titres Ier, II et II bis exercées par les personnes physiques ou morales, opérant pour le compte d'un tiers ou pour leur propre compte.

Chapitre II : Missions et fonctionnement du Conseil national des activités privées de sécurité

Section 1 : Missions

Article L632-1

Le Conseil national des activités privées de sécurité, personne morale de droit public, est chargé :

- 1° D'une mission de police administrative. Il délivre, suspend ou retire les différents agréments, autorisations et cartes professionnelles prévus par le présent livre ;
- 2° D'une mission disciplinaire. Il assure la discipline de la profession et prépare un code de déontologie de la profession approuvé par décret en Conseil d'Etat. Ce code s'applique à l'ensemble des activités mentionnées aux titres Ier, II et II bis ;
- 3° D'une mission de conseil et d'assistance à la profession.

Le Conseil national des activités privées de sécurité remet au ministre de l'intérieur un rapport annuel dans lequel est établi le bilan de son activité. Il peut émettre des avis et formuler des propositions concernant les métiers de la sécurité privée et les politiques publiques qui leur sont applicables. Toute proposition relative aux conditions de travail des agents de sécurité privée est préalablement soumise à la concertation avec les organisations syndicales de salariés et d'employeurs.

L625-5 条

緊急の場合においては、管轄権を有する認定・審査委員会の委員長は、最大で6ヵ月間、許可を停止することができる。

法人又はその監督者のいずれかが刑事訴訟の対象となった場合においても、許可は停止されることがある。許可の停止は、行政当局又は管轄権を有する認定・審査委員会が、司法当局による訴訟本案の判決内容を審理した上で解除される。

第3節 罰則

L625-6 条

L625-2 条に違反して L625-1 条に規定する活動を行う組織を監督する行為、若しくは法定代理人に代わる者が、直接又は仲介人を介して実質的な監督又は管理する行為は、3年の拘禁刑及び45,000€の罰金に処する。

L625-7 条

L625-1 条に規定する活動に関する審査に対し、L634-1 条及び L634-3 条に規定する審査の遂行を妨げる行為は、6か月の拘禁刑及び7,500€の罰金に処する。

第3章 民間警備業活動全国協議会

1節 総則

L631-1 条

第1章、第2章及び第2-2章に規定された活動が公共行政機関によって行われたものでない限りにおいて、自然人又は法人により、第三者又は自己の利益のために行われる活動は、本章の規定に従う。

第2節 民間警備業活動全国協議会の任務及び役職員

第1款 任務

L632-1 条

民間警備業活動全国協議会は私法に基づく法人であり、以下の事項につき責任を負う。

第1号 行政警察の任務。理事会は本編に規定される様々な承認、許可及び資格証を付与、停止又は剥奪する。

第2号 懲戒任務。理事会は職業の規律を保証し、コンセイユ・デタのデクレによって承認される職業倫理規定を策定する。この倫理規定は第1章、第2章及び第2-2章に規定された全ての活動に適用される。

第3号 警備業活動に対する助言及び支援任務。

民間警備業活動全国協議会は、その活動の成果を記した年次報告書を内務大臣に提出しなければならない。民間警備業活動全国協議会は、民間警備業及び民間警備業に適用され得る公共政策に関する意見を発し、提案を述べるることができる。民間警備員の労働条件に関する全ての提案は、被雇用者及び雇用者による労働組合団体との事前協議に付す。

Section 2 : Fonctionnement

Article L632-2

Le Conseil national des activités privées de sécurité est administré par un collège composé :

- 1° De représentants de l'Etat, de magistrats de l'ordre judiciaire et de membres des juridictions administratives ;
- 2° De personnes issues des activités privées de sécurité mentionnées aux titres Ier et II ;
- 3° De personnalités qualifiées.

La répartition des sièges, qui assure une majorité aux représentants de l'Etat, aux magistrats de l'ordre judiciaire et aux membres des juridictions administratives, ainsi que le mode de désignation des membres sont déterminés par un décret en Conseil d'Etat.

Le président du collège est élu par les membres de ce collège. Il dispose d'une voix prépondérante en cas de partage. Il représente le Conseil national des activités privées de sécurité.

Le collège comprend en son sein une formation spécialisée, la Commission nationale d'agrément et de contrôle. Elle est composée, pour au moins trois quarts de ses membres, de représentants de l'Etat, de magistrats de l'ordre judiciaire et de membres des juridictions administratives. Elle élit son président parmi les membres mentionnés au deuxième alinéa du présent article.

Article L632-3

Le Conseil national des activités privées de sécurité peut recruter des salariés soumis aux dispositions du code du travail, des agents contractuels de droit public ou des fonctionnaires détachés auprès de lui. Le directeur du Conseil national des activités privées de sécurité est nommé par décret, sur proposition du ministre de l'intérieur.

Article L632-4

Les membres et le personnel du Conseil national des activités privées de sécurité sont tenus au secret professionnel.

Chapitre III : Commissions d'agrément et de contrôle

Article L633-1

Les commissions d'agrément et de contrôle territorialement compétentes sont chargées, au nom du Conseil national des activités privées de sécurité :

- 1° De délivrer les autorisations, agréments et cartes professionnelles prévus au présent livre ;
- 2° De refuser, retirer ou suspendre les agréments, autorisations et cartes professionnelles pour exercer ces activités dans les conditions prévues au présent livre ;
- 3° De prononcer les sanctions disciplinaires prévues à l'article L. 634-4.

Elles sont composées selon les mêmes modalités que la commission nationale d'agrément et de contrôle. Elles élisent son président parmi les représentants de l'Etat, les magistrats de l'ordre judiciaire ou les membres des juridictions administratives. Le président exerce les décisions qu'appelle l'urgence.

Leurs membres sont soumis aux mêmes obligations que les membres du Conseil national des activités privées de sécurité.

第2款 役職員

L632-2 条

民間警備業活動全国協議会は、以下の各号に掲げる者からなる団体により運営される。

第1号 国家の代表者、司法官及び行政裁判所の構成員。

第2号 第1章及び第2章に規定する民間警備活動の関係者。

第3号 有資格者。

その過半数は国家の代表者、司法官及び行政裁判所の構成員によるものとし、議席の分配方法は、構成員の指名方法と並びコンセイユ・デタのデクレによって定める。

団体の長(président)は、その団体構成員の互選により定める。長は、可否同数時における裁決権を有する。長は民間警備業活動全国協議会を代表する。

この団体に、研修に係る専門組織である、全国認定・審査委員会を置く。委員会は、少なくともその4分の3を、国家の代表者、司法官及び行政裁判所の構成員により構成するものとする。委員長は、本条第2段落にいう構成員の中から選出する。

L632-3 条

民間警備業活動全国協議会は、労働法の規定に基づく賃金労働者、公法に基づく行政契約公務員又は同協議会へ出向している公務員を雇用することができる。民間警備業活動全国協議会の理事は、内務大臣の提議に基づき、デクレにより任命される。

L632-4 条

民間警備業活動全国協議会の構成員及び職員は、職業上の秘密保持義務を負う。

第3節 認定・審査委員会

L633-1 条

管轄権を有する認定・審査委員会は、民間警備業活動全国協議会の名の下に、以下の各号に掲げる事項に関する責任を負う。

第1号 本編に規定する許可、認定及び資格証の付与。

第2号 本編に規定する条件の下における、活動を実施するための承認及び資格証に対する拒否、剥奪及び停止。

第3号 L634-4条に規定する懲戒処分 of 宣告。

委員会は、全国認定・審査委員会と同じ様態により構成する。委員会は、国家の代表者、司法官及び行政裁判所の構成員の中からその長を選出する。委員長は緊急性を要する決定を行使することができる。

委員会の構成員は、民間警備業活動全国協議会の構成員と同等の義務を負う。

Article L633-2 (Abrogé)

Article L633-3

Tout recours contentieux formé par une personne physique ou morale à l'encontre d'actes pris par une commission d'agrément et de contrôle est précédé d'un recours administratif préalable devant la Commission nationale d'agrément et de contrôle, à peine d'irrecevabilité du recours contentieux.

Chapitre IV : Contrôles

Section 1 : Exercice du contrôle

Article L634-1

Les membres et les agents du Conseil national des activités privées de sécurité ainsi que les membres des commissions d'agrément et de contrôle assurent le contrôle des personnes exerçant les activités mentionnées aux titres Ier, II et II *bis*. Ils peuvent, pour l'exercice de leurs missions, accéder aux locaux à usage professionnel de l'employeur, du donneur d'ordres ou du prestataire de formation, à l'exclusion des locaux affectés au domicile privé, ainsi qu'à tout site d'intervention des agents exerçant les activités mentionnées aux mêmes titres Ier et II, en présence de l'occupant des lieux ou de son représentant.

Le procureur de la République territorialement compétent en est préalablement informé.

Article L634-2

En cas d'opposition du responsable des lieux ou de son représentant, la visite ne peut se dérouler qu'avec l'autorisation du juge des libertés et de la détention statuant au siège du tribunal de grande instance dans le ressort duquel sont situés les locaux à visiter.

Ce magistrat est saisi à la requête du président de la Commission nationale ou de la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente. Il statue par une ordonnance motivée, conformément aux dispositions des articles 493 à 498 du code de procédure civile. La procédure est sans représentation obligatoire.

La visite s'effectue sous l'autorité et le contrôle du juge qui l'a autorisée. Celui-ci peut se rendre dans les locaux durant l'intervention. A tout moment, il peut décider de l'arrêt ou de la suspension de la visite.

Le responsable des lieux ou son représentant est informé de la faculté de refuser cette visite et du fait qu'en ce cas elle ne peut intervenir qu'avec l'autorisation du juge des libertés et de la détention.

Article L634-3

Les membres et les agents de la commission nationale ou des commissions d'agrément et de contrôle territorialement compétentes peuvent demander communication de tout document nécessaire à l'accomplissement de leur mission, quel qu'en soit le support, et en prendre copie ; ils peuvent recueillir, sur place ou sur convocation, tout renseignement et toute justification utiles. Ils peuvent consulter le registre unique du personnel prévu à l'article L. 1221-13 du code du travail. Ils peuvent, à la demande du président de la commission nationale ou de la commission d'agrément et de contrôle territorialement compétente, être assistés par des experts désignés par l'autorité dont ceux-ci dépendent. Il est dressé contradictoirement un compte rendu de visite en application du présent article dont une copie est remise immédiatement au responsable de l'entreprise.

L633-2 条 (削除)

L633-3 条

認定・審査委員会のいかなる行為に対する、自然人又は法人により提起される訴訟は、先行する全国認定・審査委員会に対する行政不服申立てを前提とし、その訴訟は不受理になることがある。

第4節 審査

第1款 審査の実施

L634-1 条

民間警備業活動全国協議会の構成員及び代理人並びに認定・審査委員会の構成員は、第1章、第2章及び第2-2章に規定する活動を行う人の審査を実施する。これらの者は、その任務の遂行に際し、個人の住宅を除き、雇用者、元請業者又は訓練実施者がその業務上使用する場所、並びに第1章及び第2章に規定する活動を行う者が関与するあらゆる場所に対し、その場所の占有者又はその代理人を伴った上で立ち入ることができる。管轄権を有する検察官は、事前にその旨の通知を受けるものとする。

L634-2 条

施設責任者又はその代理人による異議申立てがある場合は、審査を実施する施設の管轄権内にある裁判所の、釈放権及び勾留権をもった裁判官(juge des libertés et de la détention)の許可がある時のみ、審査を実施することができる。

この司法官は、全国認定・審査委員会又は管轄権を有する認定・審査委員会の委員長による訴願を担当する。この司法官は、民事訴訟法第493条から第498条の規定に従って、理由付命令(ordonnance motivée)により、決定を下す。手続きは、義務的代理人(représentation obligatoire)を伴わない。

審査は、当局及び裁判官の権限と監督の下に実施される。裁判官による審査は、審査機関中に現場で実施される。何時も、裁判官は審査の終了又は停止を決定することができる。

施設責任者又はその代理人は、この審査を拒否する権利と、拒否した場合には、釈放権及び勾留権をもった裁判官の許可がある場合のみ審査が行われる旨を告知される。

L634-3 条

全国認定・審査委員会又は管轄権を有する認定・審査委員会の構成員及び代理人は、その任務の遂行の上で必要となるいかなる文書も、媒体の如何を問わず、これを要求し、かつ写しを得ることができる。この者は、その場で又は召喚により、あらゆる情報及び有益な証拠を収集することができる。この者は、労働法L1221-13条に規定する単一人事記録(registre unique du personnel)を調査することができる。彼らは、全国認定・審査委員会又は管轄権を有する認定・審査委員会の長の要請があれば、対象とする当局によって任命された専門家の支援を受けることができる。この者は、本条に基づく審査報告書を相対により作成し、その写しは当該企業の責任者に宛てて遅滞なく送付されるものとする。

Article L634-3-1

Les dispositions applicables aux échanges d'informations entre les agents habilités par le directeur du Conseil national des activités privées de sécurité et les agents de contrôle mentionnés à l'article L. 8271-1-2 du code du travail sont définies à l'article L. 8271-6-3 du même code.

Section 2 : Sanctions disciplinaires

Article L634-4

Tout manquement aux lois, règlements et obligations professionnelles et déontologiques applicables aux activités privées de sécurité peut donner lieu à sanction disciplinaire. Le Conseil national des activités privées de sécurité ne peut être saisi de faits remontant à plus de trois ans s'il n'a été fait aucun acte tendant à leur recherche, leur constatation ou leur sanction.

Les sanctions disciplinaires applicables aux personnes physiques et morales exerçant les activités définies aux titres Ier, II et II *bis* sont, compte tenu de la gravité des faits reprochés : l'avertissement, le blâme et l'interdiction d'exercice de l'activité privée de sécurité à titre temporaire pour une durée qui ne peut excéder cinq ans. En outre, les personnes morales et les personnes physiques non salariées peuvent se voir infliger des pénalités financières. Le montant des pénalités financières est fonction de la gravité des manquements commis et, le cas échéant, en relation avec les avantages tirés du manquement, sans pouvoir excéder 150 000 €. Ces pénalités sont prononcées dans le respect des droits de la défense.

Chapitre V : Dispositions finales

Article L635-1

Un décret en Conseil d'Etat fixe les conditions d'application du présent titre.

L634-3-1 条

民間警備業活動全国協議会の理事長による命を受けた代理人と、労働法 L8271-1-2 条に規定する審査代理人との間における情報交換に適用される規定は、労働法 L8271-6-3 条に規定される。

第 2 款 懲戒処分

L634-4 条

民間警備業に適用される法律、規則並びに職業上の義務及び倫理のに対するあらゆる違反は、懲戒処分を惹起することがある。調査、事実確認又は制裁措置を行っていない場合、民間警備業活動全国協議会は、3 年以上経過した事案を取り扱うことはできない。

第 1 章、第 2 章及び第 2 - 2 章に規定する活動に従事する自然人及び法人に適用される懲戒処分は、対象事実の重大性を勘案して、警告、戒告処分、5 年を超えない期間内における民間警備業活動の一時的な実行禁止のいずれかとする。加えて、法人及び賃金労働者でない自然人は、経済的制裁を科されることがある。経済的制裁の額は、違反行為の重大性と、場合によって違反行為により得られた利益とを勘案して、150,000€を超えないものとする。これらの処分は、弁護権を十分に考慮した上で科すものとする。

第 5 節 最終規定

L635-1 条

コンセイユ・デタのデクレは本章の適用条件を定める。

1.4 アメリカ

(1) 2002 年民間警備雇用基準法

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

SECTION 1. SHORT TITLE.

This Act may be cited as the “Private Security Officer Employment Standards Act of 2002”.

SEC. 2. FINDINGS.

Congress finds that—

- (1) employment of private security officers in the United States is growing rapidly;
- (2) private security officers function as an adjunct to, but not a replacement for, public law enforcement by helping to reduce and prevent crime;
- (3) such private security officers protect individuals, property, and proprietary information, and provide protection to such diverse operations as banks, hospitals, research and development centers, manufacturing facilities, defense and aerospace contractors, high technology businesses, nuclear power plants, chemical companies, oil and gas refineries, airports, communication facilities and operations, office complexes, schools, residential properties, apartment complexes, gated communities, and others;
- (4) sworn law enforcement officers provide significant services to the citizens of the United States in its public areas, and are supplemented by private security officers;
- (5) the threat of additional terrorist attacks requires cooperation between public and private sectors and demands professional security officers for the protection of people, facilities, and institutions;
- (6) the trend in the Nation toward growth in such security services has accelerated rapidly;
- (7) such growth makes available more public sector law enforcement officers to combat serious and violent crimes;
- (8) the American public deserves the employment of qualified, well-trained private security personnel as an adjunct to sworn law enforcement officers;
- (9) private security officers and applicants for private security officer positions should be thoroughly screened and trained; and
- (10) standards are essential for the selection, training, and supervision of qualified security personnel providing security services.

SEC. 3. DEFINITIONS.

In this Act:

- (1) EMPLOYEE.—The term “employee” includes both a current employee and an applicant for employment.
- (2) AUTHORIZED EMPLOYER.—The term “authorized employer” means any person that—
 - (A) provides, as an independent contractor, for consideration, the services of private security officers; and
 - (B) is authorized by the Attorney General to obtain information provided by the State or other authorized entity pursuant to this section.

本法律は連邦議会においてアメリカ合衆国の上院及び下院により制定された。

第1条 略称

本法は「2002年民間警備雇用基準法」と称する。

第2条 所見

連邦議会の所見は以下のとおり。

- (1) 合衆国における民間警備員の雇用は急速に成長していること。
- (2) 民間警備員は犯罪の減少・予防を手助けすることによって、公的法執行機関の付随的役割を果たすこと。
- (3) そのような民間警備員は個人、財産及び機密情報を保護すると共に、銀行、病院、研究開発施設、製造施設、防衛/航空宇宙産業請負業者、ハイテク事業、原子力発電所、化学品会社、原油/ガス精製所、空港、通信施設/オペレータ、オフィス街、学校、住宅地、共同住宅、ゲーテッド・コミュニティ(gated communities)、等の施設の警護を提供すること。
- (4) 公的法執行機関員は公共の場において米国市民に重要な業務を提供し、民間警備員がこれを補完すること。
- (5) 増加するテロの脅威により官民の協力が必要となっており、人、施設及び機関の保護のために専門的な警備員が必要であること。
- (6) 第(1)項でいう警備業の成長に対する国内の動向が急速に加速していること。
- (7) 第(1)項でいう警備業の成長により、公的法執行機関員は深刻かつ凶暴な犯罪に立ち向かうことがより簡易となったこと。
- (8) アメリカの公衆は、公的法執行機関員を補助する者としての資格を有し、十分な訓練を受けた民間警備員を雇用するに値すること。
- (9) 民間警備員及びその申請者は徹底的に選別され、訓練されること。
- (10) 警備業務を提供する資格を有する警備員の選定、訓練及び監督のために、基準は極めて重要であること。

第3条 定義

本法において、

(1) 被雇用者

「被雇用者」は、現在の被雇用者及びその申請者の両方をいう。

(2) 公認雇用者

「公認雇用者」は下記に該当するすべての人をいう。

(A) 独立請負人として、民間警備員の業務を提供する者。

(B) 司法長官により、州又は本条に基づき他の公認団体により提供された情報の取得を許可された者。

- (3) PRIVATE SECURITY OFFICER.—The term “private security officer”—
- (A) means an individual who performs security services, full- or part-time, for consideration as an independent contractor or an employee, whether armed or unarmed and in uniform or plain clothes, whose primary duty is to perform security services; but
 - (B) does not include—
 - (i) sworn police officers who have law enforcement powers in the State;
 - (ii) employees whose duties are primarily internal audit or credit functions;
 - (iii) an individual on active duty in the military service;
 - (iv) employees of electronic security system companies acting as technicians monitors; or
 - (v) employees whose duties primarily involve the secure movement of prisoners.
- (4) SECURITY SERVICES.—The term “security services” means the performance of security services as such services are defined by regulations promulgated by the Attorney General.

SEC. 4. BACKGROUND CHECKS.

(a) IN GENERAL.—

- (1) SUBMISSION OF FINGERPRINTS.—An authorized employer may submit fingerprints or other means of positive identification of an employee of such employer for purposes of a background check pursuant to this Act.
- (2) EMPLOYEE RIGHTS.—
- (A) PERMISSION.—An authorized employer shall obtain written consent from an employee to submit the request for a background check of the employee under this Act.
 - (B) ACCESS.—An employee shall be provided confidential access to information relating to the employee provided pursuant to this Act to the authorized employer.
- (3) PROVIDING RECORDS.—Upon receipt of a background check request from an authorized employer, submitted through the State identification bureau or other entity authorized by the Attorney General, the Attorney General shall—
- (A) search the appropriate records of the Criminal Justice Information Services Division of the Federal Bureau of Investigation; and
 - (B) promptly provide any identification and criminal history records resulting from the background checks to the submitting State identification bureau or other entity authorized by the Attorney General.
- (4) FREQUENCY OF REQUESTS.—An employer may request a background check for an employee only once every 12 months of continuous employment by that employee unless the employer has good cause to submit additional requests.

(3) 民間警備員

「民間警備員」は

- (A) 正規又は非正規で、独立請負人又は被雇用者として、武器所有の有無を問わず、制服又は私服で警備業務に従事し、その主要な任務が警備業務を行うことである個人をいう。
- (B) 但し、以下に掲げる者は含まない。
 - (i) 州の警察権力を有する警察官。
 - (ii) その主たる任務が内部監査又は与信調査である被雇用者。
 - (iii) 現在軍務に就いている個人。
 - (iv) 技術者又は監視人として電子警備システム会社で働く被雇用者。
 - (v) 任務が主として囚人の安全な移動に関与することである被雇用者。

(4) 警備業務

「警備業務」は、司法長官が公布した規則により定義された業務としての警備業務を実行することをいう。

第4条 素性調査（バックグラウンド調査）

(a) 一般規定

(1) 指紋の提出

公認雇用者は、本法に基づく素性調査（バックグラウンド調査）を目的として、自身が雇用する者の指紋又は本人であることを確実に証明できる他のものを提出することができる。

(2) 被雇用者の権利

(A) 許可

公認雇用者は、本法に基づいて、被雇用者の素性調査（バックグラウンド調査）のための要請を提出するため、被雇用者から書面による承認を得る。

(B) 入手する権利

被雇用者は、本法に従って公認雇用者に提供された、被雇用者に関する情報を内密に入手することができる。

(3) 記録の提出

司法長官は、公認雇用者からの素性調査（バックグラウンド調査）要請を受理した後、州認証事務局(State identification bureau)又は司法長官により認可された他の団体に付託し、以下に掲げる事項を行う。

(A) 連邦捜査局 (FBI) の犯罪司法情報サービス局(the Criminal Justice Information Services Division of the Federal Bureau of Investigation)における該当記録の調査。

(B) 付託を受けた州認証事務局又は司法長官により認可された他の団体による、素性調査（バックグラウンド調査）結果における身元確認結果の全て及び犯罪歴の、遅滞ない提供。

(4) 要請の回数

雇用者が追加要請を提出する正当な理由がある場合を除いて、雇用者は、継続雇用期間の12か月毎に1回限り、被雇用者の素性調査（バックグラウンド調査）を申請することができる。

- (b) REGULATIONS.—Not later than 180 days after the date of enactment of this Act, the Attorney General shall issue such final or interim final regulations as may be necessary to carry out this Act, including—
- (1) measures relating to the security, confidentiality, accuracy, use, submission, dissemination, and destruction of information and audits, and recordkeeping;
 - (2) standards for qualification as an authorized employer; and
 - (3) the imposition of reasonable fees necessary for conducting the background checks.
- (c) CRIMINAL PENALTY.—Whoever falsely certifies that he meets the applicable standards for an authorized employer or who knowingly and intentionally uses any information obtained pursuant to this Act other than for the purpose of determining the suitability of an individual for employment as a private security officer shall be fined not more than \$50,000 or imprisoned for not more than 2 years, or both.
- (d) USER FEES.—
- (1) IN GENERAL.—The Director of the Federal Bureau of Investigation may—
 - (A) collect fees pursuant to regulations promulgated under subsection (b) to process background checks provided for by this Act;
 - (B) notwithstanding the provisions of section 3302 of title 31, United States Code, retain and use such fees for salaries and other expenses incurred in providing such processing; and
 - (C) establish such fees at a level to include an additional amount to remain available until expended to defray expenses for the automation of fingerprint identification and criminal justice information services and associated costs.
 - (2) STATE COSTS.—Nothing in this Act shall be construed as restricting the right of a State to assess a reasonable fee on an authorized employer for the costs to the State of administering this Act.
- (e) STATE OPT OUT.—A State may decline to participate in the background check system authorized by this Act by enacting a law providing that the State is declining to participate pursuant to this subsection.
- (f) STATE STANDARDS AND INFORMATION PROVIDED TO EMPLOYER.—
- (1) ABSENCE OF STATE STANDARD.—If a State participates in the background check system authorized by this Act and has no State standard for qualification to be a private security officer, the State shall notify an authorized employer whether or not an employee has been convicted of a felony, an offense involving dishonesty or false statement if the conviction occurred during the previous 10 years, or an offense involving the use or attempted use of physical force against the person of another if the conviction occurred during the previous 10 years.
 - (2) STATE STANDARD.—If a State participates in the background check system authorized by this Act and has State standards for qualification to be a private security officer, the State shall use the information received pursuant to this Act in applying the State standard and shall notify the employer of the results.

(b)規則

本法の施行日から 180 日以内に、司法長官は、以下に掲げる事項を含む、本法の実施に必要とされる最終又は暫定最終規則を公布する。

- (1) 情報及び審査の保護、機密性、正確性、使用、提出、流布及び破棄、並びに記録管理に係る基準。
- (2) 公認雇用者としての資格認定基準。
- (3) 素性調査（バックグラウンド調査）実施のために必要となる妥当な賦課。

(c)刑事罰

何人も、公認雇用者の申請基準を満たすとして虚偽の証明をする、又は本法に基づき取得した情報を民間警備員として個人を雇用するに際し、その適正を判断する以外の目的で故意に使用した者は、50,000 ドル以下の罰金又は 2 年以下の拘禁刑、又はその両方に処する。

(d)利用者手数料

(1)一般規定

連邦捜査局長官は、

- (A) 本法に規定された素性調査（バックグラウンド調査）を実施するため、(b)項に定める規定に基づき手数料を徴収することができる。
- (B) 合衆国法典第 31 編、第 3302 条の規定に係わらず、素性調査（バックグラウンド調査）の実施により生じた人件費及び他の出費に対し、徴収した手数料を保持し、これを充当することができる。
- (C) 指紋認証及び刑事司法情報サービスの機械化及びそれらの関連費用の支出に充てられるまで利用可能な追加金額を含む範囲で、手数料を設定することができる。

(2)州費用

本法は、本法施行のために州に掛かる費用のため、公認雇用者に対して合理的な手数料を州が算定する権利を制限すると解釈されないこととする。

(e)州の脱退(State Opt Out)

州は、本項により参加を拒否する旨を規定する州法を施行することにより、本法により認可された素性調査（バックグラウンド調査）システムへの参加を拒否することができる。

(f)州基準及び雇用者に提供される情報

(1)州基準の不在

州が本法により認可された素性調査（バックグラウンド調査）システムに参加し、民間警備員たり得る資格に係る州基準を設けていない場合、その州は、被雇用者が重罪による有罪判決を受けていないか、直近 10 年以内に判決がなされた場合において、不誠行為又は虚偽陳述に関する違法行為により、又は直近 10 年以内に判決がなされた場合において、他者に対する物理的暴力の行使又はその未遂行為に関する違反行為の有罪判決を受けていないかを、公認雇用者に通知するものとする。

(2)州基準

州が本法により認可された素性調査（バックグラウンド調査）システムに参加し、かつ民間警備たり得る資格に係る州基準を設けている場合、その州は、州基準の適用に際し、本法に従って受理した情報を用いることとし、また、雇用者にその結果を通知する。

(2) ニューヨーク州 1992 年警備業法

§89-e. Short title

This article shall be known and may be cited as the “security guard act of nineteen hundred ninety-two”.

§89-f. Definitions

As used in this article, the following words and phrases shall have the following meanings:

1. “Commissioner” shall mean the commissioner of the Division of Criminal Justice Services.
2. “Division” shall mean the Division of Criminal Justice Services.
3. “Secretary” shall mean the Secretary of State.
4. “Department” shall mean the Department of State.
5. “Security guard company” shall mean any person, firm, limited liability company, corporation, public entity or subsidiary or department of such firm, limited liability company, corporation or public entity employing one or more security guards or being self-employed as a security guard on either a proprietary basis for its own use or on a contractual basis for use by another person, firm, limited liability company, corporation, public entity or subsidiary thereof within the state.
6. “Security guard” shall mean a person, other than a police officer, employed by a security guard company to principally perform one or more of the following functions within the state:
 - a. protection of individuals and/or property from harm, theft or other unlawful activity;
 - b. deterrence, observation, detection and/or reporting of incidents in order to prevent any unlawful or unauthorized activity including but not limited to unlawful or unauthorized intrusion or entry, larceny, vandalism, abuse, arson or trespass on property;
 - c. street patrol service;
 - d. response to but not installation or service of a security system alarm installed and/or used to prevent or detect unauthorized intrusion, robbery, burglary, theft, pilferage and other losses and/or to maintain security of a protected premises.

Provided, however, that a security guard who is otherwise subject to regulation with respect to registration and training by the federal government in the performance of their duties, or a security guard providing such services on a voluntary basis, shall not be subject to the provisions of this article.

7. “Public entity” shall mean:
 - a. the state of New York;
 - b. a county, city, town, village or any other political subdivision or civil department or division of the state;
 - c. any other public corporation, public authority, commission, agency, municipal or other public housing authority, or project organized pursuant to article two of the Private Housing Finance Law;
 - d. any other governmental instrumentality or governmental unit in the state of New York.
8. “Security system” shall mean an assembly of equipment and devices or a single device designated to detect and/or signal an unauthorized intrusion into premises or to signal an attempted robbery, burglary, theft, pilferage or other loss at a protected premises, and with respect to which signal, police and/or security guards are expected to respond. Smoke and/or fire alarm systems are excluded from the provisions of this article.
9. “Applicant” shall mean an individual who has filed an application with the department for a security guard registration card.
10. “Holder” shall mean an individual who has been issued a registration card by the department.

第 89-e 条 法律の略称

本款は「1992 年警備業法」として知られ、称される。

第 89-f 条 定義

本款での使用において、以下に掲げる単語及び文章の意味は以下のとおりとする。

1. 「局長」とは、刑事司法サービス局の局長をいう。
2. 「局 (Division)」とは、刑事司法サービス局をいう。
3. 「長官」とは、州務長官をいう。
4. 「省 (Department)」とは、州務省をいう。
5. 「警備会社」とは、一人又は複数の警備員を雇用又は自営の警備員として自社専属の警備若しくは別の者、企業、有限責任会社、法人、公共団体、又は州内のそれらの子会社の契約に基づいて警備するあらゆる人、企業、有限責任会社、法人、公共団体、若しくは企業、有限責任会社、法人、公共団体の子会社又は部門をいう。
6. 「警備員」とは、警察官以外で、州内で以下に掲げる役割の一つ又は複数をもととして行うために警備会社に雇用された人をいう。
 - a. 損害、窃盗又は他の不法行為から個人及び(又は)財産の保護。
 - b. 不法な又は認可されていない占有又は侵入、窃盗、公共物の破壊、私有物の悪用、放火又は財産への権利侵害などを含む、違法又は認可されていない行為を防ぐための事件の抑止、観察、発見及び(又は)報告。
 - c. 路上巡回業務。
 - d. 警報装置への応答対応（機器の設置、若しくはアフターサービスを除く）及び/又は警備対象とする敷地における不法占有、強盗、不法侵入、窃盗、抜き荷及びその他の損害からの警報装置による保護若しくは探知。

但し、その任務の実行に際し、連邦政府による登録及び訓練に関する規則に従事している警備員、又はかかる業務を任意で提供している警備員は、本款の規定の対象とはならない。

7. 「公共団体」とは、以下に掲げるものをいう。
 - a. ニューヨーク州。
 - b. 郡、市、町、村又は他のあらゆる行政下部組織又は州の行政区域、区分。
 - c. 他のあらゆる公団、公共企業体、委員会、機関、地方自治体又は他の公共住宅当局、若しくは民間住宅金融法(the Private Housing Finance Law)第 2 款に従い組織された公営住宅計画。
 - d. ニューヨーク州の他のあらゆる州補助部門又は州部局。
8. 「警備システム」とは、無権利者の土地不法占有を発見及び(又は)警告するため、若しくは強盗、住居（建物）侵入窃盗、窃盗、抜き荷未遂又は保護敷地内の他の損失を知らせ、その知らせにより警察及び(又は)警備員が応答することが期待される機器及び組立装置又は装置単体をいう。煙及び(又は)火気警報システムは本款の規定から除外する。
9. 「申請者」とは、警備員登録証のために省へ申請をした個人をいう。
10. 「保持者」は、省より登録証の発行を受けた個人をいう。

11. "Registration card" shall mean a photographic identification card issued by the department, including a special armed guard registration card signifying that the individual identified thereon has been authorized by the department to perform security guard functions.
12. "Special armed guard registration card" shall mean a registration card issued by the department signifying that the individual thereon has been certified by the department to perform security guard functions and to carry firearms in connection with such functions. Nothing herein contained shall relieve such guard from any provision of law which requires that he or she be licensed to carry such firearm.
13. "Serious offense" shall mean any felony involving the offenses enumerated in the closing paragraph of this subdivision; a criminal solicitation of or a conspiracy to commit or an attempt to commit or a criminal facilitation of a felony involving the offenses enumerated in the closing paragraph of this subdivision, which criminal solicitation, conspiracy, attempt or criminal facilitation itself constitutes a felony or any offense in any other jurisdiction which if committed in this state would constitute a felony; any offense in any other jurisdiction which if committed in this state would constitute a felony provided that for the purposes of this article, none of the following shall be considered criminal convictions or reported as such:
 - (i) a conviction for which an executive pardon has been issued pursuant to the Executive Law;
 - (ii) a conviction which has been vacated and replaced by a youthful offender finding pursuant to article 720 of the Criminal Procedure Law, or the applicable provisions of law of any other jurisdiction; or
 - (iii) a conviction the records of which have been sealed pursuant to the applicable provisions of the laws of this state or of any other jurisdiction; and
 - (iv) a conviction for which other evidence of successful rehabilitation to remove the disability has been issued.

Felonies involving: assault, aggravated assault and reckless endangerment pursuant to article 120; vehicular manslaughter, manslaughter and murder pursuant to article 125; sex offenses pursuant to article 130; unlawful imprisonment, kidnaping or coercion pursuant to article 135; criminal trespass and burglary pursuant to article 140; criminal mischief, criminal tampering and tampering with a consumer product pursuant to article 145; arson pursuant to article 150; larceny and offenses involving theft pursuant to article 155; offenses involving computers pursuant to article 156; robbery pursuant to article 160; criminal possession of stolen property pursuant to article 165; forgery and related offenses pursuant to article 170; involving false written statements pursuant to article 175; commercial bribing and commercial bribe receiving pursuant to article 180; criminal impersonation and scheme to defraud pursuant to article 190; bribery involving public servants and related offenses pursuant to article 200; perjury and related offenses pursuant to article 210; tampering with a witness, intimidating a victim or witness and tampering with physical evidence pursuant to article 215; criminal possession of a controlled substance pursuant to §§220.06, 220.09, 220.16, 220.18 and 220.21; criminal sale of a controlled substance pursuant to §§220.31, 220.34, 220.39, 220.41, 220.43 and 220.44; criminal sale of marijuana pursuant to §§221.45, 221.50 and 221.55; riot in the first degree, aggravated harassment in the first degree, criminal nuisance in the first degree and falsely reporting an incident in the second or first degree pursuant to article 240; and crimes against public safety pursuant to article 265 of the Penal Law.

14. "Peace officer" shall mean a peace officer as defined by subdivision 33 of §1.20 of the Criminal Procedure Law, who is employed full-time as a peace officer and who has successfully completed the training requirements as set forth in subdivision 1 of §2.30 of such law.
15. "Police officer" shall mean a police officer as defined by subdivision 34 of §1.20 of the Criminal Procedure Law.

11. 「登録証」は、省より当該個人が警備任務を行うことを認可されたことを示す特別武装警備登録証(special armed guard registration card)を含む、省により発行された写真付き身分証明書をいう。
12. 「特別武装警備登録証」は、省により当該個人が警備任務を行うこと及びその任務に関連する火器を携帯することが許可されたことを示す、省が発行した登録証をいう。
13. 「重大な罪」は、本項の最終段落 (i) ~ (iv) に列挙されている罪に関連するあらゆる重罪をいう。本項の最終段落に列記されている罪を伴う重罪に係る犯罪教唆、又はその共謀、又はその未遂、又は幫助で、それ自体で重罪を構成する犯罪教唆、共謀、未遂、又は犯罪幫助、又は本州内で犯した場合、重罪を構成するあらゆる違法行為を構成するもの。他の管轄区内の違法行為で、もし仮に本州で犯した場合には重罪を構成する他の全ての管轄区内におけるあらゆる犯罪。本州内で犯した場合には、本款の目的により禁止される重罪を構成する他の全ての管轄区内におけるあらゆる犯罪、但し、以下に示すものは、いずれも刑事有罪判決とはみなされず、記録されない。
 - (i) 行政法(Executive Law)に従い、恩赦が発せられた有罪判決。
 - (ii) 刑事訴訟法第 720 款又は他の管轄区域の法により適用される規定に基づく青年被犯罪者認定により無効及び差替えとなった有罪判決。
 - (iii) 本州法又は他の管轄区域の法により適用される規定に基づき、機密扱いとなった記録の有罪判決。
 - (iv) 法的無能力を取り除くために有効な社会復帰手段に係る他の根拠が生じた有罪判決。

重罪は、以下のものをいう。刑法第 120 款に基づく脅迫、加重暴行及び無謀な危険行為。刑法第 125 款に基づく危険運転致死、故殺及び謀殺。刑法第 130 款に基づく性犯罪。刑法第 135 款に基づく不法監禁、誘拐又は強要。刑法第 140 款に基づく不法侵入及び窃盗。刑法第 145 款に基づく器物損壊、不法改ざん及び商品改ざん。刑法第 150 款に基づく放火。刑法第 155 款に基づく窃盗及び窃盗を含む違法行為。刑法第 156 款に基づくコンピューター関連の違法行為。刑法第 160 款に基づく強盗。刑法第 165 款に基づく盗品の不法所持。刑法第 170 款に基づく文書偽造及び関連する違法行為。刑法第 175 款に基づく虚偽の供述に関連する事項。刑法第 180 款に基づく贈収賄。刑法第 190 款に基づく詐称及び詐欺行為。刑法第 200 款に基づく公務員が関与する贈収賄及び関連する違法行為。刑法第 210 款に基づく偽証及び関連する違法行為。刑法第 215 款に基づく証言の改ざん、被害者又は目撃者に対する脅迫及び物的証拠の改ざん。刑法第 220.06 条、第 220.09 条、第 220.16 条、第 220.18 条及び第 220.21 条に基づく規制薬物の不法所持。刑法第 220.31 条、第 220.34 条、第 220.39 条、第 220.41 条、第 220.43 条及び第 220.44 条に基づく規制薬物の不法販売。刑法第 221.45 条、第 221.50 及び第 221.55 条に基づくマリファナの不法販売。刑法第 240 款に基づく第一級騷擾、第一級加重ハラスメント、第一級生活妨害及び第一級又は第二級事故虚偽報告。刑法第 265 款に基づく公衆安全に対する罪。

14. 「治安官」とは、刑事訴訟法第 1.20 条第 33 項に定める治安官で、治安官として正規に雇用され、刑事訴訟法第 2.30 条第 1 項に定める訓練要件を満たす者をいう。
15. 「警察官」は、刑事訴訟法第 1.20 条第 34 項に定める警察官をいう。

§89-g. Employment of security guards

1. Except as provided in this section and §89-w of this article, no security guard company shall knowingly employ a person as a security guard and no person shall be employed as a security guard or act as a security guard unless:
 - a. The security guard company has verified with the department that such person possesses a valid registration card which has not expired or been revoked or suspended; or
 - b. Such security guard company has filed with the department in a manner prescribed by rules and regulations promulgated by the department, by certified mail:
 - (i) An application for a registration card completed and sworn to by such person pursuant to subdivision 1 of §89-h of this article;
 - (ii) A certification by the security guard company that it has exercised due diligence to verify as true the information contained in such person's application;
 - (iii) A certification that such person has completed the preassignment training required by subdivision 2 of §89-h of this article;
 - (iv) Two photographs of such person taken within 30 days prior to the filing of the application of a size prescribed by the secretary and two sets of fingerprints of such person. The fingerprints shall be taken on a standard fingerprint card approved by the division; and
 - (v) The fees prescribed by subdivision 10 of §89-h of this article.
2. It shall be incumbent upon each security guard company to exercise due diligence in verifying that the information contained in every application for a registration card it files with the department is true provided, however, the secretary shall, upon consultation with the security guard advisory council, promulgate rules and regulations to specify the minimum due diligence required to be exercised by such companies in order to verify the information required pursuant to subdivisions 5 and 7 of §89-h of this article.
3. Except as provided in §752 of the Correction Law, no security guard company shall knowingly employ to perform security guard functions, any individual:
 - a. who has been convicted of a serious offense, or of a misdemeanor in the state or of any offense in any other jurisdiction which, if committed in this state, would constitute a misdemeanor, and which, in the discretion of the secretary, bears such a relationship to the performance of the duties of a security guard, as to constitute a bar to employment; or
 - b. who in any jurisdiction has been denied authorization to perform security guard functions or whose authorization to perform security guard functions has been suspended or revoked on grounds which would constitute a basis for denying, suspending or revoking a registration card in this state.
4. For each security guard employed by a security guard company as of the effective date of this section such security guard company shall at a time assigned by the secretary, pursuant to a staggered schedule, comply with the provisions of paragraphs a and b of subdivision 1 of this section and the provisions of §89-n of this article. Until the assigned filing date, such security guard company may continue to employ such person to perform security guard functions. No security guard company may employ such person after the assigned filing date which has not complied with the provisions of paragraphs a and b of subdivision 1 of this section with respect to such person.
5. Within 15 calendar days following the employment, retirement, resignation or termination of a security guard by a security guard company, such company shall give the department written notice thereof on a form prescribed by the department.

第 89-g 条 警備員の雇用

1. 本条及び本款第 89-w 条に規定されている場合を除き、以下に掲げる条件を満たさない場合は、いかなる警備会社も故意に警備員として人を雇用してはならず、また何人も警備員として雇用され、又は警備員として行動してはならない。
 - a. 警備会社が、当該人物が有効期限切れでない、若しくは取消又は停止中でない、有効な登録証を保持していることを省に確認した場合。
 - b. 当該警備会社が、省により公布された規則及び規制に記載される方法、配達証明郵便により以下に掲げるものを省に提出した場合。
 - (i) 本款第 89-h 条第 1 項に従い当該人により宣誓され登録された登録申請書。
 - (ii) その者の申請書に含まれる情報が真実であると立証するため、警備会社が注意義務に基づき作成した証明書。
 - (iii) その者が本款第 89-h 条第 2 項に定める事前任務訓練を修了した証明書。
 - (iv) 長官が定める大きさと、申請書の提出日より 30 日以内に撮影されたその者の写真 2 枚及び同人の指紋 2 組。指紋は、局が承認する指紋基準に則り採取される。
 - (v) 本款第 89-h 条第 10 項に定める手数料。
2. 各警備会社は、自身が省に提出する登録証に係る全ての申請書に記載した情報が真実であることを立証する際に、相応の注意を払う義務を負う。但し、長官は、警備諮問委員会との協議を踏まえ、本款第 89-h 条第 5 項及び第 7 項に基づき要求される情報を確認するために、当該会社が実施すべき最低限の適正評価を明確にした規則及び規制を公布しなければならない。
3. 矯正法(Correction Law)第 752 条に規定されている場合を除き、いかなる警備会社も、以下に掲げるいかなる個人を、警備業務を行わせる目的を企図して雇用してはならない。
 - a. 重大な罪で有罪判決を受けた個人、又は州内における軽罪、又は州内で犯した場合には軽罪を構成し、長官の自由裁量において警備員の任務遂行との関係があつて雇用の妨げになるとして、他の管轄区内の違法行為により有罪判決を受けた個人。
 - b. 管轄区内を問わず、本州における登録証の拒否、停止又は取消の基準を構成する理由により、警備業務を遂行するための承認が拒否されている個人、又は警備業務を遂行するための承認が停止又は取り消された個人。
4. 本条の発効日に警備会社により雇用された各警備員に対し、当該警備会社は、長官が決定した時に、ずらし日程(staggered schedule)に準じて、本条第 1 項 a 及び b の規定及び本款第 89-n 条の規定に従わなければならない。当該警備会社は、指定された登録日時まで、警備業務遂行のためにその者を雇用し続けることができる。いかなる警備会社も、その者が本条 1 項 a 及び b の規定を遵守していない場合、指定された登録日以降にその者を雇用してはならない。
5. 警備会社による警備員の雇用、退職、辞職又は解雇があつてから 15 日以内に、その会社は省が定める書式により、これを省に通知しなければならない。

6. Insurance requirements. All security guard companies which are self-insured shall file with the department a certificate of insurance evidencing comprehensive general liability coverage from an insurance company licensed to do business in this state or procured by a duly licensed excess line broker pursuant to §2118 of the Insurance Law for death and personal injury, which coverage shall include false arrest or false imprisonment, malicious prosecution, libel, slander, and violation of right of privacy, in the minimum amount of \$100,000 per occurrence and \$300,000 in the aggregate which amount shall be available for the payment of claims. The certificate shall provide that the insurance shall not be modified or cancelled unless 30 days prior notice shall be given to the department. After the effective date of this article, no security guard company shall knowingly have in its employ a security guard unless such coverage is in force and such certificate is filed with the department.
7. Every security guard company shall maintain for each security guard it employs, and for a period of one year following the retirement, resignation or termination of such security guard's employment a copy of the application for a registration card, proof of due diligence to verify the information therein contained, one photograph and training records, after which year the security guard company shall cause all such records and documents to be destroyed.
8. All security guard companies, except those security guard companies which employ such guards solely for their own proprietary use, shall be subject to the enforcement provisions contained in article seven of this chapter; provided, however, that whenever the Secretary of State shall have reason to believe that any security guard company has hired or intends to hire an unlicensed security guard in violation of this article, the secretary may bring an action in supreme court to enjoin the employment of unlicensed security guards in violation of this article or for an order directing the security guard company to remedy the violation.
9. No registered security guard shall accept or continue in employment with a security guard company upon notice of determination from the department that such employer has (a) violated the provisions of this article or the rules and regulations promulgated pursuant thereto, or (b) has engaged in fraud, deceit or misrepresentation.
10. All security guard companies shall maintain books and records of employees who are security guards and shall, upon request, make such books and records available to the Secretary of State.

§89-h. Requirements for a registration card

To qualify for a registration card to perform security guard functions, an applicant shall fulfill the following requirements:

1. Application: file an application with the department sworn to or affirmed by the applicant in such form and including such information and attachments as may be prescribed or requested by the department upon consultation with the security guard advisory council including but not limited to the character and fitness, competence and employment history of the applicant;
2. Training: file a certificate with the department certifying either that the applicant has satisfactorily completed a minimum of eight hours of pre-assignment training as prescribed by the division or that such requirement has been waived in accordance with §841-c of the Executive Law;
3. Age: be at least 18 years of age;
4. Citizenship: be a citizen or resident alien of the United States;
5. Criminal record: not have been convicted of a serious offense, or of a misdemeanor in the state or of any offense in any other jurisdiction which, if committed in this state, would constitute a misdemeanor, and which, in the discretion of the secretary, bears such a relationship to the performance of the duties of a security guard, as to constitute a bar to employment;

6. 保険要件。自家保険を掛けている全ての警備会社は、州内での事業認可を受けた保険会社又は保険法第 2118 条に基づく正式な認可を受けたエクス・ライン仲介人³による、死亡及び人身傷害に係る包括賠償責任補償を証明する保険証書を省に提出しなければならない。この補償は、不当逮捕又は不法監禁、不当訴追、名誉毀損、中傷及びプライバシー権侵害を含むものとし、一事件につき 10 万ドルかつ補償総額 30 万ドルを最低とするものでなければならない。この保険証書は、省への通知から 30 日間は、保険が変更又は解約されないことが規定されていなければならない。本款の発効日以降は、いかなる警備会社も、かかる補償の有効化と省への保険証書提出を行わないままで、故意に警備員を雇用してはならない。
7. 全ての警備会社は、自身が雇用する警備員のため、登録証申請書の写し、そこに記載した情報確認のために行った適正評価、写真一枚及び訓練記録を、その者の退職、辞職、解雇後一年間は保存せねばならず、その期間終了後は、全ての記録及び文書を廃棄しなければならない。
8. 専ら自社内の警備のために警備員を雇用する警備会社を除き、全ての警備会社は本章第 7 款の規定を受ける。但し、警備会社が本款に反して無許可の警備員を雇用した又は雇用しようとしていると長官が確信するに至る理由がある場合には、長官は州最高裁判所に対し、本款に違反する無許可の警備員の雇用にかかる禁止命令、又は警備会社に対する是正命令を提訴することができる。
9. 登録を受けた警備員は何人も、雇用者が(a)本款又は本款に基づき公布された規則又は規制の定めるところに違反している、若しくは(b)不正行為、詐欺又は虚偽の陳述を行っているとする省の決定通知を受けた警備会社における雇用に承諾し、又は継続してはならない。
10. 全ての警備会社は、警備員である被雇用者に係る書類及び記録を保存し、請求があった場合には、その書類及び記録を長官に開示しなければならない。

第 89-h 条 登録証の要件

警備業務の遂行を目的として登録証の保有資格を得るに際し、申請者は以下に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 申請書：警備諮問委員会との協議を踏まえて省が規定又は要求することができる、少なくとも申請者の性格及び適性、能力及び職業歴の情報を含む様式、及び添付資料により、申請者が、その宣誓又確約のもとに省へ申請書を提出すること。
2. 訓練：申請者が、局が規定する最低 8 時間の事前任務訓練を十分に修了していること、又はその要件が行政法第 841-c 条に従って免除されたことを証明する証明書を省に提出すること。
3. 年齢：少なくとも 18 歳以上であること。
4. 市民権：米国市民又は（永住者カードを有する）米国在留外国人であること。
5. 犯罪歴：重大な罪、又は州内における軽罪、又は州内で犯した場合には軽罪を構成し、長官の自由裁量により、警備員の業務遂行との関係における雇用の障害を構成する障りとなる、他の管轄区内における違法行為のいずれかによる有罪判決を受けていないこと。

³ エクス・ライン仲介人：ここでは、ニューヨーク州外での営業許可を受けている保険会社が扱い、ニューヨーク州内では販売されていない保険サービスの仲介業者をいう。

6. Character and fitness: be of good moral character and fitness;
7. Competence: not have been declared by any court of competent jurisdiction to be incompetent by reason of mental disease or defect which has not been removed;
8. Employment history: not have been discharged from a correctional or law enforcement agency for incompetence or misconduct as determined by a court of competent jurisdiction, administrative hearing officer, administrative law judge, arbitrator, arbitration panel or other duly constituted tribunal, or resigned from such agency while charged with misconduct or incompetence; provided however, that an applicant who has been discharged or has resigned from such agency while charged with misconduct or incompetency may submit an explanation to the department and request a waiver of this requirement;
9. Disability: a physical or mental disability or disability by reason of intoxication or the use of, addiction to or dependence on alcohol or drugs which, as determined by the department, renders the applicant unable to perform the essential functions of the security guard position, with or without reasonable accommodation, or who, as determined by the department, poses a direct threat to health or safety;
10. Fees: pay (a) a fee of \$36 for processing of the application, investigation of the applicant and for the initial biennial registration period. Such fees shall be deposited to the credit of the business and licensing services account established pursuant to the provisions of §97-y of the State Finance Law; and (b) a fee pursuant to subdivision 8-a of §837 of the Executive Law, and amendments thereto, for the cost of the division's full search and retain procedures, and a fee as determined by the Federal Bureau of Investigation for the cost of its fingerprint search procedures, which fees shall be remitted by the department to the division and Federal Bureau of Investigation; and
11. Changes: give the department written notice, within 14 calendar days of occurrence, of any change of circumstances which varies from the information previously given to the department hereunder.

§89-i. Investigation

Within five business days after receipt of an application, the department shall transmit to the division two sets of fingerprints and the fees required pursuant to paragraph (b) of subdivision 10 of §89-h of this article. One set of fingerprints and the required fee shall be submitted to the Federal Bureau of Investigation for a national criminal history record check. The results will be used to ascertain whether or not the applicant has been charged with or convicted of a serious offense and may cause to be conducted an investigation to verify the information contained in the application; provided, however, that the department shall cause such investigation to be conducted for applicants whose application has not been submitted and verified pursuant to §89-g of this article. The department, in consultation with the division, may waive such background checks, investigations and fees if in its opinion, the security guard applicant has been subject to previous background checks and investigation requirements which meet or exceed the requirements of this section. The department, in consultation with the division, may not be required to conduct background checks or investigations for applicants who are also employed as peace officers.

§89-j. Security guard registry

The department shall pursuant to §99 of the Executive Law maintain a computerized registry.

6. 性格及び適性：良心と適性とを有していること。
7. 能力：完治していない精神疾患又は精神障害により、管轄権を有するいかなる裁判所によっても法的無資格者の宣告を受けていないこと。
8. 職業歴：管轄権を有する裁判所、行政審判員、行政法判事、仲裁人、仲裁委員会又は他の正式に構成された裁判所が決定した法的無資格又は違法行為のため、法執行機関又は矯正施設から解雇された経歴を有しないこと、若しくは違法行為又は法的無資格で告発されている間に前述機関を辞職していないこと。但し、違法行為又は法的無資格で告発されている間に前述の機関を解雇され、又は辞職した申請者は、省に理由を申し立て、本要件の不適用を求めることができる。
9. 障害：身体的又は精神的障害、若しくはアルコール、又は合理的な適合性の有無に係わらず、警備員としての重要な役割を行うことを不可能にさせると省が判断した薬物の中毒又は依存による障害がないこと、若しくは申請者が健康又は安全に直接の脅威を引き起こすと省により判断されていないこと。
10. 手数料：(a) 申請手続き及び申請者の調査、並びに最初の2年分の登録手数料として36ドルを支払うこと。この手数料は、州財務法(State Finance Law)第97-y条に基づき開設された、事業及び許可発行業務用の口座に預けられる。並びに(b) 行政法第837条第8-a項及びその改正法に定める、局の全面的な調査及び手続きを維持するための費用、及び連邦捜査局により定められた、指紋調査手続きのための手数料を支払うこと。この手数料は省が局及び連邦捜査局に送金する。
11. 変更：いかなる内容であれ、既に省に提出した情報から変更があった場合は、その発生から14日以内に、省に対し書面により通知すること。

第 89-i 条 調査

申請書の受領後5業務日以内に、省は、本款第89-h条第10項(b)に従って、指紋2組及び所定の手数を局に対して送付する。このうち指紋1組及び所定の手数は、国家犯罪歴登録調査のため、連邦捜査局へ送付される。調査の結果は、申請者が重大な罪による告発を受けた、又は有罪判決を受けたか否か、若しくは申請書に記載されている情報の確認調査に対しても使用することができる。但し、省は、本款第89-g条に基づく申請書が提出されておらず、また申請書が確認されていない申請者については、この調査を実施しなければならない。省は局と協議の上で、警備員の申請者が過去に素性調査（バックグラウンド調査）を受けており、かつ本条の要件を満たす又は上回ると判断した場合においては、その素性調査（バックグラウンド調査）、調査及び手数料を免除できる。省は局と協議の上で、治安官としても雇用されている申請者に対しては、素性調査（バックグラウンド調査）又は調査を実施しなくてもよい。

第 89-j 条 警備員登録簿

省は、行政法第99条に従い、電算処理された登録簿を保存する。

§89-k. Issuance and denial of registration cards

1. Requirements of registration cards. Unless the department determines that the applicant does not meet the requirements of §89-h of this article or is unable to perform security guard functions, it shall issue a registration card in a form prescribed by the department, which shall include, among other information, the expiration date of such card and any renewal thereof, authorizing the applicant to perform security guard functions. If the department determines that an applicant does not meet the requirements of §89-h of this article, it shall deny the application for a registration card. Upon issuance of the registration card or denial of the application therefor, the department shall forthwith give notice of such issuance or denial to such applicant and to the security guard company which employs such applicant, by regular mail.
2. Administrative review. Denial of a registration card hereunder shall be reviewable by an administrative hearing as set forth in subdivisions 2, 3, 4 and 5 of §79 of this chapter.

§89-l. Suspension, revocation and reissuance of registration cards

1. Revocations and suspensions. The secretary or any person deputized by the secretary may suspend for a period not to exceed 18 months or revoke any registration card issued pursuant to this article after a hearing pursuant to this section, except that, where revocation is sought based solely upon the holder having been convicted of a serious offense, the secretary shall provide notice to the holder, at the holder's registration address as maintained by the department, that the holder's registration card will be revoked on a date certain, but not less than 35 days after the date of the notice, unless the holder requests an administrative hearing pursuant to this section within said 35 day period.
2. Causes for revocation or suspension. A registration card issued pursuant to this article may be suspended or revoked for one or more of the following causes:
 - a. the holder is convicted of a serious offense, or of a misdemeanor in the state which, in the discretion of the secretary, bears such a relationship to the performance of the duties of a security guard, as to constitute a bar to employment;
 - b. the application contained a material false statement or omission the truth or inclusion of which would have resulted in denial of the application pursuant to §89-k of this article;
 - c. the holder is in violation of any provisions of this article or the rules and regulations promulgated pursuant to this article;
 - d. employment of the holder as a security guard constitutes a danger to the health, safety or well-being of the public.
3. Procedure. The hearing required by subdivision one of this section shall be held pursuant to the State Administrative Procedure Act, provided, however, that where a registration card has been temporarily suspended pursuant to paragraph b of subdivision 4 of this section, the hearing shall be held within 30 days and the adjudication shall be made within 45 days following the service of notice of such hearing. If such hearing is adjourned at the request of the holder or by reason of any act or omission by the holder or on the holder's behalf such suspension may be continued for the additional period of such adjournment. Where a holder has been served with notice of hearing which has not been adjourned and such holder without good cause fails to appear at the hearing, such hearing may proceed and an adjudication may be made in the absence of such holder.

第 89-k 条 登録証の発行と拒否

1. 登録証の要件：申請者が本款第 89-h 条の要件を満たしていない、又は警備職務を遂行することが不可能であると省が判断した場合を除き、省は、関連する情報及び登録証の失効日及びその更新を含む省が規定する様式により、申請者による警備業務の遂行を認可する登録証を発行する。申請者が本款第 89-h 条の要件を満たさないと省が判断した場合は、省は登録証の申請を拒否する。登録証の発行又はその拒否があり次第、省は申請者及びその申請者を雇用する警備会社に対し、通常郵便により、その発行又は拒否の通知を送付する。
2. 行政再調査：登録証の拒否は、本章第 79 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に定めるとおり、行政審判員による再調査を行わなければならない。

第 89-l 条 登録証の停止、取消及び再発行

1. 取消及び停止：長官及び長官により代理に任命された者は、本条に基づく聴聞の後に、本款に従って発行された登録証を、18 か月を超えない期間における停止、又は取消とすることができる。但し、取消に際しては、保有者が重大な罪による有罪判決を受けていたのみに基づく取消の場合を除き、長官は、決定から 35 日以内に、保有者の登録住所に対してその登録証が取消されることを通知しなければならない。なお、保有者がこの 35 日の間に、本条に従って行政審判を申し出たときは、この限りではない。
2. 取消及び停止事由：本款に従い発行された登録証は、以下に掲げる事由の一つ又は複数により停止又は取消することができる。
 - a. 保有者が重大な罪により、又は州内における軽罪で、長官の自由裁量により警備員の業務遂行との関係における雇用の障害を構成する障りとなるものにより有罪判決を受けた場合。
 - b. 申請書に重要な虚偽の記載がある、又は事実の申告漏れがある、若しくは本款第 89-k 条に基づく申請拒否に至る可能性のある内容を包含している場合。
 - c. 保有者が、本款の規定又は本款に従い公布された規則及び規制に違反している場合。
 - d. 警備員として当該保有者を雇うことが、公共の健康、安全又は福祉に危険をもたらす場合。
3. 手続き：本条第 1 項により要求される聴聞は、州行政手続法(the State Administrative Procedure Act)に従い開催される。但し、本条第 4 項 b に従って登録証が一時的に停止されている場合、聴聞は 30 日以内に開催され、かつ聴聞の通知を送付の後、45 日以内に裁定が下されなければならない。保有者の要請若しくは保有者又は保有者の代理による作為又は不作為によって聴聞が中断された場合、登録証の停止はその中断期間分だけ延長することができる。保有者が延期されていない聴聞の通知を受け、正当な理由がなく聴聞に出席しない場合、その聴聞及び裁定は、保有者不在のまま実施することができる。

4. Temporary suspension of registration cards.

- a. Temporary suspension where the holder is charged with a serious offense. Where a holder is charged with a serious offense, such holder's registration card may be suspended (i) by the court pending any prosecution for a serious offense. In order for the court to impose such suspension it must find that the accusatory instrument conforms to the requirements of §140.40 of the Criminal Procedure Law and there exists reasonable cause to believe that the holder committed the serious offense with which he is charged. At such time, the holder shall be entitled to an opportunity to make a statement regarding the enumerated issues and to present witnesses and other evidence tending to rebut the court's findings. Where the suspension is imposed upon a pending charge of a serious offense which is a class A misdemeanor and the holder has requested a hearing pursuant to article 170 of the Criminal Procedure Law, or where the suspension is imposed upon a pending charge of a serious offense which is a felony and the holder has requested a hearing pursuant to article 180 of the Criminal Procedure Law, the court shall conduct such hearing. If upon completion of such hearing, the court fails to find that there is reasonable cause to believe that the holder committed a serious offense, or if the charges are dismissed or the holder is acquitted of such charges or the conviction is reversed on appeal, the court shall promptly notify the secretary and direct restoration of such registration card unless such registration card is suspended or revoked pursuant to any other provision of this section. If a holder is convicted of a serious offense, the court shall promptly notify the secretary and the suspension shall remain in effect pending a hearing held pursuant to subdivision 3 of this section; or (ii) by an officer designated by the secretary pursuant to the State Administrative Procedure Act to preside over a hearing, on application by the secretary on notice to the holder, where such officer finds that such holder has been charged with a serious offense and reasonable cause exists to believe that the holder committed the serious offense with which the holder is charged.
 - b. Temporary suspension pending hearing and adjudication. Pending the hearing and adjudication on suspension or revocation of a registration card, the officer designated to preside over the hearing may, on application of the secretary with notice to the holder, suspend such registration card where (i) the holder has been convicted of a serious offense, (ii) the holder has been charged with a serious offense and such officer finds that reasonable cause exists to believe that the holder committed the serious offense with which the holder is charged, or (iii) such officer finds that reasonable cause exists to believe that the employment of the holder as a security guard constitutes a danger to the health, safety or well-being of the public.
5. No registration card may be suspended pursuant to this section based upon the fact that a holder is charged with or convicted of one or more serious offenses, or of a misdemeanor in the state which, in the discretion of the secretary, bears such a relationship to the performance of the duties of a security guard, as to constitute a bar to employment unless:
- a. there is a direct relationship between one or more such serious offenses and the registration card or employment of the holder as a security guard; or
 - b. the possession of a registration card by the holder or the employment of the holder as a security guard would involve an unreasonable risk to property or to the safety or welfare of specific individuals or the general public.
6. Fines. Where it is determined after hearing that the holder has violated one or more provisions of this article pursuant to paragraph c of subdivision 2 of this section, the secretary may, in lieu of revocation or suspension of the registration card of such holder, impose a fine not to exceed \$1,000 for each violation payable to the department.

4. 登録証の一時的停止。

- a. 保有者が重大な罪で告発された場合による一時的停止。保有者が重大な罪で告発された場合、当該保持者の登録証は(i)裁判所により、重大な罪の起訴期間中停止されることがある。裁判所がこの停止を課すためには、起訴書類が刑事訴訟法第 140.40 条の要件に適合し、かつ保有者が該当する重大な罪を犯したと確信するに至る妥当な理由が存在することを証明しなければならない。その際、保有者は列举された点に対する声明を發し、裁判所の事実認定に反論する証言や証拠を述べる機会が与えられる。係争中の A 等級軽罪に部類される重大な罪により停止が課せられ、刑事訴訟法第 170 款に従い保有者が聴聞を要求した場合、又は係争中の重罪に部類される重大な罪により停止が課せられ、刑事訴訟法第 180 款に従い保有者が聴聞を要求した場合、裁判所はその聴聞を行う。その聴聞において、保有者が重大な罪を犯したことを確信するに至る妥当な理由を裁判所が認定できない、又は起訴が却下され保有者が無罪判決を受けた、又は控訴審で有罪判決が覆された場合、裁判所は直ちに長官へ通知し、登録証の返還を直接命じる。但し、当該登録証が本条の他の規定により停止又は取消されている場合はこの限りでない。保有者が重大な罪で有罪判決を受けた場合、裁判所は直ちに長官へ通知し、本条第 3 項に基づき実施される聴聞の間、資格証の停止を有効とする。また保有者が重大な罪で告発されている場合、当該保有者の登録証は、(ii)州行政手続法に従い、聴聞を主宰するため局長に指名された公務員により停止され、長官からその旨を保有者に通知する。その際、当該公務員は、その保有者が重大な罪により告発されたこと、及び保有者が重大な罪に関与したと信じるに値する理由が存在することを証明する。
- b. 聴聞及び判決期間中の一時的停止：登録証の停止又は取消についての聴聞及びその判断期間中において、(i)保有者が重大な罪の有罪判決を受けた場合、(ii)保有者が重大な罪により告発され、保有者が該当する重大な罪を犯したと信じるにつき妥当な理由が存在することが公務員により証明された場合、又は(iii)警備員として保持者を雇用することが公共の健康、安全及び福祉に危険をもたらすと信じるにつき妥当な理由が存在することが証明された場合に、聴聞を主宰するため指名された公務員は登録者にその旨を伝え、登録証を停止することができる。

5. 以下に掲げる場合を除いて、いかなる登録証も、保有者が一つ又は複数の重大な罪で告発された又は有罪判決を受けた、又は長官の自由裁量において雇用の妨げとなり、警備員の職務遂行と関係する州内における軽罪により告発されたという事実に基づき、本条に従い停止されない場合がある。

- a. 一つ又は複数の重大な罪と登録証又は警備員としての保有者の雇用との間に直接的な関係がある場合。
- b. 保有者による登録証の所有又は警備員としての保有者の雇用が、財産、若しくは特定個人又は一般人への安全又は福祉への不当な危険を伴う場合。

6. 罰金：聴聞後に保有者が本条第 2 項 c に基づく規定に違反していると判断された場合、長官は登録証の取消又は停止の代わりに、違反事項につき 1,000 ドル未満の、省に対して支払うべき罰金を課すことができる。

7. Surrender of suspended or revoked registration card.
 - a. When the court suspends a registration card pursuant to subparagraph (i) of paragraph a of subdivision 4 of this section, the holder shall forthwith surrender the registration card to the court and the court shall promptly send the registration card to the secretary.
 - b. Upon suspension or revocation of the registration card by the secretary or by the officer designated by the secretary to preside over the hearing, pursuant to this section, the holder shall, if present at the time of such suspension or revocation, surrender the registration card forthwith. If the holder is not present at the time of such suspension or revocation, the secretary shall send notice of such suspension or revocation to the holder at the address indicated on the registration card or such other last known address, by personal service or by certified mail return receipt requested, in which case the holder shall within five days following receipt of such notice surrender the registration card by delivering same in person or by certified mail to a location designated by the secretary. Notice of suspension or revocation shall be given by the secretary to the security guard company by which the holder was employed at the time of such suspension or revocation.
8. Reissuance of registration card. A suspended or revoked registration card may be reissued only by the secretary or by a person deputized by the secretary. Except as otherwise provided in this section, where a registration card has been revoked, it may not be reissued for at least one year following revocation.

§89-m. Renewal of registration cards

1. Registration cards shall expire two years from the date of issuance or last renewal as the case may be. Not less than 60 nor more than 90 days prior to the expiration date of a registration card, the department shall mail to each registrant at his last known address, notice of renewal and a registration renewal form. Registration cards shall not be renewed unless not more than 60 nor less than 30 days prior to the expiration date of the registration card, the holder submits to the department, a registration renewal form sworn to or affirmed by the holder under the penalty of perjury together with a biennial renewal fee in the amount of \$25 payable to the department and a certificate certifying that the holder has satisfactorily completed the required annual in-service training courses as prescribed by the commissioner pursuant to subdivision 1 of §841-c of the Executive Law. Unless the department determines the existence of facts which would constitute cause for denial, revocation or suspension of the registration card pursuant to this article, it shall renew the registration card. Denial of renewal hereunder shall be reviewable by an administrative hearing as set forth in §79 of this chapter. The \$25 biennial renewal fee collected by the department shall be deposited to the licensing examinations services account established pursuant to the provisions of §97-aa of the State Finance Law. Notice that a registration card has expired or has not been renewed pursuant to this section shall be given by the secretary to the holder of such registration card and to the security guard company by which such holder was employed at the time of such expiration or non-renewal.
2. A registration card which was not renewed or which expired may be reissued only in a manner prescribed by rules and regulations promulgated by the department.

§89-n. Training requirements

1. Security guards shall be required to satisfactorily complete training programs given and administered by security guard training schools, schools which provide security guard training programs or security guard companies prescribed, certified and approved by the commissioner pursuant to §841-c of the Executive Law to include:

7. 停止又は撤回された登録証の引渡し：

- a. 裁判所が本条第4項 a (i)に基づき登録証を停止する際、保有者は直ちに登録証を裁判所へ引き渡し、裁判所は受領した登録証を直ちに長官に送付しなければならない。
- b. 長官又は本条に従って聴聞を主宰するため長官が指名した公務員による登録証の停止又は取消において、保有者がその停止又は取消に立ち会っているときは、直ちに登録証を引き渡さなければならない。保有者が停止又は取消の際に立ち会っていない場合、長官は当該停止又は取消の通知を、登録証に記載されている住所又は把握している最新の住所宛に、直接送達又は受領証明付き配達証明郵便により保有者に送付する。保有者は、長官が指定した場所に、受領した方法と同じ手法（直接送達又は配達証明郵便）により、当該通知の受理から5日以内に、登録証を引き渡す。停止又は取消の通知は、停止又は取消の時点で保有者が雇用されていた警備会社へ、長官から送付される。

8. 登録証の再発行：停止又は取消された登録証は、長官又は長官から任命された者のみにより再発行することができる。本条中の他に規定がある場合を除き、登録証が取消された場合、取消を受けてから最低1年間は、登録証は再発行できない。

第 89-m 条 登録証の更新

1. 登録証は、その発行日又は場合によって、その最後の更新日から2年で失効する。登録証失効日の60日から90日前に、省は各登録者の最新住所に宛てて、更新の通知及び登録更新の書類を送付する。登録証の失効日の30日から60日前に、保有者は省に対し、虚偽の申告をした場合には偽証罪に問われることを了解する宣誓又は確約した登録更新書類、2年間分の更新手数料として25ドル、及び行政法第841条第1項に従って局長により必須と規定された社内研修を保有者が確実に修了していることを証明する証明書を提出した場合にのみ、登録証は更新される。省が、本条に従って登録証の拒否、取消又は停止の理由を構成する事実を判定しない限り、省は登録証を更新しなければならない。更新の拒否は、本章第79条に規定する行政聴聞により再考される。省が徴収した2年間分の更新手数料25ドルは、州財政法(the State Finance Law)第97-aa条の規定に従い開設された許可発行検査業務の口座に預けられる。本条に基づく登録証の失効又は未更新に係る通知は、長官から当該登録証の保有者、及び失効又は未更新の際に当該保持者が雇用されていた警備会社に対して送付される。

2. 未更新又は失効した登録証は、省により公布された規則及び規制に規定される方法によってのみ再発行することができる。

89-n 条 訓練要件

1. 警備員は、警備員訓練プログラムを提供する学校又は行政法第841-c条に従って、局長 (commissioner) が規定、認可及び承認した警備会社若しくは警備員訓練学校が提供し、指揮する訓練プログラムを確実に修了していなければならない。訓練プログラムには、以下に掲げる事項を含む。

- a. an eight hour pre-assignment training course;
- b. an on-the-job training course to be completed within 90 working days following employment, consisting of a minimum of 16 hours and a maximum of 40 hours, as determined by the council, generally relating to the security guard's specific duties, the nature of the work place and the requirements of the security guard company;
- c. a 47 hour firearms training course for issuance of a special armed guard registration card;
- d. an eight hour annual in-service training course; and
- e. an additional eight hour annual in-service training course for holders of special armed guard registration cards.

The training programs and courses required by this subdivision may, if approved and certified by the commissioner pursuant to subdivision 2 of §841-c of the Executive Law, be given and administered by security guard companies.

Nothing herein shall be construed to prohibit a security guard company from voluntarily providing training programs and courses which exceed the minimum requirements provided by this subdivision.

Upon completion of a required training course, a security guard shall receive from the provider a certificate evidencing satisfactory completion thereof in accordance with the requirements prescribed by the commissioner pursuant to §841-c of the Executive Law.

- 2. a. A security guard who has been or was previously employed as a peace officer for 18 months or more who exhibits a valid certificate awarded pursuant to subdivision 6 of §2.30 of the Criminal Procedure Law attesting to his or her satisfactory completion of the training requirements imposed by §2.30 of the Criminal Procedure Law shall be exempt from the requirements of paragraph c of subdivision 1 of this section provided that such peace officer has completed a course of firearms training approved by the municipal police training council pursuant to the last paragraph of subdivision 1 of §2.30 of the Criminal Procedure Law provided, however, that nothing in this subdivision shall be deemed to authorize such guard to carry, possess, repair or dispose of a firearm unless the appropriate license therefor has been issued pursuant to §400.00 of the Penal Law.
- 3. A security guard who is also employed as a peace officer for 18 months or more shall be exempt from the requirements of paragraph e of subdivision 1 of this section as long as he or she is currently employed as a peace officer and provides to his or her security guard employer proof of such annual in-service training required under paragraph e of subdivision 1 of this section.
- 4. The provisions of this section shall not apply to a security guard who is:
 - a. a correction officer of any state correctional facility having the powers of a peace officer pursuant to subdivision 25 of section 2.10 of the Criminal Procedure Law;
 - b. a bridge and tunnel officer, sergeant or lieutenant of the Triborough Bridge and Tunnel Authority having the powers of a peace officer pursuant to subdivision 20 of §2.10 of the Criminal Procedure Law;
 - c. a uniformed court officer of the Unified Court System having the powers of a peace officer pursuant to subdivision 21 of §2.10 of the Criminal Procedure Law;
 - d. a court clerk having the powers of a peace officer pursuant to subdivision 21 of §2.10 of the Criminal Procedure Law;
 - e. a deputy sheriff having the powers of a peace officer pursuant to subdivision 2 of §2.10 of the Criminal Procedure Law;

- a. 8時間の事前任務訓練講習。
- b. 雇用後 90 勤務日以内に完了しなければならない、最低 16 時間、最高 40 時間の現場研修。研修時間は諮問委員会により定められ、一般的には警備員の任務、警備現場の特徴及び警備会社からの要請事項に関連した内容を含む。
- c. 特別武装警備登録証発行のための 47 時間の銃火器訓練講習。
- d. 毎年 8 時間の社内研修講習。
- e. 特別武装警備登録証保持者のための上記 d に追加する 8 時間の社内研修講習。

行政法第 841-c 条 2 項に従って局長が承認及び認可した場合、本項で要求される訓練プログラム及び講習を、警備会社が提供し、指揮することができる。

本規定は、本項が規定する最低限の要求を超える訓練プログラム及び講習を、警備会社が任意で提供することを妨げない。

必修の訓練講習を修了した後において、警備員は、行政法第 841-c 条に基づき、局長が規定する要求に従って訓練を確実に修了したことを証明する証明書を、訓練提供者から受領する。

2-a. 治安官として 18 か月以上の雇用経験がある、若しくは現在も雇用されており、刑事訴訟法第 2.30 条で課せられた訓練要件を十分に完了したことを証明する同法第 2.30 条第 6 項に従って付与された有効な証明書を提示する警備員は、刑事訴訟法第 2.30 条第 1 項の最終号に従い、自治体警察訓練理事会が承認した銃火器訓練の講習を修了している場合には、本条第 1 項 c の要求が免除される。但し、本項は、刑法第 400.00 条に従い、適切な許可証の発行なく銃火器を携帯、所持し、修繕又は処分する権限を与えるものではない。

3. 18 か月以上に渡って治安官としても雇用されている警備員は、その者が現在治安官として雇われ、本条第 1 項 e に要求される年次社内研修の証明をその雇用者に提供している限り、本条第 1 項 e の要求が免除される。

4. 本条の規定は、以下に掲げる警備員には適用されない。

- a. どの州であれ、矯正施設の刑務官（矯正官）で、かつ刑事訴訟法第 2.10 条第 25 項に基づく治安官の権限を有する者。
- b. トライボロー橋梁隧道警察 (Triborough Bridge and Tunnel Authority) に所属する橋梁隧道巡查、巡查部長又は警部補で、かつ刑事訴訟法第 2.10 条第 20 項に従い治安官の権限を有する者。
- c. 統一裁判システム (Unified Court System) の制服を着用した裁判所事務官 (uniformed court officer) で、刑事訴訟法第 2.10 条第 21 項に従い治安官の権限を有する者。
- d. 裁判所書記官で、刑事訴訟法第 2.10 条第 21 項に従い治安官の権限を有する者。
- e. 副執行官で、刑事訴訟法第 2.10 条第 2 項に従い治安官の権限を有する者。

- f. a police officer as defined in paragraphs (a), (b), (c), (d), (e), (f), (j), (k), (l), (o), and (p) of subdivision 34 of §1.20 of the Criminal Procedure Law who has been retired from such employment for a period not to exceed 10 years, provided, however, that a retired police officer who has been retired from such employment for a period in excess of 10 years shall be required to provide proof to his or her security guard employer of his or her satisfactory completion of an eight hour annual in-service training course approved by the commissioner, and provided further, however, that a retired police officer who will be required by his or her security guard employer to carry a firearm or will be authorized to have access to a firearm shall provide to such employer proof of his or her satisfactory completion of a 47 hour firearms training course approved by the commissioner and, if such firearms training course has not been completed within one year prior to such employment, satisfactory completion of an additional eight hour annual firearms in-service training course approved by the commissioner, such training course to be completed at least annually; or
- g. a peace officer as defined in subdivisions 2, 20 and 25 and paragraphs a and b of subdivision 21 of §2.10 of the Criminal Procedure Law who has been retired from such employment for a period not to exceed 10 years, provided, however, that a retired peace officer who has been retired from such employment for a period in excess of 10 years shall be required to provide proof to his or her security guard employer of his or her satisfactory completion of an eight hour annual in-service training course approved by the municipal police training council, and provided further, however, that a retired peace officer who will be required by his or her security guard employer to carry a firearm or will be authorized to have access to a firearm shall provide to such employer proof of his or her satisfactory completion of a 47 hour firearms training course approved by the municipal police training council and, if such firearms training course has not been completed within one year prior to such employment, satisfactory completion of an additional eight hour annual firearms in-service training course approved by the municipal police training council, such training course to be completed at least annually.

§89-o. Rules and regulations

The secretary shall in consultation with the security guard advisory council, adopt rules and regulations implementing the provisions of this article. Such rules and regulations shall include criteria for determining whether a person is a security guard or whether a particular function is a security guard function as defined by subdivision 6 of §89-f of this article.

§89-p. Violations and penalties

Any person who is employed as a security guard or who acts as a security guard in violation of the provisions of §89-g of this article or who knowingly and wilfully makes material misstatements in the application for or renewal of his or her registration card or who permits or authorizes the employment of a person as a security guard in violation of the provisions of §89-g of this article or any security guard company which employs a security guard in violation of the provisions of §89-g of this article shall be guilty of a misdemeanor which, upon conviction, shall be punishable by a term of imprisonment not to exceed six months, or by a fine of not more than \$1,000, or by both such fine and imprisonment upon the first conviction and by a term of imprisonment not to exceed one year or by a fine of not less than \$1,000 and not to exceed \$2,500 or by both such fine and imprisonment upon a subsequent conviction. Any person who shall knowingly and wilfully fail to surrender his or her registration card as required by subdivision 7 of §89-l of this article shall be guilty of a violation punishable by a fine not to exceed \$250 in addition to any other penalty prescribed by law. Each violation of this article shall be deemed a separate offense.

- f. 刑事訴訟法第 1.20 条第 34 項(a) (b) (c) (d) (e) (f) (j) (k) (l) (o) 及び(p) で定義されている警察官で 10 年以内にその職を辞した者。但し、退職した警察官がその雇用から 10 年以上経過して退職した場合、その者は、局長が承認する 8 時間の年次の社内研修講習を確実に修了した証明を、その雇用者に提示しなければならない。加えて、雇用者から銃火器の携帯を要求される、又は銃火器を利用する権限を与えられる場合、その者は、局長が承認する 47 時間の銃火器訓練講習を確実に修了した証明をその雇用者に提示しなければならない。その銃火器訓練講習が雇用前の 1 年以内に修了していない場合、局長が承認する追加 8 時間の年次銃火器社内研修講習を確実に修了した証明を提示しなければならない。その社内研修講習は少なくとも年に 1 度は実施されなければならない。
- g. 刑事訴訟法第 2.10 条第 2 項、第 20 項及び第 25 項、及び第 21 項 a 及び b で定義されている治安官で、10 年以内にその職を辞した者。但し、退職した保安官がその雇用から 10 年以上経過して退職した場合、その者は、自治体警察訓練理事会が承認する 8 時間の年次の社内研修講習を確実に修了した証明を、その雇用者に提示しなければならない。さらに、加えて、雇用者から銃火器の携帯を要求される、又は銃火器を利用する権限を与えられる場合、その者は、自治体警察訓練理事会が承認する 47 時間の銃火器訓練講習を確実に修了した証明をその雇用者に提示しなければならない。その銃火器訓練講習が雇用前の 1 年以内に修了していない場合、自治体警察訓練理事会が承認する追加 8 時間の年次銃火器社内研修講習を確実に修了した証明を提示しなければならない。その社内研修講習は少なくとも年に 1 度は実施されなければならない。

第 89-o 条 規則及び規制

長官は、警備諮問委員会と協議の上、本款の規定を実施する規則及び規制を定める。これらの規則及び規制は、ある者が警備員であるか否か、又はある業務が本款第 89-f 条第 6 項に定める警備員業務に相当するか否かを判断するための基準を含まなければならない。

第 89-p 条 違反及び罰則

警備員として雇用され又は警備員として行動し、本款第 89-g 条の規定に違反する者、又は登録証の申請又は更新に際し、故意に虚偽の記載をした者、又は本款第 89-g 条の規定に違反し、警備員としての雇用を許可又は認可した者、又は本款第 89-g 条の規定に違反して警備員を雇う警備会社は、軽罪の有罪に相当するものとし、有罪判決の後、6 か月以内の拘禁刑又は 1,000 ドル以下の罰金に処するか、又は初犯において罰金と拘禁刑の両方として 1 年以下の拘禁刑又は 1,000 ドル以上 2,500 ドル以下の罰金に処する、又は、その後の有罪判決に際し、その両方（罰金と拘禁刑）に処する。本款第 89-1 条第 7 項が規定する登録証の引渡しを故意に怠った者は、法に規定されている他の罰則に加えて 250 ドル以下の罰金に処する。本款の各違反は、個別の違反とみなす。

§89-q. Separability

If any item, clause, sentence, subparagraph, subdivision, section or other part of this article, or the application thereof to any person or circumstances shall be held to be invalid, such holding shall not affect, impair or invalidate the remainder of this article, or the application of such section or part of a section held invalid, to any other person or circumstances, but shall be confined in its operation to the item, clause, sentence, subparagraph, subdivision, section or other part of this article directly involved in such holding, or to the person and circumstances therein involved.

§89-r. Preemption

The provisions of this article shall govern notwithstanding any other law to the contrary and further, no local law shall be enacted which shall require any fee or license for the licensure or registration of security guards.

§89-s. Reporting

On or before February 1, 1994, and on or before February 1st of each succeeding year, the secretary, upon consultation with the commissioner and the security guard advisory council, shall report to the governor, the temporary president of the senate and the speaker of the assembly on the implementation, procedures, operation, training, and enforcement of the Security Guard Act of 1992, together with any recommendations relating thereto. Such report shall include, but not be limited to:

- a. the number of security guards registered and maintained in the security guard registry;
- b. the number of applicants for registration, and the number of applications denied with the reason or reasons therefor;
- c. statistics related to the time it takes to process fingerprint cards, applications and inquiries to the registry by security guard companies;
- d. the number and length of suspensions and revocations, and the number and amount of fines imposed;
- e. the amount of fees collected by the department and the division;
- f. the level of appropriation authority available to the department and the division and the amount of money expended by the department and division for the purposes of carrying out the provisions of this article; and
- g. any other information which the department and the division deem necessary. The division shall provide the department with any information necessary to comply with the requirements of this section.

§89-w. Applicability

The provisions of this article shall not apply to a not-for-profit security guard company or public entity which hires a security guard or guards for a specific event or events solely for its own proprietary use and which employs such security guards only on a temporary basis for a total period not exceeding 15 days per year.

第 89-q 条 可分性 (separability)

いかなる項目、条項、文章、副段落、目、条又は本款の他の部分、又はあらゆる人や状況に対する適用が無効であるとされる場合、その判示は本款の残余権又はその条の適用若しくは条の一部が無効であることをあらゆる人や状況に対して影響を及ぼし、弱め、無効にしてはならない。但し、直接関与する本款の項目、条項、文章、副段落、目、条又は本款の他の部分への影響、若しくはそれらが関係する人や状況への影響に限定する。

第 89-r 条 専占 (preemption)

本款の規定は、他の対立する法に係わらず適用される。加えて、警備員許可証の登録、許可証交付手数料又は登録手数料を必要とするいかなる条例も制定してはならない。

第 89-s 条 報告

1994年2月1日又はその以前、及び毎年2月1日又はその以前に、長官は局長及び警備諮問委員会と協議し、州知事、上院の暫定議長及び下院の議長に対し、「1992年警備業法」の実施、手続き、適用、訓練及び施行と共に、それらに関する勧告書（意見書）を提出しなければならない。この報告書は以下に掲げる事項を含まねばならないが、これらに限定するものではない。

- a. 警備員登録簿に登録及び管理されている警備員の人数。
- b. 登録申請者の人数、拒否された申請者の人数及び拒否理由。
- c. 指紋証の処理、申請及び警備会社による登録簿の調査に要した時間。
- d. 停止及び取消の件数と停止期間、及び課せられた罰金の件数と総額。
- e. 省及び局が徴収した手数料の総額。
- f. 省及び局が利用できる予算水準及び本款の規定を実施する目的における省及び局の歳出総額。
- g. 省及び局が必要と考えるべき他のあらゆる情報。局は省に対し、本条の規定に従うために必要なあらゆる情報を提供しなければならない。

第 89-w 条 適用範囲

本款の規定は、非営利警備会社、警備員を雇用する公共団体及び特定の催事警備若しくは専ら私的な目的に対する特定の催事のために警備員を雇用し、かつその雇用期間が年間15日以下である警備会社に対しては適用されない。

(3) カリフォルニア州営業及び職業法 3 編 11.5 章 民間警備業法

ARTICLE 1: GENERAL PROVISIONS

§ 600. Location of Office. [Repealed]

§ 600.1. Definitions.

In this division, unless the context otherwise requires:

- (a) "Code" refers to the Business and Professions Code.
- (b) "Chapter" refers to Chapter 8.5 (Locksmiths), 11 (Repossessors), 11.3 (Private Investigators), 11.4 (Proprietary Security Services), 11.5 (Private Security Services), or 11.6 (Alarm Companies) of Division 3 of the Code.
- (c) "Person" includes any individual, firm, company, association, organization, partnership or corporation.
- (d) "Licensee" as used herein means any person licensed, certified, registered or issued a permit under Chapter 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5, or 11.6 of the Code.
- (e) "License" as used herein includes a certificate, registration, permit or other means to engage in a business or profession regulated by Chapter 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5, or 11.6 of the Code.
- (f) "Unlicensed" as used herein means any individual, person, firm, company, association, organization, partnership, or corporation who is required to be licensed, certified, registered, or issued a permit under Chapter 8.5, 11.3, 11.4, or 11.5 of the Code and has not obtained such license, certification, registration or permit.
- (g) "Advertisement" as used herein means any written, printed, or verbal communication soliciting, describing, or promoting a business regulated by Chapter 8.5, 11.3, 11.4, or 11.5 of the Code. This includes any business card, stationery, brochure, letter, pamphlet, newspaper, periodical, publication, flyer, circular, newsletter, fax form or other writing, radio, television, internet, or similar airwave or electronic transmission, printed or published advertisement in any media form, directory listing, online, or telephone book listing.

§ 601. Application for Examination.

An applicant is not eligible for examination until he or she has filed a complete application accompanied by the appropriate fee. Complete applications must be filed in person at or mailed to the bureau's Sacramento office not later than 20 days prior to the next scheduled or requested examination date. An applicant who fails to file within the above time period may, at the bureau's discretion, be scheduled to take the following scheduled examination.

§ 601.1. Time and Place of Examinations.

Examinations shall be given at least once every two months at such places and on such dates as the chief may from time to time fix. The bureau shall mail to each applicant who has been approved to take an examination a notice of the date, time and place of the examination. Such notice shall be sent by regular mail to the home address shown on the application not later than two weeks prior thereto.

§ 601.2. Reexaminations.

An applicant who fails to pass the examination or who fails to appear for the examination after proper notification by the bureau shall not be permitted to take any subsequent examination unless he or she has duly filed a completed application for reexamination, accompanied by the appropriate fee, for each such subsequent examination. This section shall not apply to an applicant who has requested a rescheduled examination date within seven days after receipt of the original scheduling notice.

第1款 一般規定

第600条 {削除}

第600.1条 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本編では下記の用語を以下のとおり定義する。

- (a)「法典」は、営業及び職業法(Business and Professions Code、以下「BP法」)をいう。
- (b)「章」は、法典第3編第8.5章(錠前師)、第11章(回収人)、第11.3章(私立探偵)、第11.4章(社内警備業務)、第11.5章(民間警備業務)、又は第11.6章(警報会社)をいう。
- (c)「人」には、あらゆる個人、企業(firm)、会社(company)、協会、団体、組合又は法人(Corp)を含む。
- (d)「免許所有者」は、法典第8.5章、第11章、第11.3章、第11.4章、第11.5章、又は第11.6章において許可、証明、登録、又は免許証が発行されたあらゆる人をいう。
- (e)「許可」は、法典第8.5章、第11章、第11.3章、第11.4章、第11.5章、又は第11.6章で規定された事業又は職業に従事するための証明書、登録、免許証又は他のものを含む。
- (f)「無許可」は、法典第8.5章、第11.3章、第11.4章、又は第11.5章の下で許可、証明、登録、又は免許証を発行されることを求められるあらゆる個人、企業、会社、協会、団体、組合又は法人で、その許可、証明書、登録又は免許証を取得していない人をいう。
- (g)「広告」とは、法典第8.5章、第11.3章、第11.4章、又は第11.5章により定義された客を引き付け、事業を説明、又は推進するあらゆる書面、印刷、又は口頭による伝達をいう。これは、名刺、事務用品、小冊子、手紙、パンフレット、新聞、雑誌、出版物、チラシ、回覧、会報、ファックス又は他の書物、ラジオ、テレビ、インターネット、又は類似する電波又は電子通信、あらゆる媒体による印刷又は出版広告、帳簿掲載、オンライン、又は電話帳掲載を含む。

第601条 試験申請

申請者は、その者が記載済みの申請書と共に所定の手数料を提出しない限り試験の対象とならない。記載済みの申請書は警備・調査業務事務局のサクラメント事務所へ、持参又は郵送により、予定又は特定された次回試験日の20日前までに提出しなければならない。上記期間内に提出できなかった者は、警備・調査業務事務局の裁量により、別日の試験を受けるために再度試験日の指定を受ける。

第601.1条 試験時間及び会場

試験は少なくとも2か月に1度、事務局長(Chief)がその時々定める会場及び日程で実施する。警備・調査業務事務局は、受験資格が承認された申請者に対し、試験日、時間及び会場を通知する。この通知は、試験の2週間前までに、通常郵便により申請書に記載された自宅住所へ送付される。

第601.2条 再試験

試験に不合格となった、又は警備・調査業務事務局による正式な通知に従って試験を受験しなかった申請者は、その者が再試験のための記載済み申請書を提出し、所定の手数料を納付しない限り、その後の受験はできない。本条は、当初の予定通知を受領後7日以内に、試験日の変更を申し出た申請者には適用されない。

§ 601.3. Abandonment of Applications.

If an applicant fails to complete his or her application within one year after it has been filed, or fails to take and pass the examination within a one year period after becoming eligible therefor, the application shall be deemed abandoned. Any application submitted subsequent to the abandonment of a former application shall be treated as a new application and must be filed in accordance with Section 601.

§ 601.4. Permit Processing Times.

“Permit” as defined by the Permit Reform Act of 1981 means any license, certificate, registration, permit or any other form of authorization required by a state agency to engage in a particular activity or act. Processing times for the bureau's various programs are set forth below. The actual processing times apply to those persons who take and pass the first actual available examination.

An application is deemed complete if all required fees and supporting documentation have been submitted, and, where applicable, fingerprint clearances have been received from either the Department of Justice or the Federal Bureau of Investigation.

PROGRAM	Maximum time for notifying the applicant, in writing, that application is complete or deficient.	Maximum time after receipt of a complete application to issue or deny license.	ACTUAL PROCESSING TIMES BASED ON PRIOR TWO YEARS		
			Minimum	Median	Maximum
Priv. Patrol Oper. License	60 days	120 days	4 days	99 days	324 days
PPO Renewal	30 days	60 days	1 day	12 days	74 days
PPO Branch License	30 days	60 days	2 days	13 days	172 days
PPO Branch Renewal	30 days	60 days	1 day	14 days	155 days
Sec. Guard Registration	60 days	120 days	35 days	55 days	137 days
Sec. Guard Renewal	30 days	60 days	1 day	8 days	48 days
Training Facility – Baton	60 days	120 days	1 day	21 days	97 days
TFB Renewal	30 days	60 days	5 days	19 days	82 days
Instructor Cert. – Baton	60 days	120 days	2 days	31 days	154 days
Cert. Renewal – Baton	30 days	60 days	2 days	17 days	161 days
Training Fac. – Firearms	60 days	120 days	3 days	16 days	116 days
TFF Renewal	30 days	60 days	3 days	15 days	215 days
Instructor Cert. – Firearm	60 days	120 days	6 days	30 days	177 days
Cert. Renewal – Firearm	30 days	60 days	2 days	16 days	104 days
Firearm Permit	60 days	120 days	51 days	91 days	244 days
Firearm Permit Renewal	30 days	60 days	8 days	12 days	60 days

※私立探偵、錠前師など、訳出対象外とした事項を省略した。

§ 601.5. Application Criteria for Proprietary Private Security Officer.

Every individual who seeks registration as a proprietary private security officer shall:

- (1) Submit to the Bureau an application for registration as a proprietary private security officer on a form prescribed by the Director;
- (2) Submit full and complete fingerprints of the applicant to the Bureau for use in conducting background checks through the California Department of Justice and the Federal Bureau of Investigation, in the manner specified, and pursuant to the conditions and requirements set forth, in Business and Professions Code section 7574.11; and
- (3) Pay an application fee to the Bureau as provided in Article 8 of these regulations.

第 601.3 条 申請の放棄

申請者がその提出後 1 年以内に申請手続きを完了しなかった、又は受験資格を得てから 1 年以内に試験を受けて合格しなかった場合、申請は放棄されたものとみなす。前の申請が放棄された後に提出された申請は、新たな申請として取り扱われ、第 601 条に従って提出しなければならない。

第 601.4 条 免許証交付手続期間

1981 年免許証改正法(the Permit Reform Act of 1981)に定める「免許証」とは、特定の活動又は行為に従事するため、州機関が要求するあらゆる許可、証明、登録、免許、又は他の認可の方法を指す。警備・調査業務事務局における種々のプログラムの手続期間は以下に示すとおりである。この手続期間は、最初の受験可能な試験を受け、合格した人に適用される。

申請は、所定の手数料及び関連書類が提出されれば完了したとみなされ、これに相当する場合、司法省又は連邦捜査局から指紋採取の許可が送られる。

	申請に不備があったかを申請者に書面通知する上限期間 (日)	不備のない申請を受領後に許可証を発行又は拒否する上限期間 (日)	直近 2 年間の実際の手続き期間(日)		
			最低	中央値	最高
民間巡回業許可証	60	120	4	99	324
民間巡回業更新	30	60	1	12	74
民間巡回業支店許可証	30	60	2	13	172
民間巡回業支店更新	30	60	1	14	155
警備員登録	60	120	35	55	137
警備員更新	30	60	1	8	48
警棒訓練施設	60	120	1	21	97
警棒訓練施設更新	30	60	5	19	82
警棒指導者証明書	60	120	2	31	154
警棒証明書更新	30	60	2	17	161
銃火器訓練施設	60	120	3	16	116
銃火器訓練施設更新	30	60	3	15	215
銃火器指導者証明書	60	120	6	30	177
銃火器証明書更新	30	60	2	16	104
銃火器免許証	60	120	51	91	244
銃火器免許証更新	30	60	8	12	60

第 601.5 条 社内警備員の申請基準

何人も社内警備員として登録を行おうとする人は、以下に示す事項を行う。

- (1) 事務局管理者(Director)が規定する様式により、社内警備員としての登録申請書を警備・調査業務事務局へ提出すること。
- (2) カリフォルニア州連邦政府司法局及び連邦捜査局を通じ経歴調査を行う目的で、BP 法第 7574.11 条に記載される要件及び要求に従い、指定された方法で警備・調査業務事務局に申請者の指紋を提出すること。
- (3) 本規則の第 8 款に規定するように、警備・調査業務事務局へ申請手数料を支払うこと。

§ 601.6. Citations for Unlicensed Persons.

- (a) The Chief or his or her designee may issue a citation, in accordance with section 148 of the Business and Professions Code against any unlicensed person who is acting in the capacity of a licensee, registrant, permit holder, or certificate holder under the jurisdiction of the Bureau and who is not otherwise exempt from licensure. Each citation may contain an assessment of an administrative fine up to \$5,000 and, where appropriate, an order of abatement fixing a reasonable period of time not to exceed 30 days for abatement.
- (b) Any sanction authorized for activity under this section shall be separate from and in addition to any other civil or criminal remedies.
- (c) In addition, the Chief or his or her designee may issue a citation, in accordance with sections 148 and 149 of the Code against any person who advertises, as defined in subdivision (g) of section 600.1, without a license.

§ 601.7. Citation Factors for Unlicensed Person.

The following factors shall be considered when determining the amount of an administrative fine:

- (a) The good or bad faith exhibited by the cited person.
- (b) The nature and severity of the violation.
- (c) Evidence that the violation was willful.
- (d) History of violations of the same or similar nature.
- (e) The extent to which the cited person has cooperated with the Bureau.
- (f) The extent to which the cited person has mitigated or attempted to mitigate any damage or injury caused by his or her violation.
- (g) Any other factors as justice may require.

§ 601.8. Citation Format for Unlicensed Persons.

Each citation:

- (a) Shall be in writing.
- (b) Shall describe with particularity the nature of the violation, including specific reference to the provision of the Act or regulation contained in this division determined to have been violated.
- (c) May contain an assessment of an administrative fine, an order of abatement fixing a reasonable period of time not to exceed 30 days for abatement, or both an administrative fine and an order of abatement.
- (d) Shall inform the cited person that, if he or she desires a hearing to contest the finding of a violation, that hearing shall be requested by written notice to the Bureau within thirty (30) days of the issuance of the citation or assessment.
- (e) Shall inform the cited person if he or she desires an informal conference with the Chief or his or her designee to contest the finding of a violation, that the informal conference shall be requested by written notice to the Bureau within ten (10) days of the issuance of the citation or assessment.
- (f) Shall be served upon the cited person personally or by certified mail.

第 601.6 条 無許可人の召喚

- (a) 事務局長又はその被指名人は BP 法第 148 条に従い、警備・調査業務事務局の管轄下において、許可人、登録者、免許保持者、又は証明書保持者の立場で活動し、かつ許可発行の免除に当たらない無許可人に対して召喚状を発行することができる。この召喚状は 5,000 ドル以下の罰金命令及び、必要に応じて、30 日以内の正当な期間内で設定する排除命令を含むことができる。
- (b) 本条の下で認可された処罰は、他のあらゆる民事的又は刑事的救済措置から切り離して、又はそれに追加される。
- (c) さらに、事務局長又はその被指名人は BP 法第 148 条及び第 149 条に従い、第 600.1 条 (g) に定義された免許のない広告をする人に対して召喚状を発行することができる。

第 601.7 条 無許可人の召喚要因

罰金額の決定に際し、以下に掲げる要因を考慮する。

- (a) 被召喚人が示す誠実さ若しくは不誠実さ。
- (b) 違法の内容及びその重大性。
- (c) 違法が故意であったことを示す証拠。
- (d) 同一又は類似する内容の違反行為に係る前歴。
- (e) 被召喚人における警備・調査業務事務局に対する協力の度合い。
- (f) 被召喚人が、自己の違反行為により生じた損傷又は傷害を軽減した又は軽減しようとした度合い。
- (g) その他裁判官が要求するあらゆる要因。

第 601.8 条 無許可人の召喚様式

召喚は、以下に掲げる様式による。

- (a) 書面による。
- (b) 違反を裁定した法律又は本編に定める規則の条項の詳細な引用を含む、違反内容の詳細を記載する。
- (c) 罰金の決定額、30 日以内の正当な期間内で設定された排除命令、又はその両方を含む。
- (d) 被召喚人が違反行為の事実認定に対する異議を申し立てるための聴聞を希望する場合、召喚状又は査定の発行の 30 日以内に、警備・調査業務事務局へ書面通知により要請しなければならないことを被召喚人に告知すること。
- (e) 被召喚人が、違反行為の事実認定に対し異議を申し立てるため、事務局長又は被指名人と非公式な面談を希望する場合、非公式な面談は召喚状発行、若しくは事実認定後 10 日以内に警備・調査業務事務局へ書面通知により要請しなければならないことを、被召喚人に告知しなくてはならない。
- (f) 被召喚人に対する手交、又は配達証明郵便による送付とする。

§ 601.9. Compliance with Order of Abatement for Unlicensed Persons.

- (a) The time allowed for abatement of a violation shall begin the first day after the order of abatement has been served. If a cited person who has been issued an order of abatement is unable to complete the correction within the time set forth in the citation because of conditions beyond his or her control after the exercise of reasonable diligence, the person cited may request an extension of time in which to complete the correction from the Chief or his or her designee. Such a request shall be in writing and shall be made within the time set forth for abatement.
- (b) When an order of abatement is not contested or if the order is appealed and the person or entity cited does not prevail, failure to abate the violation charged within the time specified in the citation shall constitute a violation and failure to comply with the order of abatement.

§ 601.10. Contest of Citations for Unlicensed Persons.

- (a) If a cited person wishes to contest the citation, assessment of the administrative fine, or order of abatement, the cited person shall, within thirty (30) days after service of the citation, file in writing a request for an administrative hearing to the Bureau regarding the acts charged in the citation, as provided for in subdivision (b) (4) of Section 125.9 of the Code.
- (b) In addition to, or instead of, requesting an administrative hearing, as provided for in subdivision (b) (4) of Section 125.9 of the Code, the cited person may, within ten (10) days after service of the citation, contest the citation by submitting a written request for an informal citation conference to the Bureau.
- (c) Upon receipt of a written request for an informal citation conference, the Chief or his or her designee shall, within thirty (30) days, hold an informal citation conference with the cited person.
- (d) If an informal citation conference is held, the Chief or his or her designee may affirm, modify, or dismiss the citation, including any fine levied or order of abatement issued, at the conclusion of the informal citation conference. If affirmed or modified, the citation originally issued shall be considered withdrawn and an affirmed or modified citation, including reason for the decision, shall be issued. The affirmed or modified citation shall be mailed to the cited person and his or her legal counsel, if any, within fifteen (15) days from the date of the informal citation conference.
- (e) If a cited person wishes to contest an affirmed or modified citation, the person shall, within thirty (30) days of his or her notification, file in writing a request for an administrative hearing to the Bureau regarding the acts charged in the affirmed or modified citation, in accordance with subdivision (b) (4) of Section 125.9 of the Code.
- (f) A cited person may not request another informal conference for a citation which was modified or affirmed during an informal conference.

§ 602. Substantial Relationship Criteria.

For purposes of denial, suspension, or revocation of a license pursuant to Division 1.5 (commencing with Section 475) of the Code, a crime or act shall be considered to be substantially related to the qualifications, functions, or duties of a licensee if to a substantial degree it evidences present or potential unfitness to perform the functions authorized by the license in a manner consistent with the public health, safety, and welfare. Such crimes or acts shall include, but not be limited to, those delineated in Section 7561.1 or 7561.4 of the Business and Professions Code.

第 601.9 条 無許可人に対する排除命令の遵守

- (a) 違法行為を排除するための期間は、排除命令が送達された翌日から起算する。排除命令が発行された当該人が、妥当性のある命令を受けたにも拘らず、その能力を超えた状況により、召喚状に記載される期間内に排除を完了できない場合は、当該人は事務局長又はその被指名人に対し、排除の完了期間の延長を申請することができる。この申請は書面形式で、排除のために設定された期間内に行われなければならないものとする。
- (b) 排除命令に異議が申し立てられない場合、又は命令に対する上訴の上、当該人が敗訴した場合、召喚状に明示される期間内に、問題となった違法行為を排除しないことは違反であり、排除命令遵守の不履行と見なされる。

第 601.10 条 無許可人の召喚に対する異議申し立て

- (a) 当該人が召喚状、罰金の査定、又は排除命令に異議を申し立てようとする場合、BP 法第 125.9 条 (b) (4) の規定に従い、当該人は召喚状の送達後 30 日以内に、召喚状内の違反行為に係る行政聴聞の申請を、警備・調査業務事務局へ書面により提出する。
- (b) BP 法第 125.9 条 (b) (4) に規定に従い、行政聴聞に追加又はそれに代替して、当該人は召喚状の送達後 10 日以内に非公式な面談の要請を、警備・調査業務事務局へ書面によって提出することにより、召喚状に異議を申し立てることができる。
- (c) 非公式な召喚状面談の要請書面を受領した後、事務局長又は被指名人は 30 日以内に当該人と共に非公式な召喚状面談を開催しなければならない。
- (d) 非公式な召喚状面談が開催された場合、その閉会時に事務局長又はその被指名人は、課された罰金又は発行された排除命令を含む召喚状の容認、変更、又は却下ができる。容認又は変更の場合、元の召喚状は取り消され、決定の理由を含む容認された、又は変更された召喚状が発行される。この召喚状は、非公式な召喚状の面談日から 15 日以内に、当該人又はその法廷弁護人に送付される。
- (e) 当該人が召喚状の容認又は変更後に異議を申し立てようとする場合、BP 法第 125.9 条 (b) (4) に従い、当該人はその通知から 30 日以内に、当該召喚状中の違法行為に係る行政聴聞の申請を、書面により警備・調査業務事務局へ提出しなければならない。
- (f) 当該人は、非公式な面談中に変更又は容認された召喚状のための新たな非公式面談を申請することはできない。

第 602 条 実質的な関係性に関する基準

BP 法第 1.5 編（第 475 条以降）に基づく資格証の不承認、一時停止若しくは取消に際し、犯罪若しくは行為は、それが公衆の衛生、社会安全及び公共の福祉に反しないように許可証に基づき許可を付与された職務を履行する上で、顕在的ないし潜在的な不適格性を立証するに足りる場合は、許可証保有者の適性、職務或いは任務に対して実質的な関係性を有しているものとみなす。かかる犯罪若しくは行為は、BP 法第 7561.1 条或いは第 7561.4 条の規定によるものを含むが、これらに限定されるものではない。

§ 602.1. Criteria for Evaluating Rehabilitation.

When considering the denial, suspension, revocation or reinstatement of a license for which application has been made under Chapter 8, 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5 or 11.6 of the Code, the Director, in evaluating the rehabilitation of the applicant, licensee or petitioner and his or her present eligibility for a license will consider the following criteria:

- (1) The nature and severity of the act(s) or crime(s) under consideration as grounds for denial.
- (2) Evidence of any act(s) committed subsequent to the act(s) or crime(s) under consideration as grounds for denial which also could be considered as grounds for denial under Section 480 of the Code.
- (3) The time that has elapsed since commission of the act(s) or crime(s) referred to in subdivision (1) or (2).
- (4) The extent to which the applicant has complied with any terms of parole, probation, restitution, or any other sanctions lawfully imposed against the applicant.
- (5) Evidence, if any, of rehabilitation submitted by the applicant.
- (6) If applicable, evidence of proceedings pursuant to Section 1203.4 of the Penal Code.

ARTICLE 1.5. GENERAL PROVISIONS

§ 603. Scope of Article 1.5.

Except as otherwise provided therein, provisions contained in Article 1.5 of these regulations shall apply to persons licensed, registered or certified under Chapter 11 (Repossessors Act), 11.4 (Proprietary Security Services Act), 11.5 (Private Investigator Act) and 11.6 (Alarm Company Act) of the Code.

§ 603.1. Substantial Relationship Criteria. [Renumbered]

§ 604. Additional Definitions.

In this chapter, unless the context requires otherwise,

- (a) "Independent contractor" means one who, in exercise of an independent employment, contracts orally or in writing to do a piece of work and renders service according to his or her own methods, subject to control only as to end product or final result.

§ 605. Scope of Examination

All applicants for licensure, except applicants for registration under chapter 11.4 of Division 3 of the Code, must take a written examination designed to determine the ability and fitness of the applicant to engage in business under the particular license for which the application is filed.

§ 605.1. Time and Place of Examinations. [Renumbered]

§ 605.2. Reexaminations. [Renumbered]

§ 605.3. Abandonment of Applications. [Renumbered]

第 602.1 条 資格回復の評価基準

BP 法第 8 章、第 8.5 章、第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章又は第 11.6 章に基づいて申請された許可証の却下、停止、取消又は復職の検討において、申請者、免許保有者又は申立人 (petitioner) の復帰及びその者の許可証に対する現在の適任性を評価するに際し、事務局管理者 (Director) は以下に掲げる基準を考慮する。

- (1) 拒否の原因となる行為又は犯罪の内容及び重大さ。
- (2) BP 法第 480 条に従って拒否の原因として同様に考慮される、拒否の原因となった行為又は犯罪後における行為の証拠。
- (3) 本条(1)又は(2)にいう行為又は犯罪の実行以降に経過した時間。
- (4) 申請者が自身に対し法的に課された仮釈放、保護観察、損害賠償 (restitution)、又は他の処罰に処されていた期間。
- (5) 存在する場合は、申請者により提出された復帰の証拠。
- (6) 適用可能な場合は、刑法第 1203.4 条に従った手続きの証拠。

第 1.5 款 一般規定

第 603 条 1.5 款の範囲

本款以外に規定がある場合を除き、BP 法第 1.5 款の規定は第 11 章 (回収人法)、第 11.4 章 (社内警備業務法)、第 11.5 章 (私立探偵法) 及び第 11.6 章 (警報会社法) の下で許可、登録又は認定された人に対して適用されるものとする。

第 603.1 条 実質的な関係性に関する基準

{削除}

第 604 条 追加の定義

文脈上別異に解すべき場所を除き、本章では下記の意味を有するものとする。

- (a) 「独立業務請負人」とは、独立雇用の行使に際し、口頭又は書面により業務に従事するための契約を締結し、最終製品又は結果についてのみの審査という条件の下に、その者の方法によって業務を提供する者をいう。

第 605 条 試験の範囲

BP 法第 3 編第 11.4 章に基づき登録を申請する者を除き、免許交を申請する者は、何人も申請がなされた特定の許可の下で、事業を行うための技能及び適性を判断するために指定された筆記試験を受けなければならない。

第 605.1 条 試験の時間及び場所

{削除}

第 605.2 条 再試験

{削除}

第 605.3 条 申請の放棄

{削除}

§ 606. Filing of Addresses.

Except as otherwise specified in statute, each person applying for or issued a certificate, registration, permit or license under Chapters 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5 or 11.6 of the Code shall:

- (a) as required by the Code file his or her current address of record with the bureau;
- (b) within thirty (30) days of a change of address, notify the bureau of the change, indicating both the old and new addresses; and
- (c) not list a post office box or the address of a mailbox service as his or her address of record unless mail delivery to the physical location of the residence or business is not possible and/or, in the case of a licensed business, the principal place of business is located in the licensee's personal residence.
 - (1) If the address of record listed is that of a mailbox service or a post office box, it must clearly be identified as such.
 - (2) If the principal place of business is a personal residence, and a post office box or the address of a mailbox service is listed as the address of record, the residence address must also be provided.
 - (3) The requirements of subsection (b) herein shall apply to any change of address, including, but not limited to, a change of post office box, mailbox service, or a change of business or residence location.

§ 607. Employee Records.

Each licensee shall maintain at the principal place of business or branch office a file or record of the name, address, commencing date of employment, and position of each employee, and the date when an employee is terminated. Such files or records shall be retained during the time of employment and for a period of not less than two years thereafter and, together with usual payroll records, shall be available for inspection by the bureau. Copies thereof and information pertaining thereto or contained therein shall be submitted to the bureau upon request.

§ 607.4. Assignment of License.

- (a) A license issued under Chapter 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5 or 11.6 of the Code is not assignable.
- (b) "Assignable" refers to a quality or legal attribute which permits a thing to be transferred or negotiated. To say that a license is "not assignable" is to say that
 - (1) the rights, privileges and duties attached to the license may not be transferred from one person to another; and that
 - (2) no licensee may permit an employee or agent in his or her own name to advertise, engage clients, furnish reports, render services, present bills to customers or in any manner conduct business for which a license is required under Chapter 8.5, 11, 11.3, 11.4, 11.5 or 11.6.

§ 607.5. Change of Ownership.

A licensee shall, within thirty (30) days after transferring his or her interest in a licensed business, notify the bureau in writing of the transfer. Such notification shall include the name and mailing address of the new owner and the date upon which the transfer became effective.

§ 608. Untrue or Misleading Statements [Repealed]

第 606 条 住所の申請

法律により他に定めがある場合を除き、BP 法第 8.5 章、第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章又は第 11.6 章の下で証明証、登録、免許証又は許可を申請する又はその発行を受ける者は、以下に掲げることを遵守しなければならない。

- (a) BP 法の規定により、自身の現住所を警備・調査業務事務局へ申請すること。
- (b) 住所の変更後 30 日以内に、新旧の住所を示し、その変更を警備・調査業務事務局へ通知すること。
- (c) 住居又は事業地の物理的住所への郵便配達が不可能であり、さらに/若しくは許可を受けた事業、事業の主要地が許可された者の個人住居に該当する場合を除いて、私書箱又は郵便物保管サービスの住所を自身の住所として示してはならない。
 - (1) 記載された住所が郵便物保管サービス又は私書箱である場合、その旨を明確に記さなければならない。
 - (2) 事業の主要地が個人住居であり、住所として私書箱又は郵便物保管サービスの住所が記載されている場合、その個人住居の住所も同様に提出しなければならない。
 - (3) 本条(b)項の規定は、私書箱、郵便物保管サービスの変更のみならず、事業又は住居地の変更などを含む住所のあらゆる変更についても適用される。

第 607 条 被雇用者の記録

各免許所有者は、事業の主要地又は支店において、それぞれの被雇用者の氏名、住所、雇用開始日、役職及び雇用終了日の文書又は記録を保管する。その文書又は記録は、雇用期間中及びその後少なくとも 2 年間は、通常貸金支払帳と共に保管されるものとし、警備・調査業務事務局による調査のために提供可能な状態におかななければならない。上記書類の写し及び関連する、又はそれらを含む情報は、要請があった場合には警備・調査業務事務局へ提出しなければならない。

第 607.4 条 許可証の譲渡

- (a) BP 法第 8.5 章、第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章又は第 11.6 章において発行される許可証は、これを譲渡することができない。
- (b) 「譲渡できる」とは、ある事柄が移転又は交渉されることを許可する質や法的性質をいう。許可証が譲渡できないとは、すなわち以下に掲げる内容をいう。
 - (1) 許可に付随する権利、特権及び義務はある人から別の人へ譲渡されないこと。
 - (2) いかなる免許所有者も、被雇用者又は代理人が自己の名前で、広告、顧客の獲得、報告の提供、業務の提供、顧客に請求書を出す、又は第 8.5 章、第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章又は第 11.6 章において免許を必要とする、あらゆる事業行為をすることを許容してはならないこと。

第 607.5 条 所有権の変更

免許保有者は、許可を得た事業の所有権の移転後から 30 日以内に、その移転を警備・調査業務事務局に書面で通知しなければならない。この通知は、新たな所有者の氏名及び住所、また移転が有効となった日付を含む。

第 608 条 虚偽又は誤解を招く供述

{削除}

§ 608.3. Bureau-Issued Identification Card.

- (a) Licensees shall at all times while in the course of their duties maintain in their possession any bureau-issued identification cards relevant to the duties being performed and issued under Chapters 11, 11.3, 11.4, 11.5 and 11.6 of the Code and shall present them to any peace officer or bureau representative upon demand.
- (b) "Bureau-issued identification card," as used herein, refers to any card serving as verification of license, registration, permit or certification status and issued pursuant to Chapter 11, 11.3, 11.4, 11.5 or 11.6 of the Code.
- (c) In the event of the loss, destruction or theft of his or her bureau-issued identification card, the licensee shall within 72 hours:
 - (1) notify his or her employer of the loss and
 - (2) apply to the Chief for a certified replacement for the card, certifying under penalty of perjury as to the circumstances surrounding the loss, and remit a \$10.00 per-card certification fee, whereupon the Chief shall issue a certified replacement. The replacement fee for the baton certificate is \$5.00 per card.
- (d) After applying for but prior to receiving a certified replacement card, the licensee or registrant shall carry the receipt from his or her original card or other such documentation as may serve to verify certification, registration or licensing status. No documentation may be substituted for a valid firearms qualification card in meeting the requirements of Sections 7542, and 7597.1 of the Code.
- (e) A person may work as a proprietary private security officer pending receipt of the registration card if he or she has been approved by the Bureau and carries on his or her person a hardcopy printout of the Bureau's approval from the Bureau's web site and a valid picture identification.

§ 609. Time and Place of Examination. [Repealed]

ARTICLE 2. DISCIPLINARY GUIDELINES

ARTICLE 3. GENERAL PROVISIONS FOR PRIVATE INVESTIGATORS, PRIVATE SECURITY SERVICES AND ALARM COMPANY OPERATORS

§ 620. Qualifications and Experience.

- (a) At the time an application is filed, an applicant shall possess all qualifications required by applicable sections of Chapters 11.3, 11.5 and 11.6 of the Code or by these regulations.
- (b) A year's experience shall consist of not less than 2,000 hours of actual compensated work performed by each applicant preceding the filing of an application.
- (c) Applicants shall substantiate claimed years and hours of qualifying experience and the exact details as to the character and nature thereof by written certifications from employers, subject to independent verification by the Director as he or she may determine to be warranted. In the event of inability of applicants to supply such written certifications from employers in whole or in part, applicants may offer written certifications from persons other than employers covering the same subject matter for consideration by the Director.

§ 608.3 条 警備・調査業務事務局発行の身分証明書 (ID カード)

- (a) 免許保有者は、業務中の職務に関する警備・調査業務事務局発行の身分証明書 (ID カード) 及び、BP 法第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章及び第 11.6 章に基づいて発行された身分証明書 (ID カード) を職務遂行中いかなる時も所有、維持し、治安官又は警備・調査業務事務局代理人が要求する時はそれらを提示しなければならない。
- (b) 本章で用いられている「警備・調査業務事務局発行の身分証明書 (ID カード)」とは、免許証、登録、許可証又は証明書の状態の確認として使用され、BP 法第 11 章、第 11.3 章、第 11.4 章、第 11.5 章又は第 11.6 章に従い発行された、あらゆるカードをいう。
- (c) 警備・調査業務事務局発行の身分証明書 (ID カード) を紛失、破損又は盗難された場合、免許保有者は 72 時間以内に、以下に掲げることを行わなければならない。
- (1) 自身の雇用者に対する紛失の通知。
 - (2) 紛失により自身がおかれた状況を、偽証罪の可能性下に証明し、カード 1 枚につき 10 ドルの手数料を支払い、事務局長にカードの交替証を申請する。これを受けて、事務局長は交替証を発行する。警棒証明書のための交替手数料は、カード 1 枚につき 5 ドルとする。
- (d) 交替証の申請後かつその受領前に、免許保有者又は登録者は、自身の元のカードの受領書、若しくは自己が証明、登録又は許可された身分であることが確認できる他の書類を提出しなければならない。書類がない場合は、その代替として BP 法第 7542 条及び第 7597.1 条の規定を満たす、有効な銃火器資格証を提出することができる。
- (e) ある人が警備・調査業務事務局により認可され、警備・調査業務事務局のウェブサイトから警備・調査業務事務局の認可証を印刷したもの、及び有効な自己写真入り身分証明書を身に付けている場合、その人は登録証の受領を待っている間に、社内警備員として働くことができる。

第 609 条 試験の時間及び場所

{削除}

第 2 款 懲戒規定に関するガイドライン

(略)

第 3 款 私立探偵、民間警備業及び警報会社管理者についての一般規定

第 620 条 資格及び経験

- (a) 申請がなされた時点で、申請者は BP 法第 11.3 章、第 11.5 章及び第 11.6 章に該当する条又はこれらの規定によって要求される全ての資格を保有するものとする。
- (b) 一年の経験は、申請の提出以前に各申請者が行っていた有償勤務が、2,000 時間以上なければならない。
- (c) 事務局管理者が許可を付与可能であると判断できるようにするため、事務局管理者による独立した立証を前提として、申請者は資格経験の規定年数及び時間とその特徴や種類についての詳細を、雇用者の書面による証明により立証しなければならない。申請者が雇用者からの当該証明の全部又は一部を提出できない場合、申請者は、事務局管理者が考慮するために、同様の事項を扱う雇用者以外の人による書面証明を提供することができる。

§ 621. Advertisement.

- (a) The word “advertisement,” as used in Sections 7534 and 7561.3 (a & b) of Chapter 11.3, Section 7582.20 of Chapter 11.5, and Sections 7590.1(r) and 7599.4 of Chapter 11.6 mean:
- (1) Any written or printed communication for the purpose of soliciting, describing, or promoting the licensed business of the licensee, including a brochure, letter, pamphlet, newspaper, periodical, publication or other writing.
 - (2) A directory listing caused or permitted by the licensee which indicates his or her licensed activity.
 - (3) A radio, television or similar airwave transmission which solicits or promotes the licensed business of the licensee.
- (b) The word “advertisement,” as used in Sections 7534 and 7561.3 (a & b) of Chapter 11.3, Section 7582.20 of Chapter 11.5, and Sections 7590.1(r) and 7599.4 of Chapter 11.6, shall not include the following:
- (1) Any printing or writing used on buildings, vehicles, uniforms, badges, or other property where the purpose of the printing or writing is identification.
 - (2) Any printing or writing on communications, memoranda, or any other writings used in the ordinary course of business where the purpose of the writing is other than the solicitation or promotion of business.
 - (3) Any printing or writing on novelty objects used in the promotion of the licensee's business where the printing of the information required by Sections 7534 and 7561.3 (a & b) of Chapter 11.3, Section 7582.20 of Chapter 11.5, and Sections 7590.1(r) and 7599.4 of Chapter 11.6 would be impractical due to the available area or surface.

§ 621.2. Dishonesty or Fraud.

As used in Sections 7561.4, 7587.4 and 7599.61 of the Code “dishonesty or fraud” includes, but is not limited to:

- (a) Violation of Sections 212, 216, 222, or 223 of the Labor Code.
- (b) Failure to provide, where required by law, for workers' compensation insurance or, as an employer, to carry out the obligations imposed by the Unemployment Insurance Act.

§ 622. Branch Office Certificates.

Application to conduct business from any location other than the principal place of business shall be submitted on a form prescribed by the director and accompanied by the fee prescribed. A branch office certificate shall be issued if it is established that the conditions of this Section and Section 7536 of Chapter 11.3, Section 7582.22 of Chapter 11.5 and Section 7599.25 of Chapter 11.6 have been met.

- (a) Under the active management, direction and control of the licensee or his or her manager, a branch office shall have a designated person in charge. The bureau shall at all times be informed of the name of such person.
- (b) Records of all business transacted at a branch office shall be maintained by the licensee and available for inspection by the bureau.
- (c) A branch office shall be an established place of business and shall maintain reasonable hours for service to its customers. Telephone referral service to a different location does not meet the requirements of this section.

第 621 条 広告

(a) 第 11.3 章第 7534 条及び第 7561.3(a&b)条、第 11.5 章第 7582.20 条、及び第 11.6 章第 7590.1 条(r)及び第 7599.4 条で使用されている「広告」は、以下に掲げるものをいう。

(1) 小冊子、手紙、パンフレット、新聞、定期刊行物、出版物又は他の書物を含む、免許保有者が許可された事業に係る勧誘、説明、又は宣伝のための書面又は印刷による伝達

(2) 自身の認可された活動を示し、免許保有者によってもたらされた又は許可された管理情報（ディレクトリのリスト）

(3) 免許保有者の事業を勧誘又は宣伝するラジオ、テレビ又は類似する電波発信

(b) 第 11.3 章第 7534 条及び第 7561.3(a&b)条、第 11.5 章第 7582.20 条、及び第 11.6 章第 7590.1 条(r)及び第 7599.4 条で使用されている「広告」は、以下に掲げるものを含まない。

(1) 建物、車両、制服、バッジ、又は他の財産に取り付けられているあらゆる印刷物又は手書物で、その目的が自己認証のためであるもの

(2) 通信情報・通知上やメモに記された印刷物及び手書物、書面の目的が事業の勧誘又は普及促進以外のものである通常の業務において使用される手書物

(3) 第 11.3 章第 7534 条及び第 7561.3(a&b)条、第 11.5 章第 7582.20 条、及び第 11.6 章第 7590.1 条(r)及び第 7599.4 条が規定する情報の印刷物が、その利用可能な部分又は表面において適用しえない場合に、免許保有者の事業促進に使用される新たな物体上の印刷物又は手書物。

第 621.2 条 不正行為又は詐欺

BP 法第 7561.4 条、第 7587.4 条及び第 7599.61 条で用いられる「不正行為又は詐欺」は以下に掲げるものをいうが、これに限定しない。

(a) 労働法(Labor Code)第 212 条、第 216 条、第 222 条又は第 223 条の違反。

(b) 法により要求された際に、労働者補償保険の提供、又は雇用者として、失業保険法で課される義務を行うことを怠ること。

第 622 条 支店証明書

事業の主要地以外の場所で事業を行うための申請は、事務局管理者により規定された様式により、規定の手数料と合わせて提出しなければならない。支店証明書は本条及び第 11.3 章第 7536 節、第 11.5 章第 7582.22 節及び第 11.6 章第 7599.25 節の条件を満たす証明がなされた場合に発行される。

(a) 免許保有者又はその管理者の積極的な経営、指揮及び管理下で、支店は指定された責任者を配置しなければならない。警備・調査業務事務局は常にその者の名前を承知していなければならない。

(b) 支店において行われた全ての事業記録は免許保有者により管理されるものとし、警備・調査業務事務局の調査のために閲覧可能としなければならない。

(c) 支店は事業の設立場所とし、顧客への役務提供のために十分な時間を確保しなければならない。他の場所への電話照会サービス(telephone referral service to a different location)は本条の要件を満たさない。

§ 623. Law Enforcement Review of Applicant.

The Chief may furnish to the chief of police or the sheriff of the city and/or county of residence of an applicant for licensure or for registration the name and address of the applicant and may provide an opportunity to present any evidence which may constitute grounds for denial of the application.

ARTICLE 4. PRIVATE INVESTIGATORS

ARTICLE 6. PRIVATE SECURITY SERVICES, ALARM COMPANY OPERATORS, GUARDS, PATROLPERSON, ALARM AGENTS (INSTALLER/RESPONDER)

§ 625. Definitions.

- (a) For purposes of this article, “licensee” means a private patrol operator or an alarm company operator.
- (b) For purposes of this article, “guard or registrant” means a uniformed employee of a private patrol operator, an alarm agent of an alarm company operator, and any person employed or compensated by a private patrol operator or any lawful business as a security guard and who, in the course of such employment, carries a deadly weapon.

§ 625.1. Application for Registration.

- (a) The licensee shall require any employee who is subject to registration to furnish evidence of current registration with the bureau or, if such evidence is not furnished, to complete an application for registration, provide two sets of classifiable fingerprints and pay the fees specified in Section 665.5. The licensee shall maintain supplies of application and fingerprint forms as approved by the Director and as provided upon request by the bureau.
- (b) Within three working days after employment of any person subject to registration who is not currently registered, the licensee shall submit to the bureau the completed application for registration, two sets of classifiable fingerprints and the registration fee. No application is to be submitted if the employee has terminated within the three working days. For purposes of this section “employment” means the date the employee is placed on the payroll.
- (c) Any person may apply for registration whether or not he is employed at the time of application.

§ 626. Suspension of Employment.

If the Director determines that continued employment of an applicant for registration in his or her current capacity may present an undue hazard to public safety, the licensee, upon proper notification from the Chief, shall suspend such applicant from employment in that capacity until action to approve or deny the registration has become final.

第 623 条 申請者の法執行調査

事務局長は、許可発行又は登録のため、申請者の居住地の市及び/又は郡の警察長又は保安官に対してその者の氏名及び住所を提供し、また申請の拒否の原因となる証拠を提出することができる。

第 4 款 私立探偵

(略)

第 6 款 民間警備業、警報会社管理者、警備員、巡回人、警報係員(設置者/応答者)

第 625 条 定義

- (a) 本款において「免許保有者」とは、民間巡回管理者又は警備会社管理者をいう。
- (b) 本款において「警備員又は登録者」とは、民間巡回者の制服を着用した被雇用者、警報会社管理者の警報係員、及び民間巡回管理者又は他の合法事業によって警備員として雇われ又は給与を与えられ、雇用期間中に危険武器を携帯するあらゆる人をいう。

第 625.1 条 登録の申請

- (a) 免許保有者は、いかなる被雇用者に対しても警備・調査業務事務局への登録証明を要求することができ、係る証明を有さない被雇用者については、識別可能な指紋 2 組の提出及び第 665.5 条に明記されている手数料を支払った上で、登録申請を完了するよう要求しなければならない。免許保有者は、警備・調査業務事務局から提供された許可証及び指紋申請書を管理するとともに、局の要請があった場合はこれを提示しなければならない。
- (b) 現在は登録されていない登録対象者を雇用してから 3 営業日以内に、免許保有者は登録のための記入済申請書、識別可能な指紋 2 組及び登録手数料を警備・調査業務事務局に提出しなければならない。被雇用者が 3 営業日以内に離職した場合、申請書は提出しない。本条において「雇用」とは、給与支払簿に被雇用者が記載された日付をいう。
- (c) いかなる人も、その人が申請時に雇用されているか否かは問わず、登録申請をすることができる。

第 626 条 雇用の停止

登録申請者の継続雇用が、その者の現在の能力からして、公共の安全に対して過度の危険をもたらすと事務局管理者が判断した場合、免許保有者は事務局長からの正式な通知を受けて、登録の承認又は拒否の最終決定がなされるまで、その能力により申請者が雇用されることを停止する。

§ 627. Registration Expiration and Renewal.

- (a) A registration shall expire two years from the date of issuance or on the assigned renewal date.
- (b) At least sixty days prior to the expiration of a registration, a registrant who desires to continue registration shall complete an application for renewal of registration.
- (c) The licensee shall obtain renewal forms from the bureau, and shall provide the opportunity to an employee whose registration will expire at the end of the year to complete a renewal application. The licensee shall submit to the bureau the completed application and renewal fee at least 30 days prior to the expiration.
- (d) A registrant may obtain renewal forms from the bureau and may submit the renewal application and fee to the bureau.
- (e) The renewed registration shall be for two years and shall expire two years from the date of issuance or on the assigned renewal date. The amount of the renewal fee shall be fixed by the Director.
- (f) In the event a registrant fails to request a renewal of his or her registration as provided for in this chapter, the registration shall expire as indicated on the registration. If the registration is renewed within 60 days after its expiration, the registrant, as a condition precedent to renewal, shall pay the renewal fee and the delinquency fee.
- (g) If the renewed registration card has not been delivered to the registrant prior to the date of expiration of the prior registration, the registrant may present a copy of his renewal application as evidence of continued registration, for a period not to exceed 90 days after the date of expiration.

§ 628. Training in Exercising the Powers to Arrest.

- (a) The course of training in the powers to arrest prescribed by the Department of Consumer Affairs pursuant to Sections 7542 and 7583.6 of the Business and Professions Code consists of successful completion of a course approved by the bureau in exercising the powers to arrest.
- (b) Uniformed employees of private patrol operators and responding alarm agents shall take and successfully complete the training course and examination in the exercise of powers to arrest. An employee must receive a score of 100% on said examination in order to successfully complete said course.
The course of training and administration of the examination may be given by a training school approved by the bureau or by the employer or such uniformed employees provided that such employer has a designated instructor and such instructor is knowledgeable in the powers to arrest as set forth in the Standard Training Manual issued by the bureau and is able to assist employees who cannot read or write.
- (c) A licensee or approved training school which administers the training and examination shall retain the examination results on bureau-approved answer sheets for a period of not less than two years or until audited by the bureau, whichever occurs first. A licensee or training facility shall certify under penalty of perjury on the employee's application for registration that such person has successfully completed the training and examination contained in the Standard Training Manual issued by the bureau.
- (d) No employee may be assigned to work until he or she has completed the course referred to in subsection (a).

§ 628.5. Unlawful Activities. [Repealed]

§ 629. Qualifications and Experience for Alarm Company Operators.

An applicant for a license as an alarm company operator, or his or her manager, shall have had at least two years of experience as an alarm company agent or the equivalent thereof as determined by the chief.

第 627 条 登録の失効及び更新

- (a) 登録はその発行日から 2 年を経た日、又は更新指定日に失効する。
- (b) 登録の継続を望む登録者は、少なくとも登録の失効 6 日前までに、更新登録のための申請を完了しなければならない。
- (c) 免許保有者は、警備・調査業務事務局から更新申請書を入手し、年末に登録が失効する被雇用者に対して更新申請を完了する機会を提供しなければならない。免許保有者は、少なくとも失効日の 30 日前までに記入済申請書と更新手数料を警備・調査業務事務局に提出しなければならない。
- (d) 登録者は警備・調査業務事務局より更新申請書を取得し、警備・調査業務事務局に更新申請書と手数料を提出することができる。
- (e) 更新登録の期限は 2 年間で、発行日から 2 年後又は更新指定日に失効する。更新手数料の総額は、事務局管理者により決定される。
- (f) 本章に規定する登録更新の要請を登録者が怠った場合、登録は登録証の記載に従って失効する。その失効後 60 日以内に登録更新が行われる場合、更新の前提条件として、登録者は更新手数料及び滞納金を支払わなければならない。
- (g) 更新された登録証が、更新前の登録失効日までに登録者に届けられなかった場合、失効日後 90 日以内は、登録者は登録が継続している証拠としてその更新申請書の写しにより代替することができる。

第 628 条 拘束権力行使のための訓練

- (a) BP 法第 7542 節及び第 7583.6 節に基づき消費者行政局 (Department of Consumer Affairs) により規定された拘束権力の訓練講習は、その行使のため警備・調査業務事務局が認可する講習を成功裏に終えることにより成立する。
- (b) 民間巡回管理者の制服を着用した被雇用者及び警報対応係員は、拘束権力行使の訓練講習及び試験を受け、成功裏に終えなければならない。被雇用者は、当該講習を成功裏に終えるために当該試験を満点で合格しなければならない。
訓練講習及び試験は、警備・調査業務事務局が認可した訓練学校、又は雇用者、又はその者が指定された指導者で、かつその者は警備・調査業務事務局が発行する訓練基準マニュアルに規定される拘束権力に精通しており、読み書きができない被雇用者の補助が可能な、制服を着用した被雇用者が実施できる。
- (c) 免許保有者又は訓練及び試験を運営する認定訓練学校は、警備・調査業務事務局の承認を受けた回答用紙に記載された試験結果を、2 年以上、又は警備・調査業務事務局による監査のいずれかが先に発生するまで保管しなければならない。免許保有者又は訓練施設は、当該人が警備・調査業務事務局により発行された「訓練基準マニュアル」に含まれる訓練及び試験を成功裏に終え、被雇用者の登録申請について偽証罪に問われることを承知の上、証明しなければならない。
- (d) いかなる被雇用者も、本条 (a) 項でいう講習を完了しない限り仕事を割り当てられてはならない。

第 628.5 条 不法な活動

{削除}

第 629 条 警報会社管理者の資格及び経験

警報会社管理者として許可（免許）を申請する者、又はその者の監督者は、警報会社係員、又は事務局長により決定されるそれと同等の、最低 2 年間の経験を有さねばならない。

§ 630. Untrue or Misleading Statements by an Alarm Company Operator.

“Untrue or misleading statements” include, but are not limited to, a representation by an alarm company operator or agent that:

- (a) an alarm system is: “Underwriters Laboratory approved or listed” (UL approved or listed) unless the entire system, and not only one or more components, is in fact, UL approved or listed;
- (b) an alarm system is insurance approved, police approved or approved by the Department of Defense, unless in fact such approval has been obtained in writing.

ARTICLE 7. FIREARMS AND OTHER DEADLY WEAPONS

§ 631. Requirements for Carrying or Use of Firearms or Simulated Firearms.

- (a) A registered employee shall not carry, use or possess a loaded or unloaded firearm in the performance of his or her duty, whether or not it is serviceable or operative, unless he or she has in his or her possession a firearms qualification card issued to him or her by the chief. Such card must be shown to any peace officer or bureau representative upon demand.
- (b) A registered employee may not carry any replica or other simulated firearm.

§ 631.1. Allowing the Carrying or Use of a Firearm.

- (a) A private patrol or alarm company operator shall not allow an employee to carry or use a loaded or unloaded firearm, whether or not it is serviceable or operative, unless such employee possesses a firearms qualification card.
- (b) A private patrol or alarm company operator may not allow an employee to carry any replica or other simulated firearm.

§ 632. Firearms Qualification Card.

- (a) The bureau shall issue a firearms qualification card to an applicant where all of the following conditions exist:
 - (1) The applicant is a licensed private investigator, alarm company operator, private patrol operator or registered employee of such a licensee or is employed or compensated by a lawful business or public agency as a security guard or patrolperson;
 - (2) The applicant has filed with the bureau a completed application for a firearms qualification card on a form prescribed by the bureau, dated and signed by the applicant under penalty of perjury that the information in the application is true and correct;
 - (3) The application is accompanied by:
 - (A) Payment of the firearms qualification fee prescribed by Section 655.5.
 - (B) Proof, satisfactory to the bureau, of successful completion of a course approved by the bureau in the carrying and use of a firearm. Including:
 - 1. Proof of successful passage of a written examination prescribed by the bureau. Such examination shall be based on information required to be taught pursuant to Section 697; and
 - 2. Proof of qualifying on an approved firearm range with the caliber of weapon to be used by the applicant pursuant to Section 694.
 - (4) The bureau has determined, after investigation, that the carrying and use of a firearm by the applicant in the course of his or her duties presents no apparent threat to the public safety.

第 630 条 警報会社管理者による虚偽又は誤解を生む供述

「虚偽又は誤解を生む供述」とは、警報会社管理者又は同係員による、以下に掲げる表現をいうが、それに限定されるものではない。

- (a) 警報システム：1つ又は複数の要素のみでなく、システム全部が、事実上、保険業者研究所承認又は公示済みである場合を除いて、警報システムが「UL(安全規格開発機関)承認又は UL リストへの公示済み(Underwriters Laboratory approved or listed)」であるもの。
- (b) 実際に書面による承認がある場合を除いて、警報システムが保険承認、警察承認又は国防総省による承認を受けたもの。

第 7 款 銃火器及び他の危険武器

第 631 条 銃火器又は模造銃火器の携帯又は使用の要件

- (a) 登録された被雇用者は、その者が事務局長より発行される銃火器資格証を保持していない限り、それが使用可能であるか否かに係わらず、自己の職務遂行中に銃弾の有無に関わらず、銃火器を携帯、使用又は保持してはならない。当該資格証は、要求があれば、治安官又は警備・調査業務事務局代理人に提示しなければならない。
- (b) 登録された被雇用者は、いかなる複製銃火器又は模造銃火器も携帯することができない。

第 631.1 条 銃火器の携帯又は使用の許容

- (a) 民間巡回管理者又は警報会社管理者は、被雇用者が銃火器資格証を保持していない限り、それが使用可能であるか否かに係わらず、また銃弾の有無に関わらず、銃火器を携帯又は使用することを許容してはならない。
- (b) 民間巡回管理者又は警報会社管理者は、被雇用者に対し、複製銃火器又は模造銃火器を携帯することを許容してはならない。

第 632 条 銃火器資格証

- (a) 警備・調査業務事務局は、以下に掲げる要件を満たした場合、申請者に対して銃火器資格証を発行する。
 - (1) 申請者が許可を受けた私立探偵、警備会社管理者、民間巡回管理者又はそれら免許保有者の登録済被雇用者である、若しくは合法事業又は公共機関により、警備員又は巡回人として雇用されている又は給与を与えられている者であること。
 - (2) 申請者が偽証罪に問われることを承知の上で、警備・調査業務事務局に対し、同局が規定する様式により、記載済みかつ記載内容に虚偽がない旨の日付と署名を付した銃火器資格証申請書を提出すること。
 - (3) 申請に際し、同様に以下に掲げるものを提出する。
 - (A) 第 655.5 条に規定されている銃火器資格手数料。
 - (B) 銃火器の携帯及び使用について、警備・調査業務事務局より認可を受けた講習を成功裏に終えた証明。この証明は以下に掲げるものを含む。
 - 1. 警備・調査業務事務局が規定する筆記試験を合格した証拠。この試験は第 697 条に従い、学習指導要領を基に作成する。
 - 2. 第 694 条に従い、申請者が使用する承認された銃火器の射程距離と武器の口径の適格性を示す証明。
 - (4) 調査の後、勤務中の申請者による銃火器の携帯及び使用が、公共の安全に明白な脅威を与えないことを警備・調査業務事務局が認定していること。

- (b) The firearms qualification card, when issued, shall be mailed to the applicant at the address which appears on the application. In the event of the loss or destruction of the card the cardholder may apply to the chief for a certified replacement for the card, stating the circumstances surrounding the loss, and pay a \$2.00 certification fee whereupon the chief shall issue a certified replacement for such card.
- (c) A firearms qualification card does not authorize the holder thereof to carry a concealed weapon as that term is defined in Penal Code Section 12050.

§ 633. Bi-Annual Renewal of Firearms Qualification Card.

- (a) A firearms qualification card expires two years from the date of issuance, if not renewed. A person may renew a firearms qualification card by filing an application within 60 days prior to the card's expiration.
- (b) An applicant shall complete and pass the range qualification course of fire requirements by firing 50 rounds for score on two separate occasions, but no sooner than four months apart, within each year prior to the card's expiration.
- (c) An applicant shall complete and pass a review training course on the laws and standards regarding use of deadly force and on the avoidance of deadly force as provided in this section. Two hours of the review course shall be completed prior to completing a range qualification course of fire. The training regarding use of deadly force and the avoidance of deadly force may be administered by a Private Patrol Operator or a person designated by the licensee to administer the Powers to Arrest training. The training can also be conducted by a licensed Firearm Training Facility.
- (d) An application for the renewal of a firearms qualification card shall include the following proof and information:
 - (1) Certification or documentation that the applicant has completed and passed the range qualification course of fire requirements on two separate occasions within each year prior to the card's expiration.
 - (2) Certification or documentation that the applicant has completed review course as outlined below:
- (e) A Reserve Peace Officer is exempt from the firearms requalification requirements providing he/she submits documentation of firearms proficiency provided by the Law Enforcement entity with which he/she is associated, with their proof of renewal. This documentation must be submitted with the request for renewal of the exposed firearm permit.

§ 634. Records of Firearms.

Pursuant to Business and Profession Code Section 7583.2 the required firearm records shall contain the following information: make, model and serial number of the firearm or a description of any other deadly weapon, the name of the person who has title of ownership, the name of each person authorized to possess a firearm, or other deadly weapon and evidence that such person is proficient in the use of the particular caliber of firearm or the particular deadly weapon which the person carries, uses or possesses. Such records shall be retained for a period of not less than two years. All such records shall be available for inspection by the bureau at the licensee's principal place of business and copies shall be submitted to the bureau upon request.

§ 635. Course of Firearm Training.

The course of training in the carrying and usage of firearms required of applicants to obtain a firearm qualification card shall follow the standards prescribed by the Department of Consumer Affairs. Pursuant to Section 7585 of the Business and Professions Code the following outline includes the subjects which shall be taught and the length of time which shall be devoted to each subject.

- (b)銃火器資格証の発行に際し、銃火器資格証は申請書に記載されている住所の申請者に宛てて郵送される。資格証を紛失又は破損した場合、資格証保有者は紛失の状況を述べ、交替手数料2ドルを支払うことによってカードの交替証を事務局長に申請することができ、その後、事務局長はカードの交替証を発行する。
- (c)銃火器資格証は、その保有者に、刑法第12050条が規定する武器の隠し持ちを認可するものではない。

第633条 二年ごとの銃火器資格証更新

- (a)銃火器資格証は、更新されない限り、その発行日から2年を以て失効する。資格証(カード)の失効の60日前までに申請を提出することにより、銃火器資格証を更新することができる。
- (b)申請者は、カードの失効前の各年に、2回の機会に分け、ただし4か月以内に計50発を射撃し点数を取る要件による射撃試験講習を完了し、合格しなければならない。
- (c)申請者は、本条の規定に基づき、殺傷能力のある武器の使用に関する法及び基準、そして殺傷能力のある武器の回避に関する復習訓練講習を完了し、合格しなければならない。射撃講習を完了する前に、2時間の復習講習を完了しなければならない。殺傷能力のある武器の使用及びその回避に関する訓練は、民間巡回管理者又は免許保有者から拘束権力研修を指揮するよう指名された人により実施される。訓練はまた、許可を受けた銃火器訓練施設により実施される。
- (d)銃火器資格証の更新申請は、以下に掲げる証明と情報を備えるものとする。
- (1)申請者が、カードの失効前の各年に、2回の機会に分けた射撃要件の射撃試験講習を完了し、合格したという証明書又は書類。
- (2)申請者が復習講習を完了したという証明書又は書類。
- (e)予備治安官は、自身が所属する法執行機関が提供する銃火器技量書類と共に更新の証拠を提出することにより、銃火器の再資格要件を免除される。この書類は提示された銃火器許可証の更新要請と共に提出されなければならない。

第634条 銃火器の記録

BP法第7583.2条に従い、規定の銃火器記録は、製造元、銃火器の型式及び製造番号又は他の危険武器の説明、所有権者の氏名、銃火器及び他の危険武器保持の権限が与えられた者の氏名、及びその者が、自身が携帯、使用又は所有する銃火器の特定の口径又は特定の危険武器の使用について十分な技量を有しているという証拠を含まなければならない。この記録は少なくとも2年間保管しなければならない。また係る全ての記録は、免許保有者の主要事業地において、警備・調査業務事務局の捜査のため閲覧可能とし、その写しは要請があれば警備・調査業務事務局へ提出されなければならない。

第635条 銃火器訓練講習

申請者が銃火器資格証を取得に際して要求される銃火器の携帯及び使用についての訓練講習は、消費者行政局が規定する基準に沿ったものとする。講習科目及びその時間は、BP法第7585条に規定する。

§ 636. Course Approval.

- (a) Institutions, firms, or persons wishing approval of the bureau to offer a course in the carrying and usage of firearms must apply in writing to the bureau and include the following information:
 - (1) A detailed outline of the course.
 - (2) the name of the instructor and a description of his or her qualifications, and
 - (3) places and dates where the course will be offered, length of the course, and an estimate of the maximum number of persons who will take the course.
- (b) Such information must be supplied to the Bureau at least two months before the course is to be given. A course will not be approved that enrolls students prior to approval by the Bureau.
- (c) Approval of a course may be withdrawn by the Bureau in writing.

§ 637. Suspension or Revocation.

Any use of a firearm by a holder of a Firearms Qualification Card which is in violation of law or in knowing violation of the standards for carrying and usage of firearms as taught in the course of training in the carrying and use of firearms may be grounds for suspension or revocation of the holder's Firearms Qualification Card.

§ 637.1. Definition.

For purposes of this article, "registered employee" means any person who is required by the bureau's regulations to be registered with the bureau or who is required to complete courses of training in powers to arrest and in the carrying and use of firearms as a condition of becoming eligible to carry a deadly weapon pursuant to Penal Code Section 12031(d).

ARTICLE 8. FEES

§ 638. Locksmith Fees.

The fees prescribed by section 6980.79 of the Locksmith Act in the Business and Professions Code are those fixed in the following schedule:

- (a) A locksmith license application fee shall be thirty dollars (\$30).
- (b) An original license and renewal fee for a locksmith license shall be forty-five dollars (\$45).
- (c) A branch office registration fee and branch office renewal fee shall be thirty-five dollars (\$35).
- (d) An initial registration fee for an employee shall be twenty dollars (\$20).
- (e) A registration renewal fee for an employee performing the services of a locksmith shall be twenty dollars (\$20).
- (f) The fee for a "Certificate of Licensure" shall be twenty dollars (\$20).

§ 639. Private Investigator Fees.

第 636 条 講習の承認

- (a) 銃火器の携帯及び使用についての講習を提供するため、警備・調査業務事務局の承認を希望する機関、企業、又は人は、以下に掲げる情報を記載し、警備・調査業務事務局に対して書面で申請しなければならない。
- (1) 講習内容の詳細。
 - (2) 指導者の氏名及びその者の資格証明書の記載内容。
 - (3) 講習の提供場所及び日時、講習の時間、及び想定される講習受講者の概算最大人数。
- (b) これらの情報は講習が提供される少なくとも 2 か月前までに、警備・調査業務事務局に提出しなければならない。警備・調査業務事務局が承認する前に生徒の受講登録をした講習は、承認されない。
- (c) 講習の承認は、警備・調査業務事務局が書面により撤回することができる。

第 637 条 停止又は撤回

銃火器の携帯及び使用の訓練講習時に教授された銃火器の携帯及び使用の基準に違反した、又は故意に違反した状態にある銃火器資格証の保有者による銃火器の使用は、その者の銃火器資格証の停止又は撤回の要因たり得る。

第 637.1 条 定義

本款において、「登録された被雇用者」とは、警備・調査業務事務局の規則に従って同局への登録を要請された人、又は刑法第 12031 条(d)に従い、危険武器の携帯を可能とする条件として銃火器の携帯及び使用に関する訓練講習及び逮捕件に関する訓練講習を完了するよう要請された人を指す。

第 8 款 手数料

第 638 条 錠前師手数料

BP 法の錠前師法第 6980.79 条が規定する手数料は、以下のとおりとする。

- (a) 錠前師許可申請手数料は 30 ドルとする。
- (b) 錠前師の初期の許可及び更新の手数は 45 ドルとする。
- (c) 支店登録手数料及び支店更新手数料は 35 ドルとする。
- (d) 被雇用者の初期登録手数料は 20 ドルとする。
- (e) 錠前師の業務を行う被雇用者の登録更新手数料は 20 ドルとする。
- (f) 「許可発行証明書(Certificate of Licensure)」の手数は 20 ドルとする。

第 639 条 私立探偵手数料

(略)

§ 640. Private Security Services Fees.

The fees prescribed by Section 7588 of the Private Security Services Act are as follows:

- (a) The application and examination fee for an original license for a private patrol operator shall be five hundred dollars (\$500).
- (b) The application fee for an original branch office certificate for a private patrol operator shall be two hundred fifty dollars (\$250).
- (c) The fee for an original license for a private patrol operator shall be seven hundred dollars (\$700).
- (d) The renewal fee is as follows:
 - (1) For a license as a private patrol operator, the fee shall be seven hundred dollars (\$700).
 - (2) For a combination license as a private investigator under Chapter 11.3 (commencing with Section 7512) and private patrol operator, AC or DC prefix, the fee shall be six hundred dollars (\$600).
 - (3) For a branch office certificate for a combination private investigator under Chapter 11.3 (commencing with Section 7512) and private patrol operator, the fee shall be forty dollars (\$40), and for a private patrol operator, the fee shall be seventy-five dollars (\$75).
- (e) The fee for reexamination of an applicant or his or her manager shall be forty dollars (\$40).
- (f) Registration fees are as follows:
 - (1) A registration fee for a security guard shall be fifty dollars (\$50).
 - (2) A security guard registration renewal fee shall be thirty-five dollars (\$35).
- (g) Fees to carry out other provisions are as follows:
 - (1) A firearms qualification fee shall be eighty dollars (\$80).
 - (2) A firearms requalification fee shall be sixty dollars (\$60).
 - (3) An initial baton certification fee shall be fifty dollars (\$50).
 - (4) An application fee and renewal fee for certification as a firearms training facility or a baton training facility shall be five hundred dollars (\$500).
 - (5) An application fee and renewal fee for certification as a firearms training instructor or a baton training instructor shall be two hundred fifty dollars (\$250).

§ 641. Alarm Company Operator and Agent Fees.

§ 642. Collateral Recovery Fees.

The fees prescribed by section 7511 of the Collateral Recovery Act are as follows:

- (a) The application fee for an original repossession agency license shall be eight hundred twenty-five dollars (\$825).
- (b) The application fee for an original qualification certificate shall be three hundred twenty-five dollars (\$325).
- (c) The renewal fee for a repossession agency license shall be seven hundred fifteen dollars (\$715) biennially.
- (d) The renewal fee for a license as a qualified certificate holder shall be four hundred fifty dollars (\$450) biennially.
- (e) Notwithstanding Section 163.5, the reinstatement fee for a repossession agency license required pursuant to Sections 7503.11 and 7505.3 is the amount equal to the renewal fee plus a penalty of 50 percent thereof.
- (f) Notwithstanding Section 163.5, the reinstatement fee for a license as a qualified certificate holder required pursuant to Sections 7504.7 and 7503.11 is the amount equal to the renewal fee plus a penalty of 50 percent thereof.

第 640 条 民間警備業手数料

警備業法第 7588 条が規定する手数料は以下のとおりとする。

- (a) 民間巡回管理者の初回許可（免許）申請及び試験手数料は 500 ドルとする。
- (b) 民間巡回管理者の初回支店証明書の申請手数料は 250 ドルとする。
- (c) 民間巡回管理者の初回許可（免許）手数料は 700 ドルとする。
- (d) 更新手数料は以下のとおりとする。
 - (1) 民間巡回管理者としての許可（免許）に係る手数料は、700 ドルとする。
 - (2) 第 11.3 章における（第 7512 条以降）私立探偵及び民間巡回管理者としての許可（免許）を併用する場合、手数料は計 600 ドルとする。
 - (3) 第 11.3 章における（第 7512 条以降）私立探偵及び民間巡回管理者併用の支店証明書では、手数料は 40 ドル、民間巡回管理者の支店証明書では、手数料は 75 ドルとする。
- (e) 申請者又はその管理者の再試験手数料は 40 ドルとする。
- (f) 登録手数料は以下のとおりとする。
 - (1) 警備員の登録手数料は 50 ドルとする。
 - (2) 警備員登録更新手数料は 35 ドルとする。
- (g) 他の規定に係る手数料は以下のとおりとする。
 - (1) 銃火器資格手数料は 80 ドルとする。
 - (2) 銃火器再資格手数料は 60 ドルとする。
 - (3) 初期警棒証明書手数料は 50 ドルとする。
 - (4) 銃火器訓練施設又は警棒訓練施設としての証明書の申請手数料及び更新手数料は 500 ドルとする。
 - (5) 銃火器訓練指導者又は警棒訓練指導者としての証明書の申請手数料及び更新手数料は 250 ドルとする。

第 641 条 警報会社管理者及び係員手数料

(略)

第 642 条 担保回復手数料

担保回復法 (Collateral Recovery Act) 第 7511 条が規定する手数料は以下のとおりとする。

- (a) 回復機関の許可証に対する初回の申請手数料は 825 ドルとする。
- (b) 資格証明書の初回申請手数料は 325 ドルとする。
- (c) 回復機関の許可証に対する更新手数料は、2 年毎に 715 ドルとする。
- (d) 資格証明書保持者としての許可証の更新手数料は、450 ドルとする。
- (e) 第 163.5 条に係わらず、第 7503.11 条及び第 7505.3 条に従って要求された回復機関の許可証に係る初回復手数料 (reinstatement fee) は、更新費用及びその 50% に相当する違約金を加えた金額とする。
- (f) 第 163.5 条に係わらず、第 7504.7 条及び第 7503.11 条に従って要求された資格証明書保持者の許可証に係る回復手数料は、更新費用及びその 50% の違約金を加えた金額とする。

- (g) A fee for reexamination of an applicant for a qualified manager shall be thirty dollars (\$30).
- (h) An initial registrant registration fee shall be seventy-five dollars (\$75), a registrant reregistration fee shall be thirty dollars (\$30), and a registrant biennial renewal fee shall be sixty dollars (\$60) per registration. Notwithstanding Section 163.5 and this subdivision, the reregistration fee for a registrant whose registration expired more than one year prior to the filing of the application for reregistration shall be seventy-five dollars (\$75).
- (i) The delinquency fee is 50 percent of the renewal fee in effect on the date of expiration, but not less than twenty-five dollars (\$25).
- (j) The fingerprint processing fee is that amount charged the bureau by the Department of Justice.
- (k) The director shall furnish one copy of any issue or edition of the licensing law and rules and regulations to any applicant or licensee without charge. The director shall charge and collect a fee of ten dollars (\$10) plus sales tax for each additional copy which may be furnished on request to any applicant or licensee, and for each copy furnished on request to any other person.
- (l) The processing fee for the assignment of a repossession agency license pursuant to Section 7503.9 shall be one hundred twenty-five dollars (\$125).

§ 642.5. Proprietary Private Security Officer Fees.

The fees authorized by Section 7574.2 of the Proprietary Security Services Act are as follows:

- (1) A registration fee for a proprietary private security guard shall be fifty dollars (\$50).
- (2) A proprietary private security guard registration renewal fee shall be thirty-five dollars (\$35).
- (3) The delinquency fee is 50 percent of the renewal fee in effect on the date of expiration.

ARTICLE 9. SKILLS TRAINING COURSE FOR SECURITY GUARDS

§ 643. Skills Training Course for Security Guards.

- (a) The course of skills training for registered security guards shall follow the standards prescribed by section 7583.6(b) of the Business and Professions Code. The attached Appendix sets forth the subjects that shall be taught and the maximum number of hours that shall be allowed towards meeting required training.
- (b) For each course, or series of courses, the institution or company providing the training shall issue a Certificate of Completion to the individual completing the course. The certificate shall identify the course(s) taken, the number of hours of training provided, identification of the issuing entity, name of the individual and instructor and a date, and state that the course(s) comply with the Department of Consumer Affairs' Skills Training Course for Security Guards. The certificate shall be serially numbered for tracking.

- (g) 資格を有する管理者の再試験申請手数料は、30 ドルとする。
- (h) 登録者の初回登録手数料は 75 ドル、登録者の再登録手数料は 30 ドル、そして登録者の 2 年毎の更新手数料は 60 ドルとする。第 163.5 条及び本項に係わらず、再登録の申請提出前に登録が 1 年以上失効した登録者の再登録手数料は、75 ドルとする。
- (i) 不履行費は、失効日に有効な更新手数料の 50% かつ、少なくとも 25 ドルとする。
- (j) 指紋手数料は、司法省が警備・調査業務事務局に請求した総額とする。
- (k) 事務局管理者は、申請者又は免許保有者に対し、ライセンス法、規則及び規制のいかなる版又は号に関しても、その写し 1 組を無償で供給しなければならない。事務局管理者は申請者又は免許保有者又は他の人から要請され提供された追加の写しに対し、10 ドルの手数料に加えて消費税を課し、徴収する。
- (l) 第 7503.9 条に準じた回収機関の許可の譲渡 (assignment) に係る手続手数料は、125 ドルとする。

第 642.5 条 社内警備員手数料

社内警備法 (Proprietary Security Services Act) 第 7574.2 条が認可する手数料は、以下のとおりとする。

- (1) 社内警備員の登録手数料は、50 ドルとする。
- (2) 社内警備員の登録更新手数料は、35 ドルとする。
- (3) 滞納手数料は、失効日における更新手数料の 50% とする。

第 9 款 警備員の技能訓練講習

第 643 条 警備員の技能訓練研修

- (a) 登録された警備員のための技能訓練講習は、BP 法第 7583.6 条 (b) に定める基準を遵守しなければならない。
- (b) 各講習、又は一連の講習のため、訓練を提供する組織又は会社は講習を完了した個人に対して完了証明書を発行する。証明書には、受講した講習、提供された訓練時間数、発行組織の証明、担当者と指導者の氏名及び講習日、そして講習が消費者行政局の警備員技能訓練講習に即している旨を明記する。証明書には、追跡に供するための連番を付す。

§ 645. Skills Training Course for Proprietary Private Security Officers.

- (a) The course for Proprietary Private Security Officers shall follow the standards prescribed by section 7574.18 of the Business and Professions Code. The following sections set forth the subjects that shall be taught and the minimum number of hours to meet the required training.
- (b) For each course, or series of courses, the institution or company providing the training shall issue a Certificate of Completion to the individual completing the course. The certificate shall identify the type of course(s) taken, the number of hours of training provided, identification of the issuing entity, name of the individual taking the course, the instructor administering the course, and the date the course(s) was administered and completed. The Certificate of Completion must also state that the course(s) comply with the Department of Consumer Affairs' Skills Training Course for Proprietary Private Security Officers. The certificate shall be serially numbered for tracking purposes.
- (c) The Power to Arrest section of the course shall consist of a minimum of four hours of training. Two hours shall consist of Power to Arrest training. The training shall utilize the Department of Consumer Affairs' Power to Arrest Training Manual and may include lecture, discussion, exercises and roleplaying. The additional two hours shall consist of the Department of Consumer Affairs' Weapons of Mass Destruction and Terrorism Awareness Training for Security Professionals. The course consists of a Digital Video Disc (DVD) and a Compact Disc (CD) containing the Facilitator Guide and Student Workbook.

第 645 条 社内警備員の技能訓練研修

- (a) 社内警備員のための講習は、BP 法第 7574.18 条に定める基準を遵守しなければならない。以下の条項に、規定の訓練を満たすために教授する科目及び最低の時間数を定める。
- (b) 各講習、又は一連の講習のため、訓練を提供する組織又は会社は、講習を完了した個人に対して完了証明書を発行する。証明書には、受講した講習、提供された訓練の時間数、発行組織の証明、講習を受けた個人、講習を指揮した指導者の氏名、及び講習が行われた日付と完了した日付を明記する。完了証明書には、講習が消費者行政局の社内警備員技能訓練講習に則っていることを明記しなければならない。証明書には、追跡に供するための連番を付す。
- (c) 講習の「拘束権」に係る部分は、最低 4 時間の訓練とする。うち 2 時間は拘束権の訓練に充てられる。訓練には、消費者行政局の逮捕権訓練教本を用い、講義、討議、実践及び役割演習を含めることができる。残る 2 時間は、消費者行政局による、警備業のための大量破壊兵器及びテロ認識訓練に充てられる。講習は進行要綱及び受講者用教本を含む、DVD 及び CD により行う。

(4) ワシントン D. C 特別区規則 17~21 章 警備員及び警備業

2100 GENERAL PROVISIONS

2100.1 For purposes of this chapter, the term "security officer" means any person privately employed to do any of the following:

- (a) Prevent the theft, misappropriation, or concealment of goods, wares, merchandise, money, bonds, stock certificates, or other valuable documents, papers, and articles;
- (b) Prevent damage to real or personal property;
- (c) Prevent assaults, gate-crashing, or other disorders at meetings, events, or performances; or
- (d) Prevent similar illegal occurrences.

2100.2 The term "security officer" includes the following:

- (a) Uniformed individuals employed by a security agency or other employer for any of the purposes set forth in § 2100.1; and
- (b) Uniformed individuals privately employed as guards, watchpersons, patrol service personnel for specified property, security technicians, security officers, and other similar positions.

2100.3 The term "security officer" does not include any of the following:

- (a) Persons commissioned as special police officers under the second paragraph of the section "FOR METROPOLITAN POLICE" of An Act Making appropriations to provide for the expenses of the government of the District of Columbia for the fiscal year ending June thirtieth, nineteen hundred, and for other purposes, approved March 3, 1899 (30 Stat. 1057; D.C. Official Code § 5-129.02);
- (b) Persons working in their official capacity as employees of the federal government;
- (c) Members of the Metropolitan Police Department or the public police force of any other jurisdiction;
- (d) Persons working as armored car guards; or
- (e) Persons commissioned as campus police officers under the second paragraph of the section "FOR METROPOLITAN POLICE" of An Act Making appropriations to provide for the expenses of the government of the District of Columbia for the fiscal year ending June thirtieth, nineteen hundred, and for other purposes, approved March 3, 1899 (30 Stat. 1057; D.C. Official Code § 5-129.02), as regulated by Chapter 12 of Title 6A of the District of Columbia Municipal Regulations.

2100.4 Each certification for a security officer issued under this chapter, except temporary certification cards issued under § 2109 and certifications whose expiration dates have been extended under § 2100.5, shall be effective for 2 years. The expiration date shall be shown on the certification.

2100.5 If a security officer has been retained by a new security agency or employer for the 90-day transition employment period required by section 3 of the Displaced Workers Protection Act of 1994, effective April 26, 1994 (D.C. Law 10-105; D.C. Official Code § 32-102), training requirements for certification imposed by this chapter shall be tolled for the duration of the 90 days. If a security officer's certification is scheduled to expire during the 90-day period, the expiration date for the certification shall be extended until 14 days after the expiration of the 90-day period.

2100.6 Except as provided in D.C. Official Code § 47-2839a, violation of any provision of this chapter shall be punishable by a fine of up to three hundred dollars (\$ 300) or by imprisonment for up to ninety (90) days, in addition to the possible denial, suspension, or revocation of certification under the provisions of this chapter.

第 2100 条 一般規定

2100.1. 本章において、「警備員」とは、以下に掲げる事項を行うために私的に雇われたあらゆる人をいう。

- (a) 品物 (goods)、商品 (wares)、製品 (merchandise)、金銭、債券 (bonds)、記名株券 (stock certificates)、又は他の貴重な書類、紙又は文書の窃盗、横領又は隠匿の防止。
- (b) 動産又は不動産への損害防止。
- (c) 会議、イベント、又は上演時の暴行、不正入場 (gate-crashing)、又は他の暴動の防止。
- (d) 類似する不法行為の防止。

2100.2. 「警備員」とは、以下に掲げるものを含む。

- (a) 第 2100.1 条に規定された目的のため、警備業者又は他の雇用者に雇われた制服を着た個人。
- (b) 護衛人、監視人、特定の財産に対する巡回人、警備技術者、警備員、又は他の類似する地位として私的に雇われた制服を着た個人。

2100.3. 「警備員」とは、以下に掲げるものを含まない。

- (a) 「コロンビア特別区首都警察 (For Metropolitan Police)」における会計年度の末日を 6 月 30 日と規定した 1900 年の法律、及びその目的を規定した 1899 年 3 月 3 日に承認された法律 (D.C. 公法第 5-129-02 条) 第 2 段落において、特別警察官としての権限を与えられた人。
- (b) 連邦政府の雇用者として公権力に従事する人。
- (c) コロンビア特別区首都警察又は他の管轄における警察官。
- (d) 装甲車両護衛に従事する人。
- (e) 「コロンビア特別区首都警察 (For Metropolitan Police)」における会計年度の末日を 6 月 30 日と規定した 1900 年の法律、及びコロンビア特別区規則第 6A 編、第 12 章に規定され、他の目的を規定した 1899 年 3 月 3 日に承認された法律 (D.C. 公法第 5-129-02 条) 第 2 段落において、大学構内警察官として権限を与えられた人。

2100.4. 第 2109 条の下で発行された暫定証明書及び第 2100.5 条の下で失効日が延長された証明書を除き、本章の下で発行された警備員の証明書は 2 年間有効とする。その失効日は、証明書上に記載する。

2100.5. 1994 年 4 月 26 日施行の離職者保護法 3 条 (D.C. 公法第 32-102 条) に定められた 90 日の雇用準備期間において、警備員が新たな警備業者又は雇用者に雇用された場合、本章に規定する証明書のため、90 日の訓練を課す。警備員の証明書がこの 90 日の間に失効する予定の場合、証明書の失効日は、90 日を経過した後 14 日間まで延長される。

2100.6. D.C. 公法第 47-2839a 条の規定を除き、本章のいずれかの規定に対する違反は、本章の規定による証明書の拒否、停止、又は撤回に加えて、300 ドル以下の罰金又は 90 日以下の拘禁刑に処する。

2100.7 The provisions of this chapter shall supersede any other District of Columbia regulations to the extent of any conflict with those regulations.

2101 DUTY OF SECURITY AGENCY OR EMPLOYER

2101.1 No investigation or certification under this chapter shall relieve any security agency or other employer of the duty to investigate and make its own determination of an applicant's suitability for employment as a security officer.

2101.2 All security agencies and employers have an affirmative duty to supervise security officers in their employ, and any attempt at a contractual limitation of liability shall be null and void.

2101.3 In all cases, the liability of the security agency or other employer for the acts of its employees shall be limited to those times when the employee is on duty and to those acts within the scope of the employee's assignment or employment.

2101.4 Failure of a private detective agency or security agency to properly supervise the activities of its employees is grounds for denial or suspension of the agency's license.

2102 ELIGIBILITY REQUIREMENTS - GENERAL

2102.1 Application for certification as a security officer shall be made to the Mayor on a form prescribed by the Mayor.

2102.2 Each person applying for certification shall submit to the Mayor, under oath, the information required by this chapter, as well as any other information that the Mayor may require for assistance in determining the applicant's suitability for certification.

2102.3 To be eligible to be certified as a security officer, an applicant, in addition to meeting the other requirements of this chapter, shall:

- (a) Be at least eighteen (18) years of age;
- (b) Either be a United States citizen or have in his or her possession a valid Immigration and Naturalization Service work permit; and
- (c) Be able to read, write, and speak the English language.

2103 ELIGIBILITY REQUIREMENTS - HEALTH

2103.1 Each applicant for certification shall be required to submit a physician's certificate stating, to the best of the physician's knowledge after examining the applicant, the following:

- (a) The applicant is not presently addicted to drugs or alcohol;
- (b) The applicant is not suffering from any debilitating mental defect or disorder; and
- (c) The applicant is not suffering from serious heart disease, severe epilepsy, or other physical defect which might cause substantial loss of control in situations of severe stress.

2103.2 When testing for epilepsy or other physical defects which might involve substantial costs to determine, the doctor may rely upon the sworn statement of the applicant, under oath. The doctor must give his or her affirmation to the same effect.

2100.7. 本章の規定は、いかなる規則の不一致(conflict)にあっても、他のコロンビア特別区規則に優先する。

第 2101 条 警備業者又は雇用者の義務

2101.1. 本章における調査又は認証は、いかなる警備業者又は他の雇用者に対しても調査義務を免除し、申請者が警備員としての適格性を決定するものではない。

2101.2. 全ての警備業者及び雇用者は、雇用する警備員を監視する容認された義務を負い、契約上の責任の制限となるいかなる試みも無効とする。

2101.3. いかなる場合も、被雇用者の行為に対する警備業者又は他の雇用者の責任は、被雇用者が義務を遂行している時及び被雇用者の任務と雇用の範囲内の行為に限定される。

2101.4. 私立探偵社又は警備業者がその被雇用者の活動を適切に監視することを怠ることは、その業者の許可証の拒否又は停止の原因となる。

第 2102 条 適性要件(一般)

2102.1. 警備員としての証明書の申請は、コロンビア特別区長（以下「区長」と称す。）が規定する様式により、区長に送られる。

2102.2. 証明書を申請する人は、宣誓の下、本章で必要とされた情報と同様に、区長が申請者の適格性を判断する上で必要とするその他の情報を区長に提出するものとする。

2102.3. 警備員として証明書の発行を受けるために、本章の他の要件を満たすことに加えて、申請者は以下に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (a) 18 歳以上であること。
- (b) 米国民である又は移民帰化局が発行する有効な労働許可証を保有していること。
- (c) 英語による読み、書き、及び会話ができること。

第 2103 条 適性要件(健康)

2103.1. 各申請者は、検査の後、医師の知識の範囲内において、以下に掲げる事項を含む医師の証明書（診断書）を提出しなければならない。

- (a) 申請者が現在薬物又はアルコール中毒でないこと。
- (b) 申請者が精神障害又は精神疾患にさらされていないこと。
- (c) 申請者が重大な心臓病、てんかん、又は深刻なストレスの下、重大な喪失を引き起こす可能性のある精神障害にさらされていないこと。

2103.2. 診断に多額の費用を要する可能性のあるてんかんやその他の身体的障害を検査する際、医師は、申請者の宣誓供述書を信頼することができる。また、医師も同等の効力を有する承認を与えなければならない。

2103.3 In cases where certification is requested concurrent with or as a condition of employment with a security agency or an employer, the security agency or employer shall certify the health of the applicant.

2103.4 Each applicant shall be required to pass a drug screening administered by the security agency or employer upon initial application and upon application for certification renewal.

2103.5

(a) Security officers shall be subject to reasonable suspicion drug and alcohol testing by the security agency or employer.

(b) For the purposes of this section, the term "reasonable suspicion" means the officer is impaired while on duty.

2103.6 Security agencies or employers shall immediately notify the Mayor of any unexplained positive tests.

2103.7

(a) The certification of a security officer who fails a reasonable suspicion drug or alcohol test shall be summarily revoked.

(b) For the purposes of this section, the term "fails" means:

(1) The officer's blood contained more than .03%, by weight, of alcohol, or the officer's urine contained more than .04%, by weight, of alcohol, or that at the time of the test more than .14 micrograms of alcohol were contained in 1 milliliter of his or her breath, consisting of substantially alveolar air; or

(2) The drug test detected the presence of a controlled substance in the officer's blood or urine.

2104 ELIGIBILITY REQUIREMENTS - CRIMINAL CONVICTIONS

2104.1

(a) A person who is in either of the following categories shall not be eligible for certification as a security officer unless he or she meets the burden of proving to the Office of Administrative Hearings that he or she is not a significant safety risk to the community and meets all other requirements for certification:

(1) A person who has been released from incarceration for a felony conviction in any jurisdiction in the United States within two (2) years prior to the date of filing an application for certification; or

(2) A person who has been released from incarceration for a misdemeanor conviction in any jurisdiction in the United States involving larceny or involving the illegal use, carrying, or concealment of a dangerous weapon within one (1) year prior to the date of filing an application for certification.

(b) The provisions of this section do not preclude a security company from imposing stricter standards or from requiring a longer period of ineligibility for a felony or misdemeanor.

2104.2 Notwithstanding the provisions of § 2104.1, but subject to the one (1) year limitation in § 2104.3, if the Office of Administrative Hearings does not act upon the application of a person within sixty (60) days after it is filed, the certification shall be made if the applicant meets all other applicable requirements for certification.

2104.3 Under no circumstances shall a person convicted of a felony be certified or serve as a security officer until one (1) year after release from incarceration resulting directly or indirectly from that conviction.

2103.3. 証明書が、警備業者又は雇用者との雇用の要件と同時に又は要件として要請された場合、警備業者又は雇用者は申請者の健康を証明しなければならない。

2103.4. 各申請者は、証明書の初回申請又は更新申請の後に、警備会社又は雇用者により行われる薬物スクリーニングへの合格が義務付けられる。

2103.5.

(a) 警備員は、警備業者又は雇用者により行われる合理的嫌疑薬物検査及びアルコール濃度検査の対象となる。

(b) 本条において、「合理的嫌疑」とは、職務中に警備員が健康を害することを指す。

2103.6. 警備業者又は雇用者は、いかなる原因不明な陽性結果についても、これを直ちに区長に通知しなければならない。

2103.7.

(a) 合理的嫌疑薬物検査又はアルコール濃度検査に不合格となった警備員の証明書は、直ちに撤回される。

(b) 本条において、「不合格」とは以下に掲げるものをいう。

(1) 警備員の血液に体重比 0.3%以上のアルコールが含まれている、又は警備員の尿から体重比 0.4%以上のアルコールが検出される、又は検査の際に1ミリリットルの息から、14マイクログラムのアルコールが検出されること。

(2) 薬物検査により、警備員の血液又は尿から規制薬物の存在が確認されること。

第 2104 条 適性要件(刑事有罪判決)

2104.1.

(a) 以下に該当する人は、自身が地域社会に重大な危険を及ぼさず、証明書の取得にあたり、他の要件すべてを満たしていることを行政聴取事務所 (Office of Administrative Hearings) に証明する義務を満たさない限り、警備員としての証明書は発行されない。

(1) 証明書の申請提出日から2年以内に、合衆国内の管轄区において重罪の有罪判決を受け、投獄の後に釈放された人。

(2) 証明書の申請提出日から1年以内に合衆国内の管轄区において窃盗、危険な武器の使用、携帯又は隠匿を含む軽罪の有罪判決を受け、投獄の後に釈放された人。

(b) 本条の規定は、重罪又は軽罪について、警備会社がより厳格な基準を課すこと、又は重罪又は軽罪に対してより長い申請不能期間を設けることを妨げない。

2104.2. 第 2104.1 条の規定に係わらず、第 2104.3 条における1年間の制限を条件として、申請の提出後 60 日以内に行政聴取事務所が何も応じない場合、証明書の取得に際して申請者が他の全ての要件を満たしていれば、証明書は発行される。

2104.3. いかなる場合においても、重罪の有罪判決を受けた人は、その有罪判決に対して直接的又は間接的に生じた投獄の後の釈放から1年間は、警備員として認定、又は警備員として勤めることはできない。

2104.4 The Office of Administrative Hearings shall consider the following in determining whether an applicant is a significant safety risk:

- (a) The nature of the crime for which the applicant was convicted and its relationship to the duties and circumstances of employment as a security officer;
- (b) Information pertaining to the degree of rehabilitation of the applicant since the crime, including formal work experience or participation in vocational training, educational attainment, and family support;
- (c) The time elapsed since the conviction; and
- (d) Other evidence of personal motivation, including community volunteer work and character references.

2105 ELIGIBILITY REQUIREMENTS - CRIMINAL HISTORY

2105.1 No person shall be certified or employed as a security officer, nor shall an existing security officer have his or her certification renewed, until the Mayor has conducted a criminal history check of the applicant through the record systems of the Federal Bureau of Investigation and the Metropolitan Police Department.

2105.2 In evaluating an application for a security officer certification, the Mayor shall consider:

- (a) An applicant's conviction history;
- (b) Any court finding of the applicant's mental incompetence that has not been removed or expunged;
- (c) An applicant's history of criminal traffic offenses;
- (d) The bearing, if any, the criminal offense for which the person was previously convicted will have on his or her fitness or ability to perform one or more duties or responsibilities of a security officer;
- (e) The time that has elapsed since the occurrence of the criminal offense or court finding of mental incompetence;
- (f) The age of the applicant at the time of the occurrence of the criminal offense or court finding of mental incompetence;
- (g) The frequency and seriousness of the criminal offense; and
- (h) Any information produced by the applicant, or produced on his or her behalf, in regard to his or her rehabilitation and good conduct since the occurrence of the criminal offense or court finding of mental incompetence.

2105.3 If a security officer is arrested, the security officer shall report the arrest to the Mayor within two (2) business days. The certification of the security officer shall be suspended immediately, and the security agency shall be notified of such suspension immediately, pending further disposition. If a security officer fails to report an arrest as required, the security officer's certification shall be summarily revoked.

2105.4 The Mayor shall conduct random criminal history checks of security officers through the record systems of the Metropolitan Police Department. The certification of any security officer whose record indicates an unreported arrest or conviction shall be summarily revoked, and the security agency shall be notified of the revocation immediately. The certification of any security officer whose record indicates an outstanding warrant shall be suspended immediately, and the security agency shall be notified of the suspension immediately, pending further disposition.

2104. 4. 行政聴取事務所は、申請者が重大な安全上の脅威であるかどうかの決定に際し、以下に掲げる項目を考慮する。

- (a) 申請者が有罪判決を受けた犯罪の内容、及び警備員としての職務と雇用状況との関係。
- (b) 正式な職務経験又は職業訓練への参加、学業成績及び家族支援を含む、犯罪以降の申請者の回復度合いに関する情報。
- (c) 有罪判決以降経過した時間。
- (d) 地域の慈善活動や人物紹介状 (character references) を含む、その人の意欲を示す他の証拠。

第 2105 条 適性要件 (刑事犯罪歴)

2105. 1. 区長が連邦捜査局及びコロンビア特別区首都警察の記録を通じて、申請者の犯罪歴検査を行うまで、いかなる人も警備員として認定又は雇用されず、また現行の警備員についてはその証明書の更新は行われない。

2105. 2. 警備員証明書の申請を評価する際、区長は以下に掲げる事項を考慮する。

- (a) 申請者の有罪判決歴。
- (b) 裁判所によって削除又は抹消されていない、申請者の精神的不適格性判断。
- (c) 申請者の交通違反歴。
- (d) 以前に有罪判決を受けた刑事犯罪がある場合、その人の態度は警備員の一つ又は複数の職務又は責任を実施するための適性又は能力に影響すること。
- (e) 刑事犯罪の発生又は精神的不適格とする裁判所の判断以降に経過した時間。
- (f) 刑事犯罪の発生又は精神的不適格とする裁判所の判断がなされた時の申請者の年齢。
- (g) 刑事犯罪の頻度及び重大さ。
- (h) 申請者又はその代理人により提供された、刑事犯罪の発生又は精神的不適格とする裁判所の判断以降における、その人の回復及び善行に関する情報。

2105. 3. 警備員が逮捕された場合、その警備員は 2 営業日以内に区長に逮捕を報告される。当該警備員の認定は直ちに停止され、警備業者は、さらなる処分を待ちつつ、その停止につき直ちに通知を受ける。警備員が要求に応じての逮捕報告を怠った場合、当該警備員の認定は直ちに取消しされる。

2105. 4. 区長は、コロンビア特別区首都警察の記録を通して、警備員に対し抜き打ちの犯罪歴検査を実施する。記録上に報告されていない逮捕歴や有罪歴がある警備員の認定は直ちに取消され、直ちに警備業者に対してこの取消しについて通知する。記録上に未逮捕令状 (以前に発行され、未だ犯人逮捕に至っていない有効な令状) がある警備員の認定は直ちに停止され、警備業者は、さらなる処分を待ちつつ、その停止につき直ちに通知を受ける。

2105.5 Notwithstanding any other law or regulation, the information obtained from criminal history checks conducted pursuant to this chapter considered by the Mayor shall not be limited by the date of the offense nor shall the information obtained and considered be limited to arrests resulting in conviction.

2106 PHOTOGRAPHS AND FINGERPRINTS

2106.1 Each applicant for certification shall submit with his or her application four (4) recent, identical, full-face photographs of the applicant, one inch by one and one-half inches (1" x 1 1/2") in size, taken not more than three (3) months prior to the date of application.

2106.2 Each applicant for certification shall furnish the Mayor with three (3) sets of the applicant's fingerprints.

2106.3 Fingerprints shall be taken by the Mayor, shall become part of the certification application, and shall be compared and recorded by the Mayor.

2106.4 At the time fingerprints are taken by the Mayor, each applicant shall be advised in writing of eligibility requirements pertaining to an applicant's criminal history.

2107 INVESTIGATION OF APPLICANTS

2107.1 As promptly as possible after an application is submitted, the Mayor shall submit fingerprints of the applicant for comparison and record checks to the Federal Bureau of Investigation and to other authorities that the Mayor may deem advisable.

2107.2 The Mayor may make any other investigation of the applicant that the Mayor determines to be relevant.

2107.3 The Mayor shall report the results of each investigation to the security agency or employer within one (1) week, excluding weekends and holidays, after the results have been received.

2108 EXAMINATION AND TRAINING

2108.1 When a person applies for certification, the Mayor shall supply the applicant with a brief synopsis of relevant statutes and regulations, and a clear statement of the powers and limitations of a security officer in the District, including a statement of possible penalties, as set forth in § 2100.6, for noncompliance with relevant regulations.

2108.2 Upon satisfactory completion of the investigations and determinations required by this chapter, applicants for certification shall be required to pass an examination given by the Mayor to test their security-related knowledge and their understanding of a security officer's powers, limitations, and duties.

2108.3 The examination fee for the examination required by § 2108.2 shall be established by the Mayor. The fee is not refundable.

2108.4 To qualify for certification as a security officer, an individual shall meet the eligibility and training requirements established in this chapter, and be an employee or an applicant for employment with a security firm.

2105.5. 他の法律又は規則に係わらず、区長の判断によって本章に基づき実施された犯罪歴検査による情報は、違反日に限定してはならず、また、取得及び考慮される情報は、逮捕の上有罪判決に至ったものに限定されない。

第 2106 条 写真及び指紋

2106.1. 証明書の申請者は、その申請書と共に、最近のもので、当人を識別可能であり、顔全体が写っている、申請日の3か月前までに撮影された、1インチ×1.5インチ大の、申請者自身の写真を4枚提出する。

2106.2. 証明書の申請者は区長に対し、自身の指紋を3組提出する。

2106.3. 指紋は区長が採取し、申請証明書の一部となり、区長により同定及び記録される。

2106.4. 区長が指紋を採取する際、申請者は自身の犯罪歴に関する適性要件を書面により通知される。

第 2107 条 申請者の調査

2107.1. 申請が提出された後、区長は迅速に同定及び履歴確認のため、申請者の指紋を連邦捜査局及び区長が妥当と思料する他の関係当局へ送付する。

2107.2. 区長は、自身が関連すると判断した申請者について、他の調査を行うことができる。

2107.3. 区長は、調査結果を受領後、週末及び祝日を除く1週間以内に、各調査結果を警備業者又は雇用者に報告する。

第 2108 条 試験及び訓練

2108.1. ある人が証明書を申請する際、区長は申請者に関連する定款及び規則の概要、及び、第 2100.6 条に規定される、関連規則に従わないことで受け得る罰則を含む、区の警備員の権限及び制限の声明書を提供する。

2108.2. 本章が規定する調査及び決定を所定に完了した後、証明書の申請者は、区長が出題する警備関連の知識及び警備員の権限、制限、及び職務の理解度を問う試験に合格しなければならない。

2108.3. 第 2108.2 条に規定する試験の受験料は、区長が設定する。この試験料は返金不可能とする。

2108.4. 警備員としての証明書発行を受けるために、個人は本章で規定される適性及び訓練要件を満たし、かつ警備会社の被雇用者又は雇用申請者とならなければならない。

- 2108.5 On receipt from an applicant for certification as a security officer, a security firm shall forward to the Mayor the applicant's application form, fingerprint cards, and certification that the applicant has completed the training as required in this section. For initial and renewal certifications, the security agency shall also submit a non-refundable application fee established by the Mayor that includes the cost of the fingerprint card and record checks. The application fee, pre-assignment, on-the-job, and in-service training and cost of records check shall be paid in full by the applicant's employer or prospective employer and in no circumstance shall such costs be deducted from the employee's pay.
- 2108.6 After receipt of an application, the Mayor shall submit, or cause to have submitted, to the Federal Bureau of Investigation, the fingerprint card submitted by the applicant for the purpose of a criminal background check.
- 2108.7 Security officers shall be required to satisfactorily complete pre-assignment, on-the-job, and in-service training programs which have been prescribed and approved by the Mayor.
- 2108.8 Pre-assignment training shall include at least 24 hours of training generally relating to the security officer's duties and specifically including:
- (a) Terrorism awareness, including building evacuation, unattended packages, and unknown substances;
 - (b) Emergency procedures, including evacuation and first-aid; and
 - (c) Customer service and interaction with tourists.
- 2108.9 Security officers shall satisfactorily complete a 16-hour, on-the-job training course within ninety (90) working days following employment, and an 8-hour annual in-service training course.
- 2108.10 Upon satisfactory completion of a required training course, a security officer shall receive from his or her employer a certificate evidencing satisfactory completion thereof.
- 2108.11 Nothing herein shall be construed to prohibit a security agency from voluntarily providing training programs and courses which exceed the minimum requirements of this chapter.
- 2108.12 The training requirements established by this section shall not apply until July 1, 2007.

2109 TEMPORARY CERTIFICATION

- 2109.1 Persons eighteen (18) years old or older who meet the requirements set forth in §§ 2102, 2103, and 2106 may be issued a temporary certification card which shall contain on its face an expiration date that is not later than six (6) weeks after the date of issuance.
- 2109.2 Each temporary certification card shall have inscribed conspicuously across its face the word "TEMPORARY."
- 2019.3 If certification is neither granted nor denied by the designated expiration date, the applicant shall be entitled to a new temporary certification card.

2108.5. 警備員としての証明書を申請者から受領した後において、警備会社は申請者の申請書、指紋証、及び本条に規定された訓練を申請者が完了したことを示す証明書を区長に転送する。初回又は更新証明書については、警備業者は指紋証及び履歴調査の費用を含め、区長が設定する返金不可能な申請手数料を納付する。申請手数料、事前任務、現場及び社内研修及び履歴調査に係る費用は、申請者の雇用者又は将来の雇用者により全額支払われ、いかなる場合にあってても当該費用を被雇用者の給料から控除してはならない。

2108.6. 区長は、申請書を受領した後に、犯罪歴検査のため申請者が提出した指紋証を、連邦捜査局へ提出する。

2108.7. 警備員は、区長により規定及び承認された事前任務、現場及び社内研修プログラムを確実に修了しなければならない。

2108.8. 事前任務訓練は、一般的に警備員の職務に関連する、最低 24 時間の訓練を含むこととし、特に以下のものを含む。

- (a) 建物での避難、放置された荷物、及び未確認物質を含むテロへの認識。
- (b) 避難及び応急手当を含む緊急処置。
- (c) 顧客対応及び観光客対応。

2108.9. 警備員は、雇用後 90 日以内に 16 時間の現場訓練講習、及び年 8 時間の社内研修を確実に修了しなければならない。

2108.10. 規定の訓練講習を確実に修了した後、警備員はその雇用者から、訓練を確実に修了したことを示す証明書を受領する。

2108.11. 本章の規定は、警備業者が任意で本章の最低要件を超える訓練プログラム及び講習を提供することを禁止するものではない。

2108.12. 本条で設定された訓練規定は、2007 年 7 月 1 日まで適用されない。

第 2109 条 暫定証明書

2109.1. 第 2102 条、第 2103 条及び第 2106 条に規定された要件を満たす 18 歳以上の人は、発行日から 6 週間以内に失効することがカード表面に記載された暫定証明書の交付を受けすることができる。

2109.2. 各暫定証明書は、その表面に明瞭に「暫定」の文字を表記しなければならない。

2109.3. 指定された失効日までに証明書が付与又は拒否されない場合、申請者は新たな暫定証明書を受領する権利を有する。

2110 ADVERTISEMENTS AND DISPLAYS

- 2110.1 Every security agency that advertises its business to the public, and every person, firm, or corporation licensed as a private detective agency under Chapter 20 of this title, that provides private detective services for a fee or other consideration, and that advertises its business to the public, shall include its license number in each advertisement.
- 2110.2 No person shall attach to his or her personal motor vehicle any sign, plate, insignia, or other designation identifying the driver or owner as a security officer. This shall not prevent the placement of this type of identification on any car owned, leased, or otherwise used in the business of any agency or employer.

2111 IDENTIFICATION CARDS AND EMPLOYEE LISTS

- 2111.1 Upon certification by the Mayor and payment of a five dollar (\$5) fee, each security officer shall receive an identification card containing a photograph of the security officer, the name and business address of the officer's employer, and a statement that the bearer is not a police officer and only has the powers of an ordinary citizen.
- 2111.2 The identification card shall be carried on the person of the security officer whenever he or she is engaged in his or her duties and shall be exhibited upon request to any person with whom the security officer may come in contact in the performance of his or her duties.
- 2111.3 Each security officer shall take due care to prevent his or her identification card from falling into the possession of any unauthorized person.
- 2111.4 If the identification card is lost or destroyed, a duplicate card shall be issued by the Mayor upon payment of a three dollar (\$3) fee.
- 2111.5 Upon termination of the security officer's service, he or she shall return the identification card to the Mayor within forty-eight (48) hours, excluding weekends and holidays.
- 2111.6 If a security officer takes employment with another security agency or employer, a new identification card shall be issued upon payment of a one dollar (\$1) fee.
- 2111.7 The Mayor shall collect information and maintain, on a current basis, a registry of all security officers and applicants for security officer employment in the District of Columbia. The registry shall include:
- (a) The name, address, and date of birth of each security officer or applicant;
 - (b) Whether an identification card has been issued, denied, suspended, revoked, or expired;
 - (c) The security guard company or companies by whom the security officer is or has been employed or has applied for employment; and
 - (d) Such other information as the Mayor may require; provided, that if the registry or other security officer database includes criminal history information, that criminal history information shall not be made available to the public.

第 2110 条 広告及び展示

2110.1. 自己の事業を公に広告する全ての警備業者、報酬又は他の対価で私立探偵業務を提供し、その事業を公に広告する全ての人、企業若しくは本編の第 20 章において私立探偵社として許可を得た法人は、各広告に許可番号を記載しなければならない。

2110.2. いかなる人も、運転手又は車の所有者が警備員であることが特定できる看板、プレート、記章、又は他の物を自家用車に取り付けてはならない。これは業者又は雇用者が事業上所有若しくは借り上げること、又は業務で使用される車における、この種の識別標装着を妨げるものではない。

第 2111 条 身分証明書 (ID カード) 及び被雇用者リスト

2111.1. 区長による認定、及び 5 ドルの手数料を支払った後、各警備員は、自身の写真、その雇用者の名前と事業所住所、及びその持ち主が警察官ではなく一般市民が権力を持つにすぎないことの記載を含む身分証明書 (ID カード) を受領する。

2111.2. 身分証明書 (ID カード) は、その人が職務に従事する時は必ず携帯するものとし、また要請があれば警備員がその職務遂行中に関わる人にそれを提示しなければならない。

2111.3. 各警備員は、自身の身分証明書 (ID カード) が、権限のない他人に渡らないように相当な注意を払わなければならない。

2111.4. 身分証明書 (ID カード) を紛失又は破損した場合は、3 ドルの手数料を納付した後に、区長が複製カードを発行する。

2111.5. 警備員として業務を終了した者は、週末及び祝日を除く 48 時間以内に、身分証明書 (ID カード) を区長に返還しなければならない。

2111.6. 警備員が他の警備業者又は雇用者と雇用関係を結んだときは、1 ドルの手数料を納付した後に、新たな身分証明書 (ID カード) が発行される。

2111.7. 区長はコロンビア特別区における全ての警備員及び申請者の情報や登録簿を、現況の基準に基づき管理する。登録簿は以下に掲げるものを含む。

- (a) 各警備員又は申請者の氏名、住所、及び生年月日。
- (b) 身分証明書 (ID カード) が発行、拒否、停止、無効、又は失効されたか否か。
- (c) 警備員が雇用されている又は雇用申請をしている警備会社。
- (d) 区長が要請する他の情報。但し登録簿又は他の警備員データベースに犯罪歴情報が含まれている場合、その犯罪歴情報は公開してはならない。

2111.8 Each security agency which employs security officers shall transmit to the Mayor, no later than the 15th day of January following the effective date of the Enhanced Professional Security Amendment Act of 2006 passed on 2nd reading on July 11, 2006 (Enrolled version of Bill 16-102), a list that shall include the information required in § 2111.7, and such other information as the Mayor may require; provided, that in no case shall the registry required under § 2111.7 or other security officer database include criminal history information. Following submission of the initial list, each security agency shall submit to the Mayor the name of each security officer employed or who has retired or been resigned or whose employment as a security officer is terminated for any reason, no later than the 15th calendar day following such employment, retirement, resignation, or termination, and, in the instance of newly appointed security officers, shall include all the information required to be furnished by this section.

2111.9 Any person shall have timely access to information contained in the registry, but limited to the following information with respect to security officers or applicants:

- (a) Name;
- (b) Date of birth;
- (c) Employment history; and
- (d) Status of certification.

2111.10 The Mayor shall continue to maintain in the registry the information required for each security officer or applicant by this section for a period of no less than 10 years following the security officer's termination, revocation, resignation, retirement, or failure to be hired or renewed, at which time the Mayor shall destroy the information.

2112 UNIFORMS

2112.1 Each security officer certified under this title, including each person commissioned as a special police officer under the second paragraph of the section entitled "FOR METROPOLITAN POLICE" in An Act Making appropriations to provide for the expenses of the government of the District of Columbia for the fiscal year ending June thirtieth, nineteen hundred, and for other purposes, approved March 3, 1899 (30 Stat. 1057; D.C. Official Code § 5-129.02), shall wear a uniform approved by the Mayor which is distinctly different from the uniform of the Metropolitan Police Department.

2112.2 Minimum requirements for the uniform are a white uniform cap or a cap covered with a white cap cover and a uniform outer garment, such as a shirt, blouse, jacket, or overcoat. The outer garment shall have the patches and badges required under § 2113 clearly visible at all times.

2112.3 White caps or caps covered by white cap covers shall be worn at all times by security officers during performance of duties involving crowd control at special events.

2112.4 Each security officer shall take due care to prevent his or her uniform from falling into the possession of any unauthorized person.

2113 BADGES, PATCHES, AND EMBLEMS

2113.1 No security officer shall wear or carry a metal or metallic-appearing badge.

2111.8. 警備員を雇用する各警備業者は、2006年7月11日の第二議会で成立した「警備業強化改正法(Enhanced Professional Security Amendment Act of 2006)」の発効日から1月15日までに、第2111.7条で規定された情報を含むリスト及び区長が要請する他の情報を報告する。但し、第2111.7条で規定された登録簿又は他の警備員データベースには、犯罪歴情報を含まない。初回登録簿を提出した後、各警備業者は、雇用・退職・辞職又はいずれかの理由により警備員としての雇用が終了した警備員の名前を、その雇用、退職、辞職又は終了から15日以内に区長に報告し、また、新たに警備員を任命した後は、本条で規定された全ての情報を報告する。

2111.9. いかなる人も登録簿に含まれる情報について適時に閲覧できるが、警備員又は申請者に関する以下に掲げる情報については、閲覧の制限を受ける。

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 雇用歴
- (d) 身分証明 (status of certification)

2111.10. 区長は、登録簿により、本条に基づき警備員又は申請者について規定された情報を、警備員の解雇、無効、辞任、退職、若しくは雇用又は更新の取消から10年間以上管理しなければならない、その期間を経過した後、区長は係る情報を破棄しなければならない。

第2112条 制服

2112.1. 「コロンビア特別区首都警察(For Metropolitan Police)」における会計年度の末日を6月30日と定めた1900年の法律、及びその目的を定めた1899年3月3日に承認された法律(D.C.公法第5-129-02条)第2段落の下で特別警察官として任命された各人を含む、本編に基づいて認定された各警備員は、区長が承認するコロンビア特別区首都警察の制服と明らかに異なる制服を着用しなければならない。

2112.2. 制服の最低要件は、白色均一な帽子又は白いキャップカバーに覆われた帽子及びシャツ、ブラウス、ジャケット、又はオーバーコートなど統一した上着とする。上着は第2113条に規定される、常時、明瞭に確認できるパッチ及びバッジを佩用しなければならない。

2112.3. 白い帽子又は白いキャップカバーに覆われた帽子は、特別な催事時の雑踏警備を含めて、職務遂行中は常時、警備員が着用しなければならない。

2112.4. 各警備員は、自身の制服が、権限のない他人に渡らないよう、相応の注意を払わなければならない。

第2113条 バッチ、パッチ及び紋章

2113.1. いかなる警備員も、金属製又は金属製に見えるバッジを佩用し、又は携帯してはならない。

- 2113.2 A distinctive cloth badge worn on a security officer's left breast is permitted if the prior written permission of the Mayor is obtained.
- 2113.3 Notwithstanding the corporate name of the security agency, the words "police," "United States," and "District of Columbia," or abbreviations of those words, and the seals or insignias of the United States and the District of Columbia shall not be used on any badge, patch, emblem, or uniform.
- 2113.4 Uniforms bearing emblems and patches that meet the following requirements and restrictions shall be approved by the Mayor and shall be worn by security officers:
- (a) Shoulder shall be red in color, bear the name of the employer or security agency, and shall have white, clearly legible lettering;
 - (b) The name of the security agency or employer shall be spelled out in full on the patches;
 - (c) Initials shall not be allowed, and abbreviations are permissible only with the prior written permission of the Mayor;
 - (d) Patches may bear a security agency or employer design insignia which has been approved in writing by the Mayor;
 - (e) Patches shall be of half-moon design;
 - (f) Patches shall be three inches (3") high by five inches (5") wide;
 - (g) A patch shall be worn on each shoulder of a shirt, blouse, jacket, or overcoat; and
 - (h) A patch bearing the words "Security Officer" shall be worn on the right breast. This patch shall be four and one-half inches (4 1/2") long and one inch (1") high. This patch shall be red with white lettering.
- 2113.5 An employee may wear an appropriate designation of his or her rank (such as sergeant) on either or both sleeves. Chevrons shall be red in color with white piping. If the employee is of officer rank, he or she may wear the appropriate emblem on the collar or shoulders of the uniform shirt, jacket, or blouse.
- 2113.6 The word "INSPECTOR," or an abbreviation of that word, shall not appear on any badge, patch, emblem, or uniform.
- 2113.7 A non-metal cap ornament that does not have a metallic appearance may be worn. It may carry the rank of the employee and shall bear the name of the security agency or employer.
- 2113.8 Any deviation from the requirements of §§ 2113.4, 2113.5, 2113.6, or 2113.7 shall require the prior written approval of the Mayor.
- 2113.9 The provisions of §§ 2113.4, 2113.5, 2113.6, and 2113.7 apply only to security officers. No other uniformed security personnel licensed, commissioned, or certified by the District shall wear badges, patches, or emblems that are red with white lettering, or that are not readily discernible from those badges, patches, and emblems.
- 2113.10 Each security officer shall take due care to prevent his or her badges, patches, and emblems from falling into the possession of any unauthorized person.

2113.2. 区長の事前書面許可が得られた場合は、警備員の左胸部に着用する特殊な布バッジを許可することができる。

2113.3. 警備業者の社名に係わらず、「警察」、「合衆国」、又は「コロンビア特別区」という単語、又はその略語、合衆国及びコロンビア特別区のシール又は記章を、バッジ、パッチ、紋章、又は制服に使用してはならない。

2113.4. 以下に掲げる要件及び制限を満たす紋章及びパッチを付する制服は、区長の承認を受け、警備員が着用する。

- (a) 肩は赤色とし、雇用者又は警備業者の名前を、白字かつ明瞭に識別できる文字で記載する。
- (b) 警備業者又は雇用者の名前を、パッチ上にフルネームで記載する。
- (c) 頭文字の記載は認められず、略語は、区長の事前書面許可がある場合のみ許可される。
- (d) パッチには、区長が書面で承認した警備業者又は雇用主のデザイン記章を添えることができる。
- (e) パッチは半月形とする。
- (f) パッチは高さ3インチ、横5インチとする。
- (g) パッチはシャツ、ブラウス、ジャケット、又はオーバーコートの両肩に着用する。
- (h) 「警備員」と刺繍されたパッチは右胸部に佩用する。このパッチは長さ4.5インチ、高さ1インチとする。このパッチは赤色地に白色の文字で構成する。

2113.5. 被雇用者は自身の地位(軍曹など)の適切な称号を両袖又は片方の袖に付けてもよい。山形袖章は赤色で白色のパイピング(piping)が入るものとする。被雇用者が高位の場合、その者は制服のシャツ、ジャケット、又はブラウスの襟、又は肩に適切な紋章を着用することができる。

2113.6. 「調査員(Inspector)」という単語、又はその略語は、いかなるバッジ、パッチ、紋章又は制服にも表示してはならない。

2113.7. 金属風の外見を持たない非金属の帽子飾りは、これを取り付けることができる。これは被雇用者の地位を示し、警備業者又は雇用者の氏名を記載するものとする。

2113.8. 第2113.4条、第2113.5条、第2113.6条又は第2113.7条の要件から逸脱する場合は、区長の事前書面承認を得なければならない。

2113.9. 第2113.4条、第2113.5条、第2113.6条及び第2113.7条の規定は、警備員のみ適用される。特別区に許可、任命、又は認定された他の制服を着た警備員は、前述警備員のバッジ、パッチ、及び紋章から容易に識別できない、赤色に白文字のバッジ、パッチ、又は紋章を佩用してはならない。

2113.10. 各警備員は、自身のバッジ、パッチ、及び紋章が、権限のない他人に渡らないよう、相応の注意を払わなければならない。

2114 CERTIFICATION RENEWAL

- 2114.1 A security officer shall be required to apply for a renewal certification of his or her license biannually.
- 2114.2 A security officer shall not be required to repeat the examination under § 2108.2 for license renewal.
- 2114.3 For each license renewal, the Mayor shall update all background checks, especially the investigations for criminal convictions.
- 2114.4 A security officer may continue to work while awaiting notification of acceptance or denial of renewal certification.
- 2114.5 When granted, a renewal certification shall be dated as of the expiration date of the previously existing certification.

2115 [REPEALED]

2116 [REPEALED]

2117 [REPEALED]

2118 [REPEALED]

2119 [REPEALED]

2120 DENIAL, SUSPENSION, AND REVOCATION OF CERTIFICATION

- 2120.1 Certification of a security officer shall be subject to denial, suspension, or revocation for any of the following reasons:
 - (a) Material misstatement in the license application;
 - (b) Violation of requirements pertaining to identifications cards, uniforms, badges, advertising, and displays as set forth in §§ 2110, 2111, 2112, and 2113;
 - (c) Failure or refusal to comply with any statute or regulation governing security officers, or the willful and fraudulent circumvention of any statute or regulation;
 - (d) Conviction of a felony while employed as a security officer; provided, that denial, suspension, or revocation for this reason shall not prevent a person from reapplying for certification;
 - (e) Conviction for a misdemeanor involving theft, fraudulent conduct, assault, or false arrest or imprisonment;
 - (f) Conviction of any offense arising out of or based on employment as a security officer which involved a breach of trust or an invasion of privacy; or
 - (g) Carrying a deadly weapon, handcuffs, or an aerosol chemical dispenser in the course of employment. This does not prohibit the carrying of a night stick constructed solely of wood.
- 2120.2 Whenever the Mayor proposes to deny, suspend, or revoke a certification under this chapter, notice shall be given to the applicant or security officer.
- 2120.3 Each notice issued under § 2120.2 shall be in writing and shall be signed by the Mayor.

第 2114 条 証明書の更新

2114. 1. 警備員は 2 年毎に、自身の許可証の更新証明書の申請をしなければならない。
2114. 2. 警備員は、第 2108. 2 条に基づき、許可証の更新のために繰り返し試験を受ける必要はない。
2114. 3. 許可証の更新に際し、区長は全ての素性調査（バックグラウンド調査）、特に刑事有罪判決の調査を更新しなければならない。
2114. 4. 警備員は更新証明書の承諾又は却下の通知を待つ間、勤務を継続することができる。
2114. 5. 承諾を受けた場合、更新証明書には以前に存在した証明書の有効期限の日付が記載される。

第 2115 条 {削除}

第 2116 条 {削除}

第 2117 条 {削除}

第 2118 条 {削除}

第 2119 条 {削除}

第 2120 条 証明書の拒否、停止及び取消

2120. 1. 警備員の証明書は以下に掲げるいかなる理由によっても拒否、停止、又は取消の対象となる。
 - (a) 許可証申請における重大な虚偽を記載すること。
 - (b) 第 2110 条、第 2111 条、第 2112 条、第及び第 2113 条に規定される証明書、制服、バッジ、広告及び表示に関する要件に違反すること。
 - (c) 警備員を管理する定款又は規則の遵守を怠ること、又はその拒否、若しくは定款又は規則に対し、故意に違反すること。
 - (d) 警備員として雇用されている間に重罪の有罪判決を受けること。但し、この理由による拒否、停止、又は取消は、その人が証明書を再申請することを制限するものではない。
 - (e) 窃盗、詐欺行為、暴行、若しくは不法逮捕又は拘禁刑を含む軽罪による有罪判決を受けること。
 - (f) 背任やプライバシー侵害に係る警備員としての雇用から発生した、又は雇用に基づくあらゆる犯罪の有罪判決を受けること。
 - (g) 危険武器、手錠、又は化学噴霧器を雇用中に携帯すること。但し、木製の警棒の携帯を妨げるものではない。
2120. 2. 本章の下で、区長が証明書の拒否、停止、又は取消を提案する場合は、常に申請者又は警備員に通知されなければならない。
2120. 3. 第 2120. 2 条の下で発行される各通知は、書面により区長が署名しなければならない。

2120.4 Each notice shall state or contain the following:

- (a) The facts constituting each violation or other basis for the action proposed;
- (b) Where applicable, each statutory provision or regulation violated or not complied with;
- (c) The nature of the adverse action proposed in the matter;
- (d) A statement advising the applicant or security officer that he or she is entitled to a full hearing, if requested, in which the Mayor's action may be reversed; and
- (e) Information about the time and manner in which an appeal must be filed.

2121 SERVICE OF NOTICE

2121.1 Each notice issued under § 2120 shall be served upon the applicant or security officer in the manner prescribed in this section.

2121.2 Notice shall be deemed to have been served upon the person to whom it is directed when a copy of it has been served by one of the following means:

- (a) Personally delivering a copy to the person named in the notice;
- (b) Leaving a copy at the address stated on the certification or application with a person over sixteen (16) years of age who is employed at or is a resident of that address; or
- (c) Mailing a copy by certified mail, postage prepaid, to the address stated on the certification or application, which is not returned undelivered by the postal authorities, except as provided in § 2121.3.

2121.3 If a notice mailed as authorized by § 2121.2(c) is returned by the postal authorities because the addressee refused to accept delivery, it shall be deemed to have been served on the addressee on the date of that refusal.

2122 HEARINGS

2122.1 A person on whom notice has been served pursuant to § 2120 and § 2121 may file a written demand for a hearing with the Office of Administrative Hearings.

2122.2 If notice was served personally, the demand for hearing shall be filed within twenty (20) calendar days from the date on which the notice was served.

2122.3 If the notice was served other than personally, the demand for hearing shall be filed within twenty-four (24) calendar days from the date on which it was served (including the date it was mailed, if served in accordance with § 2121.2(c)).

2122.4 Filing the demand for hearing shall not in itself stay enforcement of the action of the Mayor.

2122.5 The Mayor may grant, or the Office of Administrative Hearings may order, a stay upon appropriate terms.

2122.6 Each applicant or security officer shall be entitled to a hearing within twenty-one (21) days of demand.

2122.7 Each hearing shall provide full procedural safeguards to the officer or applicant, including the right to be represented by his or her own legal counsel and the right to confront and cross-examine witnesses.

2120.4. 各通知は、以下に掲げる事項を言明又は含む。

- (a) 違反となった事実又は区長の決断の根拠となった事実。
- (b) 該当する場合、違反又は遵守されていない各法規条項又は規則。
- (c) その事態に対して提起された反対意見。
- (d) 申請者又は警備員が希望すれば、区長の決断を覆すことができる聴取を行うことができる権利がある旨を通知する声明
- (e) 訴願が提出されるべき時間及び方法に関する情報。

第 2121 条 通知業務

2121.1. 第 2120 条に基づいて発行される各通知は、本条で規定される方法により、申請者又は警備員に提供されなければならない。

2121.2. 通知の写しが以下に掲げる手段により提供された場合、その通知は宛先人に送付されたものと見なす。

- (a) 通知書に記載されている人物本人に宛てて写しを送付した場合。
- (b) 証明書又は申請書に記載されている住所の、16 歳以上でその住所にて雇用されている、又は居住している人に写しを送付すること。
- (c) 配達証明郵便、郵便料金前払いにより、証明書又は申請書に記載されている住所に写しを郵送すること。この写しは第 2121.3 条に規定される場合を除き、郵便局から返送されない。

2121.3. 受取人が配達を受領を拒否したために、第 2121.2 条(c)で認可され送付された通知が郵便局より返送された場合、その通知は当該拒否日に該当住所に送付されたものと見なす。

第 2122 条 聴取

2122.1. 第 2120 条及び第 2121 条に従って通知が送付された人は、行政聴取事務所に対し、書面により聴取を請求することができる。

2122.2. 通知が個人宛に送付された場合、聴取の請求は通知が配達された日から 20 日以内に行わなければならない。

2122.3. 通知が個人宛に行われなかった場合、聴取の要求は、通知の配達日(第 2121.2 条(c)に従って提供された場合は郵送された日を含む)から 24 日以内に提出しなければならない。

2122.4. 聴取の要求の提出は、それ自体で区長の執行を停滞させるものではない。

2122.5. 適切な条件に基づき、区長は聴取を承認し、又は行政聴取事務所は聴取を命令することができる。

2122.6. 申請者又は警備員は、請求してから 21 日以内に聴取の権利が与えられる。

2122.7. 各聴取は、弁護士による代理権、及び証人に対し反対尋問する権利を含む完全な手続上の保護措置を、警備員及び申請者に提供しなければならない。

2122.8 A record shall be kept of the proceedings of each hearing.

2123 APPEALS

2123.1 If the Office of Administrative Hearings upholds the denial, suspension, or revocation of certification, the applicant or security officer may seek review of the order by filing an appeal with the District of Columbia Court of Appeals.

2123.2 The appeal shall be filed with the Court of Appeals within the time limit prescribed by court rules.

2123.3 Filing of the appeal shall not in itself stay enforcement of the action of the Mayor or the order of the Office of Administrative Hearings.

2123.4 The Mayor may grant, or the Office of Administrative Hearings or the Court of Appeals may order, a stay upon appropriate terms.

2124 SECURITY AGENCY LICENSE

2124.1 Except as otherwise provided in this chapter, an individual or a firm shall be licensed by the Mayor as a security agency before the individual or firm may conduct or solicit to engage in a business that provides security services in the District of Columbia.

2124.2 An individual or a firm may qualify for a license as a security agency. If the applicant is a firm, the firm shall appoint a firm member as the representative member to make the application on behalf of the firm.

2124.3 No applicant shall be licensed as a security agency unless the Chief of Police of the Metropolitan Police Department, or his or her designee, certifies to the Mayor that the Chief of Police approves of the issuance of the license.

2124.4 Each individual or firm applying for a license shall submit to the Mayor, under oath, any information that the Mayor may require to assist in determining whether granting the license will be in the public interest.

2124.5 Application for a license to engage in business as a security agency shall be made to the Mayor on a form prescribed by the Mayor, to include the documents required by this chapter, and shall be accompanied by the license fee required by law.

2124.6 An applicant for a security agency license shall pay to the District an application fee of \$500, if the applicant is an individual, or \$1,000, if the applicant is a firm.

2124.7 If the applicant is an individual, the application form provided by the Mayor shall require the name of the applicant, the age of the applicant, the address of the applicant, and the current and previous employment of the applicant.

2124.8 If the applicant is a firm, the application form provided by the Mayor shall require a list of all of the firm members, and for each firm member, the same information required regarding an individual applicant under § 2124.7.

2122.8. 各聴取の記録は、議事録により保管しなければならない。

第 2123 条 不服申立て

2123.1. 行政聴取事務所が証明書の拒否、停止又は取消を支持する場合、申請者又は警備員は、コロンビア特別区控訴裁判所に異議申立てることにより、その命令の再考を請求できる。

2123.2. 訴願は、裁判所規則に規定された期間内に控訴裁判所へ提出しなければならない。

2123.3. 訴願の提出は、それ自体で区長の執行又は行政聴取事務所の命令を停止するものではない。

2123.4. 適切な条件に基づき、区長は不服申立てを承認し、又は行政聴取事務所又は控訴裁判所は不服申立てを命令することができる。

第 2124 条 警備業許可証

2124.1. 本章中に別途の規定がある場合を除き、個人又は企業は、コロンビア特別区で警備業務を提供する事業に従事する、又は勧誘する前に、警備業者として区長の許可を得なければならない。

2124.2. 個人又は企業は、警備業者としての許可証を取得する資格を有する。申請者が企業の場合、その企業は、申請に際して社員のうち一名を代表者に指名しなければならない。

2124.3. コロンビア特別区首都警察署長、又はその被指名者が、署長が許可証の発行を是認したことを区長に証明しない限り、いかなる申請者も警備業者として許可を受けることはできない。

2124.4. 許可証を申請する個人又は企業は、許可証を承諾することが公共の利益になるかどうかの判断に資するために区長が必要とするあらゆる情報を、虚偽なく区長に提出しなければならない。

2124.5. 警備業者としての事業に従事するための許可証の申請は、本章で規定される書類を含め、区長が規定する様式で区長に送付され、また申請には法に定める許可証手数料の納付を伴う。

2124.6. 警備業許可証の申請者が個人の場合は 500 ドル、企業の場合は 1,000 ドルの申請手数料を区に納付しなければならない。

2124.7. 申請者が個人の場合、区長が提供する申請様式には、申請者の氏名、年齢、住所また現在及び以前の雇用状況を記載しなければならない。

2124.8. 申請者が企業の場合、区長が提供する申請様式には、企業構成員全員の名簿、及び各構成員については、第 2124.7 条で定める個人の申請者と同じ情報を記載しなければならない。

- 2124.9 For all applicants, the application form shall require:
- (a) The address of the applicant's proposed principal place of business and of each proposed branch office;
 - (b) Any trade or fictitious name that the applicant intends to use while conducting the business of the security agency;
 - (c) The submission of a facsimile of any trademark that the applicant intends to use while conducting the business of the security agency; and
 - (d) As the Mayor considers appropriate, any other information to assist in the evaluation of an individual applicant, or if the applicant is a firm, any firm member.
- 2124.10 If the applicant is an individual, the application form shall be signed, under oath, by the individual. If the applicant is a firm, the application form shall be signed, under oath, by the representative member, as the representative member, and by all the other firm members.
- 2124.11 An applicant for a license shall submit with the application form a bond in accordance with the requirements of this chapter.
- 2124.12 An applicant for a license who intends to employ at least five (5) individuals as security guards shall submit with the application proof of liability insurance, as required under this chapter.

2125 ISSUANCE, RENEWAL, AND DISPLAY OF LICENSES FOR SECURITY AGENCIES

- 2125.1 The Mayor shall issue a 2-year license to each applicant for a security agency license who meets the requirements of this chapter.
- 2125.2 Each security agency license shall include:
- (a) A certificate stating the full name of the licensee;
 - (b) The location of the principal office and of each branch office of the licensed security agency;
 - (c) The date of issuance of the license;
 - (d) The date on which the license expires; and
 - (e) The name and address of the representative member, if the licensee is a firm.
- 2125.3 While a security agency license is in effect, it authorizes the licensee to:
- (a) Conduct a business that provides security officer services for compensation or for hire;
 - (b) Maintain an office for the conduct of business at each location stated in the security agency license certificate;
 - (c) Employ certified individuals as security personnel to provide security officer services to the public on behalf of the licensee; and
 - (d) Represent the licensee to the public as a licensed security agency.
- 2125.4 Unless a security agency license is renewed for a 2-year term as provided in this section, the license expires on the date the Mayor sets.

2124. 9. 全ての申請者について、申請様式には以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 申請者の主たる事業所（本社）及び各支店の住所。
- (b) 申請者が警備事業を遂行する間に使用する予定の商号又は屋号。
- (c) 申請者が警備事業を遂行する間に使用する予定の商標の写し。
- (d) 区長が適性判断を行う際に評価の参考とする、個人申請者又は申請者が企業の場合はその構成員全員に関するその他の情報。

2124. 10. 申請者が個人の場合、申請様式はその個人により虚偽ないものとして署名されなければならない。申請者が企業の場合、申請様式は代表者により、また他の全ての構成員により虚偽ないものとして署名されなければならない。

2124. 11. 許可証の申請者は、本章の要求に従って申請様式と共に保証金を提出しなければならない。

2124. 12. 警備員として少なくとも5人を雇用する予定の許可証申請者は、本章の規定に従い、申請書と共に賠償責任保険証書を提出しなければならない。

第 2125 条 警備業許可証の発行、更新及び表示

2125. 1. 区長は本章の要件を満たす警備業許可証の申請者に対し、2年間の許可証を発行する。

2125. 2. 各警備業許可証には、以下に掲げる事項を含む。

- (a) 免許所有者の姓名を示す証明書、
- (b) 認可された警備会社の本社及び各支社の所在地、
- (c) 許可証の発行日、
- (d) 許可証の失効日、及び
- (e) 免許所有者が企業の場合、代表者の氏名及び住所。

2125. 3. 警備業許可証が有効な間、免許所有者は以下の行為が許可される。

- (a) 賃金や雇用を目的として、警備員業務を提供する事業を経営すること。
- (b) 警備業許可証の証明書に記載されている各場所で事業を行うために、事務所を維持すること。
- (c) 免許所有者の代理として、警備員業務を提供するために、警備関係担当者としての認可を受けた個人を雇用すること。
- (d) 認可された警備会社として公に表明すること。

2125. 4. 警備業許可証が、本条の規定に従って2年間の後に更新されない限り、許可証は、区長が設定した日に失効する。

2125.5 At least one month before a security agency license expires, the Mayor shall mail to the licensee, at the last known address of the licensee, a renewal application form, and a notice that states:

- (a) The date on which the current license expires;
- (b) That the Mayor must receive the renewal application and the statements required under this chapter at least fifteen (15) days before the license expiration date for the renewal to be issued and mailed before the license expires;
- (c) The amount of the renewal fee;
- (d) That, if the statements required under this chapter are not received at least 15 days before the license expiration date, a fee of \$10 per day shall be charged against the licensee until the statements are received; and
- (e) That the submission of a false statement in the renewal application or in the annual statements is cause for revocation of the license.

2125.6 A security agency licensee periodically may renew the license for an additional 2-year term, if the licensee:

- (a) Otherwise is entitled to be licensed;
- (b) Pays to the District a renewal fee of \$250, if the licensee is an individual, or \$500, if the licensee is a firm, along with any late fee required under this chapter; and
- (c) Submits to the Mayor a renewal application on a form that the Mayor provides, along with the statements required under this chapter.

2125.7 The Mayor shall renew the security agency license of each licensee who meets the requirements of this section.

2125.8 If the Mayor does not receive the documents required under this section at least fifteen (15) days before the license expiration date, the Mayor shall charge the licensee a late fee of \$10 per day until the documents are received.

2126 DENIAL, SUSPENSION, AND REVOCATION OF SECURITY AGENCY LICENSE

2126.1 The Mayor may deny a security agency license to any individual or firm, reprimand any licensed security agency, fine any licensed security agency, or suspend or revoke a security agency's license if the applicant or licensee engages in any of the following:

- (a) Fraudulently or deceptively obtains or attempts to obtain a license for the applicant or licensee or for another;
- (b) Fraudulently or deceptively uses a license;
- (c) Aids an individual to obtain or to attempt to obtain fraudulently or deceptively certification under this title as a security officer;
- (d) While not licensed, solicits to engage in or willfully engages in a business providing security officer services in the District;
- (e) While not licensed, willfully advertises as a security agency or of the provision of security officer services;
- (f) Willfully makes a false statement or misrepresentation that an individual is or was in the employ of the applicant or licensee;
- (g) Willfully makes a false statement or misrepresentation in any renewal application, in any annual statement, or in any other report or document required to be submitted;

2125.5. 警備業許可証が失効する少なくとも1か月前に、区長は免許所有者の最新の住所に宛てて、更新申請様式と、以下に掲げる事項を言明した通知を送付する。

- (a)現在の許可証が失効する日付。
- (b)許可証が失効する前にこれを更新、送付するため、許可証が失効する少なくとも15日前までに、区長は本章の規定により更新申請書及び声明書を受領しなければならないこと。
- (c)更新料の総額。
- (d)本章に規定する声明書が許可証失効日の15日前までに受理されない場合、声明書が受領されるまでの間、1日につき10ドルの手数料が免許所有者に課せられること。
- (e)更新申請又は年間声明書(annual statements)において虚偽を記載の上、これを提出することは、許可証取消の原因となること。

2125.6. 以下に掲げる条件下において警備業許可証を受けた者は、その許可証をさらに2年間、定期的に更新することができる。

- (a)その者が他の規定により許可を受けている場合。
- (b)その者が区に対し、本章で規定された遅延金に加え、個人の場合は250ドル、企業の場合は500ドルの更新料を納付した場合。
- (c)その者が本章で規定される声明書と共に、区長が提供する様式で更新申請書を提出した場合。

2125.7. 区長は、本条の要件を満たす免許所有者の警備業許可証を更新する。

2125.8. 区長が許可証の失効日の少なくとも15日前までに、本条が規定する書類を受領しない場合、区長は書類を受領するまでの間、免許所有者に対して、1日10ドルの遅延金を課す。

第2126条 警備業許可証の拒否、停止及び取消

2126.1. 申請者又は免許所有者が以下のいずれかに従事している場合、区長はいかなる個人又は企業に対し、その警備業許可証の拒否、認可された警備会社の懲戒、罰金の賦課、若しくは警備業許可証の停止又は取消をすることができる。

- (a)申請者又は免許所有者又は別の者のために、不正に又は偽って許可証を取得する、又は取得しようとする場合。
- (b)許可証を不正に、又は偽って使用する場合。
- (c)本編における警備員の証明書を不正に、又は偽って取得する、又は取得しようとする個人を援助する場合。
- (d)許可を得ていない期間に、区で警備員業務を提供する事業に故意に従事する又は勧誘する場合。
- (e)許可を得ていない期間に、警備業者として、又は警備員業務の提供を故意に宣伝する場合。
- (f)個人が申請者又は免許所有者に雇用されている、又は雇用されていたとの偽証又は不当な表示を故意にする場合。
- (g)更新申請書、年次声明書、又は提出が必要なその他の報告書又は書類において、故意に虚偽の表現又は不当な表示をする場合。

- (h) Fails to notify the Mayor about any change among the security agency members or in the address of the principal office or any branch office of a licensee;
- (i) Fails to maintain a bond as required by this chapter;
- (j) Fails to maintain the liability insurance required under this chapter;
- (k) Fails to adequately supervise and train its security officer employees to the extent that the public health or safety is at risk or in violation of the training required by this chapter; or
- (l) Commits any other violation under this chapter.

2126.2 For purposes of this section, an act or omission of any principal, agent, or employee of an applicant or licensee may be construed to be the act or omission of the applicant or licensee, as well as of the principal, agent, or employee.

2126.3 When the Mayor finds any violation specified in this section, he or she may do one or more of the following:

- (a) Deny an initial or renewal application;
- (b) Issue a reprimand;
- (c) Impose an administrative fine not to exceed \$1,000 for every count or separate offense;
- (d) Place the licensee on probation for a period of time and subject to such conditions as the Mayor may specify; or
- (e) Suspend or revoke the license.

2126.4 Whenever the Mayor proposes to deny, suspend, or revoke a license, or impose an administrative fine under this chapter, notice shall be given to the applicant or security agency in accordance with the procedures set forth in §§ 2120 and 2121 for an applicant for certification as a security officer or a security officer, and the applicant for a security agency license or a security agency shall be afforded the opportunity for an administrative hearing and the right to appeal in accordance with the procedures set forth in §§ 2122 and 2123 for an applicant for certification as a security officer or a security officer.

2126.5 In addition to, or in lieu of, the penalties and sanctions provided in this chapter, the Mayor may issue an order to any person or firm engaged in any activity, conduct, or practice constituting a violation of any provision of this chapter, directing such person or firm to forthwith cease and desist from such activity, conduct, or practice.

2126.6 If the person or firm to whom the Mayor directs a cease and desist order does not cease and desist within three (3) working days from service of the order, the District may seek, in any court of competent jurisdiction and proper venue, a writ of injunction enjoining such a person or firm from engaging in any activity, conduct, or practice prohibited by this chapter.

2126.7 Upon a proper showing by the Mayor that such a person or firm has engaged in any activity, conduct, or practice prohibited by this chapter, the court shall issue a temporary restraining order restraining the person or firm from engaging in unlawful activity, pending a hearing on a preliminary injunction, and in due course a permanent injunction shall be issued after a hearing, commanding the cessation of the unlawful activity.

- (h)警備業代理人若しくは免許所有者が所属する本社又は支店の住所の変更について、区長への通知を怠る場合。
- (i)本章で規定された債券の管理を怠る場合。
- (j)本章で規定された賠償責任保険の管理を怠る場合。
- (k)公共衛生又は安全に対して危険を生じさせる、若しくは本章で規定される訓練に違反したままで、自身の警備員を適切に監視し訓練することを怠る場合。
- (l)本章における別の違反を犯す場合。

2126.2. 本条において、申請者又は免許所有者のいかなる代表者、代理人、又は被雇用者の作為又は不作為は、その代表者、代理人、又は被雇用者の作為又は不作為であると共に、申請者又は免許所有者の作為又は不作為としてみなすことができる。

2126.3. 区長が本条に規定されるいかなる違反をも発見した際、区長は以下に掲げる1つ又は複数を行うことができる。

- (a)当初又は更新申請を拒否すること。
- (b)懲戒を発すること。
- (c)各々の違反に対して1,000ドル以下の罰金を課すこと。
- (d)許可を受けた者を一定期間保護観察下に置き、区長が規定する条件に従わせること。
- (e)許可証を停止又は取消すこと。

2126.4. 区長が許可証の拒否、停止、又は取消、若しくは本章に基づく罰金の賦課を提案した場合は必ず、警備員証明書の申請者又は警備員のために、第2120条及び第2121条に規定される手続きに従って申請者又は警備業者に通知する。また、警備員証明書の申請者又は警備員に対し、第2122条及び第2123条に規定される手続きに従って申請者又は警備業者に聴聞の機会と上訴権が与えられる。

2126.5. 本章で規定される罰則及び制裁に加えて、又はそれに代わって、区長は本章の規定に違反していると考えられる活動、行為又は実務に従事している人又は企業に対し、直ちにそのような活動、行為、又は実務の停止を指示する命令を発することができる。

2126.6. 区長が停止命令を発した人又は企業が命令の発令から3営業日以内にその者が中止しない場合、区は、管轄権を有する適切な裁判地にある裁判所において、当該人又は企業が本章で禁止されている一切の活動、行為、又は実務に従事することを禁ずる禁止命令を申請することができる。

2126.7. 当該人又は企業が本章で禁止されている活動、行為、又は実務に従事していることを区長が示した場合、区長による適切な立証の後、仮禁止命令に係る聴取の結果が確定するまでの間、裁判所は、その人又は企業が不正行為に関与することをやめさせる仮禁止命令を発することができ、聴取、違法活動の停止命令の後に、永久禁止命令を発することができる。

2127 SECURITY AGENCY BOND AND LIABILITY INSURANCE

2127.6 A security agency that employs five (5) or more individuals as security officers shall maintain general liability insurance in an amount not less than \$250,000 per occurrence and \$600,000 in the aggregate, and submit proof of the required insurance to the Mayor.

2127.7 No security agency license may be issued to an applicant, nor may a security agency license be renewed unless the applicant or security agency has submitted proof that the insurance requirements of this section have been met.

2199 DEFINITIONS

2199.1 The following definitions shall apply to terms used in this chapter:

Campus security department - A division of a university campus that provides security services for the protection of students, faculty, staff, and visitors while they are on campus.

Certification - The permission that must be granted by the Mayor before a person can lawfully be employed as a security officer in the District of Columbia.

Certification card - A card issued by the Mayor to an individual certified as a security officer.

Chief of Police - The Chief of the Metropolitan Police Department of the District of Columbia or his or her designated agent.

Employer - Unless the context implies otherwise, a person, firm, corporation, or other private organization providing security services exclusively in connection with the affairs of the one business organization that employs them.

Firm - A partnership, corporation, or other private entity employing security personnel.

Firm member - A partner of a partnership, or an officer or secretary of a corporation, or a director of a private entity employing security personnel.

License - Unless the context requires otherwise, a license issued by the Mayor to conduct a business to provide security services.

Licensed security agency - A person or entity that is licensed by the Mayor to conduct a business that provides security services.

Mayor - The Mayor of the District of Columbia or the Mayor's agent or designee.

Private detective agency - A person, firm, or corporation which is licensed as a private detective agency under D.C. Official Code § 47-2839 and Chapter 20 of this title to provide private detective services for a fee or other consideration.

Security agency - A person or entity who conducts a business that provides security services.

Security services - Any activity that is performed for compensation by a security officer or special police officer to protect an individual or property, except as otherwise provided in this chapter.

Supervision - Release from incarceration, and the conclusion of any court-ordered parole, probation, or supervision.

第 2127 条 警備業保証金及び賠償責任保険

2127.6. 5人以上の人物を警備員として雇用する警備会社は、一契約につき 25 万ドル以上かつ総額 60 万ドル以上の一般賠償責任保険を保持するとともに、区長に必要な保険証明書を提出しなければならない。

2127.7. 申請者又は警備会社が本条の保険要件を満たす証拠を提出しない限り、警備業証明書は申請者又は警備会社に発行されず、更新もされない。

第 2199 条 定義

2199.1. 本章で使用される用語は、以下のとおり定義する。

大学構内警備課：学生、教授、事務員及び訪問者が構内にいる間の保護のために警備業務を提供する、大学構内の部署。

許可：ある人がコロンビア特別区で警備員として合法に雇用される前に区長により承諾されなければならない許可。

身分証明書：警備員として認可された個人に対して区長が発行する証明書。

警察署長：コロンビア特別区首都警察の署長又はその指名された代理人。

雇用者：文脈上他の意味に解すべき場合を除き、人、企業、法人、又はそれらを雇う一事業団体の業務のみに関連する警備業務を提供する他の民間団体。

企業：警備関係者を雇用する共同経営会社、会社、又は他の民間団体。

会員：共同経営会社の共同経営者、若しくは会社の役員又は秘書、若しくは警備員を雇う民間団体の管理者。

許可証：文脈上他の意味に解すべき場合を除き、警備業務を提供する事業を行うために区長が発行する許可証。

許可を受けた警備業者：警備業務を提供する事業を行うために区長が許可した人又は団体。

区長：コロンビア特別区の区長又は区長の代理人又は被指名人。

私立探偵社：D.C. 公法第 47-2839 条及び本編第 20 章において、報酬又は対価のために私立探偵業務を提供するための権利を有し、私立探偵社として許可された人、企業、又は法人。

警備業者：警備業務を提供する事業を行う人又は団体。

警備業務：本章中の他に規定がある場合を除き、個人又は財産を保護するために警備員又は特別警察官として有償で行われる活動。

管理：投獄後の釈放、その他あらゆる裁判所命令の仮釈放、保護観察、又は監督すること。

2. イギリス・ドイツ現地調査記録

2.1 現地調査について

(1) 調査日程及び訪問先

現地調査は、平成 28 年 11 月 21 日（月）～同 25 日（金）の日程で実施した。
詳細日程及び訪問先は表2-1 のとおりである。

表2-1 現地調査日程及び訪問先

日	時	訪問先	国	区分
11/21(月)	1030～1330	イギリス警備業協会 (BSIA)	イギリス	業界団体
	1430～1730	G4S		警備業者
11/22(火)	0845～1130	英国警備業委員会 (SIA)		行政機関
	1400～1700	ロンドン警視庁 (MPS)		行政機関
	1800～1900	セコム PLC		警備業者
11/23(水)	1130～1230	Canary Wharf Private Security		警備業者
11/24(木)	1030～1200	フランクフルト市警察本部	ドイツ	行政機関
	1400～1700	連邦警備業協会		業界団体
11/25(金)	0930～1200	ヴィザック (WISAG) 社		警備業者
	1400～1600	ヘッセン州経済・エネルギー・交通・開発省		行政機関

ヒアリングにご協力いただいた方々は以下のとおりである。

◆イギリス

イギリス警備業協会 (BSIA) James Kelly, Trevor Elliot, Geoff Zeidler,
G4S Peter Brown, Charles Burbridge, Noah Price, Richard Morrish,
Dennis Trussler, Alison Burrell
警備業委員会 (SIA) Sir Ian Johnston, Dave Humphries, Nick Smith, Karimah Pedro and
Martin Prendergast
ロンドン警視庁 Martin Hendy, Nick Aldworth
セコム PLC 竹澤稔
Canary Wharf Private Security Nick Bennett
内務省 Rebecca Swards, Dyah Flottweg

◆ドイツ

フランクフルト市警 Thorsten Fleischer
連邦警備業協会 (BDSW) Dr. Harald Olschok
WISAG Wolfram Kumpert, Rajko Matek, Wolfhard Hoffmann, Dietmar
Hoffmann, André Manecke
ヘッセン州経済省 Stefan Müller, Clara Ehlers

(2) 調査記録について

次頁以降に、訪問先各機関におけるヒアリング内容をまとめた。

調査記録内における統計その他の各種数値については、訪問先各機関が示したものであるため、報告書本編に示した値とは出典が異なる場合があり、必ずしも一致しないことに留意されたい。

2.2 イギリス

(1) イギリス警備業協会 (BSIA)

①警備業界の状況について

- 警備会社は、約 4,500 社 (CCTV 等の機材の製造やサービスを提供している業者は除く) (日本約 9,300 社)。
- SIA ライセンスを所持する警備員は、39 万 5 千人 (日本約 54 万人)
- 警備員の男女構成は、男性 91% で女性 9% (日本男性 94%、女性 6%)
- 市場規模は、約 45 億ポンド (統合されたサービスも含まれているため正確な数字ではない) (日本 3 兆 3547 億円)

②BSIA について

- 375 社が BSIA に加盟 (単体企業から G4S 等の大手企業まで含む)。
- 加盟企業の警備員数は約 20~21 万人。
- 加盟企業数は、英国全体の警備会社数と比べて、低いかも知れないが、加盟企業の売上げに関しては、市場の 70% を BSIA の加盟企業が占める。
- 加盟費は、企業の売上に応じて設定。新たなデータを毎年提出収集してもらっている訳ではなく、毎年数パーセントと決めて加盟費を上げている。
- 加盟費のパーセンテージの設定の仕方は、売上高別にカテゴリー化し、どのバンド(集団)に属しているかによって異なる。
- 協会では、警備業の項目を以下の部門に分けている。
 - ・人材部門
 - ①警備員の派遣 (パトロール)
 - ②身辺警備 (ボディガード)
 - ③ドア・スーパーバイザー (Door supervision・出入口警備)
 - ④現金輸送警備
 - ⑤群衆整理、管理
 - ⑥公的空間の監視 (CCTV)
 - ⑦キー・ホールディング (建物の鍵管理)
 - ・電子部門
 - ⑧CCTV の製造、設置する企業
 - ⑨機材のアクセスコントロール
 - ⑩警報 (アラーム) を受信するセンター
 - ⑪機材製造者
 - ⑫システムモニタリング (監視)
 - ⑬資産・所有物のマーキング
 - ⑭機密内容を含んだ情報の処分
- 企業に代わって協会が行っている事項。
 - ・基準の開発
 - ・中央政府に業界を代表して要望を訴えかける
 - ・企業に対してアドバイスを提供 (例: 新たな法規制に対するアドバイス)
 - ・加盟企業のプロモーション、ショーケイシング (展示)
 - ・訓練や研修の提供
 - ・若い世代にキャリアとして警備業に携わることを推進
- BSIA の活動内容。
 - ・協会は、加盟企業のための PR だけでなく、業界の発展のために業界全体をも含めた活動が多い

- ・プロモーション活動を行う際などは、加盟企業を事例として紹介することが多い。
- ・その他メンバーのニーズに応じたものや特化したサービスを提供。
- ・民間警備業の市場の拡大を推進することで、加盟企業でなくても恩恵を受けることができるが、特化したアドバイスは加盟企業のみ。
- ・ネットワーキングや研修、トレーニングの機会を設け、業界の賞を設ける。
- ・プロモーションに関して、広告に費やす予算はないが、業界をプロモーションするため、特に、加盟企業のことをアピールするために新聞記事や雑誌、マスコミを通じてアピールしている。

Q: 群衆整理・管理について行っていることは

A: コンサートやサッカーの試合といった大規模なイベントにおける stewarding service (スチュワード・会場の案内係) の提供で、民間警備業法の中で認定を受けている警備員が行う。

Q: 中央政府へのロビー活動の内容は

A: 法規制は協会や加盟企業にとって大きな問題。7年程前に中央政府が警備業に関する法規制を全てなくして自主規制の方向を打ち出したところ、現政府（その前の連立政府も同様に）は全ての法規制に反対した。

それに対して、他業界と異なり、加盟企業は反対した。法整備がされる以前は、警備業界では犯罪が多かったからである。

BSIA は業界のほかの団体とも組み、現在の法律がなくならないようにロビー活動を行うとともに、メイ現首相（当時内務大臣）との話し合い、個人ではなく企業に対して認定する方向性を打ち出した。

結果的には、個人ではなく企業にライセンスを発行する新たなシステムの取り入れは失敗した。政府として民間警備業界は元々、法の遵守に問題はなかったため、新たな法整備の必要はない（優先順位が低かった）と考えていたからだった。

ただし、現行の法規制は残すことができた。

Q: 協会の代表部門ができた背景について

A: 特に問題や危険があったわけではなく、英国における有人警備の種類を網羅するために分類した。法規制に関しては包括的に業界全体を対象にしている。ライセンスを所有している警備員は16~17の部門の警備に携わることができるが、唯一の例外がドア・スーパーバイザーで、アルコールライセンスを所有している店舗に警備を依頼されるからである。ドア・スーパーバイザーには特殊なライセンスがあり、このライセンスの所持者からトレーニングを受けなくてはならない。

Q: 一般の警備員よりドア・スーパーバイザーの方が位は上なのか

A: ある意味そうである。ドア・スーパーバイザーのライセンスを所持していれば、他の警備業務にも従事することができる。

ロンドン 2012 大会では、当初、政府は 2,000 名の警備スタッフを要請したが、オリンピック開催の 8~9 か月前には、人数を 1 万人に引き上げるとともに、警備に係る全てのスタッフはドア・スーパーバイザーのライセンスも必須であると通達した。なぜならば、ほとんどの会場でアルコールが販売されているからであった。期日までのドア・スーパーバイザーのライセンスを発行できなかったことは大きな問題となり、マスコミ等で大きく報じられた。国として準備不足であったことは否めない。

Q: 警備業者が他の分野で活動することはあるのか

A: 警察と連携して原子力発電所やテロ対策、ストーカー対策、子供の安全対策に取り組んでいる。警

察は民間警備会社の協力を必要としていて、いくつかのプロジェクトを通して共同作業を行っている。ただし、テロ対策に関して警察は、民間警備業者に対して極秘情報は共有しない。

(例) Cross-sector Safety & Security Communications Groups (安全、セキュリティに関する官民コミュニケーション) というグループ内で、警察が発する警告や情報を協会が部門を超えて拡散することがある。また、BSIA 主導で警察、ロンドン市長府も関わるイニシアチブである「警察と安全保障 (Police & Security)」というプロジェクトにおいて、ビジネス犯罪の防止に力を入れており、原子力発電所等の重要インフラの警備は、英国のみならず欧州にまで深く関わっている。

また、9年前、英国で洪水が発生し、民間警備会社が水源を警備したため警察は十分な人員を前線に配置することができた。

この問題に対して意見共有を行っている欧州の委員会に Confederation of European Security Services (CoESS) がある。CoESS は欧州における商業団体である。

③CoESS の活動内容について

- 重要国家インフラに対する脅威についての情報を共有し、欧州連合とも連携している。
- 警備業界に関する基準の見直しなどを協議する、CEN という技術委員会がある。
- CEN の目的・目標は、重要国家インフラの警備に関するサービスを提供するに当たって一貫性のある、水準の高いサービスが提供されているか、又はそれを保障するための取組などについて協議することである。

④テロ対策について

- 警察のイニシアチブでスタートした、警察と民間のパートナーシップである Project Griffin (プロジェクト・グリフィン) では、民間警備会社と提携して、脅威となり得るシチュエーションや行動等を迅速に発見する能力を持つ警備員の育成を図り、警察の目や耳となる人材育成を目指している。
- ロンドン金融街 (City of London) で始められた取組で、現在では全英に拡大されている。
(例) オックスフォード・ストリート (Oxford Street) を巡回している警察官は非常に少ないが、450~500 人の制服を着た警備員がいて、常に監視している。

Q: 英国の EU 離脱に伴う協会の懸念は

A: CoESS への参加条件は欧州の一国であることから特に影響はないと考えている。基準に関しては、BSIA は公的な声明文を出し、英国の EU 離脱後も欧州全体の基準に関する団体の中で活動を継続することを発表した。

Q: プロジェクト・グリフィンでは、警察は、どのようにして人材を育成しているのか

A: 最近まで警察官が研修・トレーニングを指導していたが、2~3か月前から、特にテロ対策に特化したライセンスを所持している民間警備会社に一部研修の指導が任されるようになった。認証、認定機関は警察であり、プロジェクト・グリフィンの訓練内容も常に更新されている (現在入手できるテロリストの情報を反映)。プロジェクト・グリフィンの理事会は Sky News と提携し、テロの情報をニュースリードのように編集し、3か月ごとに更新したものを訓練に使用している。プロジェクト・グリフィンのおかげで民間の警備員が下見中のテロリストを発見し、テロを未然に防いだという事例もある。

今後は、100%民間警備会社に訓練の指導を委ねて、警備業界以外の人にも訓練を受けてもらいたいと考えている。例えば、人の出入りの激しい店の店員にも教えてもらいたいと思う。

今後のテロ対策として、警察の予算が削減される中、全国民を稼働させることは有用な対策であると考えられており、2020 年末までに 100 万人以上にプロジェクト・グリフィンの訓練を受けてもらいたいと考えている。

Q:プロジェクト・グリフィンに参加しているのは、特定の民間警備員なのか

A:どの民間警備会社の警備員にも門戸が開かれている。訓練を受けることはスキルアップにも役立つ。

Q:プロジェクト・グリフィンに参加する警備員には、武器の所持等を含め、特別な権限はあるのか

A:英国は武器に関しては反対派であるため武器は持てない。警棒ですら持っていないこともある。また特別な権限もない。何か怪しいものを発見した場合は、警察に通報するのが大きな役割である。

Q:Oxford Street で監視する警備員の発注者は誰か

A:地方自治体は主に道路を警備する警備員を発注する。なお、商業団体は施設内の警備に携わる警備員を発注する。

Q:警備員の年齢層について

A:日本と同様、高齢化は大きな問題である。英国における定年年齢は、以前は女性 60 歳で男性 65 歳であったが、2～3年引き上げられた。法的にはその後も働き続けても問題はないため、無理やり引退させることはできない。そのため 70 歳の警備員がいてもおかしくはない。特定の部門（肉体的、物理的に容疑者を拘束しなければならない部門）では高齢化が進むことは大きな問題だが、今のところ、こういった傾向は見られない。

Q:英国における警備業全体における課題、今後の展望について

A:協会としては、業界の統合が課題の一つである。

協会の収入のメインは加盟費であり、非加盟企業が加盟企業を買収しメンバーシップを失効させると、協会の収入が減ってしまう。また、厳しい経済環境の中でメンバーシップや特殊な訓練は贅沢であるという考え方がある。協会は加盟企業のリクルート、定着に向けた強靱な戦略を設けている。発注者は警備サービスを安価な商品（又は安価な労働力）として見る傾向があり、安ければ安い方が良いという考え方が先行している。協会は、そのような考え方の危険性を明確にした学術的な論文報告書を発注している。購入時の値段だけではなく、ライフタイムの費用を考慮しなければリスクが大きくなると呼びかけている。人材に関しても値段重視で考えると、研修を充分受けていない者や副業をしている者を雇ってしまうことになり、このことは機械や機材にも言えることを指摘している。

BSIA は、協会が提供するサービスという無形のものを有形化するよう努めている。また加盟企業へのサービス提供の需要が高まるように市場開発、進化、拡大を目指している。一度協会に加盟した企業の定着率は高い。リクルート部門には専門のセールスマネージャーを配置している。

Q:英国における警備員の定着率について

A:定着率は低い（＝離職率が 30%と高い）。

Q:定着率向上のために何かモチベーションアップになる対策をしているのか

A:個別の企業では多大な努力や取組をしている。大事なことは、一致団結である（チームである）意識を高め、可能な限り高い賃金を払い、制服や備品、機材にもお金をかけ、顧客側が警備員に対して敬意を払う文化を創ることである。

なお、政府向けの警備員のモチベーション向上を図るための論文が、CPNI（Centre for the Protection of National Infrastructure：国家インフラ防護センター）という団体のホームページに掲載されている。

Q:英国における警備員の質について

A:英国でも日本の3Kと同様な考え方がある。近年、少しずつ改善してきたものの、まだまだ改善の余地はある。警備員はテレビドラマでは悪人として扱われることが未だに多い。現金の輸送警備に関しては、3Kの「危険」の部分は未だに言えることである。反社会的な労働時間や低賃金も問題である。

対策として、勇敢な行動をとった警備員に対して個人賞が授与されるなどしてスポットライトを当て改善を図っているが、多くの警備員が最低賃金で生活していることは否めない。表彰はBSIAも出しているが、業界内では他の表彰もある。「警察と安全保障(Police & Security)」のプロジェクトを主導しているロンドン警視庁では、今年から、警察に貢献した民間警備員を対象とした表彰をしている。

Q:大学等で警備業の研究は行われているのか

A:パーペチュイティ・リサーチ(Perpetuity Research)という民間のリサーチ会社が、協会加盟企業を含む10~15の民間警備会社から資金を受けて(1企業当たり1万ポンド位)、SRI(Strategic Research Institute:戦略研究所)を運営しており、年に一度、研究報告を行っている。5~6年前には、警察と民間警備会社の協力体制の障壁に関する包括的なレポートを発表している。パーペチュイティ・リサーチの代表者で犯罪学者のマーティン・ギル(Martin Gill)教授は、リサーチの中で、警察と民間警備会社の障壁の要因として、警察が民間警備会社をうまくコントロール、指示する能力を持っていないことを指摘している。また警察の仕事を民間警備会社に奪われるのではないかという猜疑心も、同じく障壁となっていると指摘している。

現在、ギル教授らは「変革に向けての戦略」というテーマで研究を手掛けている。この業界のいくつかの要因に光を当て、最低マージンで仕事を受けることが業界内で共食いを生み出していることを懸念し、十分な訓練を受けている警備員とそうでない警備員との違いをハイライトさせ、より高度な研修を受けている警備員がいかに高い付加価値をもたらすかを強調している。

Q:大規模警備における警備業者の役割(警察との役割分担も含めて)について

A:基本的な役割分担として、警備業は施設管理者の権限を代行し、警察は公共の場所での業務を行う。主催者に金銭的な余裕がある場合には、対価を払い、私有地であっても警察に警備してもらうこともある。

例えば、警備員は、場内案内、ファン同士を分けること(ファン同士の衝突防止)、手荷物・ボディチェックなどを行う。警察官しかできないこと(例:逮捕)以外なら何でも可能である。

Community Safety Accreditation Scheme(CSAS:コミュニティの安全認定システム)というスキームがあり、この認定を受けている特定の民間警備会社は警察から、以下の権限を付与されている。

- ・逮捕の権限(非常に稀)→大抵は警察官が到着するまで人物を拘束
- ・罰金を課する権限
- ・道路の閉鎖(民間警備会社には通常このような権限はない)

○CSASの認定は各警察に任されており、地域によって料金が異なるものの、コストが非常に高く、民間警備会社にとっては魅力的ではない。

○全国(イングランド・ウェールズ)で43の警察の所轄があり、個別に料金を設定しているため、全国レベルで活動している民間警備会社にとっては、事務的な手続やコストが膨らむばかりでありメリットがない。

○認定を受けた地域のみで活動可能であり、CSASの認定を受けている民間警備会社の数は非常に少ない。

○いくつかの民間警備会社は警察と契約を結んでおり、以下のような特定の警備を任されていること

が多い。これにより、必要とされる警察の制服要員を現場に残すことができ、警察にとっても費用対効果が高い。

Detention facility（留置場）の受付業務

犯罪現場の警備

犯罪者、受刑者の輸送

路上で警察官が逮捕した後、民間警備会社に託して、留置場まで容疑者を輸送

Q:輸送中に容疑者が逃げ出した場合、民間警備員は身柄を拘束する権限があるのか

A:身柄を拘束する特別な権限が委譲される。

Q:英国での大規模警備の契約について

A:英国でも日本と似たやり方をしている。ロンドン 2012 大会では、G4S が元請となり、下請業者も一部の業務を行った。政府が学んだことは、一社に業務委託を行うのではなく、6 社くらいに分散させて行う方が良かったのではないかとということ。ロンドン 2012 大会の 2 年後にスコットランドで Commonwealth Games（コモンウェルスゲームズ）が開催された時には、6 社くらいの警備会社が警備に関わりうまくいった。この業界では、一社が大手の銀行や小売業者と契約を結び、それを何社かに業務委託するのが一般的である。再委託は何ら問題ない。

ただし、例外として認められないものに、品質を保証するため SIA（英国警備業委員会）が設けた、ACS（Authorised Contractual Scheme：認定請負事業者スキーム）というスキームがあり、ACS に特化した契約を結びたい場合は、下請企業も ACS の認定を受けていなければならない。

Q:下請の階層はどの程度まで行われるのか

A:特に制限はなく、契約の事項で決められていれば何ら問題はない。しかし、契約の中では細分化が禁止されている場合もある。

Q:下請が発生しやすい業務について

A:大規模警備やドア・スーパーバイザー、パブやクラブなどのアルコールを提供する施設の警備、全国レベルの契約の場合、地域によって個別の警備会社と契約する場合がある。

Q:大規模警備において、政府が一社だけに業務委託をするのではなく、6 社くらいで分散した方がよいと思う理由は

A:人員不足が最大の問題であったから。G4S が中間マージンを抜いてしまい、下請業者が最低マージンを受け入れがたく感じていたことがサービスに反映してしまった。直接、政府と契約していれば、マージンもそこまで低くはなく、モチベーションも上がり、問題もなかっただろう。リスクは分散させることも大事。

Q:再委託の場面において指揮系統はどのようになっているのか

A:契約の中で指定されているはずであるが、元請業者が指揮系統の頂点に立つはず。しかし、例えば、下請企業が北東イングランドで業務展開をしており、そこに元請業者が業務プレゼンツを持っていない場合は、北東イングランドを本拠地とする下請業者が指揮系統のトップに立ち、元請業者に活動を報告する。それぞれに自主性、自由が与えられていることが多い。

Q:英国の警備会社は警備業以外の活動をしているのか

A:英国でも日本と同様に警備業以外の業務が増えている。例えば精神病患者を至近距離で相手にするような業務は、民間警備会社に依頼されることが多い。

Q:大規模警備における BSIA としてのマニュアルはあるのか

A:持っていない。ロンドンなど大規模イベントが多い所では、ロンドン警視庁が司令官 (commander) を一人指名し、民間警備会社から多くの警備員を動員する。

Q:司令官が民間警備員を直接指示することは可能か

A:現場ではそうなるかと思う。民間警備会社としても警察の指示通りに動いているところを見せたいわけで、警察の指示に従わないのはいかななものかと思う。ただし、民間警備会社と契約を結ぶ際に、民間警備会社側の役割は明確に定められているはずなので、役割がしっかり遂行されているか、民間警備会社側のシニア・オフィサーと確認するだけの作業に終わるのではないのか。

Q:英国では交通誘導は警備業の一部か

A:(駐車場での) 交通誘導はしていない(駐車場運営会社が担当)。しかし、建設現場での警備は警備員が担当(建設サイトの警備、現場付近の交通誘導は含まない)する。

Q:警備業を含め、中小企業対策としての金融支援や雇用助成金等の支援や措置について

A:特に中小企業を対象にした制度化されたものはないが、税制の措置はある。法人税に関しては大企業よりも低く、雇用法のいくつかの項目が免除させていることがある。BSIA からの援助はない。

⑤その他

○イベント会場での施設内の警備は民間警備員が担当で、施設外(公道)は警察の担当。

○大規模スポーツイベントでは、イベント主催者が警察官にお金を払って、その勤務時間外に警備を依頼することがある。

(2) G4S

①G4Sの業務内容について

- G4Sは110か国以上で活動している。
- 日本でも小規模ではあるが、警備業を営んでいる。
- パートナー企業やその他の警備会社、企業と協力関係を結ぶことに長けている。
- 従業員は約62万5千人、うちリスクコンサルティング部はわずか38人。
- 英国では、専門家、専門機関と連携し業務を遂行。
- G4Sが専門としているのは、大規模・複雑な要件のイベントの警備サービス。
- 元警察官や元軍関係者が多く働いており、警察や軍との協力体制を容易に組むことができる。
- グローバル企業のため、当該国の規制やコンプライアンスを重視することを優先的に考えている。
- リスクコンサルティング部の特殊業務は、専門的知識や経験が必要とされるイベント、案件に対して特殊なサービスを展開することであるが、一番重要視しているのは、これまでの業務から得た知識と経験を顧客の役に立てること。
- 契約を締結した数は何百何千とあるため、その中から Good Practice（優れた実践）を構築し、次のクライアントのために役立てることを心掛けてきた。
- 弊社の従業員は専門家であるため、機密情報の漏洩の心配は一切ない。
- リスクコンサルティング部で提供している業務内容は下記のとおり。
 - ・ Intelligence Advisory Services
 - ・ Policy & Governance
 - ・ Security Risk Consulting
 - ・ Specialist Training and Capacity Building
 - ・ Cyber Security
- アナリストは11名でグローバル・トレンドを常時チェックしている。
- 「Policy & Governance」部門は、中近東・湾岸地域で好評。
- 英国内で警備に携わるためのライセンス取得のノウハウを提供している。
- 警察のみならず、各国の軍に専門的トレーニングを提供している。英国内にこのための訓練学校を設けており、海外に派遣することも可能である。
- 自衛隊にも特殊訓練を提供。
- 「Cyber Security」部門に関しては、大抵の問題の原因となっているのは人的エラー（ヒューマンエラー）であるため、こちらに重点を置いている。

②ロンドン2012大会の警備について

- ロンドン2012大会警備は、英国において、第二次世界大戦後の最大の警備活動。
- 競技に使用された会場は25か所、非競技会場は100か所で合計125か所。
- 人員の規模は、ボランティアが7万人、請負業者が12万人。
- 英国におけるテロ脅威のレベルは5段階で上から2番目（SEVERE）。
- テレビ視聴者数は40億人（世界規模）、動員数は最盛日には300万人（選手・観客・ボランティア含む）にも及ぶ。

③ロンドン2012大会に関するG4Sの役割

- ロンドン2012大会招致活動中の2005年から関与。
- ウィンブルドンテニスやロイヤルアスコット（競馬）の警備をした実績があったため、招致委員会と共に安全保障などを初期段階から開始。
- ロンドン2012大会警備にあたり、監査報告書を作成。

- IOC がロンドンを候補地として下見に来た際、監査報告書が重要視された。G4S のリスク・マネジメントを証明できた。
- 2007 年、G4S は単独の警備を提供する企業として選出。
- 当初の契約内容では、全会場に 4,500 人を提供する予定であった。
- G4S が任された任務は下記のとおり。
 - ・ 競技会場の警備（当時オリンピックパークは欧州で最大規模）
 - ・ 警備マスタープラン作成支援
 - ・ リスク分析、リスク評価、ソリューションの構築
 - ・ 警備員の募集、審査、認定、動員、スケジュール管理
 - ・ 全会場における強靱なコマンド・アンド・コントロール・センター（指揮統制センター）の設置
 - ・ 会場建設中もテロの標的となる可能性があったことから、オリンピック前の 4 年間も含めた適切かつ実施可能な危機管理プランの開発
 - ・ オリンピック開催前における様々な計画やプロセスをテストするためのテストイベントの開催
- オリンピック開催前の準備段階は、オリンピック会場建設委員会（ODA:Olympic Delivery Authority）との強い連携がなければ実現できなかった。
- ODA との協力の中で生み出したものは、どのような結果を求めているのかを明確にし、それを実施するためには何が必要なのかというソリューションを提供すること。
- 通常の警備の要請とは業務内容が異なる。
- 協力関係は重要であるが、複雑であることが業務の特徴。
- ロンドン 2012 大会では LOCOG（ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会：London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games）と ODA の 2 組織があったが、G4S は、CLM という ODA の下に属す Delivery Partner（商業的団体）と日々の業務についてインターフェースしていた。

※オリンピック関連組織と G4S の関係性

LOCOG-G4S Senior CEO（最高経営責任者） ODA-G4S Senior Management（経営最高幹部） CLM-Day to day interaction（日々の相互作用）

- 誰もが初めての経験だったため、試しながら仕事を進めていった。
- ステークホルダーの数が非常に多かったため、柔軟でダイナミックな対応が求められていた。
- オリンピック開催中は 125 会場における 10,400 人の G4S のスタッフの管理を行っていた。
- 当初、警備の契約を締結した時の契約の価値は 1 億ポンドであったが、オリンピック開幕時には 2.8 億ポンドに上がった。
- 建設中の個々の会場については、当初、下請会社が個々に警備していたが、完成後は G4S が全ての会場を警備することが決まったため、価値が上がったと考えられる。G4S の過去 4 年間の対応が良かったからではないかと考える。

④課題について

- 政府やメディアからの期待も高かった。一般人からの期待が高かったため、G4S 側もプレッシャーになった。
- スケールの大きさ、複雑さ、ステークホルダーの多さは経験したことがなかった。
- 建設中のオリンピックパークは、日々、週ごとに変化したため、それに対応していかなければならず、柔軟でダイナミックなソリューションが求められた。
- 建設会場は 4 年間、毎日変化していったため、警備形態も変化していった。
- 当時、テロの危険性が高かった。

- 運営のリスクも評判のリスクもかなりのものがあった。
- 125 の会場において同レベルの高い水準の警備の管理が求められた。そのためには、標準化したアクセスが必須。
- 最も大きな課題の一つが人員の管理であった。
- 当初は 4,500 人の警備員を要請されたが、開催の前年の 10 月に追加 6 千人をリクルート、訓練、動員するように要請された。
- 短期間に高い水準を持ったスタッフを大勢動員しなくてはならないことが課題であった。
- オリンピック前からオリンピック後まで働いてもらうためにインセンティブを与え、定着させ、必要に応じて報酬を与えることが求められた。
- 人員の管理に関して、包摂的であったため、人種、ジェンダー、年齢に関して条件を全て満たすのは難しかった。

⑤オリンピック警備を通じてのポイントについて

- 人員管理にはコラボレーションが重要で、個別の会場の警備の要求を満たすために、どのくらいの警備員が必要か予測することが大切。
- オリンピックの開催時から閉幕時までどのくらいの人員を失ってしまうか、予測することも重要。
- 資質が高く信頼性のあるスタッフをリクルートし、定着させるため、どのくらいのレベルの承認システムが必要なのかを把握する必要。
- 軍で使用されているプロジェクト・マネジメントが最も有用であった。
- 一企業として評判を損ねてしまったが、英国の名誉は守れたと思う。
- オリンピック開催中、テロ行為など事件はなかった。

Q: ロンドン 2012 大会を含めた大規模警備のノウハウについて (他社との契約関係について)

A: G4S のほかに ODA から受注した他の業者もいた。G4S の下請会社として独自に契約した企業もあった。G4S が東京 2020 大会警備に向けてできることは以下の 3 点 :

- 1) TOCOG (Tokyo Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games : 東京オリンピック・パラリンピック組織委員会) から直接契約を受ける方法。G4S の特殊な専門知識やサービスを提供できる別の企業を下請企業として契約を結ぶ。
- 2) G4S が LOCOG から受注しているように、パートナー企業が TOCOG から直接に受注する方法。責任範囲や提供するサービスの範囲を明確に契約内容に示されていることが重要。
- 3) パートナー企業が TOCOG と直接契約を結ぶことには変わらないが、G4S が契約のコーディネートをする方法。契約自体はパートナー企業と TOCOG の間に締結されるが、作業指示書・責任範囲 (Statement of work) を明確にした文章は G4S とパートナー企業との間で交わされる。

- 全体のセキュリティープランの中に、全てのアウトプット (求められる効果) が明確にされていること、作業指示書・責任範囲 (Statement of work) の中に、アウトプットが網羅されていることが重要。
- 下請会社の数は少なかった。
- ロンドン 2012 大会の際は、G4S は LOCOG と直接契約を結んでいた→CLM が契約のマネジメントを請け負っていたため、G4S は日常的に CLM とやり取りをしていた。
- Task order (業務指示) を明確にし、どのような効果を求めているのかを明確にし、ソリューションを構築する。
- 環境や警備要件が変化し続け、また警備内容が複雑なため、効果的にサービスを提供するためにはこのようなやり方が望ましかった。
- LOCOG はオリンピックのステージングの責任を負っていた。オリンピック開催 12 か月前に責任範囲

を広めた。

○ODA は会場の建物やインフラの責任を負っていた。建物完成後、オリンピック開催の1年前には解散。

○CLM は戦略レベルにおける契約管理を担当していて、G4S が契約どおりにサービスを提供しているかを日常的に監督していた。

○G4S は LOCOG と直接契約を結んでいたため、下請会社は G4S の傘下にあった。

※オリンピック関連組織と G4S の関係性（再掲）

LOCOG-G4S Senior CEO（最高経営責任者）

ODA-G4S Senior Management（経営最高幹部）

CLM-Day to day interaction（日々の相互作用）

Q:G4S 傘下の下請会社に何か事故があった場合の責任は G4S にあるのか

A:G4S の責任になる。

Q:下請会社の警備員に対しての指示系統は G4S から出されるのか

A:作業指示書・責任範囲（Statement of work）が明確であれば、指示を出したりする心配はない。

G4S と下請会社との契約で重要なことは、「milestone」に到達するために契約内容を調節する余裕を持たせること。

○建設現場に何か変化が生じた場合、下請会社に契約内容の調整を求める

○下請会社には、特定のタスクを説明するのではなく、ミスを防ぐため全体像を見せることが重要。

Q:下請会社に直接指示を阻む法律はないのか

A:法的な制限はある。責任範囲は契約の中で明確にしている。企業 A が企業 B の警備員に何らかの指示を出し、不都合が生じた場合、企業 A の責任となる。日本と同じ世界的な状況が当てはまると思う。

これに対して最も簡単な解決法は LOCOG（又は TOCOG）に警備チームを植え付けること。また、作業指示書・責任範囲（Statement of work）が初日からあること。このような体制のもと、企業 A が企業 B に対して直接指示を出すことはない。企業 A の役割は、企業 B に対してこういうことをして欲しいと要件を伝えることであり、それをどのように達成するかは企業 B の責任である。企業 A は企業 B の進捗状況をモニタリングし、必要に応じて上の組織に報告することである。全てが関わっているものが作業指示書・責任範囲（Statement of work）であり、それがいかに正確であるかが要である。

Q:企業 A（発注者）が企業 B の警備員の不祥事を現場で発見した場合、指示命令することは可能か

A:この両社の間に軋轢が生まれるためできない。危険を招く場合はシニアマネージャーに報告し、企業 A と企業 B の代表者間で解決する。

そのような指示命令をしないためにも、正確な作業指示書・責任範囲（Statement of work）が構築されていることが重要である。

Q:オリンピック警備以外の大規模警備における G4S の業務について（警察との役割分担について）

A:英国に限らず民間警備会社には、一般市民の安全を保障する責任はない（それは警察の責任である）。民間警備会社の役割は、脅威を未然に防いだり、別の場所に分散させたりすることである。民間警備会社はセキュリティ（警備）の Outer ring（外枠・外輪）を提供し、その中心部分は政府・

国・警察の責任である。

直近の例では、アイルランドで行われた G20 サミットである。このように外注（アウトソーシング）する理由は、顧客の立場からするとギャップを埋めていくためである。

国際クリケット連盟は、インドで開催される国際試合にパキスタン選手の出場を認めるよう説得することに、知的な情報の収集と報告を手掛けた。

中規模レベルの警備では、ウィンブルドンテニス大会の会場周辺警備及び会場内に爆発物がないかを見つけること（Special search）であった。

これ以上に複雑で規模が大きくなるのが主要イベントの警備であり、オリンピックやラグビー・ワールドカップが含まれる。

⑥大規模警備を通じて学んだことについて

- 会場そのものの警備だけではなく、ラストマイル（最寄駅から会場まで）の警備が複雑化してきており、今後ますます重要となる。
- ラストマイルの今後の警備の課題は、民間警備会社と警察、公安の役割分担を明確にすること。
- ラストマイルは競技会場とは異なり、出入口が多くあり、警備範囲も広いため、それを管理するのが会場警備と比べて難しい。今後警備を強化する必要あり。
- ラストマイルに限らず、選手が空港に到着した時点で空港内、空港から鉄道ネットワークなど全てのネットワークの警備を考えなくてはならない。
- 大規模イベント警備に関して、安全保障計画には長期の準備が必要。
- 東京 2020 大会前にテストイベントを行い、脆弱性を明らかにすることが重要。
- 民間警備会社やコンサルタントと連携するにあたり、組織委員会と同じ価値観を持つことで、シナジー効果が得られる。

Q:10,400 人のスタッフは G4S が雇ったのか

A:G4S が雇った。

Q:オリンピック後もそれらのスタッフは雇われているのか

A:通常時必要とされる人員を大幅に超える数であったため、夏季休暇中の学生をリクルートし、経験の浅いこれら学生に対し、経験のある警備員と一緒に配置し、組織的能力（capability）を高めるという手法を取った。

オリンピック後、学生は学校に戻ったが、オリンピック警備を経験した学生は、翌年夏のウィンブルドンテニス大会の警備にも採用している。

Q:採用の基準は一般採用時よりも高い基準を設けているのか

A:オリンピックでは、G4S の採用条件以外に内務省が決めた基準があり、それを満たしていなければ採用できない。すなわち、リスクの高いイベントのため、身元調査や信頼調査が通常よりも厳しかった。ここで問題となったことは厳格な調査を行ったため時間と労力が予想以上にかかってしまったことである。G4S は、内務省が身元調査を行っている間、候補者と密に連絡を取っていなかったため、候補者の多くは副業をしたり、オリンピック警備に興味を失ったりした状況が生まれてしまった。このことにより、G4S はオリンピック開催時に集中的に非難を浴びた。

Q:学生を積極的に活用したのは「Bridging the gap」の一環であるのか

A:「Bridging the gap」を利用した。人員不足のギャップを埋めるための政府支援のプログラムである。

(3) 警備業委員会

① ロンドン 2012 大会計画

- 2005年7月6日に2012年夏季オリンピックのロンドンでの開催が決定したが、その翌日にロンドン同時爆破事件が発生し、それがロンドン2012大会の警備に関する取組態度を変えざるを得ない契機となった。
- LOCOGは124か所の会場の警備の責任を負っており（他の会場は政府の担当であった）、最終的には25,000人の民間警備員を雇用して警備に当たった。これに要した総コストは6億まで、招致時点での見積もり0.23億から大幅に増加した。
- 当初段階においては、有事対応等を除き、軍の関与は全く想定していなかった。
- LOCOGはG4Sと契約した。同社は当時世界最大の民間警備会社であり、従業員数は35万人に上っていた。
- オリンピック開始の2週間前に同社は必要な要員が提供できないことを公表した。ただし、このことは既に予測されており、軍の有事計画としてすでに1万人を用意していた。
- 結果として、特に大きな警備上の事件は発生しなかったし、会場入りするための待ち時間も最長で19分であった。
- 入場者に対するアンケート調査では、94%が大満足と答え、誰もが安全に過ごすことができた。オリンピックは開催国が異なると条件も異なってくることから、これ以降のプレゼンテーションについては、いくつかの条件付きであること、また、課題は同じだとしても、その解決方法もまた国によって異なることを理解いただきたい。
- 戦略についての共通点と相違点
 - ・文化的な共通点、すなわち国家としての価値観。
 - ・政府、民間セクタの様々な課題。
 - ・オリンピック事業自体が経済環境の影響を大きく受ける（例：中国とリオでは経済的背景が異なっていた）し、国民、市民がオリンピックに対してどのような期待を持っているかでも異なる。
 - ・国家がオリンピックを通して何を成し遂げようとしているか（例：英国、中国、ブラジルでも全く違っていた）。
 - ・IOCの要件は開催国がどこであれ変わらない。
 - ・何事にせよ、何かが発生すればステークホルダー間で相互作用が発生する。また規模が巨大であるため管理が難しい。
- ロンドン2012大会時の戦略について
 - ・政府はテロ対策の戦略をきちんと構築しており、内務省の下部組織でも同様に戦略を構築していた。LOCOGはさらにその下の組織であり、こちらでも別の戦略を構築していた。
 - ・ロンドン同時爆破事件の後、テロ対策のセキュリティレベルが引き上げられた。
 - ・我々が導入したのはアイランド・プリンシプル（Island Principle）というもので、決められた区域を島のように分離し、交通を管理し、エリア内に入る人を入念にチェックした。
 - ・各会場につき、CRAMという、情報とリスクに基づく評価手法を取り入れた。すなわち、どこにでも当てはまる警備手法ではなかった（それぞれの会場の条件に応じた計画を作成した。）。
 - ・警備は効果的であることもさることながら、目立たないことが重要であった。
 - ・内部的にも対外的にも複雑なパートナーシップを考慮に入れなければならなかった。
 - ・頂点に政治的なグループが存在し、その下にLOCOGが置かれた（運営は主に内務省）。さらにその下に、実際の会場警備を提供する会場警備デリバリーボードという委員会が置かれた。
- 会場警備準備
 - ・リスクアセスメント
 - ・リスク削減方策検討
 - ・運営構想構築

- ・ 柵、カメラなどそれぞれの必要要件を満たす業者への発注
- ・ 実施計画策定
- ・ 機材配置
- ・ 機材その他使用法の研修、訓練、テスト

○最終段階

- ・ 警備実施に関しては、一般的な機能ベースの計画を立案した。
- ・ それを各会場の要件、ニーズに合わせて調整する必要があった。
- ・ 職員はまずプランナーの役割を果たし、その後オペレータへと転じた。
- ・ オリンピック終了後は、計画をパラリンピック用に再調整しなければならなかった。
- ・ さまざまなサプライヤーとの契約管理についても会場警備デリバリーボードにて行った。
- ・ 役割分担に関しては、誰が何をしたのかという問いを良く受けた。英国では省庁や様々な機関などが、自分のところでこういうことをしたと名乗りを上げているけれども、あまりに複雑なため詳しくは話していない。
- ・ テロリズムの脅威に対しては、外務省、入国管理局、警察、LOCOG などが様々な役割を分担しつつ対応した。

○LOCOG について

- ・ 招致時点では 40 人で構成されていたが、のちにフルタイムスタッフ 6,500 人にまで拡大し、下請を合わせると 30 万人規模となった。
- ・ 関係企業などはその存続を望んだが、もともと 7 年の時限付き組織であった。
- ・ 英国では民間企業の扱いであった。
- ・ 職員らは目的意識をきちんと持ち、仕事に力を注いでいたが、お互いに協力し合うなど集団行動に長けている人たちではなかった。
- ・ 非常に複雑な環境下で仕事を進めなければならなかった LOCOG ではあるが、がけから落ちるような急な最期を迎えた。オリンピック終了時には 6,000 人のスタッフがいたが、一か月後には 1,000 人にまで減った。

○警備に関する役割分担・留意事項

- ・ 通常はイベント主催者が支払いをするが、オリンピックの場合、失敗すると英国そのものの評価に傷がつくため、我々は妥協し、政府がお金を出して LOCOG が実対応を行った。
- ・ こういったイベントの実施に関しては、様々な分野の識者から、時には不要なアドバイスまで受けることになった。これは 2 つのグループに分けられ、一つは私が個人的にオリンピックマフィアと呼んでいる人たちで、彼らはオリンピック開催のノウハウを身につけて、オリンピックからオリンピックへと渡り歩いている。もう一つは英国内で大規模イベントの警備に携わってきた人たちである。
- ・ この 2 つのグループにはあまり共通点がなく、協調、協力し合うことが難しかった。ただし、この双方ともに必要であることも否めない。
- ・ 会場警備に関して戦略や計画を立案できること、そしてそれを実際に履行できることという 2 つのスキルを兼ね備えていることは難しい。
- ・ リスクに対する意欲、態度ということになると、公的セクタと比べて民間セクタはよりリスクに対して強いといえる。
- ・ 公的セクタは非常に慎重であり、なるべくリスクを最小化するか回避する取組に力を入れがちであり、民間セクタは多少のリスクを冒してでもより安堵感を求める。
- ・ 警備に要する人員の正確な割り出しは、イベントのスケジュール、日時、会場は常に変動しており、それに合わせて必要なマンパワーも常に変動するため、難しい。
- ・ 交通ネットワークの状況が警備のニーズにも影響する。というのも、交通状況がスムーズであればそれだけ多くの人々が会場に足を運ぶため、より多くのマンパワーが必要になる。

- ・誰がチケットを購入したかはわかっているものの、そのチケットを使って実際に誰が会場に足を運ぶか、子供なのか老人なのかはわからないため、警備のフローに影響を与える要素ではあるが、一般的な観衆のプロフィールを見出すのは難しい。
- ・英国の特徴であるリスクに対して慎重であることが、全ての起こりうる事象・事件に対して必要とされる警備員の数を増加させ続けることにつながっている。このため最初の見込み人数から大きく増加し、最終的に25,000人にまで膨れ上がってしまった。
- ・一口にオリンピックといってもこれは8つのフェーズ（段階）に区分される。建設、機材等の配置、パラリンピックへの移行、撤収という各段階において必要となるマンパワーが変わる。
- ・会場もまた、建設の時期、新設か既存施設の改築なのか、一時的な会場なのかどうかによって警備の要件も変わってくる。会場内のスペースは限られており、どの関係機関も一様にスペースを欲する。
- ・オリンピックでは関係者、選手からサプライヤーまで迅速に、そして容易に会場内を移動できることが求められるが、警備はそれに対する障壁となる。
- ・計画に対しても様々なチャレンジが常に発生する。
- ・警備側としては、選手、マスコミ、機材のサプライヤー、スポンサーといった立場の人が何を必要としているかを常に理解しなければならない。
- ・我々が何かを変更したり、新たに実施したりすると、それがあらゆる部門に影響する。
- ・我々が提供する警備に対しては一貫性が求められる。それは会場内のみならず、人が多く集まる公共施設についても同様のことが言える。
- ・既存の会場に関しては、日常的に取り入れている会場独自の警備プランがあり、そこに我々オリンピックオーガナイザーが構築した警備プランを受け入れさせるのに苦労した。例えば、ウェンブリー・スタジアム（サッカー決勝戦会場）では、サッカーの試合が開催されるたびに使われる警備プランが存在していた。テニス会場となったウィンブルドンや、ローズ・クリケット・グラウンドなども同様である。
- ・ラストマイルに関して、会場に入場しようとしている人に対しては会場の責任となるのか、それとも会場の外に並んでいるので公共の担当者の責任となるのかが問題になる。

○警察との連携

- ・警察との連携関係はおおむね良好であった。特に、戦略に関しては共通意識があった。
- ・良好な協力関係の基本となっているのが、冒頭に話をしたように、トップに政治的な組織があり、その下に内務省、そしてLOCOGというような構造となっていることであり、相互のコミュニケーションの助けとなり、関係性も良かった。
- ・指令と管理についても各機関の代表者がそれぞれのコントロールセンターに人員を配置し、常に情報の交換や共有が行われていたので、関係は良好であった。
- ・一方、警察との協力関係でマイナス面であったことは、私見にはなるが、まず警察が民間セクタの能力を過大評価していたことである。そして公共/民間セクタでリスクに対する意欲、価値観が大きく違っていたことも問題の一つであった。
- ・背景として、イベントの主催者がより大きな責任を負うべきであるという考え方の蔓延がある。
- ・LOCOGの職員たちは皆意欲にあふれており、自分たちが達成しなければならないことに対して非常に意欲的であったが、協調性がなかった。政府側は集団として協調性もあり、支援する意欲もあったため、文化の衝突が発生した。
- ・LOCOGは他者のニーズがあまりよく見えず、公共セクタの進捗が遅いことにいら立っていた。

○軍/警察による警備対民間セクタによる警備

- ・軍の場合は階級・命令系統がはっきりしていて、信頼できるほか、次のようなメリットがあった。これらの点は、民間セクタには見られない特徴でもある。
- 1) 独自の交通手段、宿舎を擁しており、食事についても心配をすることがないこと。

- 2)既存の戦略や政策がはっきりしていること。
- 3)機材、研修、訓練の全てにおいて完成したものを持っていること。
- 4)すぐに投入可能な大量の人員体制が確保されていること。
- 5)国民からの信頼も絶大であること。
- ・一方、民間セクタのメリットは、次の点が挙げられる
 - 1)軍の人員配置に影響を与えないこと。
 - 2)実コスト面で軍より安いこと。
 - 3)現場のオペレータレベルでは、軍と同等のパフォーマンスを持つこと。
 - 4)指揮系統に関しても軍と大差はないこと。
- ・軍と民間セクタのいずれを選択すべきかについて考えたとき、関連するイベントにより、既に民間警備業に対する大きなニーズが発生していた。
- ・ボランティアもまた検討に値する。SIA の協力の下に、学生たちにライセンスを与えた。
- ・おそらく民間セクタに依頼すれば同じようにできたのかもしれないが、個人としては軍や警察を選択するだろう。

○まとめ

- ・東京 2020 大会への準備をいつから始めるかはわからないが、我々の経験から言えば、予定している日より早くに始めるべきであったとは言えることができる。
- ・キーとなる人員は、同時期に配置すべきである。同時期に配置しないと、知識にギャップが生じる。
- ・私ならば、軍を中心に基礎組織を構築する。
- ・個人の体験から述べると、オリンピックというものはその規模が大きいために、話し合いをするにしても1つの会議につき 205 カ国の代表者、15 の政府機関代表者、47 の組織委員会関連者を一堂に会して有意義な話し合いをするのは不可能である。
- ・本来参加すべき立場の人を呼ばないと、「自分は重要人物だ」といって怒りを爆発させる人もいる。
- ・我々が何かを変えてしまうとそれは全体に波及し、各部門においてそれぞれに再検討が必要となる。
- ・開催中に何らかの判断を下す際は、現場に裁量、権限を委譲することが重要である。実際、我々の決断の 98%は、現場で行った。
- ・それぞれが所属する機関、委員会等のしがらみを離れ、新たに人間関係を構築することの方がはるかに重要であるということは、自身の経験から言えることである。このことは、一つの機関の決断が他の機関に与える影響にも関係する。
- ・900 万人への調査を行い、クレームはわずか 138 件であった。誰もが安泰であり、それは我々がチームとして機能したからに他ならない。

Q:戦略の主要要素である Island Principle について、会場を孤立化 (Isolate) するという解釈でよろしいか。新設する会場であれば、そのコンセプトに基づく会場構築が可能かと思うが、既存の会場 (例: ウィンブルドンなど) を使うとき、実際に調整が難しかったとのことだが、どの程度の期間を費やしているのか。

A:解釈はそのとおりだ。

調整にはかなりの時間を要する。開会直前まで時間がかかったと思う。会場側は自分の所有地であるため自分たちのリスクであると主張するが、運営側としてみればこちらに責任がある。したがって、この会場では OK だがこの会場では違うという一貫性のないことはできないという主張をせねばならなかった。

最終的にはウェンブリー・スタジアムなど非協力的であった会場に対して協力を促すため、国が政治的な圧力を与えることになった。実に難しい問題であった。

Q:パブリック調査は、誰が実施したのか。また結果は公表されているのか。

A:LOCOG が実施し、会期中取り続けていたが、結果は公表していないし、おそらく現存していない。

Q:ボランティアについて、有用なリソースとの話があったがどの程度活用したのか。また学生についてはどのように考えているか。(役割及び人数)

A:ボランティアは警備には関わっていない。それ以外の役割は、道案内、入場者支援等かなり広範にわたっていた。人によっては特殊なスキルを持っている人も多かったので、それを生かせる役割を担ってもらった。日本も英国と同じかもしれないが、英国のボランティアは非常に有能な人が志願してくる。ボランティアは7万人いたが、最低賃金で働いている人から大学教授に至るまで多士済々であった。

先ほどの大学教授の例を始め、民間警備員をリクルートするよりもボランティアの方が質の良い人員が確保できる。英国では少なくともボランティアを使うことのリスクが低かった。

学生に関しては、G4S の人員と全く同じ訓練を行い、ライセンスも取得させた。G4S のスタッフと比べても、不足しているのは実体験のみであった。

SIA はライセンス取得プロセスを変更し、発効はオリンピック開催後とした。これは青田刈りを避けるためであった。学生であるにもかかわらずよく機能してくれたと思う。

Q:学生たちは、オリンピック開催中についてはライセンスなしで活動していたということか。

A:特例として当局がこれを認可していた。大変協力的であった。

Q:オリンピックでの経験がコモンウェルスゲームに反映されたと聞いているが、どのようなことか。

A:コモンウェルスゲームは知名度こそ高いものの、規模としてはオリンピックの1/4程度と考えてもらえばよい。準備を早期に始めること、そして重要な決断を早めに行うことなどが反映された。

また単独企業への発注を避けた。複数の企業へ発注し、既存のインハウスの警備戦略を中央に置いた。ここでいうインハウスとは、会場ごとに動員される警備要員が存在しているということである。

Q:民間警備員は最終的に2.5万人に膨張したと聞いているが、G4S にしてみれば最終的に何名の警備員が必要かわからないと人員確保のしようもないと思うのだが、G4S に対して警備員が何人必要かを公式に示したのか。また、その人数はどのように積算したか。

A:当初契約では2011年中に契約が何度か調整されたが、G4S 側は自分たちの人員提供力を多めに見積もりすぎていたということだった。開催の3年前から大会に必要な警備要員の数を算出することは困難だった。この点からも、軍の方がよりメリットが大きいという結論に至った。

確かにG4S も難しい立場にあったと思う。G4S が直面していた仕事の規模の大きさと複雑さは誰も予想だにしていなかったことであり、そのことに関しては本心からねざらう気持ちもある。

オリンピックというものの規模、そして複雑さの2つに対応できる企業に依頼するしかなかった。

②SIAの役割と登録の流れ

○SIAライセンスの概要

- ・警備員個人に対する規制は必須条件となっており、民間警備業セクタにおいて警備員として従事するためにはSIAライセンスが必要不可欠である。これを遵守しない場合、犯罪行為とみなされる。
- ・SIAライセンスは、取得を申請した個人が警備員としてふさわしいか、犯罪歴、身元、英国における労働許可の取得、及び基礎トレーニングの終了状況といった点からチェックする。
- ・一方、企業に関しては認定請負企業スキーム(Approved Contractors Scheme。以下「ACS」という。)があるだけで、こちらは必須ではない。

○ACS

- ・民間警備業の能力基準を引き上げることを通じて公衆を守ることを目的とする。
- ・誰に対してもオープンであることが特徴であり、セクタに特化したものである。認定基準が明瞭で、事業者が自主的に申請することができる。
- ・国が認定するものであることから、ビジネス機会の拡大につながる。
- ・承認されるとHP上の認定請負企業リストに掲載される。
- ・ACSは民間警備業法で保護されたものである。ACSロゴを許可なく濫用する行為は、同法16条に違反するものであり、最高5,000£の罰金刑が課せられる。
- ・ACSの申請プロセスは、民間企業が自己評価ワークブックを作成し、SIAに対して申請を行う。SIAは内容が全て満たされているかのチェックを行い、企業調査、企業代表者調査を行うとともに、当該企業が立地する地元の警察に対し、当該企業が警備会社を名乗る犯罪組織でないかの確認をする。これらがクリアされると次のステップに移行し、外部評価機関（全部で5機関）による評価が行われる。
- ・外部評価機関は申請内容を採点し、その報告書をSIAに送付する。最終的な判断は、この報告書を参考にSIAが行う。
- ・ACS基準を満たしているかどうかについては、9の基準に関する計89の指標を基に判断する。
- ・これは既存の品質管理基準にのっとり、PDCAサイクルにより行う。
- ・基準を維持するためには、自己評価ワークブックのうち25の必須指標について毎年評価を行う。企業の登録内容に変更が生じた際、或いは3年ごとの更新の際には、89指標全てについて、再評価を行わなければならない。

Q:89の指標そのものの見直しは行われるのか。

A:89の指標は2～3年ごとに見直しを行っており、今回は今年の12月に実施する予定である。さらに、今後18か月をかけて、中央政府、警察、民間企業、ユーザーなどとのコンサルティングを行いながら、抜本的な見直しを予定している。

年明けにはACSのレビューを発表する予定であり、その内容によっては指標の見直しについても影響を受ける可能性がある。

○業界規模

- ・個人ライセンスについては、現在有効登録となっているものが約37万件、企業数は4千社、そして認定請負企業は800社ある。
- ・市場全体の割合で見ると、認定請負企業数は全体の2/3を占めている。
- ・SIA原則の遵守率は高く、99%以上と把握している。
- ・制度が始まった13年前から55,000人分のライセンスを取り消した（申請段階の却下と発行済みライセンスの取消の合計）。
- ・取り消したライセンスのうち1,500件については、警察からの情報に基づき、一般市民に対する脅威レベルが極めて高いと判断したものである。

○英国の状況

- ・英国における警備業といえば、アルコールを提供する飲食店の入口等に配置するドア・スーパーバイザーの存在が最も知られている。これは、日本の警備業法でいう1号業務に相当するものであろう。
- ・日本の3号警備に相当する貴重品の移送、同じく4号警備に相当する対人警備のほか、鍵の保有、タイヤの固定、CCTV等に関する規制も実施する。
- ・日本の2号警備に相当するものは、英国には存在しない。

○脅威とリスク

- ・ドア・スーパーバイザーライセンス制度については、不適切な方法により相手を過剰に拘束して危害を加える、或いは、相手の上にもたがり不適切に拘束することを防ぐ役割を担っている。規制が始まったのちも、このような不適切な拘束の仕方により、35名の市民が命を落としているからである。
- ・また、SIAは不十分なサービス提供や不法行為を行う企業、租税回避、最低賃金以下の労働環境、保険未加入などを取り締まっている。
- ・組織的な犯罪の隠れ蓑として、名目上警備会社のふりをする企業やIDに関する詐欺、偽造免許、名義貸し等も取締りの対象である。
- ・英国民は大規模なイベント（オリンピック、CWG、コンサートなど）を好むので、これらに対する警備需要がある。
- ・首脳会議などの警備もまた同様である。

○SIAとパートナー

- ・SIAは税務署、入国管理局、警察、地方自治体といったパートナーと協力している。これら機関が取締対象としている違法行為が頻繁に発生しており、SIAに対する違法行為はパートナーに対するものも同じである。

○一般市民の安全確保

- ・一般市民の安全確保が我々にとっての最優先事項である。そのため、SIAは複数機関が関与する組織の議長を務めている。
- ・暴力と一言と言っても、警備員に対する暴力、警備員自身による暴力、警備員が阻止しようとするものなど様々な形態がある。
- ・民間セクタの企業、ボランティア団体などは全てSIAに協力してくれていて、そのことが付加価値を高めている。

○規制への道のり

- ・規制への道のりは興味深いものである。規制開始当初は、一般市民を警備員から守るためのものと考えられていたが、過去10年の間に基準が引き上げられ、現在では民間警備会社が一般市民を守るという形に変わってきた。

Q:基準が引き上げられたとあるが、過去10年の間に法令改正はされていないと承知している。どのようにして改善されたものか。

A:法改正の結果ではない。規制が果たす役割も大きい、大きな原因ではない。社会全体が警備業界を理解し、協力するようになった結果である。民間警備業界が警察やその他機関と自主的に良好な関係を構築するようになった結果だ。また、認定請負企業スキームの効果も大きい。

③警察と民間警備業の連携

- 協力関係を結ぶことの難しさについては既に話があったが、いくつかの問題解決と、それによる協力関係を継続していきたい。
- 近年の緊縮経済により、情報共有意識の不足、信頼関係の欠如、警察における人員削減といった課題が発生している。
- 2015年より、ロンドン警視庁との連携関係を正式に開始した。
- 4つの主要スポンサー（BSIA、SIA、警察関係としてNPCC全国警察署長委員会、MOPACロンドン市長公安室）があり、ここで目指したのは、まず取組や活動の重複を避けること—アンケートを行ったところ、73の重複するイニシアチブがあることが分かったので、これを削減することであった。
- これに対し、3つの分野で連携関係を構築している。順に、情報・インテリジェンス・コミュニケーション（何を知っており、どうやって共有するか）、基準・訓練・認定（職員の能力等）、効果的な協働（経験や知識を共有するためのベストプラクティスを明らかにすること）である。

○例として、smash-and-grab（宝石商などの窓ガラスを叩き割り、ショーケース内の宝石等をつかみ取っていく強盗）が問題となったとき、これに対応する3度の研修を開催するなどして対処したことがある。

④内務省の民間警備業に対する取組

- 2012年に英国政府は、広範囲にわたる民間警備業界との関わりでの失敗に関する報告書を公的文書として発表した。
- 国として何を求めるかは明確であったが、民間セクタがそれに対してどう応えられるかを全く把握していなかった。民間は逆に自身の能力は把握しているものの、政府が何を求めているかを把握していなかった。
- このギャップを埋めるため、2011年にSecurity Industry Engagement Directratが発足した。これは、業界代表者がチーフを務めており、業界との対話改善が拡大している。

⑤個人の認定と訓練

- 英国内における警備員資格認定、訓練に関してはいくつかのステークホルダーが存在しており、SIAはレギュレーターである。
- また資格規制のレギュレーターとして、Ofqual（オフカル）があり、イングランド内における全ての資格認定機関（Awarding Organisations）から授与された資格を含め、登録リストを保持している。
- 資格認定機関とは、資格発行を行うための機関であり、これはSIAの協力のもとに、資格開発を行っている。
- 当該機関は開発済みの資格をOfqualに提出するとともに、警備員訓練を実施するプロバイダの認定（およそ2,000機関ある）を行っている。
- SIAライセンスの取得に際しては、こうした訓練を受けていることが必須であり、訓練なしにライセンス申請を行うことはできない。ロンドン2012大会においてもSIAライセンスは必須であった。
- 資格認定機関は、まずOfqualに対して申請を行い、Ofqualが認定した後、SIAに廻され、SIAが承認する流れとなっている。Ofqualの認定を受けるためには、基本的なオペレーションを行うためのインフラが整備されていることなどが重要である。
- SIAのもう一つの役割として、警備業界に属する警備員がSIAの求める条件を満たしているかどうかを確認することが挙げられる。
- 実際の資格認定に当たっては、訓練実施プロバイダが訓練を提供している。
- SIAが訓練者と実際に接触するのは、ライセンス申請を受けるときだけである。
- 資格の開発については3つの段階に分かれており、まずSIAが訓練に係る仕様を維持管理している。仕様書に基づく実際の資格作成は、資格認定機関がSIAとの協議により行う。これにより資格が完成すると、登録される。
- 仕様書は非常に重要であり、業務上必要とされる技能や要件が細かく記載されていることが望ましい。
- 資格が登録されて初めて訓練プロバイダは学習者に対し、訓練を提供できるようになる。
- SIA自体は資格認定も訓練も実施していない。そういった事項は資格認定機関の責任である。

Q: 訓練プロバイダというのは具体的にはどのような機関か。

A: シティ・オブ・ロンドンカレッジのような教育機関のほか、G4Sのような企業も実施している。

(4) ロンドン警視庁 (MPS)

①警備業会社との連携について

- 警察と民間警備会社の二者間に関係性を継続させるための法的要件がないため、民間警備会社との関係は非常に複雑。
- 過去に協力する関係にあった時には、関係性を築くか否かは任意であった。
- 業界との関わり方で最も一般的なものが、非公式なやり方で、例えば、警察官が道で地元コミュニティと交流する中で民間警備会社の人たちと交流する方法。地域住民と良好な関係性を築き、警察官の負担を減らすためにも民間警備会社の人たちと関係性を築くことはある。
- 警察官であれ、民間警備員であれ、セキュリティに関わる者が目に見える形で巡回していることは、そのコミュニティにメリットをもたらすし、テロリストや犯罪者の抑止につながる。
- ヒースロー空港では、法律により警察と民間警備会社が協力しなければならないことが定められているところ、民間警備会社は警察に対して報酬を払わなければならない。
- 国会での警備も民間警備会社との契約の下、警察官として任務を遂行するが給料は民間企業から支払われる。
- コストを払う側が主導権を握ることがあるため、警察は民間警備会社の下請と見られる懸念がある。
- 法的枠組みの下に、警察と民間警備会社が関係性を築くことには利点と欠点がある。
- 警察と民間警備会社とは切り離せない関係性があることは忘れてはならない。
- 公共セクタと民間セクタは目標としていることが異なるため、両者間の関係性で問題が発生してしまう可能性もある。
- 任務は制定法にのっとって定義付けされていなければならない。
- 英国では幸いにも、警察官として持っている権限は、一般市民が持っている権限と同じである。
- 民間警備会社が警察から独立した形で裁量を自由に行使できる。
- 民間警備会社が人を拘留したり、人を抑止したりした場合、警察の手続が後になる。
- 民間警備会社が行使できる最も強い権利の一つとして、「Conditions of entry」(入場条件)があり、不審者などに対し、警備員らが勤務・警備している建物の入場を拒否することができる。
- オリンピックでは入場条件は入場券に記されているので、オリンピック会場に警備員を動員することは有効な手である。
- 協力体制を築くにあたり最も重要なことは、役割分担(責任分担)を明確にすること。
- 責任は3つのタイプに分けることができる。
 - 地理的→特定エリア(例:このエリアは警備員Aの担当)
 - 機能的→持ち物や身体検査を行う→警察は行わない
 - 危機管理→警察の責任範囲内(甚大な危機な場合、空港などでは担当業務の分担が行われることもある)
- 上記の3つの責任のタイプの分類に関しては、重複しない部分がないことは珍しい。
- ロンドン 2012 大会の際、民間警備会社が、偽物の銃がセキュリティポイントを通過するかどうかテストを行った。そのことを警察に報告していなかったため、警察は本物の銃と勘違いしてしまった。コミュニケーション不足(誰が何をし、誰に報告するのか明確にする)が問題であった。
- ロンドン 2012 大会の際は、民間警備会社のほか、軍、警察も参加しており、混在するような形で任務を遂行した。
- 指令室からの命令は非常に明確であったが、現場は時折、混乱が生まれることがあった。
- 責任範囲を明確しても今度は人々が自分の縄張り意識を持つようになり、それが邪魔をしてしまうことがあった。例えば、オリンピック開催中、オリンピックパーク全体の警備を管理していたのは民間警備会社であったが、銃器担当の警備員がパーク内へ入場できないことがあった。
- 最も大変な警備が危機管理であり、一つのエラーも容認できない。
- 個々の警備会社によっては得意とする分野やユニークな取組などがあり(例:犬を使う)、現場で

任意に取り入れるのではなく、指令系統（Command control）の中で明確にさせるべき。

- 既に構築された指令系統に民間警備会社の枠組みを取り入れることは難しいことかもしれないが、実行しなければ不測の事態に頓挫してしまう。
- 緊急時に互いが初顔合わせにならないように良好な関係を築いておく必要がある。例えば、ヒースロー空港では毎日、民間警備会社とミーティングを行っていて、互いの考え方を理解している。緊急時にも緊急ミーティングを開き対処している。
- 民間警備会社と連携する場合、警察では当たり前と思っていることを民間警備会社は当たり前と思っていないこともあるので、一から訓練する必要もある。

②情報の共有について

- 大規模警備における警備会社との関係で全ての段階において、何が共有できるか、できないか、絶対に共有しなければならない情報は何かを性質に分けて考える必要がある。
- 例えば、Intelligence Briefing（情報説明）の内容、犯罪者の画像等の内部情報について、警察官の間のみで共有するのか、警備チームの一員である警備会社に共有するのか、共有する場合は共有の仕方を考えなくてはならない。
- 日常レベルで共有しなくてはならない情報を把握し、共有が必要な場合は共有方法も考えることが重要。
- 軽犯罪か重罪かによって共有できる情報の度合いは異なる。
- 警備会社が、共有された情報をどのように管理すべきか、警察の立場からすると非常に難しい問題であり、英国警察の伝統的文化でもあるが、情報の共有には慎重にならざるを得ない。
- 協力する民間警備会社をどの程度信頼できるのか、見極めなければならない。
- 情報の共有の仕方、共有された情報を入手した後の管理、自国の情報機関がどこまで協力するかも重要な点である。
- ただし、組織委員会との関係でリスクは絶対に認めてはいけない。
- 情報を何らかの理由で共有せず、事態が深刻化した場合の責任は、情報を共有しなかった警察側にある。
- 僅かなリスクを持つ人物でも会場の入場を許可しないこととした場合、法的に入場を拒否する妥当性を与えられるのか、また、こういった情報を民間警備会社と共有した後の情報の取扱いについて、彼らを信用できるのか。
- 与えられた情報を適切に扱うことについて、民間警備会社を信用しなければならない。
- 英国ではデータ保護法など法的にも関わるため、潜在的に大きな問題である。
- 情報の共通に関して確固たるプロトコールを作成しなければならない。

③危機管理について

- 指令系統は、誰が責任者であるのか、その司令官を誰が補助するのか明確である。
- オリンピック中、警察、民間警備会社、軍、組織委員会は各々の無線を持っていたため、これを一つにまとめるのに多大な労力を要した。
- 携帯電話についても、ロンドンでテロ攻撃があった際、携帯電話システムに負荷がかかりすぎて一般人のみならず、警察官のコミュニケーションにも不具合が生じた。
- 危機が発生した時に、コミュニケーションラインが断たれてしまうことがある（警察官同士でも無線が混線する）。
- 警察用の携帯電話はアクセスレベルが一般用とは異なり、より容易にアクセス可能になったが、民間警備員もアクセス可能になるように手配しなければならない。
- ヒースロー空港では、異なる機関と自由に連絡が取れるようにシステムを一本化している。
- 指令系統の中には、民間警備会社を代表する者が含まれていなければならない。

- 民間警備会社が複数存在する場合は、可能ならば、主要一社を指令系統の中に入れる。
- オリンピック警備の場合、一過性のため、問題は事前に解決していなければならない。
- 英国では、スポーツイベント警備に関して日常的に警察と民間警備会社が合同で訓練を行っている。
- 民間警備会社について、例えば、どのような訓練をしており、どのような装備を持っているか、人命救助は可能かといった組織的能力（capability）を正確に把握する必要がある。
- オリンピック開催前にマネージャー等も参加した合同訓練をし、会議室では机上で様々なシナリオを想定した会議（シナリオトーク）も行った。
- 現場では小規模ながらも実演（live exercise）を行った。
- 民間警備員や軍関係者の能力を把握するため、「このような事態が発生した場合、あなたならどう対応しますか」と聞き取りをすることは有意義であった。新しい顔を見かける度に聞いていた。
- 所属機関によっては特殊な言語（専門用語）があり、警察や消防、救急と使用語が異なる。共通言語を定着させる必要性がある。
- 訴訟社会では全関係者が合意している覚書（memorandum of understanding）を締結することを勧める。法的な契約書と同じような効力を持つ。

④大規模イベント警備について

- 脅威のレベルごとにシナリオを用意しなければならない。
- 脅威の評価を一般に公表しないのならば、協力パートナーにはどう伝えるのか。
- ロンドン 2012 大会の際、警察は通常警戒レベルよりも警察の動員状況を引き上げた。
- 組織委員会の予算は限られていたため、民間警備会社から多くの人員を採用することは、予算の都合上、許されなかったかもしれない。
- 起こり得るシチュエーションのシナリオを作成することが重要（例：2人組のガンマンがマシンガンと手作り爆弾を所持）。
- 警察、民間警備会社の共同警備の場合、民間警備会社が契約どおりの人員を提供することができるかどうか、特定の業務を任せられた警備員が出勤するのかどうかという危険が伴う。代替りの人員を民間警備会社が探すのか、警察官が代わりに務めるのかルールを決めておく必要がある。
- 不測の事態（contingency）に備えて常に準備しておくことが重要。
- 英国の一般市民は、警察がリーダーシップを執ることを望む。
- 脅威やリスクレベルが上がった場合に、民間警備員にどのような措置を講じることを求めるのか、決めておかなければならない。
- 指示どおりに民間警備員が業務を行っていない場合、どのように是正させるのか、警察官が現場で当該警備員を問いただすのか、警備会社の代表者に報告するのか、その場合、報告プロセスが構築されているのか把握することが重要。
- オリンピック開催中、指示どおりに警備員が業務していない場合、警備会社が当該警備員を退けた。

⑤内部の人間による脅威について

- 民間警備員を何百、何千と内部に入れる際、彼らは一体どういう人間なのか、身元や背景をどのようにチェックするか、誰がいつまでにそれを実行するのか、このプロセスをいつ頃から始めるのか（早すぎても情報が古くなってしまい、直前まで手を付けなければ間に合わなくなる）を考慮する。
- ロンドンでは、イスラム系のテロリズムが脅威であり、通常の方法では入手できない情報を手に入れるために身分を偽って公的な機関に入り込もうとしている人間がいることは、既に明らかになっている。
- 警察官の訓練を行う際に、異なる ID カードの見分け方を教える必要性とオリンピック専用の警備員 ID を作成することを薦める。
- 中央ロンドンの会場では、様々な民間警備員が混在していたため、誰がオリンピック警備に関わっ

ており、誰が別の警備（商業施設等）に携わっていたのか明確ではない部分があった。

⑥不測の事態について

- 警備員が無断欠勤した場合だけではなく、大きな事件が発生した際、警察と民間警備会社がどのように連携を取って対応するのか事前計画を立てる必要がある。
- 理想的なシナリオは、警察と民間警備員が互いの執るべき行動を理解していること。実行は大変難しいが、実現可能に不可欠なものは合同訓練と合同テストを早期から行うこと。
- 合同訓練と合同テストを行うことで新たな問題が生じるかもしれないので、行動計画を作成することが重要。

Q: 民間警備会社との対話を日常的に行っているのはロンドン警視庁のみか

A: 民間警備会社との対話を、日常的に行っているのは制服警察官である。これはロンドンに限らず英国レベルで行われている。主に民間警備会社と関りを持つものはスポーツイベントである。緊急時以外、警察官はスタジアムの内部の警備は行わないという方針がロンドンで発表された。主催者が報酬を支払って、勤務時間外の警察官を雇うことはある。

テロ対策など特殊な警備業者も存在する。国が報酬を払っているコミュニティ・セキュリティ・トラスト（Community Security Trust）という機関では、ユダヤ人コミュニティの警備を行っている（ユダヤ人はテロリストの標的になりやすいため）。警察と民間警備会社との関係性は全国で似通っていると思う。内務省はもっと民間警備会社を利用できるのではないかと考えている。内務省は内部にチームを発足させ、警察官が民間警備業界に深く入り込むことを支援する部門を設けた。警察官からの観点として、警備会社にはより信頼にあたる会社とそうではない会社があるものの、パートナーシップは重要である。なぜなら、警察官の数は限られているからである。

Q: どの警察の業務を民間警備会社に委託することがあり得るのか

A: 持ち物検査などコストのかかる機材が必要となり、警察としてはそれを頻繁に使用することはない。普段の警察業務で使用しない技術を拾得するために、研修や訓練が必要となる。そういった場合、警察は組織的能力（capability）をいつまでも持っていても仕方がないので、警察の管理の下、民間警備会社に任せても良いのではないかと考える。その際には、民間警備会社と連携する際には覚書（memorandum of understanding）を締結し、情報の共有に合意し、コマンド・プロトコールの合意に達していること（責任分担が明確）が重要。

警察官は特定の権限を与えられているが、説明責任がある。その権利を悪用すると罰せられる。権限の行使に関して十分な訓練を受け、また経験もある。警察官はこのような権限を手放してはいけない。民間警備員はあくまでも、警察の目や耳になること（補助的な役割）で、判例法によって民間警備員でも人を逮捕する権限は持っているが、それ以外の警察官特有の権利に関しては、警察は絶対に手放してはならないと考えている。協力関係、パートナーシップを結ぶことは大事ではあるが、警察官と同様の説明責任がない限り、多すぎる権利の委譲は行ってはいけない。

○英国では、必要に応じて全国から警察官を一か所に集めることができる。

○オリンピック期間中、ボディガードをする警察官は不足していた。ボディガードの資格を有する警察官とそうではない警察官を分けるルールを作成し対応した。

Q: テロ対策として民間警備会社を使用したことはあるのか

A: ユダヤ人コミュニティではユダヤ人特有の祝祭日（1か月間程）の際に、彼らは普段とは違う衣装を身に着け目立つため、テロリストのターゲットになりやすい。また、ユダヤ人コミュニティはロンドンに数多く点在するため、全て箇所を警察が警備できない。そのため、政府がお金を払い、民

間の警備員を動員する。警察の役割は、住民を安心させるために巡回し緊急時に対応できるようにすることだ。

Q:民間警備会社の能力、基準について

A:以前、ナイトクラブでの警備は誰にでもできたが、時間の経過と共にこの業界は規制を守るようになり、適切な訓練を受け、コンプライアンスの内容を理解していることが必須になった。ナイトクラブの警備に関しては、以前よりも随分改善された。このことにより、警察との関係も良くなり、裁判での証人になってもらう際にも信頼性が増してきた。

データの提供や訓練方法を生み出すのも民間警備会社であるため、警察が民間警備会社の言いなりになっている部分があることは否めない。テストを行うためには現場で民間警備会社と共同で任務を遂行して、実際の行動や態度を見るしかない。法規制は有用であったが、基準に関してはもっと厳しくしても良いのではないかと思う。SIA が法令を管理しているが、大きな組織ではないため、容易に品質管理できないのが現状である。問題は低賃金、定着率の低さ、人員の中で異動を追跡する難しさにある（例：今日解雇されて、翌日別の警備会社で雇われる）。

Q:バックグラウンドチェックは誰が担当したのか、警察はどのように関与していたのか

A:G4S の契約の問題の一つとして、申請プログラムを立ち上げ、オリンピック開催1年半位前には警備員のリストができる予定であったが、オリンピック開催に近づくに連れて、リストに載っている者が、引っ越したり、新たな職に就いたり、連絡が取れなくなったりして、警備に携わる者の定着率が低いことが判明したため、身元調査は2012年1月まで始まらなかった。身元調査の情報源は警察である。警察としても組織的能力（capability）を向上させ、問い合わせに対応できるようにした。

- オリンピック選手、各国代表チーム関係者は、自国を出国する前にバックグラウンドチェックを受けている。
- その上で、英国政府としてまだ疑問点が残った場合、オリンピック・クリアリングハウス（Olympic Clearing house）で再度検討し、それでも結論に達しない場合は内務大臣まで上申していた。
- オリンピック組織委員会が思い描いている警備（組織委員会はオリンピックの風紀を壊さない警備のイメージ）と、警察が思い描くもの（警察は見た目重視）は違うかもしれない。
- 会場のいくつかは、開催日が近くまで完成していなかったため、警備の観点からして計画を立てるのが難しかった。
- このような場合、設計図、建物のモデルの提供を要請することが大事である。
- 警察が想像していたものと、実際に建設されたものとは違いがあるケースがいくつかあった。
- オリンピック開催の2年前から警備の計画を立て始め、4か月前からフルタイムで警備に関わるようになった。
- 通常の警察任務からオリンピック警備に異動させられた警察官が多かったため、通常の任務とのギャップが生じる。
- 生じたギャップを埋める期間も計画の中に入れる（考慮する）ことも重要である。

(5) SECOMPLC

①ロンドン2012大会におけるSECOMPLCの業務について

- 屋内競技会場「エクセルセンター（ExCeL London）」の機械警備を実施。約300台のCCTV、アクセスコントロール、防犯系（アラームシステム）の警備について Contingency（例えば、爆破等不測の事態への対応）を含めた維持管理体制を敷く。
- G4Sが行うような有人警備は、SECOMの業務としては限定的。
- CCTVの管理室（指令室）はLOCOG（ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会）が仕切り、警察、G4S、エクセルセンターの警備員、SECOMのエンジニアが一か所（会場の駐車場に設置した仮設テント）に集まり任務を遂行。
- G4Sが会場周辺のバリケードやフェンスの設置及び警備を担当。ガードワイヤーに手が触れるとセンサーが感知・発砲し、CCTVがパンする（固定したカメラの向きを振ること）仕組み。
- エンジニアや警備員、警察官とは緊急時でもコミュニケーションできるようにCode（暗号）を決め、事前訓練していた（例：こういう暗号が発令されたらスタッフはこういう行動を執る）。
- 警備にあたり、事前打合せや合同トレーニングが行われ、訓練参加後に共通IDが発行された。
- 現場の画像センターでは、300台のCCTVの映像を10台位のモニターで監視。
- 午前7時～午後10時までSECOMは約4人体制で警備。エンジニアは不測の事態に備えて常勤。
- イベント期間中は渋滞が予想されていたため、バイクやカメラ等の在庫を用意した。余ったものはエクセルセンターに後日、買い取ってもらった。
- 実際、イベント期間中の交通量は事前予測よりも少なかった。
- イベント開催2～3か月程前から、会場付近の駐車場を閉鎖したため商業施設は大損だった。
- エクセルセンターに入場の際、警備員が車両の側面やボンネット、トラックの荷台を検査。

②警備業界の状況について

- コントロール・リスクを得意とする警備会社（傭兵的な会社）の賃金は高い。
- 民間警備員の業務の質、期待値は低く、多くが最低賃金で業務をしている。
- SIAのライセンス制度が確立したのが10年程前で、その前が無法状態で不法移民が業務に多く携わっていた。
- その後、難民で労働許可のある者が警備業に就き始めた。
- 警備員の条件は、犯罪歴がない、労働許可があるといった程度であり、プロフェッショナルな訓練がなされているとは思えない程度である。
- 社会的地位、信頼度が低いため、出勤時間に現れないことや病欠（sick leave）が問題。病欠といってもほとんどがズル休みであり、労務的なコントロールが難しい業界だ。
- 警備員性悪説に基づいてPDA（Personal Digital Assistant：携帯情報端末）の個人端末やGPS、装着型カメラを使って警備員を管理しなければならず、確認するために人を送っていたこともある。
- 病欠などで欠員が生じた場合、下請会社（この場合、警備会社）が追加人員を確保しなければならない。
- 有給休暇のほかに、病欠の行使は当然の権利と考える英国人は多い。
- 英国でCCTVが世界一普及している背景にはIRA（アイルランド共和軍）のテロがあると考えられる。

③SIAのライセンス対象業務について

- SIAのライセンス対象業務としてCCTVの遠隔集中管理業務があり、それを監視する者も警備員とみなされ、研修を受け、ライセンスを取得する必要がある。
- Directorレベル（重役、理事長、取締役など）の役職もSIAのライセンスを取得しなければならない。
- SIAのアドミニストレーションはお粗末と言わざるを得ない（例：ライセンス申請の手続）が、SIA

ライセンスのおかげで、警備員による犯罪は少なくなったかもしれない。

- 英国ではアラームが作動した時、警察が一次対処するが顧客（Keyholder：鍵管理者）は 20 分以内に鍵を持って現場に行かなければならないと法令で定められている。SECOM では、顧客に代わって鍵を管理し現場に駆けつけるサービスを行っているが、当該業務は警備業務とみなされ SIA のライセンスが必要。
- 上記警備業務に携わる者の賃金は低く、業務の質は正直低いことは否めない。
- G4S やセキュリタス等の大手は、巡回警備の合間に Keyholding service（鍵管理サービス）と言って、鍵を預かり、アラームが鳴ったら現場へ直行する業務を行っているが、業務の質（サービス水準）は低い。

Q:病欠をし、業務の質も低い警備員に鍵管理をさせるには不安が多いと思うが、何か対策はあるのか

A:センターから一度しか開かないコード（金庫のようなものを取り付ける）にアルゴリズムを送信し、一度建物の中に入り、点検し、扉を閉めたら、同じ鍵では二度と開けられない仕組みを取り入れている。

Q:公的機関は何か警備会社に支援をしているのか

A:支援はない。公的機関、警察側も警備会社に対する期待感は低い。動員が必要な場合など人海戦術の面では期待する部分もあるかもしれないが、社会的期待値は低いと思う。

- イベント警備でも SIA のライセンスを所持しているのは 2 割くらいで、残りは SIA のライセンスを持っていないステュワード（steward）を雇っている。
- ステュワードには警備員と同様の職務が与えられる。警備当日に 30 分くらいの Briefing（事前打合せ）をし、何かあったら SIA のライセンス所有者に報告する。
- ロンドン 2012 大会の警備で注目する点は、交通整理や群衆整理におけるボランティアの活用である。
- ボランティアは教育されていて、フレンドリーでマナーもあり、モチベートされていた。
- 直接雇用されている警備員は SIA のライセンスは要らない。
- 上記に関して BSIA は、上納金が協会に入らなくなるなどの理由から反対している。
- 日本でも自社雇用の場合は、警備法の規制の対象外であるが、警備会社に頼んだ方が安価であり、それゆえ、警備員の賃金が上がらない。
- 英国の警備業界は近年まで野放し状態であり、現在、資格チェックが入った段階である。警備員の質の向上までにはまだつながっていない。
- 英国は価格競争の激しい国で、「eTender（電子入札）」といって大きな契約の更新時に値段を叩かれるため、コストを抑えるしかない。よって、質を上げるには限界がある。
- 契約には、必ず KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）が付けられている。当該指標には、色々なパフォーマンスを図る項目があり、1 か月に何点を超えると契約料が何%下がるなどペナルティを課している。
- 契約更新時に KPI の達成度を見せ、契約される会社が決まるがコストが一番の問題。
- KPI は入札参加時に質の良くない業者を排除するベンチマークにはなる。

④護身用具について

- 警棒もスプレーも所持は認められていない。
- 逮捕の権利は一般市民と同じ権利。
- 禁止する条項は無いが手錠はグレーゾーン（議論はある）。
- SECOM 警備員にはマグライトを持たせた上、護身用として防弾チョッキやヘルメットを着用させて

いる。緊急時にはマグライトを武器に戦うよう指導している。

○英国では民家侵入者に対して危害を与えると住民が有罪になるくらい、正当防衛が成立しにくい。

Q:消費者保護の観点から行っていることは

A:アラームに関しては、一般的な商業行為の消費者保護はある。

Q:CCTV の危機の不具合で顧客が被害にあった場合の責任について

A:責任追及される仕組みになっている。契約書に、アラームシステム及び防犯装置は被害の発生がないことを保障するものではないと書いてある。定期メンテナンスを怠り、機能しなかった場合は責任を追及される。

○アラームを規制する査察機関 NSI (National Security Inspectorate : 国家セキュリティ検査局) の認定を受けた会社が設置したアラームシステムに対し、警察は、警察対処番号 (Unique Reference Number) を付与する。すなわち、警察は、当該番号を付与したシステムを持つ警備会社からの通報には First Response (初期対応) する。また、当該番号の付与は、損保業界団体が定めるガイドラインにより、保険をかけることができる要件となっている (要件を満たさない会社は保険に加入できない)。

○警備業界が野放しであった一方、アラーム業界は、損保会社がかかわっていることもあり、雁字搦めで規制が厳しい。

○会社のアラームに対して、警察が初期対応するかどうかは、会社にとって非常に大きな関心である。

○日本では警察は First Response (初期対応) しないが、英国では何でも警察に通報されてしまう。

○1989 年には年間 120 万回を超す警察本部の出動が誤報であり、この頃から例えば、連続する 12 か月間に誤作動が 2 回あったらイエローカード (レベル 2)、誤作動が 3 回あると (レベル 3) 警察は出動しない、二重発報でなければ警察に通報してはいけないといった規制が始まった。

○警察や損保会社、BSIA がロビー活動を行う。

Q:アラーム業界を規制する法律はあるのか

A:ACPO (Association of Chief Police Officers : イギリス警察署長協会) が規制を出している。英国には日本でいう警察庁にあたる組織がない。内務省の下に警察本部があり、ロンドン警視庁 (MPS) が現実的には中心であるが、ロンドン警視庁と Surrey Police (サリー州警察本部) は並列だと警察署長は思っている。全国レベルの業界規制を作る際、警察庁がないため、ACPO を便宜上作り、警察署長レベルの会議で規制を作る。

○警察の任意団体 NPCC (National Police Chief's Council : 全国警察署長委員会) が法令、規制、ガイドライン等を作成している。

○アラーム業者にとって警察対処がある (アラームが鳴った時に警察に通報できる権利がある) ことは大変な価値がある

→警察対処番号の発行は、各警察本部窓口によっても温度差があり (例えば、誤作動 2 回で警察が来ない場合もあれば、一生懸命改善している姿を見せれば再発行してくれる場合もある)、その剥奪は規制の力になっている。

Q:下請業者に対して、元請業者から指示は出せるのか

A:指示は出せる。それを規制する法令はないと思う。下請業者の下に二重、三重と続くケースもある。

⑤警備員の労働時間について

○労働時間は 7 日あたり 48 時間を超えてはならないが、警備業は除外される。

○少しでも雇用者が違反すると、労働者は労働裁判所へ出廷して和解金をむしり取ろうとするが、EU

に比べると、英国は労働規則に関してそれほど厳しくはない。

- SECOMでも人員不足がちで、賃金もさほど高くなく離職率も高い。
- 人欠状態が続くと、時間外労働が増え、コストも増えるが、定着率が良くなるレベルに賃金を上げてしまうと受注できないくらいのコストになってしまう。
- 補充できて利益が出るくらいの原価率に抑え、その中で候補者を選び訓練しなければならない。
- 会社に対しての帰属意識を持たせるよう、次のように工夫はしている。
 - ・顧客、社内から評判の高い将来性のある12名ほどの若い社員を、毎年、日本のSECOMへ研修に出している（営業業務、エンジニア全て含む）。
 - ・これまで50名ほど研修を受けたが、当該研修を受けた社員の定着率は高い。
 - ・社内表彰制度を設ける（顧客からの評判の高い社員を表彰）。
- 警察や消防からの表彰はあまりない。
- 警備業界とアラーム業界では、人命救助や社会貢献した人物やイノベーションに優れている会社を対象にSecurity Excellence Awardsという表彰を授与している。

⑥女性の活用について

- コンシェルジュやビルの受付（写真を撮りIDを作成する業務）は女性警備員が多く、SIAのライセンスを所持している。
- SECOMコントロールセンターの半分は女性。24時間勤務（12時間交代の2シフト、5チームあり、女性がリーダーのチームが2つある）。
- SECOMではKey response（緊急対処）に女性はいない。

Q:日本の業務を導入しようとしたが、英国では上手くいかなかった取組について

A:日本で駆け付ける緊急対処員は、警備員であり、技術者でもある。緊急対処員は、警備業法の教育を受けて、現行犯逮捕も訓練されている。また、誤報があれば基盤を開けてアラームを修理できるマルチタスクな警備員で、高度に訓練された安全のプロである。しかし、英国は階級社会で警備員は、「警備員」なのである。警備員兼技術者は英国ではあり得ない。英国でこれを導入しようとしたが無理であることが分かった。韓国と台湾ではできた。

⑦SIAのライセンス取得への流れについて

- ペーパーワーク（書類）のスクリーニング及び大学の講義室を借りて2～3日間の研修を受ける。警備業務によってカリキュラムは異なる。
- 試験に落ちたという話は聞いたことがないので、研修は日本で言う運転免許更新の際の講習のようなものだと思う。
- ライセンスを発行するのはSIAではなく別機関。

⑧警備員の雇用について

- SECOMでは正社員のみを採用。
- 最初の3か月間は仮採用期間（probation）で、その間に勤務態度を見極め、あまりにも問題がある場合は本採用しない。
- 見極めが難しい場合は、仮採用期間を延長する場合もある。
- 仮採用期間内であれば、理由がなくても解雇は可能。
- 正社員登用後の解雇は厄介。
- 仮採用期間内で解雇される典型的な例は、営業員で一件も売れない（成果が分かりやすいもの）、病欠が多いなど。
- 有人警備会社の雇用形態は、日雇いが多いのではないかと思う。

○スポーツイベント警備ではボランティアの私服警察官（無給の警察官）もいる。

Q:日本では警備会社に警備を依頼するのは事業者が多いが、英国ではどうか

A:SECOM というと事業者が多い。一般家庭も 25%程を占める。売上げでは 90%が事業者や公的機関であり、ロンドン警視庁や National Probation Service（保護監察局）は SECOM の顧客である。

⑨採用活動について

○各社を渡り合っている経験のあるエンジニアを優先的に採用。

○英国では職業訓練丁稚制度のようなものがあり、週 2 回学校（高校・大学）に通い、週 3 回 SECOM で見習いとして働き、2 年後に正社員として採用するシステムがあり、政府から補助もある。

○一人前になる頃には他社に引き抜かれてしまう。非常に流動性が高い。

○Key response（緊急対処）の人材は SIA のライセンスを持つ常駐警備員であったが、興味本位で応募する人や無経験者も多い。

○基本は夜勤が可能な人材を Key response（緊急対処）に充てる。

○人材紹介会社（Employment agent）を通じて応募することが多い（英国では職業のある人でも登録している）。

○ウェブサイトでの募集が近年多い。

○地方紙にも募集を出している。

(6) Canary Wharf Private Security

①Canary Wharf について

- ロンドン東部にある大規模ウォーターフロント再開発地域（私有地）で、欧州の金融の中心地。
- オフィスビルやショッピングセンター等から構成され、ショッピングセンターは M25 モーターウェイ（グレーター・ロンドンの周囲を繋ぐ環状高速道路）の内側では 3 番目の大きさを誇る。Canary Wharf 地区内の訪問者・就業者数は一日約 12 万人。

②Canary Wharf での警備について

- Canary Wharf Group（プライベートカンパニー）が警備を担当。
- 1,500 人の警備員が毎日、Canary Wharf 敷地内で警備を任務。
- より高度な訓練を受けた 10 人の私服警備員（行動学にも長けている）を毎日配置。
- 爆発物等を発見するための犬チーム（1 チーム 2 匹を 2 編成）を用意し、犬は 30 分毎に交代させる。
- Canary Wharf 地区内の警備における脅威は下記の 3 つ。
 - ・テロリズム
 - ・犯罪（特に窃盗）
 - ・プロテスト、デモ
- Canary Wharf 地区への車での出入口は 5 か所で、全てにチェックポイント（Ring of steel（鉄の輪）という。）を設置。
- チェックポイントでは、警備員は必ず運転手と言葉を交わすようにしている。
- 進入車の 4 台に 1 台は物理的に爆発物等を検知する。チェックする車両は 1 年で約 90 万台。
- 配達車は事前にナンバープレートの登録が必要で、地区内に入るには 2 か所のチェックポイントを決められた時間に通過しなければならない。
- 地区内では、裁判所命令によりプロテスト、デモ行為は禁止されている。
- 抗議活動団体の SNS をチェックするチーム 3 人体制）があり、常時プロテスト抗議者の行動を監視。高等裁判所からの命令を伝えることもある。

Q:不審者を発見した場合、私服警備員の執る行動は

A:まず不審者に近づき質問をする。質問方法も攻撃的ではないマナーができるように訓練されている。相手が質問を拒否した場合、警察に援助を求め、警察はバックグラウンドチェックを行う。Canary Wharf のような私有地では、必要の時（連絡した時）のみ警察が来る。逆に、警察が不審者を発見した場合、Canary Wharf（セキュリティ本部）に連絡が入る。

Q:警察官が敷地内をパトロールすることもあるのか

A:あり得る。例外として、特殊な知識を身につけた武装したチームが営業時間（9 時～17 時）内に専用車両を敷地内に配置することもある。

Q:警備の費用はどのように捻出しているのか

A:テナント料に警備費を含んでいる（Service Charge Per Square Foot）。サービス料・管理費（Service Charge）には警備のほか、清掃費や緑化維持費等も含まれる。

Q:Canary Wharf 内での警備員関係者スタッフの総数は

A:500 人のスタッフがいて、その内半分は Canary Wharf Group の職員である。Canary Wharf Group 自ら警備員をリクルートし、研修している。残りの 250 人は 2 つの警備会社から派遣されている。また、2 社のうち 1 社との契約の見直しを行う予定である。

Q:250人の民間警備員（派遣）の業務内容は

A:民間警備員は主に商業施設内（レストラン・ショップ）の警備と車両のチェックポイントを担当。Canary Wharfの警備員は、監督や管理（supervision）、私服警備、高度なスキルが必要な指令室管理を担当。

③警察との関係性について

- 現場の警察官、ロンドン警視庁、消防、救急隊との業務上での関係性に今のところ問題はない。
- 各々の弱みや強みを理解しているため、協力機関との関係性に問題はないが、警察ができることにも限度があることを理解している。
- 警察が来た場合、スムーズに業務がバトンタッチできるような体制は構築済み。
- 今後の課題は、警察の予算が削減された場合、今までとのギャップを埋めること。

④警備員の訓練について

- 警察、消防、緊急隊と協力して、無差別テロに対応した現場訓練を毎年実施。
- 私有地にも関わらず、国レベルの訓練（National Exercise）を2015年に実施し、ホスト役を担当
- SAS（Special Air Service：特殊空挺部隊）の元スタッフが、年150回ほど、早朝に敷地内に不審車に仕立てた車両を停めて、警備員の対応をみる、覆面した元SASスタッフや失業中の俳優を犯人役として使用するといった、安全性確認のテストを行っている。

Q:警備員はドア・スーパーバイザー（Door supervisor：出入口警備）の資格を有しているのか

A:警備会社から派遣されている警備員は全員SIAのライセンスを所持している。ドア・スーパーバイザー（Door supervisor：出入口警備）の資格は必要要件ではないが、ほとんどの警備員がライセンスを所持している。また、Canary Wharf Groupではドア・スーパーバイザー（Door supervisor：出入口警備）を育成するための2か年計画がある。その背景として、Canary Wharf内にはレストランが多く、また、夜の飲食の需要（night-time economy）がここ5年間で増えているからである。Canary Wharf Group側は、バーやレストラン側が客を上手く対処できない場合、強制的に契約を解除する（改善を求める）ことができる。

2.3 ドイツ

(1) フランクフルト市警察

①警備業との関係について

- ドイツでは警備業は、警察とは別であり、純粋な民間企業が行う（警察が治安維持のため警備サービスを使うことはない）。
- 民間警備会社が提供するサービスは、依頼者が直接委託する。
- 各種イベントの場合、主催者に責任があり、主催者が直接警備業者に依頼する。例えば、ドイツ鉄道（Deutsche Bahn）の駅の警備は、ドイツ鉄道が個々の警備を警備会社に依頼。ただし、国家が保護すべき対象者を見極め、警察が警備する場合もある。
- 危険性が高いイベントや、特に犯罪の蓋然性の高い大規模イベントの場合は、警察が民間警備会社をサポートすることがある。
- 上記の場合、警察と民間警備会社が連携して情報共有することが大事。
- 団体警備の時には、警察に情報が回る。
- 対テロ行為警備には、民間の警備会社は含まず、警察の特殊部隊が行う。
- 対テロ行為警備のための研修あり。
- イベント開催時の会場周辺の交通整理は、警察が行い、民間警備会社には権限はない。
- 警察の組織内に警備をサポートするチームがあり、護送警備や交通整理には武器の所持が認められている。
- 当該チームは、ヘッセン州の警察本部7署、フランクフルト市方面部、フランクフルト空港に担当チームを設置。
- リスクのあるイベントには事前強化する対応をとる。
- 大規模イベント警備では、部内の情報共有が重要。市民の対してもイベント規模、逮捕者が出た場合には逮捕理由等の情報を適宜提供。市民が不安を抱かないよう、事前に警察の警備方針を市民に示すことも重要。
- 市民への情報提供手段：スピーカー、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）、コミュニティ・ミーティング、サッカースタジアムの電光掲示板（交通情報も提供）。
- 警察の編成チームは以下のとおり。
 - ・戦略チーム
 - ・全体コーディネート（steering）
 - ・スピーカー車
 - ・コミュニケーションチーム
 - ・Twitter（SNS）
 - ・スタジアムにてスピーカーを使用して注意勧告（花火の使用等）
- 連携機関は次のとおり。
 - ・連邦警察（Bundespolizei）（サッカーファンが鉄道を利用する際の警備を担当）
 - ・消防・救急隊（Feuerwehr/Rettungsdienst）
 - ・州警察（Landespolizei）
 - ・秩序局（Ordnungsamt）
 - ・税関（Zoll）
 - ・技術救済特殊部隊 THW（Technisches Hilfswerk）
- 警備業は、その業者が属する地方自治体が管轄する。
 - ①民間警備員は市に登録。
 - ②自治体は営業法に照らし合わせて、その人物が警備員として適しているか（違法団体等への加入の有無、犯歴の有無）を判断。
 - ③最低限の知識を有しているか判断するための試験を実施し、技術や経験を問う。

- 民間からの委託によって、各々の警備員に対して①市当局のチェック②警察のチェックがある。
- サッカーの試合では、400~1,000人の警備員を動員し、警察が各々をチェック。
- イベント主催者は、安全性責任を100%負い、Security Concept（安全基本理念）を市当局に提出する必要あり。市は警察に意見を求めることができる。
- Security Concept（安全基本理念）に含まれる必要がある事項
 - ・安全なアクセスを確保（どのゲートを封鎖・閉鎖するか、入場のコントロール、所持品チェック）
 - ・どの時点で入場を規制するか。
 - ・コミュニケーション体制の構築。
 - ・責任分担・連絡方法。
 - ・緊急時の対応。
 ⇒これらは全て主催者が準備しなければならない。
- 連携者は互いに密に連絡を取ることが大事で、早期の事前計画やミーティングを行う。
- イベント直前には、別途、Security meetingを行い、Cold caseとHot caseの2パターンに分類
- Cold case→主催者、警察、市など関係者全員が集まり、最新情報を提供。
- Hot case→イベント開催中に事件等起きた場合、関係者は至急参集。コンセンサスが得られない場合、警察が最終判断。

②マイン川博物館祭り（マイン川フェスティバル）警備（2016年夏）について

- 2日間で約200万人来場。欧州上位5位にも入る大規模イベント（ステージ17、飲食や土産物等のブース500）。運営コストも大。
- 今年は、イベント開催の数か月前にフランス・ニースでテロ事件があったことから、厳重な体制、事前計画で臨む。
- 主催者との連携が重要。
- 客の誘導や客のケンカの対処がメイン。
- 主催者は単体で市当局にSecurity Concept（sicherheitskonzept:安全基本理念）を提出。
 - 300ページにもわたる計画書であり、避難誘導方法や緊急車両の通行ルート等を記載。具体的には、例えば、スピーカーのスポークパーソンがボタンを押すと音楽が切れ、メッセージを流すこと、緊急時の会場の封鎖方法等を記載。
- 主催者は緊急車両の経路確保を提案することが必須。
- 主催者はイベント会場の封鎖も担当。
- イベント中の警察の役割
 - ・交通誘導
 - ・犯罪行為があった場合の対処として、イベント期間中は待機
 - ・スリ・盗難防止
 - ・私服警官の配置
 - ・制服警官の配置（殴り合いがあった場合は逮捕、迷子の対応、主催者に情報を提供）
- イベント会場の各セクションに警備員を配置し、橋の登り口に警察官を配置。
- 暴力的又は雰囲気壊すような人や団体を見た時、警察はできるだけ早く声をかける。
- 誰かが退場又は逮捕された場合、一般人がパニックを起こさないたよう、戦略的コミュニケーション部隊がスピーカーで広く情報を提供（説明）。
- テロ対策は100%警察の担当（再掲）で、船でも移動できるような特殊部隊を形成。
- 特に今年は、フランス・ニースでのテロを受け、トラックに乗ったテロリストに対してどう対処するかが課題であった。解決策として次の事項を提案した。
 - ・経路封鎖は民間警備会社の担当
 - ・「立入禁止」表示のほか、1トンの赤白のセメントブロックで道を封鎖

・ブロックの設置箇所は要相談

- 上記解決策について、主催者から「1カ月前でのブロックの設置は困難」と拒否されたが、警察は主催者に履行するよう強く求めた。警察本部長と市長とのハイレベル協議の結果、市長が理解を示してくれた。警察が求める安全レベルを確保しなければ、フェスティバルは開催させないと主催者に伝えてくれた。
- 警察が推奨した内容に従わなかった場合、責任は主催者にあり、事故等が発生した場合にはマスコミからの批判を浴びることとなる。主催者が示す Security Concept に対し、警察は、市民の安全確保のため、強いアドバイスをすることができる。
- ブロックの設置は初めてのことであり、警察と警備会社の規制のスペシャリストが集まり、帰省方法を検討した。警備会社は案を出し、警察は知見を提供した。警備会社とともに実査も行った。互いに歩み寄ることが大切。
- 警察官が1時間ごとに会場外周を巡回することにより、警備員や主催者に安心感を持たせた
- 警察が安全性をアピールすることで、メディアがポジティブに伝えてくれ、全体的に上手く機能した（警察とメディアの連携）。

Q: イベント開催中の民間警備員の数、また何社で警備にあたったか

A: 150名ほどで複数の民間企業が携わった。

セメントブロック設置に関してスタッフの増員が必要となったが、主催者側が増員に対応した。

Q: イベント開催中、警察が民間警備会社に指示したか

A: 場合によっては可能であり、緊急時の指示は可能である。

会場のブースへの荷物等の運搬に使用されるトラック・車の情報を警察は把握していない。

警備員の不祥事は警察が逮捕できる。実際、ある警備員を逮捕して、主催者はその人物を解雇した。

Q: 警備員の欠員はどのように対処したか

A: 主催者がシフトし補充をした。

Q: マイン川の警備、規制について

A: 議論はあったが、規制や物理的なことは行わなかった（例：フェンスの設置も行わず、線を引いただけ）。しかし、警察の救助隊ボートは配置した。

Q: ドイツ語の分からない人への情報提供（メッセージ）は

A: 警察官はドイツ語と英語で説明できるように訓練されている。大きなイベントには、フランス語やポーランド語での情報を提供している。ヘッセン州では（ある程度の条件はあるが）移民でも警察官になることが可能で、フランクフルトには中国語の話せる警察官もいる。

民間警備会社は避難の説明を担当する。

警察側のコミュニケーションツールは他に使えない。

Q: 警備にあたっての事前調整の頻度について

A: 3～4か月前：主催者と警察（1人）で話し合い→どう歩み寄れるかが大事（1回目）

2回目：主催者と警察（計2人）で話し合い

1か月前：セメントブロック設置についての協議

Cold case：関係者全員が参加

イベント開催中：朝・晩、関係者全員でミーティングを行い、情報を共有

Q:警備の責任はイベントの主催者側にあり、主催者が警備方針の判断に迷った場合、警察が判断、決定する場合もあるとのことだが、法的な根拠があるのか、それとも慣例でそのようになっているのか。また、その場合の責任は警察、主催者のいずれに帰属するのか。

A:警察の役割としてあらゆる危機の予防と阻止が法的に定められており、これに基づき行うものであるため、あらゆるイベントにおける警察の権限は法的にカバーされる。イベントに危険性（ハイリスク）や事実的な欠陥がある場合、警察はイベントを中止することが可能（命令を発令することが可能）。市民への釈明などの責任は警察が負う。例えば、サッカースタジアムの消火装置が作動しない場合、主催者が試合を強行しようとしても警察が高リスクのイベントであるとして、中止命令を出すことができる。中止に伴う責任は警察にある。一部リーグの試合が中止になった場合、ファン、一般市民等に対する全ての責任は警察が負う。

Q:車両（交通）誘導について

A:イベント主催者は会場内の責任を負う。
警察は会場外の責任を負う。

③Commerzbank Arena について

○利用者によってイベントの主催者が変わり、その都度、Security Concept を示す必要あり。

（例）コンサート→イベント会社

（例）サッカー・ワールドカップ→FIFA

○収容人員は5万1千人（サッカー時）。

○会場アクセスは5か所→主催者は民間警備会社に警備を依頼。

○武器を所持した警察部隊が、常時、入場コントロールの見える場所に待機。

○入場コントロールは民間警備会社が担当。

○観客がフィールド内に立ち入らないように阻止するのは民間警備会社の担当だが、例えば、覆面ファンがフィールドに立ち上がった際の対処は警察が担当。

○テロ対策として、武器を所持している警察部隊の導入も可能。

○危険度を評価して、武器が必要かは警察が判断。

○フーリガン同士が衝突しないようにするために、スタジアムの4つのエリアに柵を設置→警察との連携の下、民間警備会社が警備を担当。

○スタジアムには、火災報知機や不審者を感知する機械がある。

○最新のビデオ監視装置（録画可能なため）で犯人を特定。

○スタジアム上部からも見えるため、ビデオ監視装置はサッカーチームが導入。

○スタジアム内には警察と民間警備会社が一か所に待機できる部屋がある。

○試合中、警察と警備会社がミーティングを設け、試合前に起きた事件を未然に防ぐように対処。

○暴動防止のため、ホームチームファンとアウェイチームファンを一緒にさせないことが警察の最大の関心事項。それぞれの会場までの道順を分けている。

○「戦略的 Communication Team」がスピーカー車の設置などして対処。

④フランクフルト市警察とイベント主催者との事前調整について@CommerzbankArena

○事前調整前に担当者の連絡先を確認。

○前回の試合を振り返る（課題）。

- ・ファンによる暴行事件
- ・催涙スプレーの使用
- ・フランクフルトファンの激高→車両破壊、リュックサックの盗難、スピーカーの盗難
- ・ファンにはEメールを送り呼びかけ

- ・逮捕者が出たため、警備を強化
 - ・事件全てを記録
- ファンがエスカレートする可能性があるため、試合中の逮捕はできるだけ控えたい。
 - ファンが旗を振るなど、市も記録を残す。
 - ファンに危険行為であることを示す。
 - サッカー協会理事長にもアプローチ。
 - ファンがどの交通機関で何時に来場するのか予測（若い層が5,000～6,000人来場する等）。
 - 会場で使用される花火の種類も予想。
 - ファンの中でどのような派閥があるのかも把握。
 - 地元鉄道駅にも私服警官を配置することが大事。
 - 秩序局チームが攻撃された場合は警察が援助。
 - バスでファンが来場することを前提に戦略シナリオを発表。
 - ・警察犬を連れてエスコート
 - ・警察犬をどこに配置するか
 - ・ファンに警察犬がいることが分かるように配置（方向性も重要）
 - ・騎馬隊の配置
 - 存在感をアピール、圧迫感は逆効果。
 - 出動部隊は道中の休憩所等での暴動を防ぐため、高速ジャンクションまでファンのバスを誘導。

(2) 連邦警備業協会

①警備業界について

- ドイツで初めて警備会社が設立されたのは1901年で、警備業を規制する営業法は1927年に制定。
- 警備業は警察の所轄ではなく、経済産業省ないしは商工会議所の管轄。

②法制等関係について

- 申請、登録等は現地の自治体の当局（商工会議所又は秩序局）が担当。
- 警備業協会への加盟は任意だが、商工会議所への登録は義務。
- 警備業の要件として、信頼性、資産及び研修の受講という3点をチェック。
- 信頼性のチェックについては、「連邦中央記録」から、申請者に係る犯罪歴を含む記録の謄本を使用するきまりがある。
- 資産については、負債がなく、企業を立ち上げるための十分な資産を有していることを証明する必要がある。なお、被雇用者である警備員には必要ない。
- 1996年に営業法の改正により、商工会議所が行う専門知識の教育を受ける義務が新たに導入された。
 - ・企業を立ち上げようとする側は80時間の研修を受けることが必須。
 - ・被雇用者（警備員）は40時間の研修を受けることが必須。
- 専門知識の教育の内容は、警備業を営む者と被雇用者である警備員とでさほど差異はない。
 - ・(例) 警備業に係る法的な枠組み、警備業の権限や警察の権限。
- あくまで教育研修なので試験はない。
- 警備業協会は20年来、教育の定着度を測るための試験を実施しない現体制を批判し続けている。
- 教育・研修制度とは別に、専門知識を学ばなければいけないが、こちらは別の試験体制。
- ドイツや欧州特有なものとして、事故を抑止しなければならないという規定がある。事故があった場合は雇用者側の責任になるので、必ず警備員の労災に対する保険に加入しなければならない。
- 保険の規則において、企業は、従業員の事故を抑止し、従業員が与えられている業務を遂行できることを保証しなければならないとされているため、企業による従業員に対する研修を徹底につながる。
- 警備業の業務内容は111種と多岐にわたり、それぞれの業務内容に合った研修が必要。
- 2002年より、企業と学校で専門スキルを学ぶことができるデュアルシステム（デュアル教育制度）が開始、民間警備やセキュリティに関して学ぶことができるようになった。
- ドイツ国内には、セキュリティ・マネジメントを学べる大学が3校ある（ベルリン経済法科大学（HWR）：警察・セキュリティ管理学科、ドイツ継続教育大学（DUW）（ベルリン）：経済経営学科、ザールランド応用科学大学：経済学部）。
- ベルリン経済法科大学（警察の管理職層を要請する学校で有名）では、民間のセキュリティ・マネジメントを学ぶことができ、学士、修士が取得できるようになった。
- 上記の大学は現場の警備員の養成ではないが、将来、相互機関の連携が必要になった場合、相互理解の促進につながるのではと期待される。
- 法改定の予定は、1か月前にドイツ連邦議会が新しい法律の基盤となるものを提案。
- 改定法の特徴は、特定のスキルを身につけてもらうために試験を実施すること。
 - ・起業家は専門知識を有する必要があるため、商工会議所で試験を受ける。
 - ・試験は筆記試験と口頭試験で構成。
- 採択されていない条文ではあるが、警備業者や警備員（従業者）全員を登録した名簿を作成する計画がある。

③武器の所持について

- ドイツでは警備業者に対して特有な権限はなく、一般人に適応される権限と同じ。

- 民間警備会社が武器を所持できる場合は以下のとおり。
 - 1)現金・貴重品類輸送の護衛→短銃
 - 2)原子力発電所の警備→短銃
 - 3)軍事施設の警備→ライフル
 - 4)身辺警備→短銃
- 1)～3)の警備では、業務中のみ武器を携帯できる。
- 上記1)～4)で警備業全体の10%を占める。
- 防弾チョッキを使用するのは稀で、電車内の警備ではあり得る。

④権限について

- 自らの家に入って良い者を自分で決められる権利と同じ。
- 例外として、権限が拡張されるのは以下のとおり。
 - ・空港での乗客のコントロール
 - ・原子力発電所へ出入りする人のコントロール
 - ・軍事施設へ出入りする人のコントロール
- 連邦関連施設警備においても、民間警備会社は身分証明書を確認して出入りをコントロールするくらいなので、大きな権限は与えられていない。
- 今年の夏に採択されたが、まだ施行されていないものでは、大型物（例：風力発電のプロペラ）の輸送は、現在警察が先行護衛しているが、施行後は、一部について民間警備会社の護衛が可能になる。つまり、大型物輸送の先行護衛について一部民間警備会社に委託されるようになる。
- 2002年の法改正によって導入された専門知識試験は下記の3つの分野に限定。
 - ①公共空間のパトロールに警備
 - ②万引き防止の警備
 - ③商業ディスコの出入口警備
- 背景としては、本来、公共の場では民間警備会社に警備の権限は与えられていなかったが、①～③の警備需要が増えたため、それができるよう連邦政府が法改正を実施。
- 専門知識の試験については、教育・研修と同様な内容で、民法典等法的な問題が出され、合格者は10～15%と言われている。

Q:警備業申請の項目の一つ、資産の具体的な基準について

A:金額は決まっていない。警備業は機械や設備投資にそこまで膨大な資金が必要となる業界ではなく、基準にそこまで厳しくない。

Q:許可の申請先について

A:申請者が設立しようとする企業が属する自治体の秩序局が申請先で、無犯罪歴、教育・研修を（何時間）受講したかを証明するものを提出する。

⑤警備業の概況について

- 市場に出ている企業数は約5,500社で小規模が多い。
- 協会に登録している企業は約1,000社で大・中企業が多い。加盟員の市場シェアは80%ほど。
- 警備業依頼主の約75%が経済界（民間）、約25%が政府、1%が個人（ホームセキュリティ）。
- 業務依頼にあたっての必要な契約の形態はないが、営業法に次のような最低限のクライテリアがある。
 - ・事業者は最低限の保険に加入する。
 - ・事業者は業務内容の明確な指示を出す。
 - ・事業者は従業員に対して身分証明書を発行する。

・事業者は従業員に対して制服を提供する。

- 協会では、顧客が信頼できる民間警備会社を見つけることができるようにするため、参考指標（品質や価格などを比較したエクセル表も含む）をホームページで公表している。
- 公表されている民間警備会社が協会に加盟しているかどうかは関係なく、発注者が警備業者を選定する際の指標を提供（協会側からすると、特定の名前を公表することは良くない）。
- 連邦軍は施設警備に対して民間警備会社を雇っており、入札時に上記のようなコンセプトを活用しようと考えている。
- 品質規格（日本で言う JIS 規格）を取得しているか否かも判断の一つ。

⑥労働環境について

- ドイツの警備業では、直接雇用のみで派遣は認められていない。
- 顧客から、業務を行う個々の警備員に対して直接指示をすることはできない（指示が可能な場合は派遣になってしまうため）。
- ドイツの労働法の観点から見ると、警備・セキュリティ事業は生産や物流とは異なり派遣が認められていない。
- 労災については、賠償責任保険への加入を義務付けている（再掲）。
- 上記に加えて、事故保険（労働者の治療）があり、国の事故保険がカバーする。
- 人員が確保できなかった場合等、警備会社が他会社に下請をすることが可能→規模に応じて下請・孫請けを頼む。
- 短期間の大きなイベントにおいて、多くの人員を要する場合、再委託するケースが一般的。
- 他方、5年程度の長期契約が確定している場合は、再委託ではなく、警備員を増やして対応することが多い。
- 労働契約については、無期限に雇用することも可能だが、有限契約で2年間の契約を結ぶことが一般的。2年間の契約後、そのまま契約を続行する場合は無期限の契約となる。
- 労働時間について、労働協約の制度があり、労使間の団体交渉が行われるのが一般的。
- 組合側が求める賃金、休暇、夜勤、休日出勤等のルールは協約で決められる。
- 労働時間を拡張するためには、実際の労働時間と待機時間を区別する必要がある。
- 警備業の場合、月あたり228時間まで延長可能（待機時間を含む）。

Q:再委託に関して孫請けもあるのか

A:残念だが頻繁にある。例えば、難民受け入れにあたり難民収容施設の警備に2万人を充てている。

Q:委託が起りやすい分野について

A:大規模イベントや難民収容施設など、大勢の警備員を必要としている単発的なイベント。

例えば、10万人の来客を予定しているコンサートで、500人程度の警備員が必要となる場合、一社のみが人員を確保することは難しい。

Q:事故を起こした場合の責任は元請か

A:契約構成によって変わる。

Q:2年間の契約終了後、そのまま契約を続行する場合は無期限の契約になるのは警備業界のみか

A:警備業界のみだけでなく、ドイツでは一般的な形態である。

○ドイツ国内で正規に警備業に雇用されている労働者は25万人で、時短労働者は100万人いる。

○女性従業員の割合は20%。

○年齢構成は7割方が25～55歳の間。

○労働者25万人のうち25%は副業で75%は警備業を本業としている。

Q:女性従業員の割合がイギリスや日本と比べて高いが、雇用に関して何か行っていることは

A:女性を業界に引き込もうと協会側が何か行っているわけではない。企業によっては独自で女性雇用のキャンペーンを行っている可能性はある。

他方、空港での女性に対する身体検査等、女性が必要な業務もあり、施設での受付や事務的業務等、女性の方が行いやすい業務もある。

○例えば、サッカーの試合で1万人の警備が動員されていた場合、フルタイムで警備に当たっている人員は1割で、残りは2週間ごとのパートタイム。

⑦警備業協会の役割について

○労働協約の交渉の場において使用者側として参加し、様々なルールを決めている

○一般社会に対して警備業のアピール、紹介、ロビー活動をしている。国家に対してはしっかりした規則の制定の働きかけや教育、研修をサポートしている。

⑧警備員の賃金体系について

○一般的には、時給9€。

○空港警備（特殊警備）は最高で17€。

○業界・業種の価値を認められていないため、経済界全体と比べると、給料はかなり低い方に属する。

⑨業務中の事故について

○近年、イベント時や公共交通機関での乗客とのトラブル、若者による暴力が多い。

○警備員がトラブルに巻き込まれないように、口頭で相手を鎮静させるテクニックを学ぶ研修が必要

○保険業界が作成したトラブルを鎮静化させるためのビデオを教材として研修を行っている。

⑩需要について

○近年の難民増加、空港利用者の増加、イベント時における警備体制の強化の背景から需要は高まっている。

○求人募集が現在12,000件ある。人員不足と言える。

○景気が良いと、人気のある仕事に人が流れるため、警備員になる者は少ない。

○景気が良くない場合は警備業に良い人材が残る。

⑪個別の業務内容について

○警備業務の定義（規制の対象）について、日本では個別の業務内容が列挙されているが、ドイツでは、「他人の身体及び生命及び財産を守る業務」と普遍的に表現されている。

○公共の場において、民間警備員が交通整理・誘導することはない。

○大規模イベントで主催者が依頼して、私有地において民間警備員が交通整理することはある。

○原子力発電所の警備については、発電所の所有者が責任を持つため、警察は関わらない。

○テロ対策については、警察を含めた合同訓練・トレーニングを行い連携に焦点を充てている。

○企業と銀行間での現金輸送が頻繁に行われている。現金輸送用の特殊車両が毎日2,500台稼働している。

○ドイツでは日本と同様に建物のアラームが鳴った場合、第一報は警察ではなく、警備会社へ行く（警察は誤報と思うことがあるため）。

○警備業以外で活動している業種には、清掃業と警備業を行っている業者が多い。清掃は、夜間、無人の施設で行われることが多く、警備業との親和性も高い。

⑫警備業界の売上げについて

- 近年、売上げを伸ばしている分野は、難民の増加、イベントの増加、空港業務の増加と技術の進歩（今まで警備できなかったことを機械でカバー）に伴う難民施設警備やイベント警備、空港警備。

⑬今後の課題について

- 今後、警備業の需要が増していくであろう分野は、テロ等のリスク（脅威）も増えていくと考えられる。
- 交通誘導は国家が頭を悩ませている分野で、警備業として携わってはいない。
- 人手不足が深刻で、適格な人材を確保するため協会としても努力している。元連邦軍兵士に対して警備業を紹介し広報活動を行っている。そのための表冊子も作成している。
- 求職者に対して、警備業にどのような可能性があるか提示している。
- 警備業の労働時間は一般人とは異なり、早朝や夜間、祝祭日に勤務することを嫌がる人にどんなにアピールしてもなかなか雇用につながらない。
- 今年初めて行った取組みとして、実際、警備業に従事している従業員に「Worker of the year」として表彰制度を設け、賞金も付与している。
 - ・ 1等が 1,500€
 - ・ 2等が 1,000€
 - ・ 3等が 500€
- 審査委員会を設け、協会加盟企業とメディアから審査員を選出した。15名から応募があった。
- 協会ではなく雇用者側が優れた社員を推薦する。
- 表彰された3名は、協会の年次総会に招待され表彰式を行い、メディアを通じて発表し、機関誌にも掲載された。
- 優れた研修を行っている企業に対しても表彰している。
- 大企業では、従業員に対しての広報紙を発行。
- 勤続年数によって表彰している企業もある。
- 警察や商工会議所が表彰することはない。
- 良いことをした警備員を、メディアを通じて一般市民に知らせることは良い考えである。

⑭警備業の研究について

- ドイツ継続教育大学（DUW）（ベルリン）等で教鞭をとるシュトバー先生が 40～50 冊の著書を出版しており、協会も営業法に関する会議やシンポジウムを開催し、共に研究をしてきた。
- 12年前に出版された「民間警備業におけるハンドブック」は警察や政府関係者、民間警備会社等による執筆を集めたもので、警備業界でのバイブルとなっている。
- ここ 10 年間、連邦教育省が研究プログラムに約 7 億€投資し、セキュリティに関するありとあらゆる視点からの研究が行われており、当該プログラムには警察も参加している（連邦警察や警察大学も参加）。
- 2か月前から協会も一つのプロジェクトに参加し、国家、警察及び民間警備業者がどのように連携していくかに観点を置き、市場全体を見た場合、それらがどういうシーンにおいてどのくらい重要になるのか、どういうシチュエーションにおいてこの三者の連携が重要になってくるのかを対象とした研究をしている。

⑮警備業の社会的状況について

- 警備業の状況は日本の 3K と似ている（汚いはない）。
- 全体的には低賃金、長時間労働、労働環境があまり良くないというネガティブなイメージだが、近

年は改善してきていると思う。

- 協会側とすれば、この状況を改善するためには、国家による明確なルールが制定されることが重要
- 業界が経済主導で動かなくなれば、もう少し改善されると思うが、ドイツではこういった兆しはない。
- スウェーデンでは、警備事業者のイメージが良く、国が明確に警備事業者のルールを制定していて、ドイツとは異なり5,500社程の小規模な会社、弱小な会社は乱立していない。

⑯大規模イベントにおける警備業の役割

- 東京 2020 大会について、民間警備会社なしでは警備は務まらないが、どの程度の民間警備会社が参加するのか、どの程度請け負うのか、警察との役割分担については政治的な決断のため一概には言えない。
- FIFA ワールドカップドイツ大会では主催会場が10か所以上に分散したこともあって、警備はしやすかった。
- 各関係者との連携は良好であり、ドイツ・サッカー協会（連盟）とは、かなり前から枠組み契約を結んでいたため、警備事業者の役割とその他の関係者の役割が明確になっていた。
- 警察側から見た課題は大きく分けて2つ。
 - ・早期段階で民間警備会社に委託することによる費用の増加。
 - ・全ての警備員がイベントに動員されないように民間警備会社はイベント前からの既存の顧客とのバランスを取る。
- サッカーの試合の場合、対戦チームによって警備員数も異なる。
- オリンピックの場合、一か所に大勢集まるため課題が多い。
- 警備業者に対する指示について重要なことは下記のとおり。
 - ・業務内容を明確に提示すること。
 - ・スタッフの教育訓練はどういったものを求めるかを明確にすること。
 - ・指示の確認と管理をすること。
- イベントの種類と規模がそれぞれ異なるため、イベント警備のためのマニュアルはないが、ガイドラインの作成は各企業に任せている。
- イベント主催の許可を得る時に、何らかの Security Concept を提示しなければならない。
- Security Concept の中には、関係者（警察や緊急隊など）との話し合いが含まれるため、ケースに応じた対策を練る必要がある。
- ノルトライン＝ヴェストファーレン州のイベントで集団パニックが起これ、40名の死者を出した。この事件を受けて州が屋外の大規模イベントに関する警備のガイドラインを発行した。

⑰行政との連携について

- 警察と民間警備会社との連携は良好。
- 警察は警備事業者の依頼主ではないが、日常的に連携を取る必要がある。
- 国による金銭的な補助は、失業手当に限られる。
- 失業中に資格を取得したい場合（例：民間警備業に就きたい場合）、国が民間警備会社を通じて本人を支援することができる（間接的支援）。

⑱その他

Q: 専門知識試験導入後の効果と協会の反応はどうか

A: 試験の導入は良かったと思うが、内容の改善の余地あり。法的や理論についての問いが多く、現場力を問う試験構成にはなっていない。

Q: 合格者の割合はどうか

A:合格率は低い。どのように試験の準備をしているかが不透明で、自習するのか学校に通うのか、合格にどのように影響しているかが見えない。

○業務内容が多岐にわたるため、それぞれ内容が異なる。

○異なる業務内容を網羅する研修の設置が難しい。

- ・公共交通機関の警備
- ・現金輸送の護衛の警備
- ・難民施設管理、警備
- ・空港の警備

○協会が認定するアカデミーが 25~30 校ある。専門分野のエキスパートが教えていかなければならないと感じたから開校した。

Q:大規模警備の現場で、複数の警備会社が協働して警備にあたる場合、A 社から B 社に指示を出せない（派遣を認めていないため）と思うが、業者から改善の声はないのか

A:難しい点ではあるが、ドイツでは労働法を遵守しなければならず、また、当局もチェックを厳しくしているため難しい。指示系統に関しては、なるべく一社が警備する範囲を決めておくべきである。（例：A 社が 1~3 番エリア、B 社が 4~6 番エリア）。

Q:受付嬢は警備業に含まれるのか

A:警備業の中に受付業務が含まれることもある。

Q:武器の所持について

A:警棒は公共交通機関の警備員が（ドイツ鉄道は自社の子会社で警備会社があり、日々3,000 人を動員）、催涙スプレーはベルリン、ハンブルク、フランクフルトなど大都市で、鉄道の警備員が携帯している。ベルリンでは夜間警備のために犬を導入することを検討している。

Q:犬を導入するにあたっての法的制限はあるのか

A:法律で定められた事故保険を考慮しなければならず、保険加入は義務である。また、どのように犬を飼育しなければならないのか、どのように犬を移動させなくてはならないのか、どのような訓練を受けさせなければならないのか等は省令で定められている。

「事故防止のための規則」という保険会社が出している規則があり、この規則を守っていなければ保険は下りない。このような複雑さはドイツならでは。

○事故保険は労災保険のようなもので、経済界全体で昔からあるもの（100 年以上も前からある労働者を守るための保険）であり、保険料の 2%は雇用者が被雇用者を守るために支払っている

Q:警備員の権限で拡張される具体的内容について

A:空港の警備員には乗客のボディチェックの権限が拡張される。

原子力発電所の警備員には、施設周辺における職務質問（不審者への ID（身分証明書）チェック）の権限が拡張される。

軍事施設の警備員には、周辺施設における職務質問（不審者への ID（身分証明書）チェック）の権限が拡張される。

○街でケンカがあった場合、警備員がケンカの仲裁に入っても、当事者の身分証明書の提示を求めることはできない。警備員は警察に通報するのみ。

(3) WISAG

①企業概要

- 1965年、ワンマン企業として清掃業を創業。
- ここ5年間で急成長を遂げ、現在は5,320名の従業員を抱え、1億7,400万€を売上の企業。
- Industrial（産業サービス）、Facility（施設サービス）、Aviation services（航空サービス）から構成され、警備業は清掃業やケータリングサービスと共に Facility service（施設サービス）に属す。
- 貴重品警備、技術的警備を担当。
- 公共交通の警備はフランクフルトとベルリンで実施。
- 大規模イベント警備として、クリスマスマーケットやメイン川フェスティバルを担当。
- 2006年ワールドカップの警備も担当。

②規制関連について

- 40～80時間の教育・研修を受ける（不合格率1/3）。
- ドイツでは職業訓練としてデュアルシステム（Dual system：デュアル教育制度）があり、2年間で3年間の教育がある。
- 管理職型は3年間の教育で、マイスター取得（高等職業能力資格認定制度）や大学でディプロマを取得できる。
- 企業独自のスクーリング（教育・訓練）もあり、市場の状況を反映（例：顧客ニーズ）。
- セミナーに多額の投資と経験者を派遣し、メディアを通じて規制している。

③武器の携帯について

- 武器法に基づき、当局の許可を受け、従業員の5%は武器を携帯できる。
- 法の規定により、3か月に1回の射撃訓練が義務付けられているが、勤務ローテーションの都合上、毎月実施している。
- ドイツ証券取引所警備や現金輸送警備では、顧客から武器を携帯した警備員の要請があるが、当局の許可が下りれば携帯が可能。
- ピストルは9mmタイプのシグ・ザウエル（Sig Sauer）やグロック（Glock）、ヘッケラー&コッホ（Heckler & Koch）等の小型銃を使用。
- 警棒やPepper Gel（ジェル状の銃）は公共交通機関での警備で使用。
- 装備はヘルメットや防弾チョッキなど使用するものはケースバイケース。

④契約について

- 契約は大きく3つに分類。
 - ①サービス契約
 - ②プロセスを対象とした契約（より詳細）
 - ③派遣契約（短期契約となることが多い）
- ①と②は顧客が警備員に直接指示することが不可能。
- ③は現地の警備員を指示することが可能。
- サービス契約は、直接業務内容を依頼し当該業務の遂行に対して対価を支払うものであり、派遣契約は、警備員を派遣し自由に使ってもらうもの。

⑤下請について

- ドイツでは下請は例外で、基本的には1社で対処。警備員が足りない時等に下請に出すことはある。当然、発注者には下請を使うことについて了承を得る。

- 国際的イベントにおいては、一定のサービス維持のために下請も考えられる。
- 指揮権は他社には譲らない。
- WISAG での再委託は全体の 5 % 以下。
- 一時的に人手が不足する場合、警備員との有限契約は可能だが、モチベーションが上がらないため、通常は結ばない。
- 基本的に WISAG では派遣はしていない。例外として、ヘッセン州との契約で、警察官サポート業務に対して派遣に出すことはある。
- 元請は一社実施がほとんどだが、必要に応じて元請が必要人員を精査し、パートナーとなる下請を選定。
- 下請との役割分担は業務内容ごとには分けて、地理的に分ける。
- 下請には元請からの指示あり。
- 警備実行に向けて、元請と顧客が話し合い、元請は業務遂行のため、救急、警察とミーティングを開く。現場実査は、元請はもちろん下請も行う。

⑥警備員の労働環境について

- 労働規則により、労働時間は 1 日 8 時間（6 日まで）と規定されるが、これを守ると警備員を回せない。
- 労働協約により、例外を実行する場合、月 228 時間まで。
- 給料は労働協約が基本。顧客の対価により給料上乘せもあり得る。
- 警備業は労災のリスクが高いため、事故保険に加入することが必須。

⑦警備員の雇用について

- WISAG 社ホームページやインターネット、地域の広報紙、若者向けのアプリを活用。
- 社内アンケート調査によると、80%の社員は現段階の体制・環境に満足していると回答。社員を司令塔にリクルート活動を行っている。
- できるだけ可能性のある人材を確保できるよう努めている。
 - ・（犯罪歴のない）クリーンな経歴
 - ・長時間対応できる体力
 - ・ドイツ語能力（記録を取ることが多いため）
- 転職組には社内研修を提供。
- WISAG 社の転職率は業界平均の 20~25%を下回る。
- 欠勤率は業界平均の 4.5%を下回る。
- 南ドイツの失業率は 2~3%と低く、経済が好調なため、警備員の人材確保が困難。
- 警備員の時間給は 10€と低いのが現況（最低賃金は 8.5€）。
- 女性従業員の割合は 25%で、サービス（受付）部門に多く、セキュリティ部門には少ない。社内の郵便物管理（庶務）は女性が多い。
- 長期間働いてもらえる従業員を確保するために、社内研修を受けさせ、様々な職務を経験させる。
- 上司が部下の面倒を見る。
- 上司が部下に個人的にプレゼントやカードをあげることで、社員のつながりを構成。
- イベント時の警備など、実際に警備、勤務している姿を見て評価。

⑧警備員の社会的状況について

- 日本と同様に「3K」はドイツでも見られる傾向。ただし「汚い」は業務内容による。
- 以前の民間警備会社は低賃金で質も低かった。
- 民間警備会社に所属する警備員の印象は芳しくなかった。

- 近年は警察官の人員不足による需要増もあり、イメージは良くなってきている。
- 人員不足のため、警察はなるべく民間企業に警備を任せたいのが心情。
- 公共の安全性、個人の安全性を明確にしている。
- 社会的にも雑踏における事件・事故が多くあり、警備業は注目を浴びるようになったため、Security Concept（安全基本理念）の提出を義務化。
- 67%のドイツ国民は民間警備業の受け入れに肯定。
- 公共の場での警備員の振る舞いがイメージを決めるため、見た目、応対力、服装、言動等の研修に力を入れている。

⑨警察と民間警備業との連携について

- 大きな雑踏事故を受け、警察、民間警備業とも危機感を持ち、国が連携強化へ乗り出した。
- Security Concept（安全基本理念）に署名。
- 事前に情報共有。
- 事前に会場地を調査（field check）。
- 双方、依存しているため役割分担を明確にする（民間警備会社は特定のエリアを担当し、警察は犯罪抑止を担当する）。
- どういった指令系統か未然に調査。
- 警察、WISAG、各々の指令塔がいる。
- 警察が必ず1人入って無線・携帯電話でコミュニケーションを取る。
- サッカー試合の場合、イギリスからも警察官が応援。

⑩大規模イベント警備について

- 2006年のサッカー・ワールドカップの入札時は大きな青写真を描いていた。
- 入札時にはSecurity Conceptが必要。
- サッカー・ワールドカップなど大規模なイベントでは、各社は警備部隊を抱えていることが多い。
- フランスでのテロ等、不測の事態により警備強化が必要な場合は人員を増やす。
- 警察からは、予備人員を5%用意するよう求められる。
- 警備員を効率的に回すことにより、必要数を合理化できる。例えば、試合前、選手がホテル等にいるうちはホテル警備に人員を割り、会場警備は最小限とし、同様に試合中は会場警備に人員を割、ホテル警備は最小限とする。
- ボランティアを募り、簡単な業務をしてもらう。

(4) ヘッセン州経済省

①営業法について

- 営業法はドイツ連邦法でありドイツ全土で効力あり。それをより具体化したものが営業規則。
- 営業法は改正されたばかりで、改正法は本年 12 月 1 日に発効。
- 基本的には、自営業・営業権は誰しも持っており、自由に営業活動ができるが、一部業種は、規則により事前申請が必要となる。
- 警備業は規制を受ける業種であるため、事前申請、当局の認可が必要。
- 警備業の定義は、第三者の生命・財産を警備することであり、例えば、デパートの店員が、自分の売り場の品物を見張るといった、自己のものを監視、警備することは警備業とは見なされない。
- 警備業を営業法の中で定めているものは、第 34 条 a 項であり、それを具体的に定めているのが営業規則。
- 営業規則の中には、試験や教育、訓練等が定められている。
- 1927 年に営業法が確立され、2002 年に大規模な法改正が実施され、警備業を行う側の要求度、条件がより厳密化。
- 改正の背景には、「安全」の概念がグローバルに変化、複雑化したこと、9.11 のアメリカ同時多発テロ以降「安全」への意識が変わってきたこと。
- 過去 10 年間で、民間警備会社の数が約 2 倍になり、規制を強化することによりルールを明確化する必要性。

②申請許可を得るための必要最低条件について

- 警備業の許可を得るための必要な 3 条件。
 - ①信頼性があること
 - ②資産を有すること
 - ③専門知識の試験を受験していること
- ①信頼性の条件は重要で、申請者業務遂行にふさわしい人物であるかを、当局が判断する。
 - ・禁止されている団体に所属していないこと
 - ・過去 10 年間に於いて違憲と判決されている政党に所属していなかったこと
 - ・犯罪歴がないこと。特定の犯罪には無犯罪が前提条件で、犯罪の種類についても今回の法改正でより明確化され、犯罪の種類がリストとして挙げられるようになった（例：過去 5 年間、傷害、窃盗、恐喝等で検挙された経歴が 1 件でもある場合、信頼性なしと判断される）
- 犯罪歴を確かめる方法は、全市民の罪名や有罪判決が記録されている「連邦中央記録」の謄本を入手。
- 営業に関しては、企業登録名簿（一時営業停止処分歴、罰金を命じられた経緯などの記録）により確認。
- 事業者が法を犯した場合、「連邦中央記録」に記録される。
- 3 万€を超える公共調達の場合、「連邦中央記録」を参照することが必須。
- ②資金については、改正法により、今後 6 か月間、事業継続に必要な資金があるか確認。
- ③教育・専門試験は、被雇用者が対象。
 - ・教育は全体で 40 時間受講（コマ数で 1 時間当たり 45 分）。これは商工会議所で実施
 - ・教育内容は、警備員に与えられる権限、危険時の対応、民法、刑法、武器法等の知識
- 警備業を起業する者及び特殊な警備に携わる人には専門知識が問われる。
- 専門知識試験を受験する必要がある者
 - ①公共交通のパトロールに警備する従業員
 - ②店内の警備員（万引き防止の警備員）
 - ③商業ディスコの出入口警備

○背景として、公の場（駅・電車内等）でのパトロールや商業施設やディスコ等での警備では、一般市民との接点が多い上、警備員は警察官と似た制服を着用しているため両者の区別がつきにくく、一般市民との対立のリスクが高いため試験制度を導入。警察官と間違われるような仕事なので、警察官と同等な対応（行動・言動）ができるようになってもらう趣旨。

③改正後の専門知識試験について

○改正法により、新たに専門知識試験を導入する警備業務。

- 1) 難民施設警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者（40時間の教育は全員受ける）
- 2) 大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者（同上）
- 3) 起業家、法人格の代表者（80時間の教育は受けなくてもよい）（再掲）

○難民施設警備にはディスコの警備員のような厳つい者を充てないように、対象施設によって警備員の選定機運も変わる。

○1)の背景は、近年、ドイツに難民が増え、ホットなトピックだが、受け入れには様々な暴力等の問題があったこと、2)の背景は、パリのテロ事件を受けて、大規模イベントの警備をより強化する必要性が生じたことにより、警備を行う側の品質が求められたことによる。

Q:大規模イベント警備では、会場への出入管理を行う警備員にのみ専門知識試験の合格をもとめるのか

A:条文上は何らかのリーダーシップ、管理職に就く者に専門知識試験の合格を求めているが、欠勤等に備え、警備に従事する全ての警備員の求めるべきである。

○法改正により、より人々の生活、生命、健康を守る意識が優先項目として挙がり、より質の高い警備員が必要になった。

Q:大規模イベント警備の定義について

A:「大規模」の定義は現段階では明確ではなく、イベントの性質が大きな要因になるかもしれない。

「大規模」イベントとは、入場が規制されているものに限られ、例えば、メイン川フェスティバルは対象外。しかし、サッカーの試合は対象となる。

法律が施行後、「大規模」の定義の改善余地あり（別表記の仕方も考慮、官報告示は11月4日）。

○ヘッセン州の警備を発注する立場からしてみると、受験者の細分化は意味がなく、企業の信頼性に関わることであり、全員に受験を義務付けた方がよい。

○旧制度では、起業家や事業を申請する当事者、法人格の代表者は80時間の教育を受けたことを証明すればよかったが、改正後は、試験合格が必須（教育は受けなくてもよい）。

○旧制度では、被雇用者については40時間の教育を受ければ、試験合格は必要なく、①公共交通のパトロール警備、②万引き防止の警備、③ディスコの警備に携わる者には、教育に加え、全員試験合格が必須であったが、改正後は、それに加えて、④難民施設警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者、⑤大規模イベント警備で何らかのリーダーシップ、管理職に就く者にも試験合格が必須。

④試験内容について

○試験内容に含むもの

- ・危険な状況の対策
- ・鎮静化させるための手段
- ・多文化・異文化を理解、対応する内容

○試験は全ドイツの商工会議所（約100か所）で実施。

- 試験は定期的（月2～3回）に行われている（大都市圏や小規模都市との地域差もあり）。
- 試験の準備は各自で行う。
- 試験は、多項選択式（マークシート方式）の試験2時間と15分間の口頭試験で構成（同日中に実施）。
- 筆記試験（マークシート方式）に合格した者だけが口頭試験を受ける。
- 筆記試験（マークシート方式）は法律の制度を問う問題が多く、口頭試験は、人との接し方や対立時の鎮静の仕方等を問う（テクニカルな問題）。
- 受験料は115€で事前申込制。
- 2015年の受験者は約15,000人で、うち67%が合格（ドイツ全体の統計）。
- 筆記試験（マークシート方式）の合格基準は50%。
- 不合格の要因は、言葉の壁（ドイツ語）によるものが多い。
- 口頭試験の採点の判断は試験官による。
- 一日で試験を実施する利点は、受験者が仕事を休まなくてすむように考慮。
- 試験の効果を一概に回答することは難しいが、商工会議所によると、警備員の質改善に貢献しているとのこと。
- 不真面目な企業の排除に役立つなど、試験導入に関しては、全体的に好評価。

Q:試験内容に多文化・異文化理解とあるが、外国人に対してどう対応するかを問うのか

A:改正法に異文化の対応、理解が記されているが、新しい要素のため、どのように評価、理解していくのか我々もまだ学習段階である。

難民施設で発生したことや問題などを踏まえて、試験に反映していく。また、文化を理解し、拒絶しない姿勢が大事である。

⑤警備事業の申請許可について

- 商工会議所は教育及び試験を実施し、事業申請の許可は、各地域（州・郡・市）の当局が担当。
- 申請条件は全ドイツで統一。

⑥装備・制服について

- 規則において警察官や軍人に間違えられる服は着てはならないことを規定。
その他装備品は、その業務にふさわしいものであれば良く、営業法では規制していない。

⑦行政当局の権限について

- 営業に関する何らかの条件を課することができる。追加で課することも可能。
- 違法行為を起こした場合、許可を取り消すことが可能。
 - ・特定の警備員を動員してはならない
 - ・部分的な業務停止処分
 - ・全体的な業務停止処分
- 許可を取り消す前、ヒアリングを行い、意見聴取の機会を設ける。

⑧警備業に従事する者の役割について

- 国家権力を持つ警察と民間警備会社（一般市民と同じ権限）とでは権限が大きく異なる。
- ドイツでは上記を重視し、2002年の営業法改正において、警備員に与えられる権限は一般市民と同等である旨を明文化した。
- 空港警備や軍施設警備には、一般警備員とは異なる特別な権限が与えられている。
- 警察の人手不足の影響もあり、警備業は拡大している。行政機関としては、質の低い警備業者を排

除するため、規制強化の方向へ進んでいる。

⑨警察の教育訓練について

○警備員の教育訓練とは全く異なり、難関な職業訓練を3年間受ける必要がある。

⑩警備業の社会的状況について

○警察官の人員が不足し、警察のキャパシティーも低下し、民間警備業は年々拡大。

○民間の警備事業の質を向上させるために規制を強化する方向性を示す→低い品質を排除。

⑪武器の所持について

○武器の入手、携帯、所持については武器法28条により、厳格なルールが定められている。

○特定の業務において武器の携帯が必要となった場合、対象者又は対象物に危機が迫っていることを疎明した上、担当局に許可を申請。

○担当局が武器を所持する警備員一人ひとりの信頼性、必要知識を有しているかをチェック。当局が認めれば、武器の所持が可能。

○武器の携帯、所持する必要性については、ケースごとに見られる。

○武器を扱うにも免許が必要。

Q:警備業の質の向上、悪質警備業者の撲滅にあたり、今後免許制にする必要性はあるのか

A:改正後、信頼性を確認する制度が取り入れられた。

難民施設警備や大規模イベント警備でリーダーシップ、管理職に就く者に対して試験が義務化され、2017年の末までに試験を受ける必要になった。このことは警備業の品質改善につながるのではないかと考えている。

○何らかの問題があることは、警備業界には昔からあったもの。

○法改正をせざるを得ない背景には、2015年に難民がドイツに多く来たことにより、全く違った観点から警備業を見ることになった。

○難民を助きたい国民もいれば、難民の受け入れに寛大ではない国民もいるなど、今までにない質の対立が起こった。その際、警備員が対立をより悪化させてしまう事件があった。

○連邦政府は、この事態を急速に改善しなければならないという圧力を受け、異例の早さで法改正に踏み切った。

○良質な企業が業界に残るには（ヘッセン州の場合）

- ・条件を満たす企業のみを依頼。
- ・資格を多く所持している人材・企業。
- ・教育、研修をしっかりと行っている企業(日本の取組は画期的(ドイツにはこのような制度はない))。

Q:公共調達はどうに行っているのか

A:一定の入札価格以上になると、欧州法では、額面のみでの受注・発注を禁止している。

受注をして良いのは最も経済性の高い企業に限る。

○連邦レベルの公共調達は理論と実態はほぼ一致。

○大部分の公共調達は、自治体レベルで行われるが、財政難に苦しむ自治体は多く、公共調達の担当者が経済性を考慮して発注したいとしても、市長が拒否権を発動する場合がある。財政を考慮して安価な方法を探る。

○公共事業(例:建築)の費用は最初から価格が見えないようにする。

建築事務所に対しては、図面だけ作成するように依頼し、価格を含めた図面は別資料として初期段階では提示しないよう依頼。

内容（図面のみ）に合致する企業だけを選択。

応募要件を満たしている企業、案件が残っている段階で価格を開示。

価格だけで勝負しようとしている企業を排除する。

Q:警備業務項目数はどのくらいあるのか

A:申請許可を出す行政当局によって、どの業務内容が警備業務に当たるか、ケースバイケースになることがあるため、またグレーゾーンの業種もあり、具体的な数字は分からない。

3. 現地調査時受領資料

3.1 イギリス警備業委員会

(1) 事前質問に対する回答

1. 我が国の警備業法は、警備業が社会の需要に応じ急速に増加したことに伴い、警備業者及び警備員による違法、不当な事案が発生したことから、こうした事案の発生を防止し、警備業務の実施の適正を図るため、昭和 47 年に制定された。貴国においては、2001 年 5 月 11 日、民間警備業法が制定されたと承知しているが、同法制定の背景について教示願いたい。また、制定後は改正なされていないと承知しているが、現時点で改正の動きや改正すべき内容があれば、教示願いたい。

【回答】

英国警備業委員会 (SIA) は、英国の民間警備業界の標準化と犯罪削減のために設立された。2001 年以来、SIA 規制の目的は、特定の定義された警備（及び関連する）活動を実施する個人が、適切かつ適切な役割を果たすことができるようにすることによって、国民を守ることである。

制定以来、法律の些細な変更（法の抜け穴をなくし、言葉遣いを改め、例外規定を制定した）はあったが、大きな改正はされていない。

2. 民間警備業法第 7 条第 3 項における基準の詳細について教示願いたい。

【回答】

<http://www.sia.homeoffice.gov.uk/Pages/licensing-criminality-criteria.aspx>

犯罪歴がある場合、自動的に免許を取得することはできない。SIA は、「Get Licensed」というドキュメントに記載されているルールを適用する。SIA のウェブサイトには犯罪性に関する情報が含まれており、ダウンロードを許可するリンクがある。

3. 我が国の警備業法では、警備業務として、施設警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務）、交通誘導警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務）、貴重品運搬警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務）、身辺警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務）の 4 形態が定められている。貴国の民間警備業法では、警備業務のうち、有人警備、車両の固定、民間調査（私立探偵）、安全コンサルタント、鍵管理及び公的家屋等のドアの監視人について規制がなされているものと承知しているが、それらが規制の対象となったのはどのような理由か（例えば、問題が生じていた、危険性が高かった等）。また、これら以外に一般に警備業務と考えられているものがあれば、それも教示されたい。併せて、日本でいう交通誘導警備業務について何らかの規制がされているか教示願いたい。

【回答】

SIA 規制は、有人警備（セキュリティガード、ドアの監視、身辺保護、輸送中の現金と貴重品、CCTV を使用した公共スペースの監視を含む）、鍵の保持、車両の固定化を規定している。私立探偵やセキュリティ相談（コンサルティング）の規制は開始されていない。交通案内のための警備は、PSIA 2001 の範囲内ではない。範囲内にある警備活動の種類は、彼らが公的保護にもたらすリスクによって決定される。

4. 民間警備業法において、警備員の許可の基準として、一定の警備業務に従事する者の適性について規定しているが、当該基準の具体的内容について教示願いたい（前問と同一の基準かどうか。異なる

る場合、その違いについて教示願いたい。)

【回答】

基準は、「Get Licensed」に記載されている。上記の質問2の回答を参照すること。

5. また、許可の要件を満たすため、警備業委員会による一定の教育訓練等が行われると聞いているが、その教育の詳細（教育期間、教育内容等）について教示願いたい。

【回答】

<http://www.sia.homeoffice.gov.uk/Pages/licensing-training.aspx>

警備員の訓練は、訓練提供者によって提供され、授与機関によって監督される。SIAはトレーニングの基準（必須条件）を設定するが、SIAはコースの最終構成は指示しない。各コースの長さはトレーニング提供者ごとに異なり、コース内容はライセンスを必要とするアクティビティごとに異なる。詳細はSIAのウェブサイトに記載されている。

6. 我が国における警備員教育については、警備業者ごとに公的機関による教育を受けた責任者を選任し、当該責任者を中心に各業者において教育を実施することが義務付けられているが、貴国における各業者による警備員教育に係る義務の有無、実際の教育状況等について教示願いたい。

【回答】

一般に、警備担当者は、雇用主のために働く前に、ライセンスの取得ならびに役割を果たすために必要なトレーニングを受ける。一部の企業では個人を最初に雇用し、ライセンスのために必要なトレーニングを受けさせる。

雇用者は、従業員（警備員）が働く現場に特化したトレーニングを提供する責任がある。

7. 我が国の警備業法においては、専門的な知識等を要し、事故発生時に不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある警備業務に関し、警備員の知識及び能力に関する検定が設けられているが、貴国において、警備員の知識等に関する検定等の制度があるか、あればその詳細（検定等を行う主体、対象者、検定等取得の流れ、試験があれば試験内容及び合格基準）について教示願いたい。

【回答】

私たちは、ライセンス申請のために必要なトレーニングに基づいて、能力試験に合格することを警備担当者に求めている。トレーニングと評価は、当委員会が承認した授与機関の承認を受けたトレーニング提供者によって提供される。これについては、私たちの会合（ヒアリング当日）で詳しく説明する。

8. 貴国の警備員は、武器の携帯に関して、一般私人と同様の規制を受けるものと承知しているが、警備員が業務に従事する際、当該規制の下、どのような武器や護身用具（防弾チョッキ、ヘルメット等）を携帯しているのか教示願いたい。また、被告人護送や刑務所の運営等特定の業務を警備業者が請け負うケースがあると承知しているが、これら特定の業務に従事する者についての武器の携帯に関する特別の規定があれば、その具体的な内容について教示願いたい。

【回答】

警備スタッフがあらゆる装備品を着用、又は持ち運ぶ特別な規定はない。個々の職務のリスクに

基づいて、どのような保護装備又は通信機器をスタッフに提供すべきかを特定するリスクアセスメントを実施するのは、雇用者の責任である。例えば、貴重品を運ぶ警備員には、雇用主によって特別なヘルメットなどが与えられる。警備員は武器の持ち込みを許可されていないため、個々の市民（公衆の一員）に適用される法律を遵守しなければならない。

囚人護衛警備員は、警備業法の適用範囲には含まれていない。

9. 我が国の警備員には一般私人以上の特別な権限（警察官による職務質問的な権限、出入管理の権限、武器使用権限等）を付与されていない。貴国においても同様と承知しているが、権限を付与すべきという議論はないか。

【回答】

職務としての国境警備は PSIA の下にはないが、英国国境局と協力している民間の警備事業者がある。これらのスタッフが、物的資産の警備などライセンスを必要とする職務を実行する必要がある仕事に雇用されている場合、SIA ライセンスが必要となる。

10. 犬を警備業務に利用することがあるのか、あれば、それはどのような場合か教示願いたい。また、動物愛護の観点から、犬の利用について一定の制限を加える法律があると承知しているが、犬を警備業務に利用する場合の規制の内容について教示願いたい。

【回答】

使役犬（職業犬）の使用は、当委員会の規制の対象ではない。警察犬訓練士（訓練犬トレーナー）がライセンスを必要とするアクティビティを実行している場合は、SIA ライセンスを所有している必要がある。

11. 行政から警備業者に対する指導について、我が国では、我が国の警備業法に基づき、警備業を所管する機関の職員が警備業者の営業所に立ち入って書類等を検査し、警備業者や警備員が法の規定に違反している場合には、必要な指示、営業停止命令等を行っているが、貴国においてはどのような機関によりどのように行われているか、具体的な指導例を含め教示願いたい。

【回答】

当委員会は、敷地内の検査を実施して業務報告書や慣行をチェックし、敷地内に配置されたスタッフが法律を遵守しているかを確認する。私たちの検査は、政府のベター・レギュレーション・アプローチ (Better Regulation approach) に沿った、少量のランダム・チェックング (random checking) を伴う、リスクに基づくものである。

我々は法律上の問題に取り組むための主要な権限を持っているが、警察、地方自治体、英国歳入関税局、移民局、その他の執行パートナーもそうすることができる。

当委員会の法令に違反していると判明した場合、起訴は我々の選択肢ではない。我々は、第一に、法律の遵守を奨励することを目指し、組織が法的義務を果たすことを支援するためにできる限りの努力をする。

我々は、刑事訴訟手続には至らず、費用のかかる正式な手続を避けながら、迅速にコンプライアンスを確保する上で非常に効果的である可能性がある、様々な制裁を行使する。当委員会の制裁には以下が含まれる：

書面による警告 - 2001 年の警備業法に基づく違反（犯罪）が検出された個人に発行される。書面による警告は、将来の執行決定において、又はライセンス決定における非有罪判決の情報として考慮に入れることができる。

改善通知 - 警備業法の下で違反している会社に適用される非公式の手続き。改善が必要であることを明らかにし、改善が満たされた時に取り下げられる。

ライセンスの取消は、ライセンス保有者がライセンス供与の基準を満たしていない、又は既に満たしていないことが判明した場合に適用される永久的な応答である。ライセンス所有者が関連する違法行為に対する有罪判決、注意又は警告を受けた場合や、我々の進行中の調査でライセンス所有者がもはや英国での労働の権利を有していないと判断した場合など、ライセンスは取り消されることがある。

これらの制裁措置（同様にアドバイスも提供）は、法令違反がどこにあるか、何を合法的に展開する必要があるのか、そして必要な改善が得られなかった場合の潜在的な結果を企業や個人が明確に理解することを目的としている。

適切な場合には、2001年の警備業法の法的要件を遵守していない個人及び団体を起訴することができる。我々はまた、警備業界に悪影響を及ぼす可能性のある民間警備業界の誰かが刑事事件を犯した場合も起訴することができる。例えば、アイデンティティ文書法 2010 (Identity Documents Act 2010) の下での詐欺や犯罪など。

- 起訴する前に、下記の犯罪捜査を行う。
- 犯罪が行われたという十分な証拠があるかどうか確かめる。
- 抗弁事由があるかどうか確かめる。
- 犯行の責任を負う者は誰か確かめる。
- 起訴が公益に関わるものであるかどうか確かめる。

12. 我が国では、警備業法は警察が所管しており、その許可に関する事務を含め、警察が警備業（※）を所管している。また、警察庁を含め政府においては、警備業について、生活安全産業として質の向上を図ることとしており、治安確保のためにも、警備業務の質を向上させるための教育事業等を通じて、その活用の促進を図っている。また、実際、警備業者は、自治体から管内のパトロール業務や、駐車取締り等の業務を受注しているほか、原子力発電所等の重要施設の警備も行うようになってきている。貴国において、治安の確保という観点からの警備業の活用状況、警備業の果たしている役割についてどのように評価しているか。また、テロ対策を含め、今後の活用方策等について教示願いたい。そのほか、活用の障害となっている点等あれば教示願いたい（例えば、警備員の質が低い等）。

※ 我が国の警備業法に規定する警備業務の4形態は前出の問参照

【回答】

英国警備業委員会は、民間警備業界の規制を担当する組織である。私たちには2つの主な任務がある。1つは、民間警備業界内で指定された活動を行う個人の強制ライセンスである。もう1つは、独立して評価された基準に対して民間の警備業提供者を評価する Approved Contractor Scheme (ACS: 任意の認定請負企業スキーム) を管理することである。

個々のライセンスでは、警備担当者が最低限の資格・能力基準を満たし、仕事を行うのに適しているか確実にする。ACSスキームは、企業が基準を上げるよう促すことを期待している。

多くのイニシアチブでは、警察、民間の警備会社、地域の企業が地域の安全のためにより緊密に協力して取り組んでいる。これらには、ビジネスにおける犯罪行為削減のためのパートナーシップ (Safer London www.saferlondon.co.uk など)、及び小売業における犯罪行為削減のためのパートナーシップが含まれる。

民間警備は、CCTVで地方自治体をモニタリングする（公共エリアをカバーするCCTVシステム）など多くの分野で使用されている。これは議論の余地がなく、一般的に成功している。

SIAは、規模が非常に小さい北アイルランドで車両固定を規制している（合計で35万件を超える

ライセンスが発行され、有効なものは現在 43 件ある)。民間企業は駐車場の管理に関与しているが、当委員会の民間警備業における規制は対象外である。

テロ対策に民間警備業者を関与させる主な努力は、民間警備業者が警察の目と耳になるように、問題、脅威、攻撃方法の意識を高め、大きな緊急事態に備えて準備することである。

Project Griffin (プロジェクト・グリフィン) は、「ロンドンの金融部門をテロ脅威からより良く守る」ために、2004 年 4 月にロンドン市警察とロンドン警視庁が最初に導入した重要な取り組み (イニシアチブ) である。それ以来、テロ対策と犯罪防止の意識と知識を高める手段として、国内外のビジネスや警備サービスに普及してきた。組織にテロリズムの脅威に対する認識を与えるために、以下の分野の概要を提供している。

- 現在の脅威レベル
- 戦略の防止
- 敵対的偵察
- 攻撃の方法

Project Griffin (プロジェクト・グリフィン) の目標は、警察、消防隊、救急サービス、民間の警備業界、及びその他の政府機関を集めて、テロリストや過激派の活動を阻止し、分裂させ、標的にすることである。

プロジェクト・アーガス (ARGUS : Area Reinforcement Gained through the Use of Scenarios) は、英国政府国家テロ対策警備室 (NaCTS0 : National Counter Terrorism Security Office) によって開発され、英国全体でテロ対策の専門家 (CTSAs : Counter Terrorism Security Advisors) によって提供されたイニシアチブである。これには、一連のシミュレーションされたマルチメディアのシナリオを通じて、企業や他の組織の参加者がテロ攻撃に対する準備を検討するよう求められている。その目的は、組織がテロ事件の予防、対処、テロ事件からの回復を支援する措置を特定することである。プロジェクト ARGUS は、施設、警備、受付などのエリアを担当する者や対応計画の作成と管理を担当する者 (責任者) を対象としている。

民間警備の使用に関する決定は、SIA では重要な問題ではなく、エンドユーザーにとって重要である。当委員会は、警備のバイヤー及びユーザーと関わり、警備事業者が満たさなければならない法的要件を理解し、認定請負企業スキーム (ACS) に対する認識を高め、情報に基づいた購買意思決定を促すことを目指している。これには、政府部門、地方自治体及び権限委譲政府 (スコットランド・ウェールズ・北アイルランド政府) が民間の警備サービス提供者を利用する場面も含む。

3.2 ドイツ — フランクフルト市警察本部

(1) ドイツ連邦共和国内における警備業者の利用

1. 警備業者との関係

- 1.1 公共の安全の維持に資するため、ドイツにおける警備業者をどのように活用するのか。そのなかで警備業者の役割はどのようなものか。

警備業者は民間企業であり、ドイツ連邦の国家機関を通じて、公共の安全や秩序の維持の範疇とされない警備業務に携わる。住民の保護は、統治権に係わる措置であり、ドイツ連邦共和国の国家機関が担当すべき領域である。つまり、16の州警察が住民保護を担当する。

民間の警備会社は、原子力発電所、スタジアム、駅（例：ドイツ鉄道）のような企業や機関から、公共の安全に直接係わらない施設の警備業務委託を受ける。委託された警備会社は、家宅不可侵権に基づく出入りの管理業務により、物件の管理を行う。こうした場所での武器を携行しての警備は基本的に認められない。警備会社は例外的に武器を携行する職員を雇うことができる。例えば、大手銀行などからの委託による場合である。警備会社によるこうした警備業務は、公共の安全の維持にも係わることになるため、ドイツ連邦により1件ごとに審査し、委託されることになる。

必要な安全対策を取るうえで、民間警備会社の権限を越えることがあれば、警察が担当することになる。この場合、警備警察と州警察のうち、どちらが担当するかを検討する。警備警察と州警察の差異という観点から、以下の点を詳細に検討する。

警察は、これまで警備業者が通常行っていた警備業務に並行して、その警備対策を取る。従って、警察による警備は追加という形になる。

警備業者に対する評価はきわめて厳しくなされ、高度なレベルで警備対策を取る必要があるため、人材や資金の面の要件が満たされないこともある。このため1件ごとにその評価を行う。警察による独自の調査・判定で可とされたあとに、安全対策が取られる。

警備業者による公共交通の警備委託は、公道として使用されている私道、又は公共交通専用の場所に存在するバス停付近や交通関係企業の私有地に限られる。交通対策或いは交通規制が警備会社によって行われることはない。

- 1.2 警備業者の今後の活用計画はどのようなものか。

ドイツ連邦共和国における警備業者の活用に関しては、テロ対策という面も視点に入れている。

- 1-3 警備業者の運用に支障となることがあれば（例：警備員の不十分な資質等）、それは何か。

警備業者は治安担当局（警備業者の本社が所在する地の担当官庁）による指導に従う。治安担当の職員は、国家施設の安全を担当する。警備業者が従業員を採用するときは、国が間接的に背景調査を行う。警備業者は、その各従業員について権限を持つ治安担当職員に報告しなければならない。こうした職員は、その従業員が警備業者の業務の遂行に適しているかどうかを調べる。これは、警備業営業法第34条aに記載のとおりである。（別添1参照）

人物調査で問題がないという結果が出たあと、警備業者はその人物を雇用することができる。民間警備会社は、その結果をもって、警備業務を必要とする企業や機関と契約する。

1-4 警察と民間警備会社とのあいだの毎日の連絡はどのように行うか。

民間警備会社は警察から業務委託をされるわけではないため、毎日の連絡は強制的なものではない。また、その警備業務の範囲も警察の担当範囲とは異なる。民間警備会社の業務範囲は、業務委託者とのあいだで契約として定められる。

異常事態が発生した場合には、警察と電話で連絡するか、前もって用意した伝達手段を使用して連絡する。民間警備会社は、問題の発生した現場から警察に緊急通報を行うこともできる。緊急処置に対応する警察の特別出動指令部が設置されている場合には、同司令部が両者間の連絡にあたる。事件発生が予見される場合には、フランクフルト・アム・マイン警察があらかじめ指定した職員が連絡調整にあたる。それまでの情勢を評価分析し、場合によっては警察が出動する。

1.5 ドイツの民間警備会社をすでにテロ対策のなかに組み入れているのか。

テロ対策は警察だけで担う。

2. 大規模警備

2.1 ドイツにおける警察と警備業者の役割分担はどうしているのか。

警察と警備業者の任務の違いはどのようなものか。

警備業者は、策定した警備計画案の実施を主催者から委託される。こうした警備計画案は、ある施設の一部の空間だけでなく、行事開催期間全般の警備を踏まえてのものとなる。屋外での芸術祭やスポーツスタジアムでの試合、音楽会などの警備は、その行事の規模に関係なく、警備業者がその業務の遂行にあたり困難に直面する前に、警察が介入する。こうした事前の警備支援により、公共の安全や秩序が保たれる。実際には、対象行事の規模によって、策定した警備計画案を修正することになる。警備業者は、行事主催企業の警備実施にあたり、警察の支援を受ける。警察官や機動隊員は、暴力を振るう者を即刻、制圧するというような犯罪抑止措置を取る。

警備業者の主要責務

- ・ 入場検査
- ・ 入場検査場所での検問
- ・ 家宅不可侵権
- ・ 刑事訴訟法第 127 条⁴に基づく私人逮捕権による犯罪者の逮捕（逮捕・拘留措置を取ることは認められていない）
- ・ 警備計画案の実施
- ・ 警備対象場所・物の撤去（避難口の開口・確保）
- ・ 委託者と契約による警備対象の保護措置
- ・ 銀行、宝石商、スーパーマーケットなどの民間企業のための貴重品輸送
- ・ 限定され、かつ合法的な対人警備

⁴第 127 条（身柄の仮拘束）①現に罪を行っている時に捕捉され、又は追跡された者について、逃亡のおそれがあるとき、又はその身元が直ちに確認できないときは、何人も、裁判官の命令なしに、その身柄を仮に拘束する（vorläufig festnehmen）ことができる。検察官又は警察職員による身元の確認は、第 163 条第 1 項の定めるところによる。

②検察官及び警察職員は、（前項の場合のほか）勾留状又は収容状の要件が存する場合で、緊急を要するときも、仮拘束の権限を有する。

③告訴を待って訴追する罪について、いまだ告訴がないときであっても、（前 2 項による）仮の拘束をすることができる。授權（Ermächtigung）又は処罰請求（Strafverlangen）を待って訴追する罪についても、同じである。

「法務資料第 460 号 ドイツ刑事訴訟法典」（法務省大臣官房司法法制部司法法制課、2001 年）

州警察の主要責務

- ・ 対人検問
- ・ 身分証明書等の書類に基づく人物調査
- ・ 妨害を排した行事進行
- ・ 危険物除去による対物保護措置
- ・ 刑事訴追
- ・ 問題のあるグループの割出し
- ・ 犯罪発生時での証拠収集による刑事訴追
- ・ 殊に特殊部隊を通じてのテロ対策
- ・ 除去作業の際の警備活動の支援
- ・ 特別訓練を受けた警察官による、車両に装備した拡声器やメガホンを使用しての行事参加者一般に対する呼びかけやアナウンス
→スタジアムで開催される行事に際し、警察は、行事主催者が提供する携行式拡声器を、参加者や妨害者に対して使うことができる。
- ・ ドイツ連邦銀行等のような国家機関のための貴重品運搬
- ・ 危険物運搬
- ・ 対人警備（予防・制圧を行う権限に基づく武装）

表 3-1 警備業者・警備警察・州警察の違い

警備業者	警備警察	州警察
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員は、民間警備会社に雇用される。 ・ 武器の携行は、1回ごとに許可が必要 ・ 家宅不可侵権を根拠に業務遂行 ・ 介入基準：刑事訴訟法第 127 条（私人逮捕権） 	<p>警備警察は、本来の警察官の介入が必ずしも必要でない場合の警察職務を遂行するために投入される。本来の警察官がその職務遂行に力を注げるよう、警備警察に任せることができる業務を移管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘッセン州の職員 ・ 武器携行 ・ 物品保護措置 ・ 歩行パトロール ・ 警察用地や施設の警備 ・ 交通監視 ・ 刺青等の鑑識 ・ 国外追放や拘引の支援 ・ 大イベントや特別な事件の際の警備 ・ 勾留業務（特別な事情がある場合） ・ 相当な危険があるという根拠があれば、警備警察を投入しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘッセン州の公務員 ・ 武器携行 ・ 防犯・制圧の高度な職務の遂行 ・ 検察庁との連絡 ・ 強制力を行使する権限

2.2 オリンピックのような大イベントの警備における民間警備会社とはどのように協力するべきか。
（例：事前打ち合わせ、警備当日の連絡、命令系統等）

民間警備会社は、大イベントの開催者と契約し、警備業務の実施を委託され、必要な措置を取る。警備の手法は、事前に作成された警備計画案に沿うものである。この警備計画案は、ドイツ連邦共和国の担当官庁と事前に協議して決める。その詳細については、警察、消防、開催者、開催都市の代表、さら

に警備業者の代表を交えて協議する。こうした協議では、避難口や非常口、危険箇所となり得る催し会場内の隘路、入場経路、地理的条件（会場周辺の水域状況）、警察介入の可否等が検討される。重点となるのは、催しが滞りなく進行できるようにすることと、これまでの開催に必要な条件が整っているかという点である。

警察による危険予防措置は、開催者側では対応できない、内在的な阻害原因が存在する時等に発動される。この場合、警察が取る具体的な方策が検討される。

警察は、刑事訴追を責務としない行事主催者が作成した警備計画案とは別に、警備方策を策定し実施する。

警察の介入は、警備業者の運用とは別に、警察としての大イベントの警備規定に従う。

行事期間中、警察の取る救出措置は、委託を受けた警備会社の取るべき措置とともに指令本部が調整する。警備業者と行事開催者は合同で指令本部を設けることが好ましい。ここでの内部連絡は、独自の通信手段（無線、電話）を用いる。異なる組織間の連絡には、基本となる指示系統を定める。必要があれば、警備対象現場で異なる組織の担当者同士が直接会って申し合わせをする。また、それぞれの指令本部は、資料や決定事項の伝達について、直接協議する。

多数の民間警備会社を同じ警備に同時に委託する場合、単一の指令本部がそれらの会社間との連絡調整を行う。この協議は「Lage kalt クールな場所」と呼ばれる。特別な要因（テロ攻撃のような大きな被害を引き起こす）があれば、関係組織の担当者がすぐに集まり、直接協議し、以後の措置を決める。この緊急の協議は「Lage heiß ホットな場所」と呼ばれる。大イベントの際に警備に関する協議を行うことは、制度化されている。

2.3 こうした大イベントの警備の際には、警察側から警備業者に要望を出すのか。これについて、警備業者にはどうあるべきと考えるか。

警備業者への委託は、もともと警察が行ったものではないので、警察からの警備業者への要請には限度がある。警備業者が雇う者は、警備業営業法第34条aの規定に沿う者でなければならない。この規定への遵守は、担当の市公安局が監督する。

警察からの要望は、行事主催者や民間警備会社に伝えられており、特に注意を払うべき業務には経験のある警備従業員をあて、警備の質を高く維持している。さもなければ、警察が直接介入する。

別添 1

警備業法（営業法）第 34 条 a⁵

(1) 業務として他者の生命ないし財産を警備しようとする者（警備業）は、担当機関の許可を必要とする。公衆ないし業務委託者の保護に必要な場合は、この許可に条件を付することができる。同様の前提の下においては、許可後における条件の修正や補充を行うことができる。次の場合、許可は拒絶される。

1. 申請者が、事業に必要な信頼性を有していないことが、事実により明らかになった場合、
2. 申請者が、事業に必要な資本、若しくはこれに相当する担保を証明しない場合、若しくは、
3. 申請者が、事業に実施に欠くことのできない法令に関する講座を受講し、かつそれに習熟していることに関する商工会議所の証明書を提示しない場合。

申請者が次の各号に該当する場合は、本法において必要とする信頼性は、上記によらない。

1. 結社法による禁止が取消しできない組織となっている、若しくは、結社法により活動が取消不可の禁止となっている団体の会員であったもので、会員資格を喪失してから 10 年を経過していない、若しくは
2. 連邦憲法裁判所法（2012 年 7 月 12 日の法律第 3 条による最近改正（連邦法令官報第 1 部 1501 頁）を経た 1993 年 8 月 11 日公布の正文（連邦法令官報第 1 部 1473 頁））第 46 条に基づき連邦憲法裁判所から違憲と認定された政党の党員であった者で、党籍の喪失から 10 年を経過していない、若しくは
3. 連邦憲法擁護法（2012 年 8 月 20 日の法律第 2 条による最近改正（連邦法令官報第 1 部 2954 頁、2970 頁）を経た 1990 年 12 月 20 日公布の正文（連邦法令官報第 1 部 1798 頁））第 3 条第 1 項という行為により訴追された、若しくは訴追されてから 5 年を経過していない個人又は結社の構成員。

警備業者は、第 3 段の第 1 号及び第 3 号を満たすものに限り、これを警備業務に就かせることができる。次の業務の履行には、商工会議所が実施する専門知識試験に合格していることの証明が必須である。

1. 公衆が往来する空間、若しくは事実上公衆が往来可能な私的空間における巡視。
2. 万引き防止
3. 商業用ディスコ入口区域における警備

(2) 連邦経済技術省は、連邦参議院の同意を得て、政令により以下の事項を定めることができる。

1. 第 1 項第 3 段第 3 号に基づく証明通知に関する必要事項並びに手続き、及び証明通知を必要とすることに関する例外。
2. 第 1 項第 6 段に基づく専門知識試験に関する必要事項並びに手続き、及び専門知識試験を必要とすることに関する例外。
3. とくに以下に示すものを含め、公衆及び業務委託者の保護のため、警備業を営む際の権限及び義務の範囲に関する規定を交付すること。
 - a) 許可の適用範囲
 - b) 警備業務に従事する者の雇用及び解雇に係る警備業者の義務、警備業務に従事する間におけるこれらの者に関する情報の記録並びに関係当局への送達、これらの者が満たすべき要件、及び警備業務の遂行
 - c) 対人賠償責任保険契約、並びに個々の業務経過及び業務委託者に関する情報の記録を含む書類作成の義務
 - d) 警備業務を委託されている警備業者及びその従業員に対する裁判所及び検察による法的措

⁵ フランクフルト市警察本部から提供を受けた警備業法は現地調査時点での現行法であり、本編で述べたように、2016 年 11 月に改正法が成立し、2016 年 12 月及び 2017 年 1 月より施行されている。

最新の警備業法については、1.2(2)2016 年 11 月 4 日の警備業法を改正する法律 (p. 資-58~) 参照

置についての関係当局への通知

4. 「専門資格の認定に関する 2005 年 9 月 7 日の欧州議会及び理事会による 2005 年第 36 号 EU 指令」(EU 官報第 L255 号 22 頁、同 2007 年第 L271 号 18 頁) の執行に基づき、欧州連合加盟国若しくは欧州経済領域における協定締結国における職業資格認定取得者がドイツ国内において一時的若しくは継続的に警備業を履行しようとすることを認めなければならないことにより、これに関する申請及び手続を規定する。
- (3) 第 1 項第 4 段に基づき警備員の信頼性を調査するために関係当局が連邦中央登録局から情報を入手した場合、若しくは連邦中央登録局法第 41 条第 1 項第 9 号の規定に基づき無制限の情報を入手した場合は、信頼性の評価に必要な情報を含む調査結果をその事業主に伝達することができる。
- (4) 警備業に従事する者が、その業に必要な信頼性を具備していないことが事実を以て証明された場合は、事業主に対してその就労禁止を命じることができる。
- (5) 警備業者及びその従業員は、警備業務の履行に際し、第三者に対し、何人も正当防衛、緊急事態若しくは自救行為を行う場合、その都度の契約上委託者から付託される自救権、及び法律に基づく委託の場合に付与される権限を、自己の責任においてのみ行使できる。これらの権利並びに権限を行使する場合は、必要性の原則を遵守しなければならない。
- (6) (削除)

3.3 ドイツ — WISAG 社

(1) 2006 年 FIFA ワールドカップ概略警備計画書



概 略 計 画



1. はじめに

FIFA ワールドカップ 2006 は、単に「世界を友だちに」というだけではなく、期間中だけはさながら世界がドイツ連邦共和国の中にあるかの如くである。

加えて、こういった世界的なイベントは犯罪者やテロリストに対してインセンティブを提供するものでもある点を鑑み、賓客、参加者、観客の危険を回避せねばならない。

このような背景により、民間警備業サービスは、2006 年ワールドカップにおける警備計画の重要な部分を担っており、高度な要求仕様が求められている。

こうした認識のもと、WISAG の警備計画を策定した。これは、2006 年ワールドカップの選手団・ゲストの宿舎、キャンプ地、組織委員会による特別イベントを護るために警備員の全国的な展開を保証するものである。

当社の警備員はこれらの高度な要求仕様に対応している。監督員の質、選抜スタッフとその資格、ルックス、組織系統及び実行系統、及び指揮・実行力はこうした要求仕様を満たさねばならない。



2. 連邦全体に及ぶ WISAG 社の警備サービス体系

2. 1

現時点での知見によれば、民間警備員は、各国チーム及び公的機関のために 12 の開催都市における 36 か所のホテル、加えて 32 か所のキャンプ地を擁するとその本部宿舎において確保されなければならない。

加えて、以下のような重要箇所が加わる可能性がある。

- ・ FIFA 本部：ベルリン・ホテル・インターコンチネンタル
- ・ 公式賓客：ホテル・アドロン（ベルリン）
- ・ 審判団：ケンピンスキーホテル（フランクフルト）
- ・ メディア代表：ホテル（不明）

これらにより警備員は全国的な組織体制で 3,500 人以上の人員を確保していることが理想的であり、WISAG の警備サービスはそれを満たしている。



この規模の警備実施に必要となる特別な組織構造は、したがって、基本的に WISAG の既存組織構造に基づいている。各地の事業部は、それぞれの地域特性や、部分的に必要な協力者グループとの協力関係から得られた経験、並びに当局及び近隣諸機関へのサービスに関する優れた知見を有している。

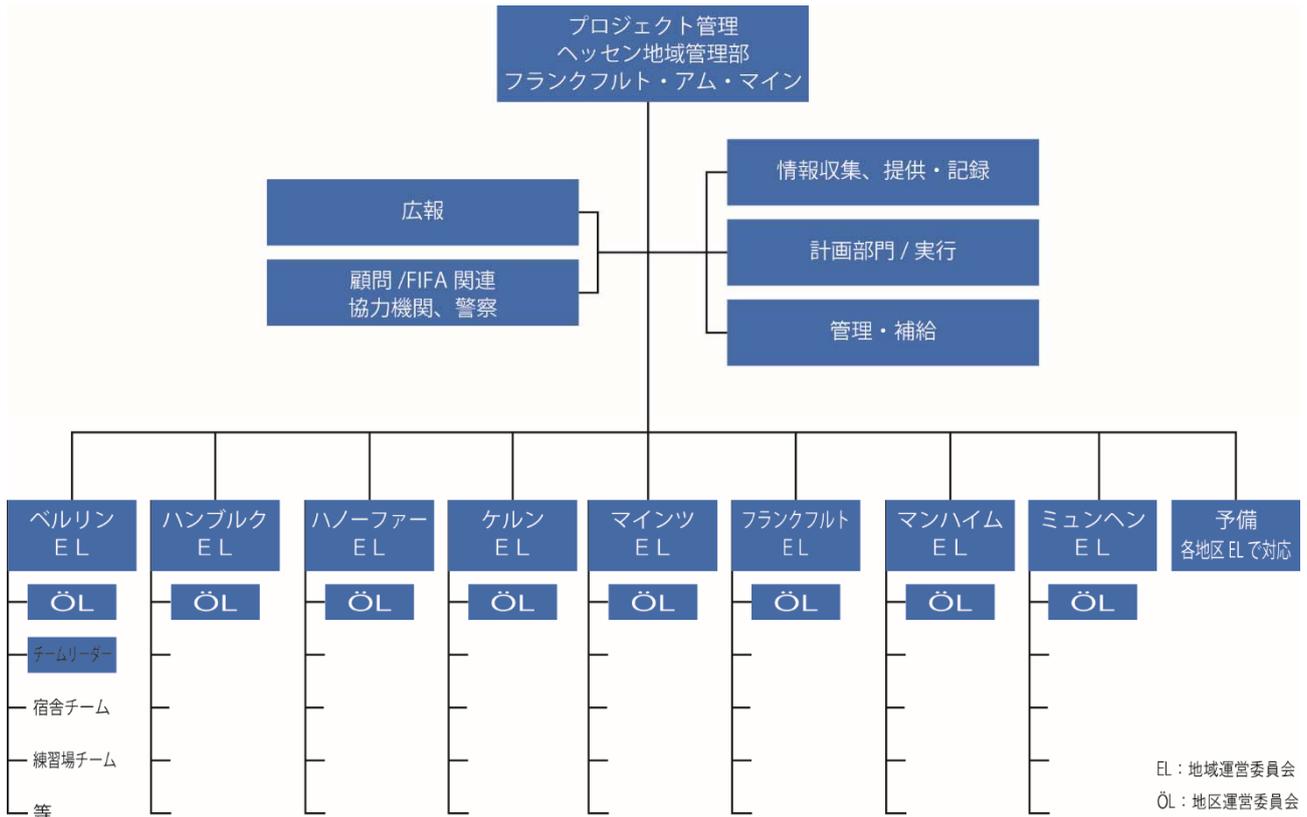
当社の役職員や警備員に必須とされる実践的なサービス感覚により、優秀で柔軟な警備サービスの展開が保証される。



凡例	
州名	
州都名	●
大会開催都市名	1

2006年FIFA ワールドカップ開催都市	WISAG警備サービス 地区管理部
1 シュトゥットガルト	シュトゥットガルト
2 ミュンヘン	ミュンヘン
3 ニュルンベルク	ニュルンベルク
4 フランクフルト	フランクフルト
5 カイザースラウテルン	マインツ
6 ケルン	ケルン、デュッセルドルフ、 ビーレフェルト
7 ゲルゼンキルヒェン	
8 ドルトムント	
9 ハノーファー	ハノーファー
10 ハンブルク	ハンブルク
11 ライプツィヒ	ライプツィヒ
12 ベルリン	ベルリン

3. 2006年FIFAワールドカップに向けたWISAGの特別組織体制



3. 1

図に示した特別な組織構造は、WISAG 警備サービスホールディングスの管理責任下に、業務の全体的な集中的管理を保証する。総合実施管理は、地域管理部（RL）における有資格管理者とスタッフ、関連する必要な人材らの能力を含む運用管理経験を土台としている。

3. 2

地域運営委員会は WISAG 警備サービス組織の地域管理者と調整し、担当する会場及びチーム本部を地域的に割り当てる。各地域の運営管理には、全体的な管理に対応した組織構造となっている。

3. 3

各地の地区運営委員会は実際に運用をする場所に配置し、支店長を含む支店全体と、補助指導員を確保している。個々の警備員は、これら地区管理委員会によって直接的かつ戦術的に監督されている。

3. 4

密接なコミュニケーションによる連絡と系統化された報告システムにより、クライアントによる特別な要求事項や仕様への遅滞のない対応と同様に、管理要件への対応と結果管理とを保証する。

関連し、警察やその他の近隣サービスとの緊密な連絡もこれに含む。

事故（インシデント）の分析と転換を図ることにより、結果は最適化される。

4. スタッフ

4.1 スタッフ

WISAG の警備員は 3,500 名以上の有資格者であり、その 90%以上はフルタイム従業員である。WISAG は、必要に応じて、求められる管理要員及び警備員それぞれのランクに応じた重要な主要職種に対応できる。

WISAG の警備員は、会場・地域毎に求められる人数に応じて増員されており、2006 年ワールドカップの特別な任務に対応し得る。

人員の増員は、当社の契約協力者の中から厳選したスタッフにより実現している。

地元サッカークラブのボランティアは、地元ファンのサポートとともに、練習会場や輸送計画の中に組み込む、若しくは取り込んでいる。

計画と同様に優れた従業員

従業員の選抜/選考基準

- ・ 履歴書
- ・ 初回面談/書類審査/個別質問
- ・ 資格、証明書審査
- ・ 営業法第 34 条 a に基づく情報
- ・ 最新の無犯罪証明書 (Führungszeugnis)、SCHUFA 社の自己証明、若しくは POLAS⁶ の自己査定結果
- ・ 健康診断
- ・ 労働協議会への参加
- ・ 労務管理者との面談
- ・ 雇用契約締結、安全教育
- ・ 継続教育と訓練

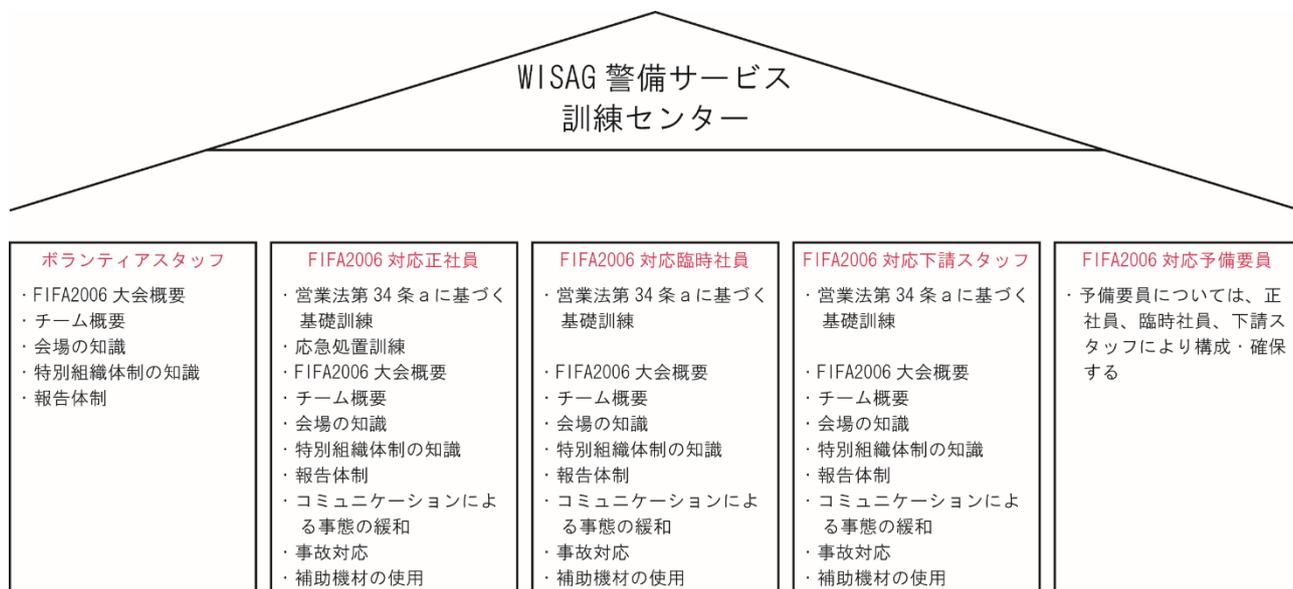


⁶ POLAS : 警察情報システム (POLizei Auskunfts System)

4. 2 教育

2006年ワールドカップ向け基礎トレーニング/資格認定

前述のWISAG警備サービス管理要員に加え、営業法第34条aに基づく訓練を受けている全従業員は、社内で標準化した「2006年ワールドカップ向け基礎トレーニング」を受講する。トレーニングの概要は以下のとおりである。



管理職の場合、例えば地区マネージャー、地域管理者、施設管理者は以下の経歴・能力を有する従業員のみが登用される。

- ・警備サービスに係る数年間の専門的な経験
- ・高い人間性、専門性
- ・外国語のスキル
- ・イベント警備経験

全ての管理職は2006年ワールドカップに先立ち既にその特別な活動に向けた訓練を受けており、地域及びイベントに特有な警備機能に精通している。

基礎訓練と高度な資格は全ての現場で標準化された方法により実施されており、プロジェクト管理者がモニタリングとチェックを行っている。



4. 3 実施計画と工程計画

実施計画は、全体予算及び地域、地区レベルのマネージャーらによる運営状況を勘案し、クライアントと協議の上実施する。

サービス時間、労働時間の記録及び文書化は、オンラインの工程管理システム及び従業員からの文書提出により行う。

当社の工程管理システムは、それを使用するための資格を有するスタッフによる排他的使用を厳守している。

商業的、法的要件の遵守についてもこのシステムによって常時モニタリングしている。

各々の地区運営委員会には専任スタッフが配置されており、人員増加要請にも柔軟かつ短期間で対応を可能としている。

DLA: Sicherheit/mitarbeiter/in

Nr.	Schicht	Ktr.	Do01	Fr02	Sa03	So04	Mo05	Di06	Mi07	Do08	Fr09	Sa10	So11	Mo12	Di13	Mi14	Do15	Fr16	Sa17	So18	Mo19	Di20	Mi21	Do22	Fr23	Sa24	So25	Mo26	Di27	Mi28	Do29	Fr30
MK1	Tag 07:00-19:00	01001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
MK2	Nacht 19:00-07:00	01001	0	0	0	0	-0,25	-0,17	0	0	0	0	0,42	0	0	0	0,25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
MK3	Emp 10:00-15:00	01001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BK1	Tag 06:00-18:00	02001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BK2	Tag 10:00-16:00	02001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
BK3	Nacht 18:00-06:00	02001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
HK1	Tag 08:00-16:00	09001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Soit: 360,00 Ist: 360,00 = 100,00

DLA: Sicherheit/mitarbeiter/in

06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00	06:00
18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00

4. 4 ロジスティクス

プロジェクト全体に投入する従業員の供給と準備は、従前より使用している集中工程管理システムにより保証されている。契約上の大綱及び納入期限に基づき、人員の適時かつ一貫した品質が保証される。したがって各地区の責任者らは、プロジェクト期間を通して、堅牢な WISAG の機構による支援が受けられるようになっている。



無線、携帯電話、カメラ等の標準的な機材に加え、当社では最先端のモバイルセキュリティ技術、ビデオ監視システム、GPS による対象監視システム、自社訓練による爆発物探知犬なども提供可能である。

イベントの実施に先立ち、適切なリスク分析を行い、警備計画を立案する。

5. プロジェクト構造

原案

	月							実施	責任
	10	11	12	1	2	3	4		
社内プロジェクトチーム立ち上げとプレゼン								WISAG	WISAG
チームの役割分担決定とメンバー募集								プロジェクトマネージャ	プロジェクトマネージャ
1. 開催地現地踏査								組織委	組織委/プロジェクトマネージャ
施設別必要警備員数の積算								組織委/プロジェクトマネージャ	組織委/プロジェクトマネージャ
組織委員会、関連機関における実施計画決定								組織委/プロジェクトマネージャ	プロジェクトマネージャ
実施計画作成								プロジェクトチーム	組織委/プロジェクトマネージャ
訓練内容の確定								プロジェクトチーム	プロジェクトマネージャ
人材募集開始								プロジェクトチーム	プロジェクトマネージャ
訓練開始								プロジェクトチーム	プロジェクトマネージャ
機材、制服、備品購入								プロジェクトチーム	プロジェクトマネージャ
2. 会場下見/会場管理者の指示								組織委/プロジェクトマネージャ	組織委/プロジェクトマネージャ
チェックリスト、シフト表作成								プロジェクトチーム	プロジェクトマネージャ
ボランティアスタッフの審査								WISAG	WISAG
WISAGプロジェクト管理中央センター始動								WISAG/プロジェクトマネージャ	WISAG
文書体系及び書式完成								WISAG/プロジェクトマネージャ	WISAG/プロジェクトマネージャ
業務引継									WISAG/プロジェクトマネージャ

当社の概略計画検討において、多くの課題が浮上している。

- ✓ 大会期間中における FIFA 本部はどこに設置する予定か、またその予定地においてプロジェクト管理を実施できる警備業者は確保可能か。WISAG のプロジェクト管理は、フランクフルト・アム・マインで行っている。
- ✓ 責任の条件
 - ・責任の条件は一般にどのように定義されるか？
 - ・ボランティアらはどのように責任リスクに関与するか？
 - ・特定の保険条件はあるか？
- ✓ プロジェクトに係る会計処理はどのように行われるか（中央と地方とで提供するサービスの決済、追加サービスの決済...）
- ✓ 参加チームや組織委員会の特別なニーズや特別サービスがあった場合、どのように扱えばよいか。
- ✓ 組織委員会の警備担当による具体的な文書要件はあるか
- ✓ ホテルや練習場における家宅不可侵権は委譲されるか
- ✓ 組織委員会は警備員に対して警備訓練に関する文書提供を行っているか
- ✓ 複数機関が関与する局面における必須定義（法的地位、管轄領域）
 - ・WISAG 警備サービス - 2006 年ワールドカップ組織委員会警備部門
 - ・WISAG 警備サービス - 警察・救急
 - ・WISAG 警備サービス - ホテル経営者
 - ・WISAG 警備サービス - 練習場 等

我々は、こうした未解決の問題が、今後の入札や協議の場面において取り上げられるとともに、意思決定プロセスを含めて常に協議可能となることを願う。

4. イギリス下院 オリンピック警備に係る報告書



英国庶民院議会
内務委員会

オリンピック警備に係る報告書

下院により 2012 年 9 月 18 日刊行命令

【日本語仮訳】

目 次

基本データ	資-285
序	資-286
初期の警告	資-287
問題の顕在化	資-290
危機管理計画	資-292
G 4 S社における応募者、従業員に対する処遇	資-293
補償	資-294
将来への教訓	資-296
結論と勧告	資-298
【付録】 関連年表	資-301

■■■ 訳出に際して ■■■

- ・本報告書は、英国下院内務委員会作成による「Olympic security Volume 1」を訳出したものである。
- ・Volume 1には、報告書本編に加え、本報告書を最終審議した、2012年9月18日同委員会公式議事録が含まれている。このうち、公式議事録については略した。
- ・本報告書は、同委員会が三度にわたって開催した参考人招致における参考人質疑、関係機関が提出した証拠書類（以上、Volume 2に収録）、関係者による弁論書（Volume 3に収録）を基に構成されたものである。
- ・原報告書では、関係する参考人質疑に対応する箇所に脚注を付し、“Q 24”のように表示している（QはVolume 2における参考人質疑に付された連番）。本訳文においては、これについて、「参招24」のように脚注を付した。
- ・その他、原文に係る疑問点、読解上有益と思われる事項に関して、適宜訳注を付した。
- ・報告書中における英ポンドの為替レートは、報告書発行時点を鑑み、委員会による報告書発行命令日である2012年9月18日の公表仲値（1£=127.61円：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による）を用いて日本円換算し、（ ）内に参考値として記載した。

基本データ

- ・G4S社は、10,400人のスタッフを募集、訓練、認証し、かつ他の13,000人を管理する契約を締結した。競技期間中に要請された警備員は計23,700人であった。
- ・G4S社は10の中央政府機関及びイングランド、ウェールズにおける14の警察隊と契約を結んでいる。
- ・2010年から2011年にかけて、G4S社の公共部門との契約における年間契約額は、計759百万£(968.56億円)であった。オリンピック競技関連によりさらに284百万£(362.41億円)が加算された。
- ・ブリッジングギャッププログラムでは、2012年のオリンピックに特化して、2か年に渡り6,374人の若者を対象に、ドア・スーパーバイザー基準に完全準拠した訓練を行った。
- ・オリンピック組織委員会⁷は、計70,000人のボランティアを募集した。
- ・G4S社によれば、大会前時点において契約人員の68%が供給され、競技期間を通して同81%が供給された(ブリッジングギャッププログラム及び下請け業者を含む)。
- ・オリンピック閉会式の翌日である8月13日は、G4S社が組織委の要求を満たす人員を供給できた初めての日であった。
- ・オリンピック大会に対し、軍の展開は最大18,200人であった。当初の展開予定数は7,500人であった。
- ・ピーク日には、約15,000人の警察官が、オリンピック作戦のために52の警察隊から配備された。追加投入された警察のマンパワーは、G4S社の残したギャップを埋めるため、警察官らの残業時間により供給された。

⁷ 訳注：The London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games。原文ではLOCOGと記載されているが、本訳出においては、以下、原則として「組織委」とした。

序

1.

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック大会は、英国史上過去最大のイベントであり、国際スポーツ大会としても過去最大級のものであった。全体としては、その組織並びに実行は誇り高き成功であった。参加人数は10,500人と推定され、全ての会場における労働力は約20万人、そして、880万枚のチケットが販売された⁸。しかし、警備部門の主たる請負者であるG4S社が、突如として契約業務の完全な履行ができないであろうと発表したため、開会式の二週間前になって、本大会の実行が深刻に疑われることとなった。開会式までに残された期間においてG4S社が契約履行不可に陥ったことは、ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会（LOCOG、組織委）が直面する最大の課題となった⁹。

2.

早い段階から不測事態に対する強固な計画が立てられ、かつ、組織委、内務省当局者、警察は、G4S社による当初の提案よりも事態は遥かに悪化するであろうと認識していたため、G4S社の残した人員不足のギャップを埋めるため、軍による調整が迅速に実施された。大会期間中における警備の実施は、何ら大きな問題なく行われ、大会に対する軍とボランティアの貢献は広く称賛された。これは、G4S社の失敗を視野に入れて、軍と警察とが実施可能な状態にしたようなものであった。

3.

この時点で、G4S社の運営失敗は、重大な社会的関心事である。57百万£（72.74億円）のマネジメント料を含む契約額237百万£（302.44億円）のうちG4S社がどれだけを要求してくるかという不確実性は残されたままである。契約では、G4S社の債務不履行における様々なペナルティや救済策を設けており、G4S社が予定していた時間のうち、あらかじめ指定された割合の調達に失敗した場合、組織委は実行時間分の費用を支払えばよく、かつマネジメント料の割合を決める権利を有しており、また、G4S社は、軍隊のような代替手段の投入に必要な費用を支払わねばならない¹⁰。しかしながら、実際に大会期間中に提供されたサービスの水準については、組織委とG4S社との間に意見の相違があるようである。

4.

この問題は、とくに内務省と組織委とによる効果的な危機管理計画が、大会プロセスの極めて遅い段階において有効に機能したことから、将来の大規模イベントにおける計画にとって学ぶべき教訓であるという意味で、また極めて重要である。

5.

或いは、社会的関心のうち最も重要な領域は、刑事司法制度の中で果たすG4S社の役割の増大から、より広い公共部門における契約へと波及するかもしれない。同社は現在、内務省及び警察との間に585.2百万£（746.77億円）の契約を有している。この中には、ブルックハウス移民収容センターの運営（5年間で53.5百万£（68.27億円））、コンパスプロジェクト¹¹における支援希望者に対する宿泊、輸送及び関連サービスの提供、3つの警察隊における留置場供給、他の11の警察隊¹²における法医学医療サービスの提供が含まれる。G4S社はまたリンカンシャー警察のミドルオフィス及びバックオフィス運営の主要な契約を保持している。これは10年間で229.7百万£（293.12億円）に上り、人事、財務、留置場サービス、車両管理など様々な領域をカバーしている。G4S社のグループCEO（最高経営責任者）であ

⁸ Olympic Britain, House of Commons Library, 2012; www.olympics.org.uk

⁹ 参招406（コー卿）

¹⁰ Letter from Paul Deighton, Chief Executive of LOCOG, to the Chair of the Committee, dated 16 July 2012

¹¹ Commercial and Operational Managers Procuring Asylum Support Services（要支援者サポートの商業、運用管理、あっせんサービス）

¹² Letter from the Home Secretary to the Chair of the Committee, dated 19 July 2012

るニック・バックルス氏は次のように述べている。

「我々はあなたの財布に5枚の内4枚ほどの紙幣を供給している。当社は最大の現金輸送業者である。我々はパーキングメータ 10 台につき4台を管理し、刑務所を運営し、病院を経営している。つまり当社は英国社会を支える実に多くの仕事をしているのだ。」¹³

この文脈において、オリンピックほど注目度の高い契約における G4S 社の履行能力は、社会的な関心における重要事項である。

初期の警告

6.

会場警備の契約は、2010年12月にG4S社が取得した。同社は当初、10,000人の警備員のマネジメントを要請されており、このうち2,000人については新規スタッフをG4S社で雇用、訓練し、残りの8,000人については他の人的資源から調達する予定であった。2011年末になり、大会スケジュールの最終決定などによって詳細が明らかになるにつれ、遥かに大量の人員が求められることが現実になった。2011年12月には、警備員の総数を23,700人に増員し、うち10,400人をG4S社のスタッフで賄い、5,000人を軍で、3,000人を組織委が調達する大会ボランティアで、3,700人をブリッジングギャッププログラムにより募集する学生で、1,000人をウィルソン・ジェームズ社（他の警備業者）が雇用する警備員で、その他を様々な中小事業者スタッフで賄うという変更契約が締結された。¹⁴

7.

会場警備契約の付与は、オリンピック警備プログラムの中でG4S社が唯一関係したものではなかった。同社は、2012年ロンドン警備運営計画の入札に参加していた。落札後の早い段階でG4S社は警備運営計画の策定に貢献し、この貢献から同社は会場警備契約を勝ちとったのだ¹⁵。契約を獲得するや、大会に関する宣伝を許可する運営権のために、同社は組織委に対し5百万£（6.38億円）を支払った。¹⁶

8.

組織委と内務省とは、その前例のない規模ゆえに、ごく自然に警備運営計画に対して早い段階から懸念を持っていた。この懸念は、G4S社に特定したものではなく、ボランティア、警察、軍を含めた全体的な運営に関するものであった。安全かつ確実な大会実施に向けて順調に進行しているかどうかを判断するため、内務大臣¹⁷は、2011年8月25日に、警備体制の再検討を警察検査局¹⁸に命じたという。9月30日に提出された報告書は、潜在的かつ重大な問題が幾つかあると結論づけた¹⁹。組織委は警備方針及び標準運営手順書の策定にそれまで18か月を費やしており、これらは組織委の会場警備計画実行にも影響を及ぼすものであった。そのため、このことは必要人員数の具体的な青写真を詰めていく作業に遅滞を引き起こした。報告書は、まず警備計画を策定し、その後計画に基づき必要な人員数を決定するのが通常であると記しているが、オリンピック警備運営は非常に大規模なため、組織委は、従来の積み上げ

¹³ 参招 636

¹⁴ Letter from Paul Deighton, Chief Executive of LOCOG, to the Chair of the Committee, dated 16 July 2012

¹⁵ Ian Horseman-Sewell, Director of Major Events, G4S Secure Solutions, speaking at a conference on Olympic and Paralympic security at the Royal United Services Institute, 25 January 2012. Details of the event, including an audio recording or Mr Horseman-Sewell's speech, are available on-line at www.rusi.org.

¹⁶ Oral evidence on the Work of the Home Secretary, 6 September 2012, HC 563-i, Q 36. See also Q 445-450 (Mr Farr).

¹⁷ 訳注：当時の内相はテリーザ・メイ氏（2016.7.13～首相）。

¹⁸ 訳注：Her Majesty's Inspectorate of Constabulary. 英国内務省の検査機関。HMIC と略する。

¹⁹ Olympic Security Commission - Phase 1 (LOCOG Security), HMIC, 30 September 2011. The Report is published on the Committee's website.

型計画立案よりも、同時進行型計画立案を採用したのである²⁰。警察検査局長のデニス・オコナー卿は、結論を要約して、次のように述べている。

「当該計画の記述は現時点において十分ではない。(組織委は) 他にもすべきことが沢山ある。役割は明確なのだから、人員募集、訓練することを念頭に置き、今は詳細な計画を作成し、数字が意味を持つようにする時である。」²¹

組織委は警察検査局の勧告に対処する主たる責任を負っていたが、会場警備計画に係る責任は、重要な意思決定会議である会場警備実行委員会において、内務省、全国社会基盤保護センター²²、警察とともにこれを共有していた。

9.

警察検査局の9月報告書は、また次のように述べている。

「人員配置計画は、相互に依存する4つのワークストリーム(需要、人材、訓練、配置)全てにおいて、実施状況を頻繁かつ内部からモニタリングすることが必要である。」²³

内務省警備・テロ対策室長及びオリンピック警備委員長のチャールズ・ファー氏、並びにポール・デイトン組織委員長は、この勧告に対応して設置された新しい監視体制についての詳細を我々に述べた²⁴。

10.

警察検査局は、先の勧告をフォローアップするための別の調査²⁵を、2012年2月に実施した。警備スタッフの訓練開始前に作成しておくべき標準運営手順書などが未作成ではあったが、組織委は、先の報告書において指摘された問題点に対する解決策を既に用意しており、調査チームはそのことに満足した。デニス卿は、組織委が既に計画を作成していることに満足はしたが、「事業の性質」に関わる残余リスクを指摘していた、と語った。その一つは、「事業の性質」²⁶によるリスク領域に位置する、警備機能の実行であった。会場警備計画実行の遅れが、どのような責任であれG4S社の契約実行における失敗に起因すると指摘するものは誰もいなかった。この点について問われたデイトン氏は、明確にこれを否定している²⁷。

11.

内務省が警察検査局に命じた2つの報告書に加え、組織委は自ら2つの内部監査を実施し、組織委の内部監査責任者に対し、KPMG社のスタッフによる報告書が2011年12月に、デロイト社による報告書が2012年5月にそれぞれ提出された²⁸。G4S社から得られるマネジメント情報の質及びG4S社と応募者とのコミュニケーション方法を組織委が憂慮したため、デロイト社の調査が委託されたのだ²⁹。デロイト社は、G4S社のマネジメント情報及び運営全般に関して、深刻な問題があると指摘した。

「G4S社による現在のマネジメント情報は、断片的で、一貫性がなく、情報源、当事者意識、マネジメントに関する整合性がない... 組織委に提出した最終報告書に示したデータから現実を正

²⁰ 前掲書、section 1.2.

²¹ 参招 310

²² 訳注：原文では” the Centre for the Protection of National Infrastructure”。

²³ HMIC Report, September 2011, paragraph 2.4.

²⁴ 参招 407ff、466ff

²⁵ Olympic Assurance - Review of LOCOG's Security Operation (Follow-up), HMIC, 27 February 2012. The Report is published on the Committee's website.

²⁶ 参招 311

²⁷ 参招 408

²⁸ Security G4S Workforce Delivery Programme Review - Final Briefing Paper for LOCOG, Deloitte, 11 May 2012. The Report is published on the Committee's website. The internal audit report is not published.

²⁹ 参招 407、425 (デイトン氏)

確に描くということについて、高度な信頼性を示すことは困難である。」³⁰

「募集プログラムは現在、採用段階における応募者の質について要求されている水準を満たせていないように思われる... 採用から訓練段階における離職率は、G4S 社の訓練チームによる予測を遥かに上回っている... 訓練実施状況のずれは... 受け入れ態勢への懸念を生んでいる。」³¹

報告書はまた、G4S 社と応募者及び新入社員とのコミュニケーションについて、そのやり方は配慮を欠いており、各段階におけるコミュニケーションに求められる重要なメッセージにおいて合意を規定しておらず、応募者へ上手く対応することによる高い離職率への対応をしなかったとして、これを批判している。³²

1 2.

大会の僅か 2 か月前におけるこのような状況は、組織委にとって良いニュースである訳がない。バックルス氏は、デロイト社の勧告に対しては一週間以内に対応したといい、「新たな管理体制を構築し、新たにマネジメント情報を報告するテンプレートを導入し、会議についてはより正式に、週一回ペースで開催するようにした」³³と述べた。G4S 社と組織委とは、一連の新たな管理体制と、それを示す新たな様式について合意した。³⁴

1 3.

大会一か月前に組織委が委託した報告書は、G4S 社の求人、訓練、コミュニケーションに問題があることを明確に示していた。また G4S 社が組織委に提示するマネジメント情報は基本的に信用できないことも見出していた。一方、G4S 社は契約履行の準備はできていると主張し続けた。バックルス氏は、関連する全ての勧告に対応したと述べているが、データを訂正して G4S 社が組織委に提出した最終結果は、内容よりもむしろ見栄えを重視したものだ。仮にデータには全く紛らわしいところがないとしても、これは信頼できるとは言い難く、この点に対し、同社の最高責任者は全責任を負わねばならない。

³⁰ デロイト社報告書 8 頁

³¹ 同 5 頁

³² 同 5～6 頁

³³ 参招 14～17

³⁴ 参招 504 (ファー氏)

14.

オリンピック警備を統括するロンドン警視庁の上級職員であるクリス・アリソン警視監は、警察検査局の報告書だけを見ており、KPMG 社やデロイト社の内部監査報告書は見ていないと述べた³⁵。この点について、コンサルタントの報告書は民間組織である組織委が依頼し、かつ民間のコンサルタントが作成したためではないかとのめかしている。同様に、G4S 社の COO（最高執行責任者）であるデヴィッド・タイラー＝スミス氏は、同社はデロイト社の報告書についてはアクセス権を与えられていたが、内部監査報告書や警察検査局の報告書に対してはこれを認められていなかったと述べた³⁶。オリンピックの警備計画に関する4つの報告書がオリンピック警備委員会の中で広く共有されていなかったのは驚くべきことであり、そうされていたならば、潜在的な問題の大きさはすぐに明らかにされていたに違いない。大規模なイベントを計画する際、外部団体に委託するいかなる報告書も利害関係者全員で共有できるように承諾を受けるべきだということを勧告する。

問題の顕在化

15.

G4S 社との全ての契約が順調だったわけではないという初期段階の警告が幾つかありはしたものの、目標に向かって順調に進んでいると G4S 社のマネジメント担当は依然として確信しており、あらゆるマネジメント情報もこのことを証明していた。従って、G4S 社の契約に関わる問題の規模は、18 か月に及ぶ契約期間の中で、大会の僅か数週間前という時になって突然明らかになった（【付録】関連年表を参照されたい）。6月27日（水）のオリンピック警備委員会の会合で、G4S 社が「スケジュールの問題」³⁷を報告するまで誰も — G4S 社の役員までも — G4S 社の募集やスケジュールに関するいかなる問題にも気づいていなかった。委員会での報告は、主に7月27日のオリンピック開会式までにスタッフを調達することができなくなったというものであった³⁸。委員会では、この問題というのは「小規模で解決可能であり、一時的なものであること」と、不足人員の規模は1,000人未満であることを確認した³⁹。

16.

その翌日、G4S 社は組織委と内務省とに対し、問題は小さく、対応可能であるということを「非常に強く、非常に明確に」請け合った⁴⁰。しかし、危機管理計画の実行が必要だという、閣僚の承認を必要とするファー氏の決断はこのことでは変わらず、6月28日に、軍の危機管理部隊のうち少数の隊員を、通達後24時間以内に大会支援業務に就けるようにする待機状態に置いた⁴¹。ファー氏は、他の情報源から、G4S 社の運営は、同社が信頼をアピールしている状態ほどには順調に動いていないという兆候をつかんだのだと語った。また、7月5日になって G4S 社は問題が解決できていないことを同氏に伝えたのだという。

「この点については、私が G4S 社から示されたデータよりも、状況判断を土台にした... この段階では、[G4S 社からの情報を] 真実で唯一の情報源としては、全く信頼していなかった。⁴²」

内務大臣は、ニック・バックルス氏と7月6日に電話で、7月10日に直接それぞれ会談し、両日も、6月27日にバックルス氏が示した状況よりも遥かに事態は深刻であると伝えた。ファー氏によれば、

³⁵ 参招 343~346

³⁶ 参招 528~533

³⁷ 参招 545（テイラー＝スミス氏）

³⁸ Letter from the Home Secretary to the Chair of the Committee, dated 19 July 2012

³⁹ 同資料及び参招 477（ファー氏）

⁴⁰ 参招 407（デイトン氏）

⁴¹ 参招 478~481（ファー氏）及び Letter from the Home Secretary to the Chair of the Committee, dated 19 July 2012. The Military Contingency Force had already been established to deal with a possible civil emergency during the Games, such as flooding.

⁴² 参招 481~483

この両日ともバックルス氏は内務大臣に対し、契約が達成されることを再保証した⁴³。内務大臣は、警備体制に対する懸念を以前から有しており、実際、2011年8月に警察検査局から提出された報告書を手にしてきた(第8節参照)。その一方で、イアン・ホースマン＝スウェル氏は7月6日にロイターに対し、「我々は今ロンドンオリンピックを提供している。仮に今オーストラリアで同等規模のイベントがあっても、我々は同じ期間で提供できるということを力説する」と語っていたのだ⁴⁴。

17.

G4S社はそれでも深刻な事態は発生していないということを示すデータを作り続けていた。チャールズ・ファー氏が語ったところによれば、37,000人がG4S社の面接に合格しており、25,000人が警備員適性検査に合格し、21,000人が認定を受け、14,700人が英国警備業協会(SIA)の訓練を受け、9,000人は就業準備が終わっていることを示すデータを7月1日に受け取ったのだ⁴⁵。既に就業準備ができていない者と訓練中の者についての絶対的な数的根拠を示されれば、誰でもこれは矮小で一時的な問題だと受け入れてしまうのも無理からざることであるだけに、ファー氏と閣僚らは、依然としてG4S社が事態を保証すると言っているにも関わらず危機管理計画の実行に踏み切ったことについて、称賛に値する。

18.

この段階において、待機中の従業員たちの中に、配属先が提示されていないこと、会社による最低水準での配属もされていないのに、制服代を自前で支払わされる可能性があること(これは従業員たちよりもむしろ会社の問題だが)、そして、全体的にG4S社からの連絡が不十分であることに対する不満が顕在化し始めたことを記しておかねばならない。元警察官を含め、当時の状況を知る人たちに聞いたところ、G4S社が彼らを業務に就かせる気があるのかどうか不明瞭だったため、別の仕事に就いたのだという。このことは、当委員会が調査する一般的な失敗例ではあるが、一方で、企業内における管理能力と人事慣行の著しい悪さを示すものでもある。これがオリンピック契約に特有のものであったのか、同社の一般的な状況を示すものであるのかを知る術は、我々にはない。

19.

契約事項は進行しており、その抱える問題は一時的なもの⁴⁶であるというG4S社からの約束が繰り返されてから二週間後、7月11日にニック・バックルス氏とG4S社のCOOであるデヴィッド・テイラー＝スミス氏は、カナリーワープの組織委事務局を訪れ、ここで初めて契約の履行が不可能であることを報告した。次いで彼らはオリンピック警備委員会が開催されることになっていた内務省を訪れ、途中、チャールズ・ファー氏に電話を入れた。ファー氏は、委員会への出席前に、このことを内務大臣に伝えた。

20.

7月3日にテイラー＝スミス氏がバックルス氏へ人員の不足を報告する電話をした時、G4S社の経営陣は遂に納得したようである。この日、バックルス氏は休暇中であつたことから、定時連絡以上の何かが起きたと悟った。しかし、バックルス氏が7月6日に内務大臣と会談した際、彼は事態の大きさにまでは気を配っていなかったし、また同じ日に、ホースマン＝スウェル氏はメディアを相手にG4S社は世界規模で複数のオリンピック警備を同時に運営する以上の能力があるのだということをぶち上げていた。バックルス氏が7月10日に内務大臣に面会した時も、問題の規模については言及しなかった。この段階において内務省が何らかの深刻な誤りの発生に既に気づいていたことは、チャールズ・ファー氏が危

⁴³ 参招 485～487、493

⁴⁴ 参招 18 : G4S targets big events after Olympics boost, Reuters, 6 July 2012

⁴⁵ 参招 511 (ファー氏)

⁴⁶ 同

機管理計画の実行に踏み切ったことから明らかである。それにも拘らず、G4S 社がそのパートナーに対して事態の深刻さを伝えるのにさらに一週間を要したのは、驚くべきことである。

危機管理計画

2 1.

7月11日のオリンピック警備委員会の後、6月27日より内務省が実行に移していた危機管理計画の規模が拡大された。会場警備のために投入される軍の危機管理部隊の人員は、725人から3,500人になった。軍の支援はロンドン及び周辺の会場に集約された⁴⁷。ロンドン郊外のサッカー場については、警察が招集された。政府には代替手段はなかった。アリソン氏は副委員長として次のように述べている。

「間もなくオリンピックが開催されることは疑いのないことで、我々はそれを止めることはできない。開催を遅らせることができるような他の試合とは異なり、オリンピックではそれができない。間もなく始まるのだから、後は危機管理計画の実行しかなかった。」

2 2.

ロンドンが安全・安心な大会を成し得たのは、専ら計画プロセスの早期段階から堅牢な危機管理計画が作られていたことによる。破局が回避されたのは、専ら内務省職員、組織委、その他のオリンピック警備関係者らの先見の明による。しかしながら、危機管理計画の実行により、多くの関係者たちに犠牲を強いることになった。組織委委員長であるコー卿は、次のように語った。

「軍の中にはごく最近まで任務についていた人もおり、中には夏の間、家族に会えることを楽しみにしていた人もいたので、軍が参加するようになって以降、実際のところ、彼らの家庭の計画を私が台無しにしてしまったと痛感している。そのことは非常に意識しているが、非常事態とそれに対する計画、そしてそれを実行に移す能力に対し、直ちに感謝した。軍はオリンピックの実施を特徴づける一つとなったのだ。⁴⁸」

数千枚に及ぶオリンピック・パラリンピックのチケットが無駄にならずに済んだのは、軍の無言の働きによるもので、G4S社は軍に対し、2.5百万£（3.19億円）を寄付した。

2 3.

危機管理計画の大成功は、合意によるものであった。我々は大会に対する軍の貢献を称賛する。安心・安全な大会運営において軍がこの上ない成功を導いたことにより、将来大規模なイベントを計画する際には、関係者への適切な評価と報酬をしつつ、軍による会場警備（後方支援よりむしろ）も第一の選択肢として挙げられるかもしれない。我々はまた、大会警備を支援し、G4S社の失敗を補完した警察の貢献についても称賛する。

⁴⁷ 参招 341（アリソン警視監）

⁴⁸ 参招 432

G4S 社における応募者、従業員に対する処遇

24.

G4S 社のスタッフ及び応募者とのコミュニケーションは、同社の運営における弱点の一つであったとデロイト社の報告書は指摘している。夏の間を通して、当委員会は、G4S 社への応募者らに照会し、数十もの報告を受けた。こうした報告は、数多くの、相互に関係のない人たちから出されたものであるにも関わらず、その内容は驚くほど類似していた⁴⁹。ある応募者らは、最初の面接審査に合格したものの、訓練課程に廻されることはなかった。ある応募者らは、数日間の訓練に従事し、無事合格したにも関わらず、何の説明もなしに不採用になった。応募者らは、最初のシフトが終わるまで給料が支給されなかったため、前述のケースなどにおいては、訓練に数日を費やしながらも給料が支払われなかった⁵⁰。ある応募者らは、宿舍が用意されない限り就業できない現場を割り当てられた — 北アイルランドからのある応募者の場合、指示によりグラスゴーで働くことになったが、G4S 社に制服の予備がなくなったため、自宅に戻る羽目になったと述べた⁵¹。応募者たちは、訓練及び資格試験に合格し、身分証や制服も支給されていたのに、大会開始時点でも就業場所が決まっていなかった⁵²。

25.

全体的に、これらの報告は、G4S 社とその将来のスタッフとのコミュニケーションが不足していたという明確かつ一貫した像を描き出しており、スタッフたちは連絡を取るために努力をしていたにも関わらず、G4S 社から十分な応答が得られることはなかった。実際、組織委はそうした事態を憂慮しており、かつてボランティアスタッフを募集した際の成功体験に基づき、G4S 社におけるスタッフとのコミュニケーションに関し、助言と支援とを行うことを決めたのだ、とデイトン氏は述べている⁵³。新人募集に関する G4S 社のマネジメント能力不足につき更なる証言を求めるのであれば、デロイト社が発見した離職率（募集過程の中で辞退していった人たちの割合）にそれを見出すことができる。2012 年 4 月時点において、面接、適性試験に合格し、訓練に移行する準備ができている「完全合格者」の全体的な離職率は 71%であった。この段階における G4S 社の予測値では、離職予想はわずか 31%であった⁵⁴。

26.

G4S 社のスタッフ及び将来のスタッフとのコミュニケーション不足が、同社のオリンピック関連契約における総合的な失敗要因の一つであったことは疑う余地がない。このことはまた、選考、訓練、スクリーニング課程を経た将来のスタッフたちに対し、G4S 社のマネジメント力不足のために仕事もないままにただ取り残されていたことによる影響を与えた。我々の見解としては、G4S 社は訓練から認定に至る課程を修了したにもかかわらず、応募者に仕事を提供しなかったことにより、損失を被った者に対する謝罪として、直ちに惜しみなく見舞金を支払う道義的責任を負っていることは明らかである。このことが内務省、組織委いずれの失策でもないことを我々は明らかにするが、しかし、多くの人々が訓練を受け、仕事を受けられるようにしたのは、就業を求められたからではなく、国家が主導する中でその役に立てると彼らが信じていたからであり、従って、G4S 社がその道義的責任を惜しみなく、効率的に果たすことに対し、政府はこれを良しとすべきである。

⁴⁹ An open letter of complaint to G4S dated 20 August, signed by over 100 applicants and employees, summarises most of the problems. See submission from Cameron Wauchope.

⁵⁰ Submission from Miss Jo Fish; submission from Mr John Hughes-Jones MBE

⁵¹ Submission from Michael Graham

⁵² Submission from Mr John Hughes-Jones MBE

⁵³ 参招 425

⁵⁴ デロイト社報告書 21 頁

補償

27.

G4S 社の失敗に係る具体的な規模は、G4S 社と組織委との間で論争になったままである。多くが G4S 社に管理されてはいるものの、G4S 社に雇用されたのは全体の一部に過ぎないという混成部隊を利用するというは、我々に示される数字が全て一貫した土台の下に弾き出されたものではないということの意味する。7月12日に組織委が語ったところでは、計8,119人のスタッフ需要にたいして供給率は7,340人で、10%の不測であった。しかしながら、G4S 社が調達したスタッフは4,389人で、組織委の需要より概算で35%不足していた。軍の1,159人を追加投入することにより、10%の不足にまで減少したのだった⁵⁵。

28.

他方、G4S 社は全体的な数字に焦点を当てることに執心しており、テイラー＝スミス氏は、10,400人の需要に対して11,000人を供給したと語っている⁵⁶。しかし、これらのスタッフの多くは、オリンピック大会からパラリンピック大会への移行期間中になってようやく調達されたものであった。G4S 社が後になって明らかにしたところでは、大会前期間での不足は32%で、オリンピック期間中のそれは19%であった。組織委が求めるスタッフ数に対し、ようやく供給が追い付いたのは、オリンピック閉会式の翌日、8月13日になってのことだった⁵⁷。

29.

供給されたスタッフ総数だけでなく、異なるシフト、異なる会場での供給状態に依るため、事の核心に至るのは遥かに複雑である。デイトン氏は、いかなる会場であれ時間であれ、例えばスタッフに対し少し長く働いてもらう、或いはより長いシフトに入ってもらうことで最大15%の不足に対処することが可能であったと説明するが、15%以上の不足が問題を生んだのだった⁵⁸。我々は組織委とG4S 社に対し、G4S 社が契約要件からどれだけ乖離したのかについて、一刻も早く正確な共通認識を持つように勧告した。

30.

G4S 社は既に、その契約実行上の失敗は自身でのみ責任を負い、この見解は組織委と他者とで共有されていると認めていた。「求めている警備要員に対し、その調達を相手方が実行可能であると一貫して請け合い続けている以上、その実行不可能性を見越すことは困難である」⁵⁹というコー卿の意見に同意する。組織委は契約の破棄において様々な金銭的罰則と救済権とを有しており、これが今なお組織委とG4S 社との間で議論となっている⁶⁰。組織委はG4S 社へ89～90百万£（113.57～114.85億円）支払いの後、7月13日に同社への支払いを停止した。G4S 社の受け取り残金146百万£（186.31億円）のうちどの程度が残るのか、或いは既に支払われた89～90百万£（113.57～114.85億円）からの返金があるのか、は依然そのままになっているようだ⁶¹。組織委にとっては、これが公共利益の観点から強く交渉する問題であるのは明らかであり、議会はその結論を知らされることに期待している。

31.

7月に当方へ来る前に、バックルス氏は補償内容を算出していた。

⁵⁵ Letter from Paul Deighton, Chief Executive of LOCOG, to the Chair of the Committee, dated 10 September 2012

⁵⁶ 参招 625

⁵⁷ Letter from Nick Buckles, Chief Executive of G4S, to the Chair of the Committee, dated 12 September 2012

⁵⁸ 参招 440

⁵⁹ 参招 433

⁶⁰ Letter from Paul Deighton, Chief Executive of LOCOG, to the Chair of the Committee, dated 16 July 2012

⁶¹ 参招 452～455

- a) 宿泊費用を含め、G4S 社のスタッフ不足に起因する全ての警察費用の弁済
- b) 宿泊費用を含め、G4S 社のスタッフ不足に起因する全ての軍費用の弁済
- c) 支出抑制のため、違約金の支払いとともに、同社がカバーできなかったシフトに係るマネジメント費用の一部放棄
- d) 既に G4S 社が実施している分を含め、警察と軍に対する適切な寄付の実施⁶²

こうした寄付の総額は、概算で G4S 社にとって 50 百万 £ (63.81 億円) の損失になると見込まれ、これは同社の半期決算において公表された⁶³。

3 2.

それでも、バックルス氏は 9 月の当委員会に出席する前においては、G4S 社は契約条項に沿って組織委に全額の支払いを請求するだろうと主張し、あまり反省してはいなかった。氏は大会に対する G4S 社の貢献が過小評価されていると考えているようであった。

「私はここに座ったまま大きな仕事をしたというつもりはない。そうしたことは殆どどこでも語ってはいないが、私が言っているのは、とにかく当社は実施したのだ、ということである。我々は契約の重要な部分を実行し、当社のスタッフは... 一連の大会警備の中で素晴らしい仕事をし、重要な役割を果たした。⁶⁴」

バックルス氏はまた、G4S 社はマネジメント料として 57 百万 £ (72.74 億円) 若しくは契約下における権利としてのそれと同等額を請求しているとも述べた。たとえ限定的な成功であろうとも、マネジメント料は G4S 社が人材募集と訓練とを実施するために、既に執行している経費を示しているのだ、と氏は主張した⁶⁵。

3 3.

G4S 社の契約履行失敗に関する責めは、堅固に、そして専ら同社にある。組織委、内務省その他一連の過程に関与した誰も、どのような形であれ問題の原因になったという様子はない。この点については、G4S 社からの者を含むすべての参考人が同意している。G4S 社は大会で 50 百万 £ (63.81 億円) の損失を出し、それに伴って株価は大幅に下落していることから、如何なるものであれ更なる損失を最小限にとどめようとするのは、現時点では無理もないことである。しかし、我々は、同社がもっとマクロ的な視点に立ち、英国内で最大の顧客である納税者との長期的な関係に目を向けねばならないと考える。G4S 社が英国の納税者から毎年受け取る 759 百万 £ (968.56 億円) からすればごく僅かな 57 百万 £ (72.74 億円) のマネジメント料を完全に放棄することにより、同社は市民に対し、事がうまく運ばないときには本気で適切な補償をするのだという強いメッセージを送ることになるだろう。そうすることにより、同社はこの特別にして比類なく知名度の高い契約における欠陥に係る責任を認め、また受け入れたと見なされることにより、英国内外ともに、この英国の重要な企業が有する他の契約の継続的な実施とこの失敗との間に一線を画するのである。

3 4.

法的立場を検討し、公共の利益をできる限り強固に守ることが組織委の問題であることは明白なのだが、議会や一般大衆は、実施済みのサービスを基準として正当に協議したマネジメント料に、実施しなかった分を上積みして企業が請求することに対しては違和感を覚える。我々は、バックルス氏がこの点を理解するのに乗り気でない態度にショックを受けた。

⁶² 参招 125~218

⁶³ 参招 586

⁶⁴ 参招 588~591

⁶⁵ 参招 595

35.

バックルス氏は、2016年リオオリンピックに際してG4S社が入札に参加しないことを我々に確約した。2012年ロンドンにおける同社の動員力を考えれば、同社が入札に勝つ可能性はごく僅かであろうから、このことは最良の選択であると思っている。

将来への教訓

34.⁶⁶

G4S社を落札契約者とするに際し、組織委はG4S社の企業規模と評判とに影響を受けたようである。別の契約において、入札者の履行能力、実績は、いかに苦労した調達案件であれ、考慮に入れるべきものであり、このような大規模プロジェクトにおいて、世界最大の警備会社を安全な選択肢として考えることは自然なことであるから、このことは不合理ではない。デイトン氏は次のように述べている。

「他の会社でもそれをなし得た可能性はあるが、[G4S社は]明らかに最高の候補であった。同社は世界最大の警備会社だ。政府は同社にとっての最重要顧客だ。世界の眼はこのプロジェクトに注がれている。これら全ての理由と、彼らは成功すると信じられていたから、成功に向けて同社の意識は高まっていた。⁶⁷」

オリンピックの警備契約は、バックルス氏の言葉で言えば「実績もない、青写真もない類のもの」⁶⁸であった。この事は、我々が知るように、G4S社は世界中で同時にオリンピック警備を提供できるのだ、と会社が自慢することの歯止めにはならなかった。この契約は、何千人ものスタッフの新規雇用、訓練と認定を含み、彼らを110の異なる会場で49の異なる業務に割り当て、その全てをタイトで調整不可能な時間割の中で完遂しなければならないという、途方もない挑戦であったことは疑う余地がない⁶⁹。

35.

しかしながら、この事案は、現時点において、世界最大の警備会社が単に約束事を果たせなかったままになっている。デイトン氏は次のように述べている。

「彼らはこの仕事をやり遂げることができたと思う... これはきっとやり遂げられる仕事だった。G4S社はそうすべきであり、そう出来た筈であって、彼らは単にこれを実行するにあたって、仕事の効率的な管理に単に失敗したのだ。⁷⁰」

組織委は、自身で7万人の大会ボランティアを募集し、訓練し、認定を受けさせ、各々に異なる役割を割り当て、制服を支給し、G4S社が稼働していたのと同じ状況化においてシフト管理を行うことに成功しているのだから、デイトン氏はこれらの仕事を「きっとやり遂げられる」と断言する資格がある。

36.

G4S社のオリンピック契約を取り巻く完全な失敗を受けて、公共サービスの提供における民間部門の役割と、民間部門のサービス提供者を管理、チェックする方法とに関心が寄せられるようになった。こうした結果を受けて、民間部門の役割について改めて考えることになった、という発言により、文化相と国防相の両社がメディアで引き合いに出された⁷¹が、我々の考えでは、これは賢明な行為である。内閣府担当大臣もまた、提供事業者の従前の実績評価を欠くことは、既に失敗を犯している契約事業者が新たな契約を得ることにつながるとして、関心を持っている。バックルス氏自身も、長期にわたる企業

⁶⁶ 訳注：理由は定かでないが、本来連番により36.が割り当てられるべきところ、原著ではここから番号が振り直されている。原著との対応関係を容易にするため、敢えて修正しなかった。

⁶⁷ 参招 413

⁶⁸ 参招 582

⁶⁹ 参招 558

⁷⁰ 参招 413

⁷¹ G4S proves we can't always rely on private sector, says minister, The Independent, 14 August 2012.

の実績は、新しい契約を取得する能力の中の重要な要素であったと認めている⁷²。

37.

マネジメント情報の不足とコミュニケーションの不足とがその二つの主要因であることはあらゆる証拠が示しているものの、G4S社が失敗した正確な理由は不明なままである。G4S社は既にPwC社に審査を委託しており、バックルス氏はその調査結果を委員会と共有することに合意した⁷³。我々はオリンピック契約におけるG4S社の遂行能力に関し、PwC社の報告書を心待ちにしている。この経験から正しい教訓が得られるのならば、詳細な内部監査が必要なことは明白なことではあるが、しかしこれは議会調査の代用ではない。

38.

G4S社ほどの規模の企業が、このように高い注目を集めた契約において、その実行に失敗すると予想した者などは殆どいなかった。だがしかし、失敗した。これとは対照的に、組織委は、G4S社が要請された人数の7倍近い、7万人のボランティアを、同社と同じ時間軸、制約条件下で募集、運用することに成功した。大規模な契約において、企業の実績は確かに重要な要素ではあるが、政府機関、警察その他の公共団体は、企業の規模や評判のみに過剰な重みを置いてはならない。我々はまた、オリンピック期間中G4S社に雇用され、同社により激しく失望させられたあまりにも多くの人々の視点を踏まえて再検討された、同社の募集、訓練、人事管理及び費用補償システムに関する証拠を見たいと思っている。このことは、PwC社の報告書若しくはG4S社が別途委託する独立した報告書で扱われることを願っている。公共事業の実施に際しての経費の有効活用は、従業員並びに潜在的従業員に対する搾取及び管理責任の軽視による犠牲であってはならない。G4S社が実施する他のサービスの品質面について、こうした欠点が、唯一、社会的な注目度が極めて高い同社のオリンピック契約の結果からのみ明るみに出たということ、政府は良しとしなければならない。

39.

訓練分について給料が支払われるのかどうかを問われたとき、バックルス氏は「働きに来るならば」と答えたが、委員会の参考人として述べられ、新聞、メディアで広く報じられた多くの苦情によれば、働く準備が整い、働く意思を持っていても、就業時間や場所の連絡がなかった場合には、訓練分の給料は支払われなかったという。別の参考人の場合、何度もシフトに就かない限り、その制服代は自分で支払うことになっていた。仮に、あるスタッフが訓練時の給料を受け取り、正当な理由なしに実業務に就かなかった場合に会社が費用復旧を求めるといふのであれば理解するが、シフトに就けなかったことが、雇用を提供するうえで専ら会社側の落ち度に起因するのであれば、全く別の問題である。我々は同社に対し、こうした状況下に置かれた人々に対する弁償方法を公にするとともに、係る苦情の早期かつ寛容な解決を期待する。

40.

政府が納税者のお金を使い、事業の失敗を以てこれに報いてはならない。警察及び刑事司法サービスの提供において、民間部門はますます重要な役割を果たしているため、こうした委託サービスにおいては、予定事業者の実績を判断することが不可欠である。我々は、公共サービスの提供に失敗した実績を有する高リスク事業者の記録制度設立を政府に勧告する。これは、調達行為を行う際に、公共の契約に失敗したことがある企業に関する唯一の情報源になるであろう。

⁷² 参招 606～607

⁷³ 参招 235

結論と勧告

初期の警告

1.

大会一か月前に組織委が委託した報告書は、G4S 社の求人、訓練、コミュニケーションに問題があることを明確に示していた。また G4S 社が組織委に提示するマネジメント情報は基本的に信用できないことも見出していた。一方、G4S 社は自身が契約を履行できる準備はできていると主張し続けた。バックルス氏は、関連する全ての勧告に対応したと述べているが、最終結果から、G4S 社が組織委に提出したデータの変更は、内容よりもむしろ見栄えを重視したものだと言えらるだろう。仮にデータには全く紛らわしいところがないとしても、これは信頼できるとは言い難く、この点に対し、同社の最高責任者は全責任を負わねばならない。(第13節)

2.

オリンピックの警備計画に関する4つの報告書がオリンピック警備委員会の中で広く共有されていなかったのは驚くべきことであり、そうされていたならば、潜在的な問題の大きさはすぐに明らかにされていたに違いない。大規模なイベントを計画する際、外部団体に委託するいかなる報告書も利害関係者全員で共有できるように承諾を受けるべきだということを勧告する。(第14節)

問題の顕在化

3.

7月3日にテイラー＝スミス氏がバックルス氏へ人員の不足を報告する電話をした時、G4S 社の経営陣は遂に納得したようである。この日、バックルス氏は休暇中であったことから、定時連絡以上の何かが起きたと悟った。しかし、バックルス氏が7月6日に内務大臣と会談した際、彼は事態の大きさについては言及せず、また同じ日に、ホースマン＝スウェル氏はメディアを相手に G4S 社は世界規模で複数のオリンピック警備を同時に運営する以上の能力があるのだということ自信ありげに話していた。バックルス氏が7月10日に内務大臣に面会した時も、問題の規模については言及しなかった。この段階において内務省が何らかの深刻な誤りの発生に既に気づいていたことは、チャールズ・ファー氏が危機管理計画の実行に踏み切ったことから明らかである。それにも拘らず、G4S 社がそのパートナーに対して事態の深刻さを伝えるのにさらに一週間を要したのは、驚くべきことである。(第20節)

危機管理計画

4.

危機管理計画は大成功であり、この点に異議を申す者はいないだろう。我々は大会に対する軍の貢献を称賛する。安心・安全な大会運営において軍がこの上ない成功を導いたことにより、将来大規模なイベントを計画する際には、関係者への適切な評価と報酬をしつつ、軍による会場警備（後方支援よりむしろ）も第一の選択肢として挙げられるかもしれない。我々はまた、大会警備を支援し、G4S 社の失敗を補完した警察の貢献についても称賛する。(第23節)

G4S 社における応募者、従業員に対する処遇

5.

G4S 社のスタッフ及び将来のスタッフとのコミュニケーション不足が、同社のオリンピック関連契約における総合的な失敗要因の一つであったことは疑う余地がない。このことはまた、選考、訓練、スクリーニング課程を経た将来のスタッフたちに対し、G4S 社のマネジメント力不足のために仕事もないままにただ取り残されていたことによる影響を与えた。我々の見解としては、G4S 社は訓練から認定に至る課程を修了したにもかかわらず、応募者に仕事を提供しなかったことにより、損失を被った者らに対する謝罪として、直ちに惜しみなく見舞金を支払う道義的責任を負っていることは明らかである。この

ことが内務省、組織委いずれの失策でもないことを我々は明らかにするが、多くの人々が訓練を受け、仕事を受けられるようにしたのは、就業を求められたからではなく、国家が主導する中でその役に立てると彼らが信じていたからであり、従って、G4S 社がその道義的責任を惜しみなく、効率的に果たすことに対し、政府はこれを良しとすべきである。(第26節)

補償

6.

我々は組織委と G4S 社に対し、G4S 社が契約要件からどれだけ乖離したのかについて、一刻も早く正確な共通認識を持つように勧告した。(第29節)

7.

G4S 社の契約履行失敗に関する責めは、堅固に、そして専ら同社にある。いずれにせよ、組織委、内務省その他一連の過程に関与した誰も、問題の原因になったという様子はない。この点については、G4S 社からの者を含むすべての参考人が同意している。G4S 社は大会で 50 百万 £ (63.81 億円) の損失を出し、それに伴って株価は大幅に下落していることから、如何なるものであれ更なる損失を最小限にとどめようとするのは、現時点では無理もないことである。しかし、我々は、同社がもっとマクロ的な視点に立ち、英国内で最大の顧客である納税者との長期的な関係に目を向けねばならないと考える。G4S 社が英国の納税者から毎年受け取る 759 百万 £ (968.56 億円) からすればごく僅かな 57 百万 £ (72.74 億円) のマネジメント料を完全に放棄することにより、同社は市民に対し、事がうまく運ばないときには本気で適切な補償をするのだという強いメッセージを送ることになるだろう。そうすることにより、同社はこの特別にして比類なく知名度の高い契約における欠陥に係る責任を認め、また受け入れたと見なされることにより、英国内外ともに、この英国の重要な企業が有する他の契約の継続的な実施とこの失敗との間に一線を画するのである。(第33節)

8.

法的立場を検討し、公共の利益をできる限り強固に守ることが組織委の問題であることは明白なのだが、議会や一般大衆は、実施済みのサービスを基準として正当に協議したマネジメント料に、実施しなかった分を上積みして企業が請求することに対しては違和感を覚える。我々は、バックルス氏がこの点を理解するのに乗り気でない態度にショックを受けた。(第34節)

9.

バックルス氏は、2016年リオオリンピックに際してG4S社が入札に参加しないことを我々に確約した。2012年ロンドンにおける同社の動員力を考えれば、同社が入札に勝つ可能性はごく僅かであろうから、このことは最良の選択であると思っている。(第35節)

将来への教訓

10.

我々はオリンピック契約における G4S 社の遂行能力に関し、PwC 社の報告書を心待ちにしている。この経験から正しい教訓が得られるのならば、詳細な内部監査が必要なことは明白なことではあるが、しかしこれは議会調査の代用ではない。(第37節)

11.

G4S 社ほどの規模の企業が、このように高い注目を集めた契約において、その実行に失敗すると予想した者などは殆どいなかった。だがしかし、失敗した。これとは対照的に、組織委は、G4S 社が要請された人数の 7 倍近い、7 万人のボランティアを、同社と同じ時間軸、制約条件下で募集、動員すること

に成功した。大規模な契約において、企業の実績は確かに重要な要素ではあるが、政府機関、警察その他の公共団体は、企業の規模や評判のみに過剰な重みを置いてはならない。我々はまた、オリンピック期間中 G4S 社に雇用され、同社により激しく失望させられたあまりにも多くの人々の視点を踏まえて再検討された、同社の募集、訓練、人事管理及び費用補償システムに関する証拠を見たいと思っている。このことは、PwC 社の報告書若しくは G4S 社が別途委託する独立した報告書で扱われることを願っている。公共事業の実施に際しての経費の有効活用は、従業員並びに潜在的従業員に対する搾取及び管理責任の軽視による犠牲であってはならない。G4S 社が実施する他のサービスの品質面について、こうした欠点が、唯一、社会的な注目度が極めて高い同社のオリンピック契約の結果からのみ明るみに出たということ、政府は良しとしなければならない。(第 38 節)

12.

訓練分について給料が支払われるのかどうかを問われたとき、バックルス氏は「働きに来るならば」と答えたが、委員会の参考人として述べられ、新聞、メディアで広く報じられた多くの苦情によれば、働く準備が整い、働く意思を持っていても、就業時間や場所の連絡がなかった場合には、訓練分の給料は支払われなかったという。別の参考人の場合、何度もシフトに就かない限り、その制服代は自分で支払うことになっていた。仮に、あるスタッフが訓練時の給料を受け取り、正当な理由なしに実業務に就かなかった場合に会社が費用復旧を求めるというのであれば理解するが、シフトに就けなかったことが、雇用を提供するうえで専ら会社側の落ち度に起因するのであれば、全く別の問題である。我々は同社に対し、こうした状況下に置かれた人々に対する弁償方法を公にするとともに、係る苦情の早期かつ寛容な解決を期待する。(第 39 節)

13.

政府が納税者のお金を使い、事業の失敗を以てこれに報いてはならない。警察及び刑事司法サービスの提供において、民間部門はますます重要な役割を果たしているため、こうした委託サービスにおいては、予定事業者の実績を判断することが不可欠である。我々は、公共サービスの提供に失敗した実績を有する高リスク事業者の記録制度設立を政府に勧告する。これは、調達行為を行う際に、公共の契約に失敗したことのある企業に関する唯一の情報源になるであろう。(第 40 節)

【付録】関連年表

2005年	
7月	2012年夏季オリンピック・パラリンピック大会の開催がロンドンに決定。
2009年	
7月	内務省が2012年オリンピック・パラリンピック大会安心・安全戦略を発表。
2010年	
11月	セキュリティ・テロ担当大臣ネヴィル＝ジョーンズ女性男爵によるオリンピック・パラリンピック大会安心・安全戦略の審査と再検討が完了。 同審査、再検討では、「これまでの実施状況及び現在の進行状況からすれば、大会の安全・安心な実施に向けた効果的な基盤は確立された」としているが、同時に、「管理並びに意思決定、資金調達、政策決定、リスク軽減・管理・戦略的活動」に関し勧告 ⁷⁴ 。
12月24日	組織委がG4S社と契約。G4S社は2,000人の警備員提供と、別途「ブリッジングギャップ」プログラムを通して募集する8,000人の高学歴な学生のマネジメントとを請け負う。
2011年	
3月	前年11月の審査・再検討による勧告を踏まえ、内務省はオリンピック・パラリンピック大会安心・安全戦略（改訂版）を発表。
8月	組織委、内務省は、G4S社と必要人員の増員についての検討を開始。
7月 ⁷⁵	G4S社は組織委との契約により指定された2,000人の人材募集を開始。
8月	政府は組織委の警備体制再検討を警察検査局に指示。
9月30日	警察検査局報告書発表。大会に向けた人員計画は本来あるべき水準に達しておらず、この方法で予定する人数の確保ができるか疑問と指摘。 実施方針及び標準運営手順は18か月遅延しており、必要人員の確定方法に係る疑問を惹起すると記載。 審査チームは、適切な警備能力が予定通りに準備されているとの確信には至らず、「相互に依存する4つのワークストリーム（需要、人材、訓練、配置）全てにおいて、実施状況を頻繁かつ内部からモニタリング」することを勧告。（デニス・オコナー卿、2012年9月4日及び警察検査局報告書第2.4項）
11月	G4S社は12月に予定する変更契約を見越し、8,000人の追加募集を開始。
12月	政府は民間会場の警備に対し、軍から7,500人を支援することを承認。
12月	組織委はオリンピック警備に関する内部監査報告書を作成。
12月13日	G4S社は8,400人の追加募集に係る第二段階を開始。
12月15日	組織委とG4S社との間で、G4S社への要請人員を10,400人に増員する変更契約を締結。
2012年	
1月16日	G4S社は8,400人の追加募集に係る第三段階を開始。

⁷⁴ These quotes are taken from a short summary published by the Home Office; the full document is not published

⁷⁵ 訳注：時系列が逆転しているが、原文の並び通りとした。

2月27日	警察検査局のフォローアップ報告書において、組織委は2011年報告書に示された問題に取り組んでおり、訓練を発展させるために、未完成の標準運営手続を完成させる火急の必要強調しながら、必要人員の提供に向け動き出していると結論。
2月	内務省によるオリンピック会場警備に関する内部監査報告書作成。
3月	内務省による第二次内部監査報告書作成。
4月	組織委は、G4S社の会場警備プログラム管理に関する調査をデロイト社に委託。 ニック・バックルス氏はデロイト社の勧告に対しては一週間以内に対応したといい、「新たな管理体制を構築し、新たにマネジメント情報を報告するテンプレートを導入し、会議についてはより正式に、週一回ペースで開催するようにした」と答弁(参招14-17)。
4月	内務省による第三次内部監査報告書作成。
6月	内務省による第四次内部監査報告書作成。
6月7日	G4S社の取締役会議において、契約の実行状況を議論。問題の規模が明らかになる前の最後の正式な取締役会議。
6月27日(水)	チャールズ・ファー氏を議長とするオリンピック警備委員会を内務省で開催。内務省、軍、警察、組織委、G4S社の代表者ら約40人が出席。 G4S社と組織委は「スケジュールの問題」を抱えており、不測人数は1,000人未満ではあるが、7月1日以降の人員配置において、一時的に警備員数が不足する可能性がある」と報告。 不測の理由についてG4S社は、主に7月27日まで業務に就けないスタッフがいることだと説明。 会議では、(洪水などのような)市民の非常事態を想定して結成された軍の危機管理部隊を、オリンピック会期中に投入することを検討。
6月28日(木)	内務省は、周辺警備のため危機管理部隊1,000人のうち200人を24時間以内に招集する承認を要請。
6月30日(土)	軍の危機管理部隊が動員され始める。
7月3日(火)	G4S社のCOOデヴィッド・テイラー＝スミス氏は、同社CEOのニック・バックルス氏(同日は休暇中)に、スタッフの不足が発生していることを電話連絡。 ニック・バックルス氏によれば、この日、G4S社は組織委及び内務省に対し問題を告知。ただし、この時点でなお同社は問題の規模全体を把握してはいない。 「...我々は組織委に連絡後、現在直面している課題に向かうため、組織委及び内務省と、毎日作業部会を開催した。我々は、直面している課題に対し極めて素直であったが、その進捗を日常的に終始見続けることは極めて困難であった。我々は今なお当初想定した人数に自信を持っているが、データを調べ、進捗を確認し、スケジュールを検討すればするほど、実行可能と考えていた内部情報伝達と人員確保が困難だと悟った。このため、日々我々は、我々が実施できること、できないことに関して何が終わっているのかを評価するとともに、その結果を広く共有していた。」(参招24)
7月5日(木)	チャールズ・ファー氏は、「G4S社からのデータよりもむしろ我々が現場から得たデータを基に」G4S社は問題を解決できていないと判断。(参招482)

7月6日(金)	<p>内務省は、軍の危機管理部隊から200人を増員し、計400人とする危機管理計画の拡大を開始。</p> <p>G4S社はなおも契約上の人員を満たすこと自信があると発言。</p> <p>G4S社の2012年ロンドン会計担当部長であるイアン・ホースマン＝スウェル氏は、ロイターに対し、「我々は今ロンドンオリンピックを提供している。仮に今オーストラリアで同等規模のイベントがあっても、我々は同じ期間で提供できるということを力説する」と発言（オリンピック後の営業拡大に向けてG4S社は大規模イベントを視野に、ロイター、2012年7月6日）。</p>
7月9日(月)	軍危機管理部隊からの動員人数を325人から725人に増員。
7月10日(火)	内相がニック・バックルス氏に面会するも、同氏は問題の規模に言及せず。
7月11日(水)	<p>早朝の組織委事務局での会議に続くオリンピック警備委員会の席上において、G4S社は初めて、目標とする人員確保にもはや自信がないと表明。</p> <p>内務省は直ちに、週明けの危機管理部隊からの増員にさらに3,500人を加え、前年12月の政府承認7,500人とする危機管理計画を実行。</p> <p>これにより、会場警備以外に展開される隊員を含め、様々な役割において大会支援に配置される軍の隊員数は計17,000人。</p>
7月12日(木)	<p>内務大臣は、議会（オリンピック（警備））で緊急質問に答弁（下院議事録、2012年7月12日、Col.451）</p> <p>内相は、10,000枚のオリンピック・パラリンピック入場券が、Tickets for Troops⁷⁶を経由して軍に寄付されると答弁。オリンピックパークの入場券を買った場合と同様に、2,000枚については、自転車競技（ロードレース）及びマラソン競技の観客エリア入場が可能。開会式、閉会式最終リハーサルの入場券計7,000枚を軍に提供。</p>
7月13日(金)	G4S社は証券取引所に状況を通知（参招39-40）
7月20日	大会会期開始。
7月27日	オリンピック開会式。
8月12日	オリンピック閉会式。
8月13日	<p>国防省は、G4S社が軍に対し2.5百万£（3.19億円）を寄付したと発表。</p> <p>この日、G4S社が組織委の要求を満たす人員を初めて供給。</p>
8月28日	<p>G4S社は半期決算においてオリンピック契約に伴い50百万£（63.81億円）の損失が発生する見込みを公表（これは、7月の当委員会においてニック・バックルス氏が提示した内容と一致）。予想される損失内容は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍及び警察の追加展開に伴うコスト増 ・潜在的違約金及び契約責任の見込み分 ・契約実行に伴い増加した内部資源投入に係る追加費用 <p>添付文書により、G4S社は、ピーク時において契約上のシフトの83%を、8,000人のスタッフを現場に投入することで達成したと発表。</p> <p>G4S社は、将来の大規模で1回限りのスポーツイベントには入札不参加の見込みとメディアが報道。</p>

⁷⁶ 訳注：Tickets for Troopsは、英国軍に属する軍人向けに演劇、コンサート等のチケットを斡旋するNPO法人。

8月29日	パラリンピック開会式。
9月9日	パラリンピック閉会式。
9月10日	大会会期終了。
9月13日	オリンピック選手村閉村。
9月30日	契約期間は組織委により延長することができるが、G4S社の当初契約はこの日をもって終了。

外国の警備業に関する調査研究報告書

平成 29 年 (2017 年) 5 月 30 日 (発行)

発行者 公益財団法人日工組社会安全研究財団
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-7-8
大手町佐野ビル 6 階
電話 03-3219-5177 Fax 03-3219-2338

企画 公益財団法人日工組社会安全研究財団
調査・編集 株式会社サンビーム
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-2-8
グランバレー三崎町 2 F

© The Nikkoso Research Foundation for Safe Society 2017

ISBN 978-4-904181-28-7

Printed in Japan